

第五 経済法

の認可をしなければならない。

第二十六條 第二十四條第一項の申請があつたときは、行政廳は、申請書を受理した日から一箇月以内に、発起人に対し、認可又は不認可の通知を發しなければならない。

行政廳が前項の期間内に同項の通知を發しなかつたときは、その期間満了の日に第二十四條第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、発起人は、行政廳に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

行政廳は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

発起人が不認可の取消を求め訴を提起した場合において、裁判所がその取消を判決をしたときは、その判決確定の日に第二十四條第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

第二十七條 第二十四條第一項の認可があつたときは、発起人は、滞滯なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

第二十八條 農業共済団体は、主たる事務所所在地において、設立の登記をすることに因つて成立する。

第二十九條 都道府縣知事は、都道府縣農業共済保險審査会の申出があつた場合において、必要があると認めるときは、命令の定めるところにより、区域及び組合員たる資格を定め、組合員たる資格を有する者に対し、農業共済組合を設立すべきことを命ずることができる。

前項の規定により設立を命ぜられた者は、命令の定めるところにより、創立總會を開き、定款その他設立に必要な事項を定め、都道府縣知事の認可を受けなければならない。

第三十條 農業共済団体の定款には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 区域
- 四 事務所所在地
- 五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定
- 六 共済掛金又は保険料及び事務費に関する規定
- 七 共済責任又は保險責任に関する規定
- 八 役員の数及び選挙に関する規定
- 九 準備金の額及びその積立の方法
- 十 剰余金の処分及び不足金の処理に関する規定
- 十一 公告の方法

行政廳は、標範定款例を定めることができる。

第三節 管理

第三十一條 農業共済団体に、役員として理事及び監事を置く。

理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

役員は、定款の定めるところにより、總會においてこれを選挙する。但し、設立当時の役員は、創立總會においてこれを選挙する。

役員は、無記名投票によつてこれを行う。投票は、一人につき一票とする。

農業共済団体の理事の定数の少くとも四分の三は、組合員（組合員が農業共済組合であるときは、その組合員）でなければならない。但し、設立当時の理事は、設立の同意者（同意者が農業共済組合であるときは、その組合員）でなければならない。

第三十二條 役員任期は、一年とする。但し、定款で二年以内において別段の期間を定めるときは、その期間とする。

設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立總會において定める期間とする。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

第三十三條 理事は、監事又は農業共済団体の使用人と、監事は、理事又は農業共済団体の使用人と相兼ねてはならない。

第三十四條 農業共済団体が理事と契約をするときは、監事が、農業共済団体を代表する。農業共済団体と理事との訴訟についても、また同様とする。

第三十五條 理事は、毎事業年度一回通常總會を招集しなければならない。

第三十六條 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を以て、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して總會の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に總會を招集しなければならない。

第三十七條 理事の職務を行う者がいないとき、又は前條の請求があ

一 新制定法

つた場合において理事が正当な理由がないのに總會招集の手続をしないときは、監事は、總會を招集しなければならない。

第三十八條 農業共済団体の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に催告を受けるところを農業共済団体に通知したときは、その場所に宛てることを以て足りる。

前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

總會招集の通知は、その会日から十日前までに、その會議の目的たる事項を示してこれをしなければならない。

第三十九條 理事は、定款及び總會の議事録を各事務所へ備え置き、且つ、命令の定めるところにより、組合員名簿を主たる事務所へ備えて置かなければならない。

農業共済団体の組合員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

第四十條 理事は、通常總會の会日から一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所へ備えて置かなければならない。

農業共済団体の組合員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

第一項に掲げる書類を通常總會に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

第五 経済法

第四十一條 役員は、総組合員の五分の一以上の請求に因り、任期中でも、総会においてこれを改選することができる。

前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれをしなければならぬ。但し、法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款の違反を理由とする改選の請求は、この限りでない。

第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を農業共済團体に提出してこれをしなければならぬ。

前項の規定による書面の提出があつたときは、農業共済團体は、総会の会日から七日前までに、役員に対し、その書面を交付し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならぬ。

第四十二條 役員には、民法第四十四條第一項、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十六條、第五十九條及び第六十一條第一項の規定を準用する。この場合において、民法第五十六條中「裁判所」とあるのは、「行政廳」と読み替へるものとする。

第四十三條 左の事項は、総会の議決を経なければならぬ。
一 定款の変更
二 事務費を徴収する場合には、その額及び徴収方法
三 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案
定款の変更に係る議決は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数によらなければならぬ。
定款の変更は、行政廳の認可を受けなければ、その効力を生じ

ない。
前項の認可については、第二十五條及び第二十六條の規定を準用する。

第四十四條 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いては、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
議長は、総会においてこれを選任する。
議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

第四十五條 総会には、民法第六十四條及び第六十六條の規定を準用する。この場合において、同法第六十四條中「第六十二條」とあるのは、「農業災害補償法第三十八條第三項」と読み替へるものとする。

第四節 解散及び清算

第四十六條 農業共済團体は、左の事由に因つて解散する。
一 総会の議決
二 農業共済組合の合併
三 破産
四 第八十條第二項の規定による解散の命令

解散の議決には、第四十三條第二項の規定を準用する。
解散の議決は、行政廳の認可を受けなければ、その効力を生じない。
前項の場合には、第二十五條及び第二十六條の規定を準用する。

第四十七條 農業共済團体が解散したときは、農業共済組合の合併

の場合を除いては、共済関係又は保険関係は、終了する。

第四十八條 農業共済組合が合併しようとするときは、総会において合併を議決しなければならぬ。

前項の場合には、第四十三條第二項の規定を準用する。
合併は、行政廳の認可を受けなければ、その効力を生じない。
前項の場合には、第二十五條及び第二十六條の規定を準用する。

第四十九條 農業共済組合が合併の議決をしたときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならぬ。

農業共済組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、知れてゐる債権者には、各別にこれを催告しなければならぬ。

第五十條 債権者が前條第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

債権者が異議を述べたときは、農業共済組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならぬ。

第五十一條 合併に因つて農業共済組合を設立するには、各組合の

一 新制定法

総会において組合員の中から選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行爲をしなければならぬ。
前項の規定による役員を選任は、合併しようとする組合の組合員の中から、これをしなければならぬ。
第一項の規定による設立委員の選任には、第四十三條第二項の規定を準用する。
第五十二條 農業共済組合の合併は、合併後存続する組合又は合併に因つて設立する組合が、その主たる事務所所在地において、第六十四條に規定する登記をすることに因つてその効力を生ずる。
第五十三條 合併後存続する組合又は、合併に因つて設立した組合は、合併に因つて消滅した組合の権利義務（当該組合がその行う事業に関し、行政廳の許可、認可を他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。
第五十四條 農業共済團体が解散したときは、合併及び破産に因る解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。但し、総会において他人を選任したときは、この限りでない。
第五十五條 清算人は、就職の後遅滞なく、農業共済團体の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。
第五十六條 清算人は、農業共済團体の債務を弁済した後でなければ、農業共済團体の財産を分配することができない。

第五 經濟法

第五十七條 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第五十八條 農業共済団体の解散及び清算には、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條乃至第八十三條並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條の二十五第二項第三項、第三十六條第一項、第三十七條及び第三十八條の規定を準用する。この場合において、民法第七十五條中「前條」とあるのは、「農業災害補償法第五十四條」と読み替へるものとする。

第五節 登記

第五十九條 設立の登記は、設立の認可があつた日（第二十六條第二項及び第四項の場合にあつては、設立の認可に関する証明のあつた日）から二週間以内、主たる事務所の所在地においてこれをしなければならない。

設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。
一 第三十條第一項第一号乃至第三号及び第十一号に掲げる事項

二 事務所

三 役員及び住所

農業共済団体は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において前項の事項を登記しなければならない。
第六十條 農業共済団体の成立後従たる事務所を設けたときは、主

たる事務所の所在地において二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前條第二項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内においてあらたに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記することを以て足りる。

第六十一條 農業共済団体が主たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては二週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては三週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移轉したときは、その移轉の登記をすることを以て足りる。

第六十二條 第五十九條第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。
第六十三條 農業共済団体が解散したときは、合併及び破産の場合を除いては、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては二週間以内に解散の登記をしなければならぬ。

なければならない。

第六十四條 農業共済組合が合併をしたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については、変更の登記、合併に因つて消滅する組合については解散の登記、合併に因つて設立した組合については第五十九條第二項に規定する登記をしなければならない。

第六十五條 清算人は、その就職の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内、清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

前項の登記には、第六十二條の規定を準用する。
第六十六條 農業共済団体の清算が終了したときは、清算終了の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

第六十七條 農業共済団体の登記については、その事務所の所在地を管轄する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。各登記所に、農業共済組合登記簿及び農業共済保険組合登記簿を備へる。

第六十八條 農業共済団体の設立の登記は、役員全員の申請に因つてこれをする。
前項の登記の申請書には、定款及び役員たることを証する書面を添附しなければならない。

新制定法

合併に因る農業共済組合の設立の登記の申請書には、前項に掲げる書面の外、第四十九條第二項の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は信託をしたことを証する書面を添附しなければならない。
第六十九條 第五十九條第三項の規定による登記は、理事の申請に因つてこれをする。

第七十條 農業共済団体の事務所の新設又は事務所の移轉その他第五十九條第二項の事項の変更の登記は、理事又は清算人の申請に因つてこれをする。
前項の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第七十一條 第六十三條の規定による農業共済団体の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いては、清算人の申請に因つてこれをする。

前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。
行政廳が農業共済団体の解散を命じた場合における解散の登記は、当該行政廳の囑託に因つてこれをする。

第七十二條 第六十四條の規定による解散の登記は、合併に因つて消滅した農業共済組合の理事の申請に因つてこれをする。

第五 経済法

前項の場合には、第六十八條第三項及び前條第二項の規定を準用する。

第七十三條 第六十五條第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でない場合には、申請人の資格を証する書面を添付しなければならない。

第六十五條第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

第七十四條 農業共済団体の清算終了の登記は、清算人の申請に因つてこれをする。

前項の登記の申請書には、清算人が第五十七條の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

第七十五條 登記すべき事項で行政廳の認可を要するものは、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。但し、第二十六條第二項及び第四項の場合には、認可に関する証明書の到達した時から登記の期間を起算する。

第七十六條 登記した事項は、司法事務局において遅滞なくこれを公告しなければならない。

第七十七條 農業共済団体の登記には、非訟事件手続法第四百一十一條乃至第五百一十一條ノ六及び第五百五十四條乃至第五百五十七條の規定を準用する。

第六節 監督

第七十八條 行政廳は、農業共済団体に法令、法令に基いてする行

政廳の処分又は定款を遵守させるために必要があると認めるときは、農業共済団体からその業務又は財産の状況に關し報告を徴することができる。

第七十九條 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、農業共済団体の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款に違反する疑があることを理由として検査を請求したときは、行政廳、当該団体の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

行政廳は、農業共済団体の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款に違反する疑があるとき、何時でも、当該団体の業務又は会計の状況を検査することができる。

第八十條 行政廳は、前條の規定による検査を行った場合において、当該団体の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款に違反するときは、当該団体に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

農業共済団体が前項の規定による命令に違反したときは、行政廳は、当該団体の解散を命ずることができる。

第八十一條 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、總會の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一箇月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合において、行政廳は、その違反の

事実があると認めるときは、当該決議又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

第八十二條 この章中行政廳とあるのは、第五十三條の場合を除いて、農業共済組合については都道府縣知事、農業共済保険組合については主務大臣とする。

前項の規定による主務大臣の権限の一部は、これを都道府縣知事に委任することができる。

第三章 農業共済組合の共済事業

第一節 通則

第八十三條 農業共済組合の行う共済事業は、左の通りとする。

- 一 農作物共済
 - 二 蚕繭共済
 - 三 家畜共済
- 家畜共済は、死亡雇用共済、疾病傷害共済及び生産共済とする。

第八十四條 農業共済組合は、農作物共済にあつては第一号、蚕繭共済にあつては第二号、死亡雇用共済にあつては第三号、疾病傷害共済にあつては第四号、生産共済にあつては第五号に掲げる共済目的につき、当該各号に掲げる共済事故に因つて生じた損害について、組合員に対し共済金を交付するものとする。

- 一 共済目的 水稻、麦その他政令で指定する食糧農作物
- 共済事故 風水害、干害、冷害その他氣象上の原因（地震及び噴火を含む。）に因る災害及び病害

一 新制定法

二 共済目的 蚕繭

共済事故 蚕兒の病害及び風水害、干害、凍害又はひょう害に因る桑葉の減收

三 共済目的

出生後五月の月の末日を経過した牛、山羊、めん羊及び種豚並びに明け二歳以上の馬

四 共済目的

死亡（屠殺に因る死亡を除く。）及び雇用、出生後五月の月の末日を経過した牛、山羊、めん羊及び種豚並びに明け二歳以上の馬

五 共済目的

疾病及び傷害
妊娠第六月の月の初日から出生に至るまでの牛の胎兒及び出生後五月の月の末日に至るまでの牛（命令で定める場合を除いて、乳用種の雄牛を除く。）並びに妊娠七月の月の初日から出生に至るまでの馬の胎兒及び出生後その年の末日に至るまでの馬

共済事故 死亡（屠殺に因る死亡を除き、流産を含む。）及び雇用

前項第三号及び第五号の雇用の範圍は、命令でこれを定める。

第八十五條 農業共済組合は、命令で定める場合を除いては、第八十三條に掲げる共済事業のすべてを行わなければならない。

第八十六條 農業共済組合の組合員は、定款の定めるところにより、定額の共済掛金を組合に支拂わなければならない。

第八十七條 農業共済組合は、定款の定めるところにより、第十四

條の規定により國庫が負担する事務費以外の事務費を組合員に賦課することができる。

第三百三十二條において準用する前項の規定により賦課される賦課金の支拂に充てる費用についても、また同項と同様とする。

第八十八條 共済掛金及び前條の規定による賦課金を徴収し、又は共済掛金の返還若しくは拂戻を受ける権利及び共済金の支拂を受け、又はその返還を受ける権利は、一年間これを行わないときは、時効に因つて消滅する。

農業共済組合が定款の定めるところによりする前項の共済掛金及び賦課金の徴収の告知は、民法第五百五十三條の規定にかかわらず、時効中絶の効力を有する。

第八十九條 共済金の支拂を受ける権利は、これを譲り渡し、又は差し押えることができない。

第九十條 農業共済組合の組合員は、組合に支拂うべき共済掛金及び第八十七條の規定による賦課金について相殺を以て農業共済組合に対抗することができない。

第九十一條 農業共済組合が組合員に対して支拂う共済金の額は、その組合が農業共済保険組合から支拂を受けた保険金の額を下つてはならない。

第九十二條 共済金の支拂に不足を生ずるときは、農業共済組合は、命令の定めるところにより、共済金額を削減することができ

る。

第九十三條 農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の譲受人は、共済るときは、何時でも、共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な事項を調査することが出来る。

第九十八條 農業共済組合の組合員は、共済事故が発生したときは、遅滞なくその旨を組合に通知しなければならない。

農業共済組合の組合員は、共済金の支拂を受けるべき損害があることを認めるときは、定款の定めるところにより、遅滞なくその旨を組合に通知しなければならない。

第九十九條 左の場合には、農業共済組合は、共済金の全部又は一部につき、支拂の責を免れることができる。

一 組合員が第九十四條第一項の規定による義務を怠つたとき。

二 組合員が第九十五條の規定による指示に従わなかつたとき。

三 組合員が前條の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失に因つて不実の通知をしたとき。

四 組合員が第五條第一項の規定による共済細目書の提出を怠り、又は悪意若しくは重大な過失に因つて共済細目書に不実の記載をしたとき。

五 組合員が正当な理由がないのに第五條第一項の規定による拂込を遅滞したとき。

六 組合員が第五條第三項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失に因つて不実の通知をしたとき。

第一百條 農業共済組合は、毎事業年度の終において存する共済責任につき、命令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

関係に關し讓渡人の有する権利義務を承継する。但し、当該共済目的の譲受人が讓渡人の所屬する農業共済組合の組合員でないときは、この限りでない。

家畜共済の共済目的の譲受人は、農業共済組合の承諾を受けて、共済關係に關し讓渡人の有する権利義務を承継することができる。

農業共済組合は、正当な理由がなければ、前項の承諾を拒むことができない。

農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の譲受人で讓渡人の所屬する農業共済組合の組合員でないものについては、前二條の規定を準用する。

共済目的について相続その他の包括承継があつた場合には、前四項の規定を準用する。

第九十四條 農業共済組合の組合員は、共済目的について通常すべき管理その他損害防止を怠つてはならない。

農業共済組合は、前項の管理その他損害防止について組合員を指導することができる。

第九十五條 農業共済組合は、組合員に損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、組合員の負担した費用は、組合の負担とする。

第九十六條 農業共済組合は、定款の定めるところにより、損害防止のため必要な施設をすることができる。

第九十七條 農業共済組合は、損害の防止又は認定のため必要があ

るときは、何時でも、共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な事項を調査することが出来る。

第一百條 農業共済組合は、毎事業年度の終において存する共済責任につき、命令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

第一百條 農業共済組合は、毎事業年度の終において存する共済責任につき、命令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

第一百條 農業共済組合は、毎事業年度の終において存する共済責任につき、命令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

第一百條 農業共済組合は、毎事業年度の終において存する共済責任につき、命令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

前項の共済細目書に記載すべき事項は、定款でこれを定める。第一項の規定により提出した共済細目書に記載した事項に変更を生じたときは、組合員は定款の定めるところにより遅滞なくそ

の旨を組合に通知しなければならない。

第六節 農作物共済及び蚕繭共済の共済金額は、主務大臣が共済目的の種類ごとに単位当り收穫量別にその收穫物の價格の二分の一を標準として定める最高額と最低額の範囲内において共済目的の種類ごとに一律に定款でこれを定める。

第七節 農作物共済及び蚕繭共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごとに、当該市町村（地方自治法第五十五條第二項の市にあつては、区。以下本條において同じ。）又は特別区の属する危険階級の基準共済掛金率を下らない範囲内において定款でこれを定める。

基準共済掛金率は、都道府県の区域内における危険階級別の共済金額の合計額を重みとするその算術平均が当該都道府県の共済掛金標準率に一致し、且つ、その相互の比が各危険階級の危険程度を表示する指数の比に一致するように主務大臣が、共済目的の種類ごとに危険階級別にこれを定める。

前項の危険階級の別、各危険階級に属する市町村及び特別区並びに各危険階級の危険程度を表示する指数は、都道府県知事が、共済目的の種類ごとにこれを定める。

共済掛金標準率は、左の率を共済目的の種類ごとに都道府県別に合計したものとす。

一 命令で定める一定年間に於ける当該都道府県の各年の被害率（以下本條において単に被害率という。）のうち、主務大臣が共済目的の種類ごとに定める標準被害率（以下単に標準被害率と

いう。）を超えないものにあつてはその被害率を、標準被害率を超えるものにあつては標準被害率を基礎として主務大臣が共済目的の種類ごとに定める率（以下通常共済掛金標準率という。）

二 被害率のうち、標準被害率を超え主務大臣が共済目的の種類ごとに定める一定の率を超えないものにあつては標準被害率を超える部分の率を、その一定の率を超えるものにあつては標準被害率を超えその一定の率を超えない部分の率を基礎として主務大臣が共済目的の種類ごとに定める率（以下異常共済掛金標準率という。）

三 被害率のうち、前号の一定の率を超えるもののその超える部分の率を基礎として主務大臣が共済目的の種類ごとに定める率（以下超異常共済掛金標準率という。）

前項の通常共済掛金標準率、異常共済掛金標準率及び超異常共済掛金標準率は、五年ごとに一般にこれを改訂する。

第八節 農作物共済及び蚕繭共済に係る共済掛金を滞納する者がある場合において、農業共済組合の請求があるときは、市町村又は特別区は、市町村税の例によつてこれを処分する。この場合には、農業共済組合は、徴収金の百分の四を市町村又は特別区に交付しなければならない。

市町村又は特別区が前項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを結了したときは、農業共済組合は、都道府県知事の認可を受けて、これを処分することが出来る。この場合には、地方自治法第二百二十五條第一項

及び第四項の規定を準用する。

前二項の規定による徴収金の先取特権の順位は、市町村その他これに準ずるものの徴収次に次ぎ、その時効については、市町村税の例による。

第九節 農業共済組合は、左の場合において、被害の程度に應じて、共済金額に命令で定める率を乗じて得た金額に相当する共済金を組合員に支拂うものとする。

一 農作物共済にあつては、共済事故に因る減収が平年における当該耕地の收穫量の百分の三十を超えた場合

二 蚕繭共済にあつては、共済事故に因る減収が平年における当該組合員の単位当り收穫量の百分の四十を超えた場合

第十節 農作物共済及び蚕繭共済の共済責任期間は、左の各号に掲げる期間とする。

一 水稻については本田移植期（直播をする場合にあつては、発芽期）から、麦については発芽期（移植をする場合にあつては、移植期）から夫々收穫をするに至るまでの期間及びその他の農作物については、これに準ずる期間

二 蚕繭については、桑の発芽期から最終登期の收穫をするに至るまでの期間

第三節 家畜共済

第十一節 農業共済組合は、組合員から家畜共済の申込を受けたときは、左の各号の一に該当する場合その他正当な理由がある場合を除いて、その承諾を拒んではならない。

一 新制定法

一 死亡雇用共済に付していない家畜について疾病傷害共済の申込があつた場合において、同時に当該家畜の死亡雇用共済の申込がないとき。

二 死亡雇用共済に付していない母畜の胎児について生産共済の申込があつた場合において、同時に当該母畜の死亡雇用共済の申込がないとき。

第十二節 農業共済組合の家畜共済に係る共済責任は、定款に特別の定めがある場合を除いては、組合が組合員から共済掛金の支拂を受けた日の翌日から始まる。

死亡雇用共済及び疾病傷害共済の共済掛金期間は、一年とする。但し、特別の事由があるときは、定款で別段の定をすることが出来る。

第十三節 左の各号の一に該当する家畜は、あらたに死亡雇用共済にこれを付することが出来ない。

一 十二歳を超える牛及び明け十七歳以上の馬

二 七歳を超える山羊及びめん羊並びに六歳を超える種豚
家畜が前項各号に該当するに至る前二年以内にあらたに開始した死亡雇用共済関係は、その該当するに至つた時の属する共済掛金期間満了の時に消滅する。

第十四節 家畜共済の共済金額は、左の金額とする。

一 死亡雇用共済にあつては家畜の價額の百分の八十に相当する金額を、疾病傷害共済にあつては主務大臣の定める額を夫々超えない範囲内において定款で定める額

第五 経済法

二 生産共済にあつては、胎児については母畜の死亡廃用共済の共済金額の百分の二十に相当する金額、出生した牛及び馬については生後満一箇月までは胎児の共済金額と同額とし、生後一箇月を加えることにその額にその百分の十五を加えた額

前項の共済掛金率は、命令で定める一定年間における地域別の被害率を基礎として主務大臣が共済目的の種類ごとに定める当該地域別の共済掛金標準率を下つてはならない。

前項の共済掛金標準率は、四年ごとに一般にこれを改訂する。

第四十六條 家畜共済に係る共済金は、左の金額とする。

一 死亡廃用共済にあつては、共済事故の原因が発生した直前の家畜の価格により、命令の定めるところにより、定款で定める方法によつて算定された損害の額に共済金額の共済償額に対する割合を乗じて得た額

二 疾病傷害共済にあつては、共済事故に因つて組合員が被る損害の額に農業共済組合が、命令の定めるところにより、定款で定める支拂割合を乗じて得た額

三 生産共済にあつては、胎児については共済金額の全額、出生した牛及び馬については第一号の場合に準じて算定した額

前項第二号の損害の額は、命令の定めるところにより、定款で定める方法によつてこれを算定する。

第四十七條 疾病傷害共済に係る共済事故が発生した場合におい

三八二

て、農業共済組合が診療その他の行爲をし、又はその費用を負担したときは、組合は、当該診療その他の行爲に要した費用の額の限度において共済金を支拂つたものとみなす。

第四十八條 家畜共済に係る共済責任の始まつた日から二週間以内

に共済事故が生じたときは、農業共済組合の組合員は、共済金の支拂を請求することができない。但し、その共済事故の原因が共済責任の始つた後に生じたときは、この限りでない。

第四十九條 農業共済組合の組合員は、廃用に係る家畜を屠殺したときは、予め組合の承諾を得た場合を除いては、廃用に係る共済金の支拂を請求することができない。但し、やむを得ない事由のある場合において屠殺したときは、この限りでない。

第五十條 家畜共済には、商法第六百三十七條、第六百三十九條乃至第六百四十一條、第六百四十四條、第六百四十五條、第六百四十九條及び第六百六十二條の規定を準用する。

第四章 農業共済保険組合の保険事業

第五十一條 農業共済保険組合は、組合員たる農業共済組合が共済事業に因つてその組合員に対して負う共済責任を相互に保険することを目的とする。

第五十二條 農業共済保険組合の組合員たる農業共済組合員とその組合員との間に共済関係が成立したときは、これに因つて当該農業共済保険組合と当該農業共済組合との間に保険関係が成立するものとする。

第五十三條 農業共済保険組合の保険金額は、左の金額とする。

第二百二十七條 農業共済保険組合の組合員は、共済関係が成立したときは、定款の定めるところにより、組合に当該共済関係に関する事項を通知しなければならない。

前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、農業共済保険組合の組合員は、定款の定めるところにより、遅滞なくこれを組合に通知しなければならない。

第二百二十八條 農業共済保険組合の組合員は、第九十四條第一項の管理その他損害防止について指導しなければならない。

第二百二十九條 左の場合には、農業共済保険組合は、保険金の全部又は一部につき、その支拂の責を免れることができる。

一 組合員が法令又は定款に違反して共済金を支拂つたとき。

二 組合員が損害額を不当に認定して共済金を支拂つたとき。

三 組合員が第九十七條の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大なる過失に因つて不実の通知をしたとき。

四 組合員が正当な理由がないのに保険料の拂込を遅滞したとき。

五 組合員が前條の規定による指導を怠つたとき。

新制定法

第二百二十六條 疾病傷害共済に係る共済事故が発生した場合において、農業共済保険組合が診療その他の行爲をし、又はその費用を負担したときは、当該共済責任を負担する農業共済組合は、当該診療その他の行爲に要した費用の額の限度において共済金を支拂つたものとみなす。

前項の場合には、農業共済保険組合は、同項の額の限度において保険金を当該農業共済組合に支拂つたものとみなす。

濟事業の種類ごとに会計を区分して経理しなければならない。

第三百一十一條 農業共済保險組合の組合員が保險に関する事項について当該組合に対して訴を提起するには、都道府縣農業共済保險審査会の審査を経なければならない。

前項の審査の請求は、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

第三百一十二條 農業共済保險組合の保險事業には、第八十七條第一項、第八十八條乃至第九十一條、第九十五條乃至第九十八條及び第九百條乃至第九百二條並びに商法第六百四十二條、第六百四十三條、第六百四十六條、第六百四十九條及び第六百六十二條の規定を準用する。

第五章 政府の再保險事業

第三百一十三條 政府は、農業共済保險組合が保險事業に因つてその組合員に対して負う保險責任を再保險するものとする。

第三百一十四條 農業共済保險組合とその組合員との間に保險關係が成立したときは、これに因つて政府と当該組合との間に再保險關係が成立するものとする。

第三百一十五條 政府の再保險金額は、左の金額とする。

- 一 農作物共済及び蚕繭共済にあつては、共済目的の種類ごとに当該共済目的に係る總保險金額のうち、その總保險金額に標準被害率を乗じて得た額を超える部分の金額
- 二 家畜共済にあつては、その保險金額に百分の九十の範囲内において主務大臣の定める率を乗じて得た金額

第三百一十六條 政府の再保險料率は左の率とする。

- 一 農作物共済及び蚕繭共済にあつては、異常共済掛金標準率と超異常共済掛金標準率とを合計した率
- 二 家畜共済にあつては、保險料率と同率

第三百一十七條 政府の支拂うべき再保險金は、左の金額とする。

- 一 農作物共済及び蚕繭共済にあつては、共済目的の種類ごとに、当該共済目的に係る總支拂保險金のうち、当該共済目的に係る總保險金額に標準被害率を乗じて得た額を超える部分の金額
- 二 家畜共済にあつては、支拂保險金に再保險金額の保險金額に対する割合を乗じて得た金額

第三百一十八條 農業共済保險組合は、再保險關係が成立したときは、命令の定めるところにより、再保險關係に関する事項を主務大臣に通知しなければならない。

前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、農業共済保險組合は、命令の定めるところにより、これを主務大臣に通知しなければならない。

第三百一十九條 農業共済保險組合は、保險金の支拂をすべき原因が発生したと認めるときは、命令の定めるところにより、遅滞なくその旨を主務大臣に通知しなければならない。

第四百十條 左の場合には、政府は、命令の定めるところにより、再保險金の全部又は一部につき、その支拂の責を免れることができる。

- 一 農業共済保險組合が法令又は定款に違反して保險金を支拂つ

とき。

二 農業共済保險組合が損害額を不当に認定して保險金を支拂つたとき。

三 農業共済保險組合が第三百三十八條又は前條の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失に因つて不実の通知をしたとき。

第四百一十一條 農業共済保險組合が再保險に関する事項について政府に対して訴を提起するには、農林保險審査会の審査を経なければならない。

前項の場合には、第三百一十一條第二項の規定を準用する。

第四百一十二條 政府の再保險事業には、第八十八條乃至第九十條並びに商法第六百四十二條、第六百四十三條、第六百四十六條及び第六百六十二條の規定を準用する。

第六章 審査会

第四百一十三條 都道府縣に都道府縣農業共済保險審査会を置く。

都道府縣農業共済保險審査会は、第二十九條第一項及び第三百三十一條の規定によりその権限に属させた事項を処理する外、都道府縣知事の諮問に應じて左の事項を調査審議する。

- 一 農業災害の発生、予防及び防止に関する事項
- 二 共済掛金、共済金額、保險料及び保險金額の適正化に関する事項
- 三 その他この法律の運用に関する重要事項

第四百一十四條 農林保險審査会は、第四百一十一條の規定によりその新制定法

権限に属させた事項を処理する外、主務大臣の諮問に應じて前條各号に掲げる事項を調査審議する。

第四百一十五條 前二條に規定するものの外、都道府縣農業共済保險審査会及び農林保險審査会に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

第七章 罰則

第四百一十六條 第七十八條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第七十九條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

農業共済團體の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその農業共済團體の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その農業共済團體に対しても同項の刑を科する。

第四百一十七條 左の場合には、農業共済團體の役員又は清算人を一万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により行政廳の認可を受けなければならない場合にその認可を受けなかつたとき。
- 二 この法律による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。
- 三 農業共済團體の目的でない事業をしたとき。
- 四 第三十三條の規定に違反したとき。
- 五 第三十五條、第三十六條又は第三十七條の規定に違反したとき。
- 六 第三十九條第一項若しくは第四十條第一項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若

第五 経済法

しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十九條第二項若しくは第四十條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

七 第四十一條第四項の規定に違反したとき。

八 第四十九條又は第五十條第二項の規定に違反して農業共済組合の合併をしたとき。

九 第五十五條又は第五十七條に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十 第五十六條の規定に違反して農業共済団体の財産を分配したとき。

十一 第九十一條(第三百三十二條において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十二 第九十條(第三百三十二條において準用する場合を含む。)又は第九十一條(第三百三十二條において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十三 第九十條の規定に違反したとき。

十四 民法第七十九條の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十五 民法第七十九條又は同法第八十一條に規定する公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

十六 民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十七 法令又は定款に違反して剰余金を処分し、又は共済金額を削減したとき。

第四百四十八條 第四條第二項の規定に違反した者は、これを千円以下の過料に処する。

附則

第四百四十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第四百五十條 第十二條第一項の規定により食糧管理特別会計が、昭和二十二年において負担する水稻の共済掛金に係る負担金については、同條第三項の規定は、これを適用しない。

第四百五十一條 左の法律は、これを廃止する。
農業保険法

昭和十八年法律第二十二号(農業保険の保険料國庫負担金等の交付及分担等に関する法律)

家畜保険法

第四百五十二條 この法律施行の際現に存する農業保険組合、農業保険組合聯合会及び家畜保険組合については、前條に掲げる法律は、同條の規定にかかわらず、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

第四百五十三條 この法律施行の際現に農業保険法に基いて存する共済責任関係、保険責任関係及び再保険責任関係については、同法は、第五百十一條の規定にかかわらず、この法律施行後でも、なお効力を有する。但し、第三項に規定するものに関しては、この限りでない。

この法律施行の際現に農業保険法に基いて水稻に係る共済責任を負担する市町村農業会については、当該共済責任開始の時に、

当該市町村農業会とその会員との間にこの法律に規定する農業共済組合とその組合員との間における水稻に係る共済関係と同様の共済関係が成立したものとみなす。この場合には、当該市町村農業会はこれを農業共済組合と、当該市町村農業会の所屬する農業保険組合聯合会はこれを農業共済保険組合とみなし、この法律を適用する。

この法律施行の際現に農業保険法に基いて存する水稻に係る共済責任関係、保険責任関係及び再保険責任関係は、その責任開始の時にさかのぼつて消滅する。

前三項の規定施行に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第五百十四條 第五十二條に掲げる家畜保険組合の行う家畜保険事業に關しては、家畜保険法は、第五十一條の規定にかかわらず、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

第五百十五條 農業共済組合が成立したときは、その区域の全部又は一部をその区域とする市町村農業会の共済事業に關する権利義務は、命令の定めるところにより、その成立の時に当該農業共済組合が、これを承継する。

第五百十六條 農業共済保険組合が成立したときは、その区域の全部又は一部を区域とする農業保険組合、農業保険組合聯合会及び家畜保険組合は、その成立の時に解散するものとし、当該農業保険組合聯合会、農業保険組合及び家畜保険組合の再保険事業及び保険事業に關する権利義務は、命令の定めるところにより、その成立の時に、当該農業共済保険組合が、これを承継する。

一 新制定法

第五百十七條 この法律施行前(第五百十二條に掲げる組合及び聯合会については、同條の規定により効力を有する農業保険法及び家畜保険法の失効前)にした行爲の効力については、この法律施行後(同條の組合及び聯合会については、同條の規定により効力を有する農業保険法及び家畜保険法の失効後)でも、なお従前の例による。

第五百十八條 農業家畜再保険特別会計法の一部を次のように改正する。
「農業家畜再保険特別会計法」を「農業共済再保険特別会計法」に、「勅令」を「政令」に改める。

第一條中「農業再保険事業及家畜再保険事業」を「農業共済再保険事業」に改め、「通ジテ」を削る。

第三條中「農業再保険事業」を「農作物共済及蠶繭共済ニ關スル再保険事業」に改め、「一般會計及」を削り、「再保險金」の下に「農業災害補償法第十三條ノ規定ニ依ル交付金」を加える。
第四條中「家畜再保險事業」を「家畜共済ニ關スル再保險事業」に改める。

第五條中「農業再保險事業」を「農作物共済及蠶繭共済ニ關スル再保險事業」に、「家畜再保險事業」を「家畜共済ニ關スル再保險事業」に改める。

第八條第二項中「純再保險料」を「再保險料」に改める。
第十一條 内閣ハ毎年度此ノ會計ノ豫算ヲ作成シ一般會計ノ豫算ト共ニ之ヲ國會ニ提出スベシ

農業災害補償法第五十三條第一項に規定する再保険責任関係及び同法第五十四條の規定に基く家畜保険事業に係る再保険事業については、この法律施行後でも、なお従前の例による。

第五十九條 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。

第五條中「農業保険組合聯合會、農業保險組合、家畜保險組合」を「農業共済保險組合、農業共済組合」に改める。

農業災害補償法第五十二條に掲げる農業保險組合聯合會、農業保險組合及び家畜保險組合については、この法律施行後でも、なお従前の例による。

第六十條 食糧管理特別會計法の一部を次のように改正する。

第六條中「農業再保險特別會計」を「農業共済再保險特別會計」に改める。

物件を含む。又は当該事業によつて造成された農地で農地開発團の所有に属するものの譲渡を受けたときは、当該土地物件は、自作農創設特別措置法第三十一條の規定による未墾地買収計画により同法第三十條の規定によつて買収したものとみなす。

前項の譲渡を受けた土地の対價の支拂については、自作農創設特別措置法第四十三條の規定を準用する。

前項の規定により政府の発行する証券は、これを自作農創設特別措置特別會計の負担とする。

第二條 政府は、農地開発營團から農地開發法第四十四條第二号の農地開發事業を引き継いで行うときは、政令の定めるところにより、当該事業の施行地区をその区域の一部とする都道府縣に、当該事業の費用の一部を負担させることができる。

都道府縣知事は、政令の定めるところにより、前項に規定する事業に因つて利益を受ける者に、その受ける利益の限度において、同項の規定による負担金の一部を負担させることができる。

前項の処分を受けた者は、当該処分について異議があるときは、都道府縣知事に対し異議を申し立てることができる。但し、その処分を受けた日から三十日を経過したときは、この限りでない。

第二項の負担金は、國稅滯納処分の例により、これを徴収することができる。但し、先取特權の順位は、國稅に次ぐものとす。

附則

(99) 農地開發營團の行う農地開發事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律

(昭和二十二年十二月十三日(内務・大藏・法律) 法律第百七十六号(農林大臣署名))

第一條 政府が農地開發法第四十四條第一号の農地開發事業で農地の造成に係るもの用に供されている土地(当該土地の上にある

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。但し、その期日は、この法律公布の日から三十日を経過しない間の日でなければならない。

(100) 農産種苗法

(昭和二十二年十月二日(農林・商工) 法律第百十五号(大臣署名))

農産種苗法

第一條 この法律において、種苗とは、農作物の繁殖の用に供される種子、果実、莖、根、母本、苗、苗木、穂木又はだい木で農林大臣の指定するものいう。

この法律において、種苗業者とは、種苗の販売を業とする者をいう。

第二條 種苗業者は、その營業所ごとに、左の事項を当該營業所の所在地の市町村長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 当該營業所
- 三 当該營業所において取り扱う種苗の種類
- 四 前号の種苗の取引に関する帳簿の保管場所
- 五 その他命令で定める事項

前項の事項中に変更を生じたときも、また同項と同様とする。前二項の規定による届出は、あらたに營業を開始した場合にあ

一新制定法

つてはその開始後二週間以内に、あらたに營業所を設けた場合にあつてはその設置後二週間以内に、第一項の事項中に変更を生じた場合にあつてはその変更を生じた後二週間以内にこれをしなければならない。

第一項及び第二項の規定による届出があつたときは、市町村長は、農林大臣にこれを報告しなければならない。

第三條 種苗は、その包装に左の事項を表示したもの又は左の事項を表示する証票を添附したものでなければ、これを販売してはならない。但し、掲示その他容易に了解出来る方法を以てその種苗につき、第一号乃至第六号の事項を表示する場合及び種苗業者以外の者が販売する場合は、この限りでない。

一 表示をした種苗業者の氏名又は名称及び營業所

二 種苗の種類(接木した苗木にあつては、だい木の種類を含む)及び品種(第七條の規定による登録があつた種苗については、その名称)

三 種苗の生産地

四 種苗たる種子及び果実については、採種の年月(外國産のものにあつては、有効期限)

五 種苗たる種子及び果実については、発芽率

六 農林大臣の指定する病害虫の有無

七 数量

前項第三号の事項の表示は、國內産のものにあつては当該生産地の属する市町村名を以て、外國産のものにあつては当該生産地

の属する國名を以てこれをしなければならぬ。

第四條 農林大臣は、当該官吏に、種苗業者から検査のために必要な数量の種苗を集取させることができる。但し、時價によつてその對價を支拂わなければならない。

前項の場合において種苗業者の要求があつたときは、当該官吏は、その身分を示す証票を示さなければならない。

第五條 農林大臣は、種苗の検査の結果必要があると認めるときは、種苗業者に対し、その業務に關し必要な報告を命じ、又は帳簿その他の書類の提出を命ずることができる。

第六條 農林大臣は、第三條の規定に違反した種苗業者に対し、同條の規定による表示の変更を命じ、又はその違反行為に係る種苗の販賣を禁止することができる。

第七條 優秀な新品種又は新系統の種苗を育成した者及びその相続人は、農林大臣に出願してその種苗の名称の登録を受けることができる。

数人が共同して優秀な新品種又は新系統の種苗を育成したときは、前項の規定による登録は、その育成をした者及びその相続人のうち、これらの者が協議によつて定め一人の者に限り、これを受けることができる。

被備者、法人の業務を執行する役員又は國若しくは公共團體の事務員がその勤務に關し優秀な新品種又は新系統の種苗を育成した場合において、その育成がその性質上その使用者、法人又は國若しくは公共團體の業務の範圍に屬し、且つ、その育成をするに

至つた行為が被備者、法人の業務を執行する役員又は國若しくは公共團體の公務員の任務に屬するものであるときは、その使用者、法人若しくは國若しくは公共團體又はこれらの考の一般承継人は、その育成をした者又はその相続人の同意を得て前項の規定による登録を受けることができる。この場合には、その育成をした者は、同項の規定による登録を受けることができない。

同一の品種又は系統の種苗については、最先の出願者に限り、第一項の規定による登録を受けることができる。

第八條 前條の規定による登録を受ける種苗の名称は、同一の品種又は系統の種苗につき一名稱とし、他の品種又は系統の品種に關し使用されている名稱又は種苗若しくはこれに類似の商品に係る登録商標若しくは失効の日から一年を経過しない商標と同一又は類似のものであつてはならない。

第九條 農林大臣は、第七條の規定による登録の出願を受けたときは、種苗審査委員会の審査に付する。

前項の場合において種苗審査委員会が当該出願に係る種苗が優秀な新品種又は新系統のものであると決定したときは、農林大臣は、当該種苗の名稱を種苗名稱登録簿に登録し、出願者に種苗名稱登録証を交付し、且つ、その旨を公示しなければならない。

第七條の規定による登録の有効期間は、前項の登録の日から三年以上十年以下において種苗審査委員会の定める期間とする。

第十條 第七條の規定による登録を受けた者及びその一般承継人以外の者は、当該登録に係る種苗の名稱を使用して、業として当該種苗を販賣してはならない。但し、左の場合には、この限りでない。

- 一 種苗業者が当該登録を受けた者又はその一般承継人の許諾を得て当該登録に係る種苗を販賣する場合
- 二 当該登録に係る種苗と同一の品種又は系統のものを当該登録を受けた者よりも先に育成した者が当該種苗を販賣する場合
- 三 当該登録に係る種苗と同一の品種又は系統のものを育成する方法についての特許権を有する者又はその特許につき実施権を有する者が当該特許に係る方法により生産した種苗を販賣する場合

第七條の規定による登録を受けた者又はその一般承継人は、前項の規定に違反して当該登録に係る名稱を使用している者に対し、その使用を止めるべきことを請求することができる。但し、損害賠償を請求することを妨げない。

第十一條 左の場合には、農林大臣は、当該登録に係る種苗の販賣の停止を命じ、又は種苗審査委員会の審査を経て当該登録を取り消すことができる。

- 一 第七條の規定による登録を受けた者が同條の規定による登録を受けることのできない者であつたとき
- 二 第七條の規定による登録に係る種苗についての第九條第二項の決定に過誤があつたとき

一 新制定法

- 三 第七條の規定による登録に係る種苗についての第九條第一項の審査がこの法律に基いて発する命令に違反してされたとき
- 四 第七條の規定による登録に係る種苗の素質が第九條第一項の審査があつた当時におけると異つたとき
- 五 第七條の規定による登録を受けた者又はその一般承継人が当該登録に係る名稱を不正に使用して種苗を販賣したとき
- 六 第七條の規定による登録を受けた者又はその一般承継人が正当な理由がないのに三年以上当該登録に係る名稱を使用して当該種苗を販賣しないとき

第十二條 種苗審査委員会は、十五人乃至二十人の委員を以てこれを組織する。

委員は、農林大臣の申出により、学識経験のある者の中から、内閣総理大臣がこれを命ずる。

- 第十三條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。
- 一 第三條の規定に違反した者
- 二 第三條の規定により表示すべき事項について虚偽の表示をした種苗を販賣した者
- 三 第六條の規定による処分違反して種苗を販賣した者
- 四 詐偽の行為を以て第七條の規定による登録を受けた者
- 五 第十條第一項の規定に違反した者

六 第十一條の規定による命令に違反した者

第十四條 左の各号の一に該当する者は、これを一万円以下の罰金に処する。

- 一 第二條の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者
- 二 正当な理由がないのに第四條第一項の集取を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第五條の規定による報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出した者

第十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第十三條又は前條第一号若しくは第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

この法律施行の際現に種苗業者たる者が第二條第一項の規定によりする届出は、この法律施行の日から二週間以内これをしなければならぬ。

商標法の一部を次のように改正する。

第二條第一項に次の一号を加える。

十二 農産種苗法第七條ニ依り登録セラレタル名称ト同一又ハ類似ニシテ同一又ハ類似ノ商品ニ使用スルモノ

(101) 重要肥料業統制法等を廃止する法律

(昭和二十二年十一月十九日) (農林大臣署名) 法律第二百三十四号

重要肥料業統制法及び日本輸出農産物株式会社法は、これを廃止する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律施行前になした行為に対する罰則の適用については、旧法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

(102) 百貨店法を廃止する法律

(昭和二十二年十二月十九日) (商工大臣署名) 法律第二百二十二号

百貨店法は、これを廃止する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用並びに百貨店組合の清算及び登記については、旧法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

(103) 貿易組合法を廃止する法律

(昭和二十二年十月二十一日) (大藏・商工大臣署名) 法律第二百二十三号

貿易組合法は、これを廃止する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用並びに貿易組合の清算及び登記については、旧法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

(104) 臨時石炭鉱業管理法

(昭和二十二年十二月二十日) (大藏・司法・商工・運輸・労働大臣署名) 法律第二百十九号

臨時石炭鉱業管理法目次

- 第一章 総則
- 第二章 炭鉱の管理
- 第三章 指定炭鉱の管理
 - 第一節 指定炭鉱の指定
 - 第二節 業務計画
 - 第三節 炭鉱管理者
- 一 新制定法

第四節 生産協議会

第五節 雜則

第四章 協力命令

第五章 損失の補償

第六章 石炭局

第七章 炭鉱管理委員会

第八章 罰則

附則

臨時石炭鉱業管理法

第一章 総則

第一條 この法律は、産業の復興と經濟の安定に至るまでの緊急措置として、政府において石炭鉱業を臨時に管理し、以て政府、経営者及び従業者がその全力をあげて石炭の増産を達成することを目的とする。

第二條 この法律で炭鉱とは、石炭の掘採を目的とする事業場（これに附属する事業場を含む。）をいう。

第三條 商工大臣その他この法律の施行の責に任ずる官吏及び炭鉱管理委員会の委員は、炭鉱の事業主が、生産協議会の議を経て定められた事項以外の事項について、炭鉱の従業者が組織する労働組合法に規定する労働組合と団体交渉をする権限と責任を尊重しなければならない。

第四條 この法律の規定に基づいてした命令その他の処分及びこの法律の規定に基づいて炭鉱の事業主がした行為は、炭鉱の事業主の承

第五 経済法

他人に対してもその効力を有する。

第二章 炭鉱の管理

第五條 炭鉱の事業主は、命令の定めるところにより、その経営する炭鉱ごとに毎年度の予定事業計画及び毎四半期の事業計画を作成して、所轄石炭局長に届け出なければならない。予定事業計画又は事業計画を変更したときも同様である。

石炭局長は、必要があると認めるときは、地方炭鉱管理委員会に諮つて、前項の事業計画の変更を命ずることができる。

事業主は、前項の命令が著しく不当であると認めるときには、商工大臣に対して不服の申立をすることができる。

商工大臣は、全国炭鉱管理委員会に諮つて、前項の申立を理由があると認めるときは、当該石炭局長に対して当該命令を取り消し、又は変更すべきことを命じなければならない。

第六條 炭鉱の事業主は、政府の監督に従い、事業計画の実施の責に任ずる。

第七條 炭鉱の事業主は、命令の定めるところにより、事業計画の実施状況を所轄石炭局長に報告しなければならない。

第八條 石炭廳長官又は石炭局長は、炭鉱の事業主の業務の状況に閉し必要な報告をさせ、又は当該の官吏をして生産補充用の資金及び資材の使途、生産の状況並びに拡充工事の達成状況に関し、監査させることができる。

前項の規定により当該の官吏に監査させる場合には、その身分を示す証票を携帯させなければならない。

第九條 この法律の規定による報告又は監査に基き必要があると認めるときには、石炭廳長官は、全国炭鉱管理委員会に、石炭局長は、地方炭鉱管理委員会に諮つて、炭鉱の事業主に対し、監督上必要な命令をすることができる。

第十條 炭鉱の事業主は、商工大臣の許可を受けなければ、その経営する石炭鉱業の全部又は一部を廃止し、又は休止してはならない。

商工大臣は、前項の許可をしようとするときは、全国炭鉱管理委員会に諮らなければならない。

第十一條 石炭鉱業の全部若しくは一部の賃貸、譲渡若しくは経営の委任又は炭鉱の事業主である会社の合併若しくは解散は、商工大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

商工大臣は、前項の認可をしようとするときは、全国炭鉱管理委員会に諮らなければならない。

第十二條 特に必要があると認めるときには、石炭廳長官は、全国炭鉱管理委員会に、石炭局長は、地方炭鉱管理委員会に諮つて、炭鉱の事業主に対し、その所有する設備又は資材を他の炭鉱の事業主に譲り渡し、又は貸し渡すべきことを命ずることができる。

前項の規定により命令を受けた者は、他の法令の規定にかかわらず、譲り渡し、又は貸し渡すことができる。

第一項の場合における譲渡又は貸渡の條件は、当事者間の協議によりこれを定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときには、石炭廳長官又は石炭局長が、これを裁定す

る。

前項の裁定中对價について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三十日以内に、訴を以てその金額の増減を請求することができる。

前項の訴においては、譲渡又は貸渡の当事者を被告とする。

第一項の規定による命令をする場合におけるその担保の処理その他必要な事項は、命令でこれを定める。

第三章 指定炭鉱の管理

第一節 指定炭鉱の指定

第十三條 商工大臣は、全国炭鉱管理委員会に諮つて、前章の規定によるの外、この章の規定による管理を行うべき炭鉱(指定炭鉱)を指定する。

前項の規定による指定の基準は、能率、生産費、品位、出炭量等に基づいて、これを毎六箇月に定めるものとする。

第一項の規定による指定は、告示により、これを行う。

第十四條 商工大臣は、指定炭鉱について、この章の規定による管理を行う必要がなくなつたと認めるときには、全国炭鉱管理委員会に諮つて、その指定を取り消すことができる。

前條第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二節 業務計画

第十五條 指定炭鉱の事業主は、第十七條の規定により、当該指定炭鉱につき、毎四半期の詳細な事業計画(業務計画)の案を作成し、所轄石炭局長に提出するものとする。

一 新制定法

指定炭鉱については、前章中事業計画に関する規定は、これを適用しない。

第十六條 石炭局長は、地方炭鉱管理委員会に諮つて、指定炭鉱ごとにその業務計画の案の作成上基準となるべき事項を定めて、これを当該指定炭鉱の事業主に指示しなければならない。

第十七條 前條の規定による指示があつたときは、その指示に従い、命令の定めるところにより、指定炭鉱の事業主は、炭鉱管理者をして業務計画の案を作成せしめ、所轄石炭局長に提出しなければならない。

炭鉱管理者は、前項の案を作成する場合には、生産協議会の議を経なければならない。

前項の場合において、生産協議会の議を経ることができないときは、事業主は、当該業務計画の案を作成して提出するとともに、命令の定めるところにより、その旨を所轄石炭局長に報告しなければならない。

第十八條 石炭局長は、前條第一項又は第三項の規定による業務計画の案の提出があつたときには、これを審査した上で、地方炭鉱管理委員会に諮つて、当該指定炭鉱の業務計画を決定し、これを指定炭鉱の事業主及び炭鉱管理者に指示しなければならない。

前項の規定による指示があるまでは、事業主は、前條第一項又は第三項の規定により所轄石炭局長に提出した業務計画の案により、指定炭鉱の業務を行わなければならない。

第十九條 指定炭鉱の事業主は、やむを得ない事由により前條第一

項の業務計画を変更する必要があると認めるときには、命令の定めるところにより、所轄石炭局長に、業務計画の変更案を提出することができる。

第十七條の規定は、前項の場合に、これを準用する。

石炭局長は、第一項の規定により業務計画の変更案の提出があつた場合において、業務計画を変更する必要があると認めるときには、遅滞なく、地方炭鉱管理委員会に諮つて、業務計画を変更し、これを事業主及び炭鉱管理者に指示しなければならない。

石炭局長は、特に必要があると認めるときには、地方炭鉱管理委員会に諮つて、指定炭鉱の業務計画を変更し、これを事業主及び炭鉱管理者に指示することができる。

第二十條 石炭局長は、指定炭鉱の業務計画の実施上必要があると認めるときには、地方炭鉱管理委員会に諮つて、指定炭鉱の事業主に対し、監督上必要な命令をし、又は必要な指示をすることができる。

指定炭鉱の事業主又は炭鉱管理者は、前項の命令又は指示に不服があるときは、命令の定めるところにより、商工大臣に対して、不服の申立をすることができる。

商工大臣は、全国炭鉱管理委員会に諮つて、前項の申立を理由があると認めるときには、当該石炭局長に対して、当該命令又は指示を取り消し、又は変更すべきことを命じなければならない。

第二十一條 指定炭鉱の事業主は、命令の定めるところにより、業務計画の実施状況を所轄石炭局長に報告しなければならない。

第三節 炭鉱管理者

第二十二條 指定炭鉱の事業主は、指定炭鉱の指定があつたとき、又は炭鉱管理者が欠けたときには、遅滞なく、指定炭鉱ごとに炭鉱管理者一人を選任しなければならない。

事業主は、前項の規定による選任をしたときには、その旨を商工大臣に届け出なければならない。

第二十三條 炭鉱管理者は、所轄石炭局長の監督を受け、当該炭鉱の最高能力の發揮を旨として、業務計画の実施の責に任ずる。

第二十四條 生産協議会の委員の定数の過半数に相当する委員が、炭鉱管理者を著しく不適任であると認めるときには、その旨を、所轄石炭局長を経由して、商工大臣に申し立てることができる。

この場合には、商工大臣は、指定炭鉱の事業主の意見を徴した上で、全国炭鉱管理委員会に諮つて、事業主に対し、当該炭鉱管理者を解任すべきことを命ずることができる。

商工大臣は、炭鉱管理者が著しく不適任であると認めるときには、事業主の意見を徴した上で、全国炭鉱管理委員会に諮つて、事業主に対し、当該炭鉱管理者を解任すべきことを命ずることができる。

第二十五條 指定炭鉱の事業主は、業務計画の実施に關し、命令の定めるところにより、必要な権限を炭鉱管理者に委任しなければならない。

第四節 生産協議会

第二十六條 指定炭鉱ごとに生産協議会を置く。

第二十七條 生産協議会は、炭鉱管理者及び委員で、これを組織する。

委員は、業務委員及び労働委員とし、各々同数とする。

生産協議会の議長は、炭鉱管理者を以て、これに充てる。

第二十八條 生産協議会の委員の数は、命令の定めるところにより、炭鉱管理者が、これを定める。

炭鉱管理者は、必要があると認めるときには、生産協議会の議を経て、委員の数を増加し、又は減少することができる。但し、委員の数を減少するのは、委員の任期の満了した際に限る。

前二項の場合においては、炭鉱管理者は、遅滞なく、委員の数を、適当な方法で、公示しなければならない。

第二十九條 業務委員は、当該指定炭鉱の業務に従事する者の中から、炭鉱管理者が、これを選任する。

労働委員は、当該指定炭鉱の坑内従業者三坑外従業者二の比率とし、指定炭鉱の従業者の過半数が労働組合を組織している場合において、その労働組合の数が一であるときにはその推薦により、労働組合の数が二以上であるときには、それらの労働組合の共同の推薦により、労働組合の推薦がない場合及び指定炭鉱の従業者の過半数が労働組合を組織していない場合には、当該指定炭鉱の従業者又はこれを代表する従業者の過半数の推薦により、炭鉱管理者が、これを選任する。

前項の従業者には、指定炭鉱の事業主の利益を代表すると認められる者を含まない。

一新制定法

第二項で労働組合とは、指定炭鉱ごとに組織する労働組合法に規定する労働組合をいう。

業務委員と労働委員とは、互にこれを兼ね、又は代理することができない。

第三十條 生産協議会の委員の選任は、第二十八條第一項の場合又は委員の任期が満了した場合には、同條第三項の規定による公示があつた日又は委員の任期が満了した日から二週間以内に全員につき同時に、委員が欠けた場合又は同條第二項の規定により委員の数が増加した場合には、委員が欠けた日又は同條第三項の規定による公示があつた日から二週間以内に、これを行わなければならない。

第三十一條 生産協議会の委員の任期は、一年とする。但し、補欠委員及び第二十八條第二項の規定により委員の数が増加した際にあらたに選任された委員の任期は、他の委員の残任期間と同一とする。

第三十二條 生産協議会の委員の選任が行われたときには、炭鉱管理者は、遅滞なく、その委員の氏名を所轄石炭局長に届け出なければならない。

第三十三條 生産協議会は、議長がこれを招集し、その議事は、出席した委員の過半数でこれを決する。但し、第三十五條第一項但書の場合には、出席した委員全員で、これを決する。

生産協議会は、業務委員及び労働委員各一人以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

議長は、いかなる場合においても、議決に加わることができない。

第三十四條 炭鉱管理者は、業務計画の実施に関し、左に掲げる事項の基本について、生産協議会の議を経てこれを定めなければならない。

- 一 作業計画に関する事項
- 二 労働能率の向上又は作業条件の合理化に関する事項
- 三 労働条件の適正化に関する事項
- 四 労働力の保全に関する事項
- 五 安全保持に関する事項

炭鉱管理者は、前項の場合を除くの外、業務計画の実施に関し必要と認める事項について、生産協議会の議を経てこれを定めることができる。

第二十條第一項の命令又は指示を受けた事項については、前二項の規定は、これを適用しない。

生産協議会は、第一項又は第二項に規定する審議のため必要があると認めるときには、指定炭鉱の事業主に対して、事業の経理内容に関する報告を求めることができる。

第三十五條 炭鉱管理者は、前條第一項又は第二項の場合において、生産協議会の議を経ることができないときは、命令の定めるところにより、所轄石炭局長の裁定を求めることができる。但し、労働条件の適正化その他従業者の待遇に関する事項については、石炭局長の裁定を求めることにつき、生産協議会の議を経なければならない。

らない。

第四章 協力命令

第三十九條 主務大臣は、特に必要があると認めるときには、石炭の生産に要する物資の生産又は販賣の事業を営む者に対して、その所有する物資を、炭鉱の事業主に譲り渡すべきことを命ずることができる。

主務大臣は、特に必要があると認めるときには、遊休設備の所有者に対して、当該設備を、炭鉱の事業主に譲り渡し、又は貸し渡すべきことを命ずることができる。

主務大臣は、特に必要があると認めるときには、左に掲げる事業を営む者に対して、炭鉱の事業主の業務に必要な機械の修理、工事の施行又は貨物の運送若しくは取扱に関し必要な命令をすることができる。

- 一 機械の修理の事業
- 二 土木、建築その他工作物の建設（改造及び修理を含む。）の事業
- 三 貨物の運送又は取扱の事業

第十二條第二項乃至第六項の規定は、前三項の場合に、これを準用する。但し、同條第三項中「石炭廳長官又は石炭局長」とあるのは、「主務大臣」と読み替えるものとする。

第五章 損失の補償

第四十條 政府は、この法律の規定に基いてした命令又は指示に因り損失を受けた者に対して、その損失を補償する。

一新制定法

前項の規定による石炭局長の裁定は、地方炭鉱管理委員会に諮つて、これを行わなければならない。

第一項但書の事項について、石炭局長の裁定を求めることにつき、生産協議会の議を経ることができない場合の処置については、労働関係調整法の定めるところによる。

第三十六條 この法律及びこの法律に基いて発する命令に定められるの外、生産協議会に関し必要な事項は、生産協議会の議を経て、炭鉱管理者が、これを定める。

第五節 雜則

第三十七條 指定炭鉱の事業主である会社は、商工大臣の認可を受けなければ、利益金を処分することができない。

第三十八條 特に必要があると認めるときには、石炭廳長官は、全国炭鉱管理委員会に、石炭局長は、地方炭鉱管理委員会に諮つて、指定炭鉱の事業主に対し、指定炭鉱の設備の新設、拡張若しくは改良又は新坑の開坑若しくは坑道の掘進を命ずることができる。

指定炭鉱の事業主は、前項の命令が著しく不当であると認めるときには、命令の定めるところにより、商工大臣に対して、不服の申立をすることができる。

商工大臣は、全国炭鉱管理委員会に諮つて、前項の申立を理由があると認めるときには、石炭廳長官又は当該石炭局長に対して、当該命令を取り消し、又は変更すべきことを命じなければならない。

前項の規定により補償すべき損失は、通常生ずべき損失とする。

第一項の規定による補償を伴うべき命令又は指示は、これによつて必要となる補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内で、これをしなければならぬ。

第一項の規定による補償の金額は、商工大臣が、大蔵大臣に協議して、石炭業損失補償審査会の議を経てこれを定める。前項の石炭業損失補償審査会に関する事項は、政令でこれを定める。

前五項に定めるものの外、損失の補償に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第六章 石炭局

第四十一條 この法律の施行に関する事務その他石炭の生産に関する事務を掌らしめるため、石炭局を置く。

第四十二條 石炭局の名称、位置及び管轄区域は、別表の通りとする。

第四十三條 石炭局に左の職員を置く。

- 局長
- 局員
- 主事

局長及び主事の定数は、各石炭局ごとに、商工大臣が、これを定める。

第五 經濟法

第四十四條 局長は、石炭の生産に關し學識経験ある一級の商工事務官又は商工技官を以て、これに充てる。

局長は、商工大臣（石炭廳長官の権限に属する事項については石炭廳長官）の指揮監督を受け、局中全般の事務を掌理する。

局長に事故があるとき、又は局長が欠けたときには、商工大臣の指定する局長が、臨時に、局長の職務を行う。

第四十五條 局長は、所部の職員を指揮監督し、三級官吏の進退を行ふ。

第四十六條 局長は、石炭の生産に關し學識経験ある者又は一級若しくは二級の商工事務官若しくは商工技官の中から、商工大臣が、これを命ずる。

局長は、局長の命を受け、局務を掌る。

第四十三條第二項の規定による各石炭局の局長の定数の過半数に相当する局長は、石炭の生産に關し學識経験ある者及び石炭の生産に關し學識経験ある官吏の中から、命ぜられた者でなければならぬ。

第四十七條 主事は、三級の商工事務官又は商工技官の中から、これを命ずる。

主事は、上司の指揮を受け、局務に従事する。

第四十八條 官吏でなくて局長を命ぜられた者の服務については、官吏服務規律を準用する。

第四十九條 商工大臣は、石炭廳の局務の一部を分掌させるため、必要に應じ、石炭廳の支局を置くことができる。

委員若干人及び臨時委員若干人で、これを組織する。

地方炭鉱管理委員会は、会長一人、委員四十五人以内及び特別委員若干人で、これを組織する。

第五十三條 全國炭鉱管理委員会の会長は、商工大臣を以て、これに充てる。

全國炭鉱管理委員会の委員は、石炭の生産に關し學識経験ある者五人、炭鉱の事業主を代表する者十人、炭鉱の従業者（炭鉱の事業主の利益を代表すると認められる者を除く。）を代表する者十人及び石炭の需要者を代表する者五人とし、商工大臣が、これを命ずる。

商工大臣は、必要があると認めるときには、石炭産業と密接な關係を有する事業を代表する者を、臨時委員として依頼することができる。

第五十四條 地方炭鉱管理委員会の会長は、石炭局長を以て、これに充てる。

地方炭鉱管理委員会の委員は、石炭の生産に關し學識経験ある者五人以内、当該石炭局管轄区域内の炭鉱の事業主を代表する者二十人以内、当該石炭局管轄区域内の炭鉱の従業者（事業主の利益を代表すると認められる者を除く。）を代表する者二十人以内とし、石炭局長が、これを命ずる。

前項の規定による炭鉱の従業者を代表する委員は、坑内従業者三坑外従業者二の比率とする。

第五十五條 炭鉱管理委員会の会長は、労働能率の向上に關する事

一 新制定法

支局の名称、位置及び管轄区域は、商工大臣が、全國炭鉱管理委員会に諮つて、これを定める。

第七條 炭鉱管理委員会
第五十條 炭鉱管理委員会は、全國炭鉱管理委員会及び地方炭鉱管理委員会とする。

全國炭鉱管理委員会は、商工省にこれを置く。
地方炭鉱管理委員会は、石炭局ごとにこれを置き、当該石炭局の名称を冠する。

第五十一條 全國炭鉱管理委員会は、この法律の他の規定によりその権限に屬せしめられた事項を調査審議するの外、商工大臣又は石炭廳長官の諮問に應じ、石炭の生産に關する左の事項を調査審議する。

一 石炭産業の管理の運営方針に關する事項
二 石炭の生産に關する計画に關する事項
三 石炭産業の最高能率發揮に關する事項

地方炭鉱管理委員会は、この法律の他の規定によりその権限に屬せしめられた事項を調査審議するの外、石炭局長の諮問に應じ、石炭の生産に關する前項各号の事項を調査審議する。

炭鉱管理委員会は、石炭の生産に關する事項について、關係行政廳に建議することができる。

第五十二條 全國炭鉱管理委員会は、会長一人、委員三十人、特別

項その他炭鉱管理委員会の所掌事項に係る専門的事項を分掌させるため、労働専門部会その他の専門部会を置くことができる。

地方炭鉱管理委員会の会長は、地方炭鉱管理委員会の所掌事項のうち地区的事項を分掌させるため、石炭局の支局ごとに、地区部会を置くことができる。

地方炭鉱管理委員会は、その定めるところにより、地区部会の決議を以て、地方炭鉱管理委員会の決議に代えることができる。

第五十六條 商工大臣又は石炭局長は、關係官吏の中から特別委員を依属することができる。

第五十七條 特別委員及び臨時委員は議決権を有しない。
第五十八條 この法律に定めるものの外、炭鉱管理委員会に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第八章 罰則
第五十九條 左の各号の一に該当する指定炭鉱の事業主（事業主が法人である場合には、その違反行為をした代表者）は、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第九條に規定する石炭廳長官又は石炭局長の監督上の命令に違反した者
二 第十條第一項の規定に違反した者
三 第十二條第一項に規定する石炭廳長官又は石炭局長の命令に違反した者
四 第二十條第一項に規定する石炭局長の監督上の命令に違反した者

第五 經濟法

委員のうちの一人を委員長とする。委員長は、委員の互選により、これを定める。

第八條 委員は、左に掲げる者を以て、これに充てる。

- 一 大藏省銀行局長
- 二 經濟安定本部財政金融局長
- 三 日本銀行副總裁
- 四 金融界を代表する者七人
- 五 産業界を代表する者三人
- 六 学識経験のある者二人

前項第四号乃至第六号に掲げる委員は、大藏大臣がこれを命ずる。この場合において、委員の選定に当つては、特定の地域に於ける利益の代表に偏しないように、又労働、農業その他産業界の各界の利益が適当に代表されるように相当の考慮を拂わなければならない。

第一項第四号乃至第六号に掲げる委員の任期は、一年とする。但し、禁錮以上の刑に処せられたとき又は心身の故障に因り職務を行うに適しないこととなつたときは、これを解任することを妨げない。

委員が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠委員を命じなければならぬ。補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

第九條 委員長は、会務を総理する。

委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

四〇四

第十條 委員会の議事は、すべて秘密とする。

第十一條 委員会に書記若干人を置く。

書記は、日本銀行職員の中から、大藏大臣がこれを命ずる。書記は、庶務に従事する。

第十二條 委員若しくは書記又は委員若しくは書記で在つた者が、委員会の議事に関して知得した秘密を他に洩し、又は濫用したときは、これを一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

附則

この法律は、昭和二十二年十二月十五日から、これを施行する。

(106) 旧日本銀行券の未回収発行残高に相当する金額の一部を國庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に関する法律

日本銀行が、日本銀行券預入令第五條第三項の規定に基き、大藏大臣の定めるところにより、昭和二十一年三月三十一日現在の旧券（日本銀行券預入令第一條に規定する日本銀行券をいう。以下同じ。）

(昭和二十二年十二月十五日) (大藏大臣) 法律 第八十三号 (臣署名)

日本銀行が、日本銀行券預入令第五條第三項の規定に基き、大藏大臣の定めるところにより、昭和二十一年三月三十一日現在の旧券（日本銀行券預入令第一條に規定する日本銀行券をいう。以下同じ。）

第五章 保管証券

附則

郵便貯金法

第一章 総則

第一條 (この法律の目的) この法律は、郵便貯金を簡易で確實な貯蓄の手段としてあまねく公平に利用させることによつて、國民の經濟生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする。

第二條 郵便貯金の國營及び通信大臣の職責) 郵便貯金は、國の行う事業であつて、通信大臣が、これを管理する。

通信大臣は、この法律の目的を達成するため、左の職責を有する。

- 一 この法律に従い省令を発すること。
- 二 法律に触れない範囲において、郵便貯金の取扱をする郵便局を指定し、郵便局における郵便貯金事務の窓口取扱時間を定めること。
- 三 法律に触れない範囲において、貯金簿簿所管廳及び証券簿所管廳を設置し、又は廃止すること。
- 四 郵便貯金の業務に従事する者とその職務につき指揮監督すること。
- 五 法律に触れない範囲において、郵便貯金の業務に従事する者の能率の向上を図るため必要な厚生、保健その他の施設をし、且つ、郵便貯金の業務に従事する者の訓練を行うこと。

四〇五

一 新制定法

(107) 郵便貯金法

(昭和二十二年十一月三十日) (内閣總理・大藏大臣) 法律 第四百四十四号 (通信大臣署名)

郵便貯金法目次

- 第一章 總則
- 第二章 業務に関する通則
- 第三章 通常郵便貯金
- 第四章 特別郵便貯金
 - 第一節 すえ置郵便貯金
 - 第二節 積立郵便貯金
 - 第三節 定額郵便貯金
 - 第四節 特別すえ置郵便貯金
 - 第五節 すえ置期間経過後の特別郵便貯金

の發行高に相当する金額の一部を國庫に納付した場合において、同行が同令第二條第二項の規定により昭和二十一年四月一日以後旧券で預入を受けた金額が、昭和二十一年三月三十一日現在の旧券の發行高に相当する金額から國庫に納付した金額を控除した金額を超えるときは、政府は、命令の定めるところにより、その超過額に相当する金額を日本銀行に交付しなければならない。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第五 經濟法

六 郵便貯金事業を行うため、財政及び会計に関する法令の定めるところに従い、必要な契約をすること。

七 前各号に掲げるものを除いて、郵便貯金に關し通信大臣の職責として法令の定める事項を掌理すること。

第三條(通信大臣の職権の委任) 通信大臣は、この法律に定める職権で細目の事項に關するものを、條件を定めて、通信局長又は郵便局長に委任することができる。

第四條(郵便貯金の業務に従事する官吏) 郵便貯金の業務に従事する官吏の身分、給與及び服務に關する事項は、別に法律でこれを定める。

第五條(訴訟について國を代表する者) 郵便貯金に關する民事訴訟については、通信省貯金局長又はその指定する官吏が、國を代表する。

第六條(印紙税の免除) 郵便貯金に關する書類には、印紙税を課さない。

第二章 業務に關する通則

第七條(郵便貯金の種類) 郵便貯金は、左の五種とする。

一 通常郵便貯金 預入及び拂もどしについて特別の條件を附けないもの

二 すえ置郵便貯金 一定のすえ置期間を定める以外に預入及び拂もどしについて特別の條件を附けないもの

三 積立郵便貯金 一定のすえ置期間を定め、一定の金額をその期間内毎月一回集金に應じて預入するもの

二 水利組合、水利組合連合、北海道土功組合、耕地整理組合及び耕地整理組合連合会

三 國立、公立又は私立の學校及び宗教法人

四 労働組合

五 孤兒院及びこれに準ずる慈善團體並びに健康保險組合及びこれに準ずる相互扶助團體で當利を目的としないもの

前項第五号に掲げる法人又は團體は、省令でこれを定める。

第十一條(貯金の減額) 貯金総額が前條に規定する制限額を超えたときは、通信官署は、その旨を預金者に通知する。

前項の規定による通知があつたときは、預金者は、貯金総額を制限額以内に減額しなければならぬ。

第一項の規定により通知を發した日から一箇月以内に預金者が前項の規定による減額をしないときは、通信官署は、制限額以内に減額するのに必要な限度において、その貯金の一部で國債証券を購入保管する。

前項の規定により購入保管した國債証券については、通信官署は、預金者の請求に因り、その賣却の取扱をする。

第十二條(利子及び割増金) 特別すえ置郵便貯金以外の郵便貯金には、左の利率により、利子を附ける。

- 一 通常郵便貯金 年二分七厘六毛
- 二 すえ置郵便貯金 年三分三厘六毛
- 三 積立郵便貯金 年三分一厘二毛
- 四 定額郵便貯金 預入の月の初日から拂もどし金の拂渡(拂

一 新制定法

四〇六

四 定額郵便貯金 一定のすえ置期間を定め、分割拂もどしをしない條件で一定の金額を一時に預入するもの

五 特別すえ置郵便貯金 一定のすえ置期間を定め、この法律の定めるところにより発行する郵便貯金切手を以て預入するもの

通常郵便貯金以外の郵便貯金は、これを特別郵便貯金と総称する。

第八條(團體取扱) 通信官署は、省令の定める簡易な手続により、郵便貯金の團體取扱をする。

郵便貯金の團體取扱においては、官公署、學校、会社、工場その他の事業場に屬する者が團體を組織して、その團體の代表者の名義で、又は取まとめ人を通じて各別の名義で、通常郵便貯金又はすえ置郵便貯金を行うことができるものとする。

第九條(証券の購入、保管及び賣却) 通信官署は、通常郵便貯金又はすえ置郵便貯金の預金者の請求に因り、左の取扱をする。

一 貯金の一部で國債証券その他の証券を購入保管し、又はこれを賣却すること。

二 預金者の所有する國債証券その他の証券を保管し、又はこれを賣却すること。

第十條(貯金総額の制限) 貯金総額は、一の預金者につき三万円を超えてはならない。但し、左に掲げる法人又は團體については、この限りでない。

一 地方公共團體

もどし証券を發行するときはその發行)の日までの期間が五年を超えるとき 年三分五厘

同四年を超え五年以下であるとき 年三分三厘五毛

同三年を超え四年以下であるとき 年三分二厘

同二年を超え三年以下であるとき 年三分一厘

同二年以下であるとき 年三分

定額郵便貯金については、割増金をくじびきにより附ける取扱をすることが出来る。割増金を附ける取扱をする定額郵便貯金(以下割増金附定額郵便貯金という)には、そのすえ置期間中利子を附けない。

郵便貯金切手には、割増金をくじびきにより附ける。

第十三條(利子の計算) 利子は、預入の月からこれを附ける。

拂もどし金に相當する貯金には、その拂渡(拂もどし証券を發行するときはその發行)の月の利子を附けない。預入の月において拂もどし金の拂渡(拂もどし証券を發行するときはその發行)があつたときも、同様とする。

通常郵便貯金及びすえ置郵便貯金にあつては、一円未満の端数に、積立郵便貯金にあつては、十銭未満の端数に利子を附けない。

第十四條(郵便貯金通帳及び郵便貯金証券の交付) 通信官署は、通常郵便貯金、すえ置郵便貯金又は積立郵便貯金の預金者には郵便貯金通帳(以下通帳という)を、定額郵便貯金又は特別すえ置郵便貯金の預金者には郵便貯金証券(以下貯金証券という)を交付

四〇七

する。

第十五條(証券保管証の交付) 通信官署は、第九條又は第十一條第三項の規定により証券を保管したときは、預金者に証券保管証を交付する。

第十六條(通帳の冊数の制限) 預金者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、二冊以上の通帳を以て預入をしてはならない。

一 第十條第一項但書に掲げる法人又は団体であるとき。

二 すえ置期間の異なるすえ置郵便貯金をするとき。

三 積立郵便貯金をするとき。

四 団体取扱の郵便貯金をするとき。

五 通常郵便貯金、すえ置郵便貯金、積立郵便貯金及び団体取扱の郵便貯金のうち二以上の郵便貯金をするとき。

第十七條(通帳の冊数の制限違反) 前條の規定に違反して預金者が二冊以上の通帳を以て預入をしたときは、その通帳のうち最初に交付したものに記入した貯金を除いては、利子を附けない。この場合において交付の日附を同じくする通帳が二冊以上あるときは、貯金の現在高の最も多い通帳に記入した貯金を除いては、利子を附けない。

前項の規定により利子を附けない貯金について既に拂いもどした利子があるときは、通信官署は、これに相当する金額を現に存する貯金から控除し、又は追徴する。

第十八條(通帳、貯金証書及び証券保管証の再交付) 通信官署は、左の場合において預金者の請求があるときは、通帳、貯金証書又は証券保管証を再交付する。

は証券保管証を再交付する。

一 預金者が通帳、貯金証書又は証券保管証を亡失したとき。

二 通帳、貯金証書又は証券保管証が汚染され、又は損壊されたため記載事項がわからなくなつたとき。

三 通帳に余白がなくなつたとき。

預金者は、前項第一号又は第二号の規定による再交付を受けるときは、その料金として通帳一冊又は貯金証書若しくは証券保管証一枚につき一円を納付しなければならない。

第十九條(貯金原簿及び証券保管原簿) 貯金の受入及び拂出については、貯金原簿所管處において、貯金原簿に記録する。

第九條又は第十一條第三項の規定により保管する証券(以下保管証券という)の受入及び拂出については、証券原簿所管處において、証券保管原簿に記録する。

第二十條(利子記入) 貯金原簿所管處は、通常郵便貯金又はすえ置郵便貯金の預金者の請求があるときは、省令の定めるところにより元金に加えられた利子を通帳に記入する。

貯金原簿所管處は、期間を限り、第十條第一項但書に掲げる法人又は団体以外の者の郵便貯金について前項の規定による記入をしないことができる。

前項の期間は、通信大臣が、これを定めて公示する。

第二十一條(確認) 貯金原簿所管處又は証券原簿所管處は、預金者の請求に因り、貯金の現在高又は証券の保管を確認し、その旨をその通帳、貯金証書又は証券保管証に表示する。

第二十二條(通帳等の提出) 通信官署は、必要があるときは、預金者に対し、通帳、貯金証書又は証券保管証の提出を求めることができる。

第二十三條(印章) 預金者は、郵便貯金に関する手続をするには、省令の定める場合を除いて、印章を押さなければならぬ。

前項の印章は、当該郵便貯金につき一に限る。
預金者は、通信官署に届け出て第一項の印章を変更することができる。

第二十四條(讓渡制限) 郵便貯金又は保管証券に関する預金者の権利は、左の場合を除いては、これを讓り渡すことができない。

一 親族に讓り渡すとき。

二 遺言によつて讓り渡すとき。

第二十五條(証明) 通信官署は、預金者の眞偽を調査するため必要な証明を求めることができる。

第二十六條(正当の拂渡) この法律又はこの法律に基く省令に規定する手続を経て郵便貯金を拂い渡し、又は保管証券を交付したときは、正当の拂渡又は交付をしたものとみなす。

第二十七條(免責) 通信官署は、左の場合において郵便貯金の拂い渡し金の拂渡を延期したときは、これに因り生じた損害を賠償しない。

一 新制定法

一 拂い渡すべき郵便局において現金に余裕のないとき。

二 預金者の提出すべき書類が不完全なとき。

三 不可抗力に因り拂い渡すことができないとき。

第二十八條(料金の還付) 郵便貯金に関する既納の料金は、過納又は誤納のものに限り、これを納付した者の請求に因り還付する。

前項の請求は、その料金を納付した時から一年を経過したときは、これをすることができない。

第二十九條(貯金及び保管証券に関する権利の消滅) 十年間貯金の預入及び拂い並びに証券の購入、保管、賣却又は返付の請求がなく、且つ、利子の記入又は貯金若しくは保管証券の確認のためにする通帳、貯金証書又は証券保管証の提出がない場合において、通信官署がその預金者に対し通帳、貯金証書若しくは証券保管証を提出し、又は貯金の処分をすべき旨を催告し、その催告を發した日から二箇月以内に、なお通帳、貯金証書若しくは証券保管証の提出又は貯金の処分の請求がないときは、その貯金及び保管証券に関する預金者の権利は、消滅し、保管証券は、國庫に帰属する。

特別郵便貯金については、そのすえ置期間は、前項に規定する十年の期間にこれを算入しない。

第三十條(利用の制限及び業務の停止) 通信大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、貯金原簿所管處、証券原簿所管處又は郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便貯金の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができる。

第三十一條(非常取扱) 通信大臣は、天災その他非常の災害があつた場合において、その災害を受けた預金者の緊急な需要を充たす

第五 経済法

ため必要があるときは、省令の定めるところにより、郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便貯金に關し、料金を免除し、又は便宜の取扱をすることができる。

第三章 通常郵便貯金

第三十二條(預入金額の最低制限) 通常郵便貯金の一度の預入金額は、五円以上でなければならない。

第三十三條(預入の証明) 通常郵便貯金の預入は、郵便局又は貯金原簿所管廳において、その金額を通帳に記入して、これを証明する。

第三十四條(有價証券の預入) 左に掲げる有價証券は、省令の定めるところにより、その券面金額でこれを通常郵便貯金に預入することができる。

- 一 無記名の地方債証券及びその利札で支拂期の開始したもの
 - 二 持参人拂の小切手
- 前項の有價証券で割増金附のものについては、その割増金ともに預入することができる。

第一項の有價証券で所得税を課せられるものについては、その預入金額は、券面金額から所得税額を控除した残額とする。

第一項の規定による預入に係る通常郵便貯金については、当該有價証券が決済された後でなければ、貯金の現在高がその有價証券による預入金額を下るような拂もどしをすることができない。

第三十五條(預入された有價証券の決済不能) 通常郵便貯金に預入した有價証券が通信官署の責に帰すべからざる事由に因り決済す

ることができないときは、その預入は、初からなかつたものとみなす。

四一〇

第三十六條(一部拂もどしに關する制限) 預金者は、通常郵便貯金の一部拂もどしの場合には、十銭未満の端数の拂もどしを請求することができない。但し、第十條第一項但書に掲げる法人又は團體の通常郵便貯金については、この限りでない。

預金者は、通常郵便貯金の一部拂もどしの場合には、元金に加えられる利子の拂もどしを請求することができない。

第三十七條(拂もどし金の拂渡) 通常郵便貯金の拂もどし金の拂渡は、通帳の提示を受けて(省令の定める場合には貯金原簿所管廳の発行する拂もどし証書と引き換えに)これをする。

第三十八條(拂もどし証書の有効期間) 拂もどし証書の有効期間は、その発行の日から二箇月とする。

通信大臣は、必要と認めるときは、離島その他交通不便の地域につき、前項の有効期間を延長することができる。

第二十七條に規定する場合において拂もどし金の拂渡を延期した日数は、これを第一項の有効期間に算入しない。

第三十九條(拂もどし証書の再交付) 通信官署は、左の場合において預金者の請求があるときは、拂もどし証書を再交付する。

- 一 預金者が拂もどし証書を亡失したとき。
- 二 拂もどし証書が汚染され、又はき損されたため記載事項がわからなくなつたとき。
- 三 拂もどし証書の有効期間が経過したとき。

預金者は、前項の規定による再交付を受けるときは、その料金として証書一枚につき一円を納付しなければならない。

第四十條(拂もどし金に關する権利の消滅) 拂もどし証書の有効期間の経過後三年間拂もどし証書の再交付の請求がないときは、その拂もどし証書に記載された金額の貯金に關する預金者の権利は、消滅する。

第四章 特別郵便貯金

第一節 すえ置郵便貯金

第四十一條(拂もどし及び証券交付の制限) すえ置郵便貯金においては、すえ置期間が経過した後でなければ、貯金を拂いもどすことができない。又、保管証券の交付を受けることができない。但し、通信大臣は、預金者の申請があつた場合において、預金者の生計困難等のため特にその必要があると認めるときは、すえ置期間内でも、貯金を拂い渡し、又は保管証券を交付することができる。

前項但書の場合には、第三十六條乃至第四十條の規定を準用する。

第四十二條(すえ置期間) すえ置郵便貯金のすえ置期間は、最初の預入の日又は第四十三條の規定による変更を請求した日から三年以上十年以下とし、預金者が、これを定める。但し、一年未満の端数を附けることができない。

前項の規定により定めたすえ置期間は、省令の定めるところにより、これを延長することができる。

一 新制定法

第四十三條(通常郵便貯金の変更) 通常郵便貯金は、預金者の請求に因り、これをすえ置郵便貯金に変更することができる。

第四十四條(準用規定) すえ置郵便貯金には、第三十二條乃至第三十五條の規定を準用する。

第二節 積立郵便貯金

第四十五條(拂もどし制限) 積立郵便貯金においては、そのすえ置期間が経過した後でなければ、貯金を拂いもどすことができない。但し、通信大臣は、預金者の申請があつた場合において、預金者の生計困難等のため特にその必要があると認めるときは、すえ置期間内でも貯金を拂い渡すことができる。

前項但書の場合には、一部拂もどしの取扱をしない。第一項但書の場合には、第三十七條乃至第四十條の規定を準用する。

第四十六條(すえ置期間) 積立郵便貯金のすえ置期間は、最初の預入の日から三年とする。

第四十七條(預入金額) 積立郵便貯金の一回の預入金額は、二十円以上五百円以下とし、預金者が、これを定める。但し、十円未満の端数を附けることができない。

前項の金額は、毎回同額でなければならない。但し、省令の定めるところにより、これを変更することができる。

第四十八條(預入金の合併預入) 郵便局長は、預金者の請求に因り、積立郵便貯金について、同時に二回分以上の預入金を預入させることができる。

四一一

第五 経済法

第四十九條(集金取扱の停止) 積立郵便貯金の預金者が一年内に三回以上預入をしなかつたときは、郵便局長は、集金の取扱を停止することができる。

第五十條(預入を取り扱わない地域) 離島その他交通不便の地域で通信大臣の指定する地域においては、積立郵便貯金の預入の取扱をしない。

第五十一條(準用規定) 積立郵便貯金には、第三十三條の規定を準用する。

第三節 定額郵便貯金

第五十二條(拂もどし制限) 定額郵便貯金においては、そのすえ置期間が経過した後でなければ、貯金を拂いもどすことができない。但し、割増金附定額郵便貯金以外の定額郵便貯金にあつては、通信大臣は、預金者の申請があつた場合において、預金者の生計困難等のため特にその必要があると認めるときは、すえ置期間内でも貯金を拂い渡すことができる。

第五十三條(すえ置期間) 定額郵便貯金のすえ置期間は、預入の日から一年とする。

割増金附定額郵便貯金のすえ置期間は、預入の日から一年又は二年とする。

第五十四條(預入金額) 定額郵便貯金の預入金額は、百円、二百円、三百円、五百円、千円又は三千円とする。

第五十五條(拂もどし金の拂渡) 定額郵便貯金の拂もどし金の拂渡は、貯金証書(省令の定める場合には貯金原簿所管廳の発行する

拂もどし証書)と引き換えにこれをする。

第五十六條(準用規定) 定額郵便貯金には、第三十三條乃至第三十五條及び第三十八條乃至第四十條の規定を準用する。この場合において、第三十三條中「通帳」とあるのは、「貯金証書」と読み替へるものとする。

第四節 特別すえ置郵便貯金

第五十七條(拂もどし制限) 特別すえ置郵便貯金においては、そのすえ置期間が経過した後でなければ、貯金を拂いもどすことができない。

第五十八條(すえ置期間) 特別すえ置郵便貯金のすえ置期間は、預入の日から五年とする。

第五十九條(郵便貯金切手の発行) 郵便貯金切手は、無記名とし、通信大臣が、これを発行し、郵便局において、これを賣りさばく。

第六十條(郵便貯金切手の券面金額) 郵便貯金切手の券面金額は、五円、十円又は二十円とする。

第六十一條(郵便貯金切手を以て預入) 特別すえ置郵便貯金の預入は、くじびきの終つた郵便貯金切手を以て、その券面金額でこれをする。

特別すえ置郵便貯金の預入金額は、二十円以上でなければならぬ。但し、発行の月の翌月の初日から起算し三年を経過した郵便貯金切手を以てするときは、この限りでない。郵便貯金切手の発行の月の翌月の初日から起算して五年を経過

したときは、その郵便貯金切手を以て、特別すえ置郵便貯金の預入をすることができず、又いかなる償還をも受けることができない。

第六十二條(準用規定) 特別すえ置郵便貯金には、第三十三條の規定を準用する。この場合において、同條中「通帳」とあるのは、「貯金証書」と読み替へるものとする。

第五節 すえ置期間経過後の特別郵便貯金

第六十三條(特別郵便貯金のすえ置期間の経過) 特別郵便貯金は、そのすえ置期間(定額郵便貯金にあつては預入の日から十年)が経過したときは、通常郵便貯金となる。この場合における定額郵便貯金又は特別すえ置郵便貯金であつた郵便貯金の全部拂もどしで第六十四條第一項の規定による通帳の交付の請求前のものであるものは、第五十五條の規定を準用する。

第六十四條(通帳の引換交付) 前條の場合において、すえ置郵便貯金以外の特別郵便貯金であつた通常郵便貯金の預金者は、その貯金の全部拂もどしをしないときは、その特別郵便貯金の通帳又は貯金証書と引き換えに通常郵便貯金の通帳を交付することを通信官署に請求しなければならない。

預金者が前項の規定による通帳の交付を請求しないときは、通信官署は、その特別郵便貯金の通帳又は貯金証書によつては、貯金の預入又は一部拂もどしの取扱をしない。

第五章 保管証券

第六十五條(保管証券の種類) 第九條に規定する取扱をする証券

一新制定法

は、國債証券、貯蓄債券及び報國債券とする。

第六十六條(保管証券の價格) 第九條又は第十一條第三項の規定により購入し、又は賣却する証券の價格は、通信大臣が、大藏大臣と協議し、時價を参考として、これを定める。

第六十七條(料金) 保管証券の購入、保管及び賣却の料金は、証券一枚につき、二十銭にその券面金額の千分の二に相当する金額を加えた金額の範囲において、省令でこれを定める。

第六十八條第一項の規定による保管証券の利子の組入の料金は、証券一枚につき一銭とする。

第六十八條(保管証券の購入代金の拂出等) 保管証券の購入代金は、これを預金者の貯金から拂い出し、又、保管証券の利子、償還金及び割増金は、これを預金者の貯金に組み入れる。但し、國債証券を以て交付された割増金については、その証券を保管する。

通常郵便貯金の預金者の請求に因り賣却した保管証券の代金は、貯金原簿所管廳の発行する拂もどし証書と引き換えにこれを拂い渡し、又、すえ置郵便貯金の預金者の請求に因り賣却した保管証券の代金は、これを貯金に組み入れる。

前項の拂もどし証書については、第三十八條乃至第四十條の規定を準用する。

第六十九條(無記名の保管証券の返付及び賣却) 無記名の保管証券を返付し、又は賣却すべきときは、通信官署は、その保管証券に代えて、これと名称、記号及び券面金額を同じくする他の証券を

第五 經濟法

交付し、又は賣却することができる。

第七十條(貯金の全部拂もどし又は譲渡の場合における保管証券) 貯金の全部拂もどしをするときは、通信官署は、預金者に保管証券を返付する。

預金者が郵便貯金に関する権利を譲り渡した場合において、別段の意思表示をしなかつたときは、保管証券に関する権利もともに譲り渡したものとみなす。

附則

この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。明治三十八年法律第二十三号郵便貯金法は、これを廃止する。旧法は、振替計算のためにする預入金については、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

この法律に定めない種類の郵便貯金又はこの法律に定めない取扱をする郵便貯金でこの法律施行の際現に存するもの、この法律施行前に一定の期間拂もどしをしない条件を以て預入した郵便貯金、この法律施行前に発行した郵便貯金切手及びこの法律施行前に保管した第六十五條に規定する証券以外の証券でこの法律施行の際現に保管するものについては、この法律施行後でも、なお従前の例による。

この法律施行前に預入して前項に規定する郵便貯金以外の郵便貯金でこの法律施行の際現に存するもの及びこの法律施行前に保管した第六十五條に規定する証券でこの法律施行の際現に保管するものについては、この法律を適用する。

協榮生命保険株式会社は、前項の業務に因り利益を得たときは、その利益金を政府に納付しなければならない。

前二項の場合において、損失及び利益を決定する基準その他損失の補償及び利益金の納付に必要事項は、主務大臣がこれを定める。

第三條 この法律施行の際損害保険中央会がその保険業務に關し有する権利義務は、その日において、主務大臣の指示するところに従い、東亞火災海上保険株式会社が、これを承継する。

第四條 東亞火災海上保険株式会社が前條の規定により損害保険中央会から承継した権利義務に係る業務に因り損失を受けたときは、政府は、東亞火災海上保険株式会社に対し、その損失を補償する。

東亞火災海上保険株式会社は、前項の業務に因り利益を得たときは、その利益金を政府に納付しなければならない。

前二項の規定は、金融機関再建整備法第二十六條第二項、第四十條第一項又は第四十一條第一項若しくは第二項の規定により東亞火災海上保険株式会社から第一項の業務に關する権利義務を承継した保険会社に、これを準用する。

第五條 協榮生命保険株式会社は、旧戦争死亡傷害保険法による保険に關する業務に基く收支、生命保険における戦争危険の再保険に關する業務に基く收支並びに前に外國保險会社を保險者としていた保險契約に關する業務に關する財産及び当該業務に基く收支

一新制定法

(108) 生命保險中央会及び損害保險中央会の保險業務に關する權利義務の承継等に關する法律

(昭和二十二年九月二十日(内務・大藏)法律第百九号(大臣署名))

第一條 この法律施行の際生命保險中央会がその保險業務に關し有する權利義務は、その日において、主務大臣の指示するところに従い、協榮生命保險株式会社が、これを承継する。

協榮生命保險株式会社が前項の規定により權利義務を承継した場合においては、主務大臣の定める日までは、前に生命保險中央会の旧勘定(金融機關整理應急措置法第一條第一項の規定により設けられた旧勘定をいう)に屬していた保險契約については、債務の弁済、契約の解除、保險金額の減少その他の條件の変更又は当該保險約款に基く貸付は、これをなすことができない。

第二條 協榮生命保險株式会社が前條第一項の規定により生命保險中央会から承継した旧戦争死亡傷害保險法による保險契約及び生命保險における戦争危険(戦争その他の変乱に因る死亡をいう。以下同じ)の再保險契約に關する權利義務に係る業務に因り損失を受けたときは、政府は、協榮生命保險株式会社に對し、その損失を補償する。

を、夫々他の財産及び收支と区分経理しなければならない。

東亞火災海上保險株式会社が前條第三項の保險会社は、同條第一項の業務に基く收支を、他の收支と区分経理しなければならない。

第六條 東亞火災海上保險株式会社が前條第三項の保險会社の同條第一項の業務に關する書類には、印紙税を課さない。

第七條 法人税法による所得及び地方税法により營業税を課する場合における純益の計算については、協榮生命保險株式会社の旧戦争死亡傷害保險法による保險に關する業務に基く收入、生命保險における戦争危険の再保險に關する業務に基く收入及びこれらの業務に因り受けた損失の補償金並びに東亞火災海上保險株式会社が及び第四條第三項の保險会社の同條第一項の業務に基く收入及び当該業務に因り受けた損失の補償金は、夫々その總損益から控除するものとし、協榮生命保險株式会社の旧戦争死亡傷害保險法による保險に關する業務に基く支出、生命保險における戦争危険の再保險に關する業務に基く支出及びこれらの業務に因り受けた利益に係る納付金並びに東亞火災海上保險株式会社が及び第四條第三項の保險会社の同條第一項の業務に基く支出及び当該業務に因り受けた利益に係る納付金は、夫々その總損益から控除するものとする。

第八條 第一條第一項又は第三條の規定により生命保險中央会又は損害保險中央会からその所有に係る有價証券の移轉がある場合においては、有價証券移轉税は、これを課さない。

第五 経済法

第九條 生命保険中央会及び損害保険中央会は、主務大臣の指定する日において、解散する。

生命保険中央会及び損害保険中央会は、前項の規定により主務大臣の指定する日以後においても、清算の目的の範囲内においては、その清算の終了に至るまでは、なお存続するものとみなす。前項に定めるものの外、第一項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、附則第二項の規定は、第九條第一項の規定により主務大臣の指定する日から、これを施行する。

生命保険中央会法及び損害保険中央会法は、これを廃止する。但し、生命保険中央会法及び損害保険中央会法の廃止前になした行為に対する罰則の適用については、なおその効力を有する。生命保険中央会及び損害保険中央会の存続の間も、また同様とする。

(109) 道路交通取締法

(昭和二十二年十一月八日(内務大臣)法律第百三十号(臣署名))

道路交通取締法目次

第一章 総則

第二章 車馬及び軌道車

第三章 雑則
第四章 罰則

附則

道路交通取締法

第一章 総則

第一條 この法律は、道路における危険防止及びその他の交通の安全を図ることを目的とする。

第二條 この法律における用語の意義は、次の通りとする。
道路とは、道路法による道路、自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

自動車道とは、専ら自動車の一般交通の用に供する通路及び自動車運送事業者が専らその事業用自動車の用に供する通路をいう。
車馬とは、牛馬及び諸車をいう。牛馬とは、交通運輸に使役する家畜をいい、諸車とは、人力、畜力その他の動力により運轉する軌道車又は小兒車以外の車をいう。但し、それは、これを諸車とみなす。

自動車とは、道路において、原動機を用い、軌道又は架線によらないで運轉する諸車をいう。
軌道車とは、道路において、軌道又は架線により運轉する車をいう。

第三條 道路を通行する歩行者又は車馬は、左側によらなければならない。
運轉すること。
三 前号の外、酒に酔いその他正常な運轉ができない處があるにかかわらず、諸車又は軌道車を運轉すること。
四 たずな、ハンドルその他の装置による安全な操縦に必要な操作を怠つて車馬又は軌道車を操縦すること。
五 法令に定められた最高速度の制限を超え又は他の交通に対し不当に迷惑を及ぼすような方法で、諸車又は軌道車を運轉すること。

第四條 歩道と車道の区別のある道路においては、歩行者又は車馬は、その区別に従つて通行しなければならない。但し、学生生徒の隊列、葬列その他の行列は、車道を通行することができる。
歩道及び車道の意義並びに歩道又は車道の通行の区分及び横断について必要な事項は、命令でこれを定める。

第五條 道路を通行する歩行者、車馬又は軌道車は、命令の定めるところにより、信号機、道路標識若しくは区画線の表示又は警察官吏の指示に従わなければならない。
信号機、道路標識及び区画線の意義、設置及び管理について必要な事項は、命令でこれを定める。

第六條 都道府県知事(東京都にあつては警視總監以下同じ)は、危険防止及びその他の交通の安全のため必要があるときは、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。
警察官吏は、危険防止のため緊急の必要があるときは、一時道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

第二章 車馬及び軌道車
第七條 車馬又は軌道車の操縦者は、無謀な操縦をしてはならない。
前項において無謀な操縦とは、左の各号の一に該当する行為をいう。
一 構造及び装置における重大な故障その他の事由により安全に操縦できない車馬を操縦すること。
二 法令に定められた運轉の資格を持たないで諸車又は軌道車を

運轉すること。
三 前号の外、酒に酔いその他正常な運轉ができない處があるにかかわらず、諸車又は軌道車を運轉すること。
四 たずな、ハンドルその他の装置による安全な操縦に必要な操作を怠つて車馬又は軌道車を操縦すること。
五 法令に定められた最高速度の制限を超え又は他の交通に対し不当に迷惑を及ぼすような方法で、諸車又は軌道車を運轉すること。

警察官吏は、前項第一号乃至第三号に該当する行為のあつた場合において、危険防止のため特に必要があると認めるときは、一時その車馬又は軌道車の操縦を停止することができる。
第八條 車馬又は軌道車の操縦者は、法令に定められた速度(範囲内)で、道路、交通及び積載の状況に應じ公衆に危害を及ぼさないような速度と方法で、操縦しなければならない。
前項の外、車馬の操縦者の操縦上遵守すべき事項については、命令でこれを定める。
第九條 自動車は、都道府県知事の運轉免許を受け、且つ、運轉免許証を携帯している者でなければ、これを運轉してはならない。
都道府県知事は、定期又は臨時に運轉免許証についての検査を行うことができる。
都道府県知事は、運轉免許を受けた者が不具慮疾者となり、又は故意過失により交通事故を起したときその他特別の事由の生じたときは、運轉免許を取り消し若しくは停止し、又は必要な処分

一新制定法

をすることができる。

第一項の規定による運転免許及び前項の規定による運転免許の取消又は停止の効力は、全都道府県に及ぶ。

運転免許を受けた者は、重ねて同種の運転免許を受けることができない。

第一項の規定による運転免許に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第十條 自動車の最高速度は、命令でこれを定める。

都道府県知事は、道路、区域又は時間を限り、前項の規定による命令に定める最高速度の範囲内で、最高速度の制限を定めることができる。

都道府県知事は、消防自動車、救急自動車その他主務大臣の定める自動車（以下緊急自動車という。）について、第一項の規定による命令の定める最高速度を超えて、最高速度の制限を定めることができる。

都道府県知事は、自動車道で運転する自動車について、第一項乃至前項の規定にかかわらず、最高速度の制限を定めることができる。

第十一條 道路を通行する車馬には、命令の定めるところにより、灯火をつけなければならない。

第十二條 車馬は、他の交通を妨害する虞のある場合においては、併進し又は後退し若しくは轉回してはならない。

第十三條 道路における車馬の追従又は追越について必要な事項

して、廣い道路に在る車馬又は軌道車に進路を譲らなければならない。

前項の規定は、緊急自動車については、これを適用しない。

第十九條 交差点の点の附近において、緊急自動車が接近して来たときは、軌道車は、交差点を避けて一時停車し、又、車馬（緊急自動車を除く。）は、交差点を避け左側によつて一時停車し、これに進路を譲らなければならない。

緊急自動車は、停止の表示のある交差点においても、特に緊急を要する場合に限り、交通の安全に注意して徐行して通過することができる。

第二十條 車馬又は軌道車の徐行すべき場合について必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十一條 停車又は駐車を禁止する場所その他停車又は駐車の方法について必要な事項は、命令でこれを定める。

都道府県知事は、駐車の時間又は場所について必要な制限を定めることができる。

第二十二條 車馬の操縦者は、発進、左折、右折、徐行、停止若しくは後退をしようとするとき、又は後方の車馬に追い越させようとするときは、手、方向指示器その他の方法で合図をしなければならぬ。

前項の合図について必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十三條 諸車の乗車、積載又はけん引の制限について必要な事項は、命令でこれを定める。

は、命令でこれを定める。

第十四條 車馬は、左折しようとするときは、道路の左側によつて徐行しなければならない。

車馬は、右折しようとするときは、交差点の中心の外側を回つて徐行しなければならない。

第十五條 車馬は、鉄道又は軌道の踏切を通過しようとするときは、安全かどうかを確認するため、一時停車しなければならない。但し、信号機の表示、警察官又は信号人の指示その他の事由により安全であることを確認したときは、この限りでない。

第十六條 車馬及び軌道車相互の間の通行についての順位は、左の各号の順序とする。

- 一 緊急自動車
- 二 緊急自動車以外の自動車及び軌道車
- 三 自動車以外の車馬

車馬又は軌道車は、前項に定める先順位の自動車又は軌道車に進路を譲らなければならない。

緊急自動車の塗色、警音器、灯火等について必要な事項は、命令でこれを定める。

第十七條 順位の同じ車馬又は軌道車が、交通整理の行われていない交差点に異なつた方向から同時に入ろうとする場合においては、右方のものは、左方のものに進路を譲らなければならない。

第十八條 車馬又は軌道車は、狭い道路から廣い道路に入ろうとするときは、前二條の規定にかかわらず、一時停車するか又は徐行

警察官吏は、諸車の乗車、積載又はけん引について危険防止のため特に必要があると認めるときは、一時その運転を停止することができる。

第三章 雜則

第二十四條 車馬の交通に因り、人の殺傷又は物の損壊があつた場合においては、車馬の操縦者又は乗務員その他の従業者は、命令の定めるところにより、被害者の救護その他必要な措置を講じなければならない。

前項の場合においては、同項に掲げる者以外の者で当該車馬に乗っているものは、同項に掲げる者が同項の規定による措置を講ずるのを妨げてはならない。

第二十五條 道路において交通の妨害となり又は交通の危険を生ぜしめるような行爲で命令で定めるものは、これをしてはならない。

第二十六條 左の各号の一に該当する者は、命令の定めるところにより、警察署長の許可を受けなければならない。

- 一 道路において工事又は作業をしようとする者
 - 二 道路に碑表、廣告板、飾塔等を設置しようとする者
 - 三 道路に露店、屋台店等を出そうとする者
 - 四 道路において都道府県知事の定める行爲をしようとする者
- 警察署長は、前項の許可に関し、危険防止及びその他の交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

警察署長は、沿道の土地における工作物その他の施設及び物件が道路における交通に著しい危険を生ぜしめる虞がある場合にお

いては、その占有者に対し、その危険の防除のために必要な措置を命ずることができる。

第四章 罰則

第二十七條 みにだりに信号機を操作し、若しくは道路標識を移轉し、又は信号機、道路標識若しくは区画線を損壊して道路における交通の危険を生ぜしめた者は、これを三年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

みにだりに信号機若しくは道路標識に類似し又はその効果を妨げるような工作物を設置した者は、これを六箇月以下の懲役又は三千元以下の罰金に処する。

第二十八條 左の各号の一に該当する者は、これを三箇月以下の懲役又は三千元以下の罰金に処する。

一 第七條第一項、第九條第一項又は第二十四條第一項の規定に違反した者

二 第二十三條第二項又は第二十六條第二項若しくは第三項の規定による処分に違反した者

第二十九條 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金又は料料に処する。

一 第八條第一項、第九條第五項、第十一條、第二十二條第一項、第二十四條第二項、第二十五條又は第二十六條第一項の規定に違反した者

二 第五條、第十二條、第十四條、第十五條、第十六條第二項、第十七條、第十八條第一項又は第十九條第一項の規定の違反と

なるような行爲をした者

三 第三條又は第四條第一項の規定の違反となるような行爲をした車馬の操縦者

四 第六條又は第二十一條第二項の規定に基く禁止又は制限に違反した者

第三十條 第四條第二項、第八條第二項、第九條第六項、第十三條、第二十條、第二十一條第一項又は第二十三條第一項の規定に基く命令には、千円以下の罰金又は料料の罰則を設けることができる。

第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十六條第一項の規定又は同條第二項若しくは第三項の規定による処分に違反したときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑又は料料刑を科する。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。左に掲げる命令は、これを廃止する。

道路取締令

自動車取締令

形像取締規則

道路取締令及び自動車取締令は、この法律施行前になした行爲に關する罰則の適用については、この法律施行後においても、なお、その効力を有する。

(110) 道路運送法

(昭和二十二年十二月十六日)内閣總理・内務・大藏・運輸大臣署名
法律第九十一号

道路運送法目次

- 第一章 總則
- 第二章 監理
- 第三章 自動車運送事業
- 第四章 軽車両運送事業
- 第五章 自動車道及び自動車道事業
- 第六章 國營自動車運送事業及び國營自動車道事業
- 第七章 家用自動車の使用
- 第八章 車 両
- 第九章 罰 則
- 附 則

道路運送法

第一章 總 則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、道路運送に關する秩序の確立及び事業の健全な発達並びに車両の整備及び使用の適正化を図り、以て道路運送における公共の福祉を確保することを目的とする。

(定義)

一 新制定法

第二條 この法律で、道路運送事業とは、自動車運送事業及び軽車両運送事業をいい、自動車運送事業とは、他人の需用に應じ自動車を使用して旅客又は物品を運送する事業をいい、軽車両運送事業とは、他人の需用に應じ軽車両を使用して旅客又は物品を運送する事業をいう。

この法律で、車両とは、自動車及び軽車両をいい、自動車とは、原動機により道路上を運行する用具で命令の定めるものをいい、軽車両とは、人力又は畜力により道路上を運行する用具で命令の定めるものをいい、道路とは、道路法による道路並びに自動車道及び一般交通の用に供する場所をいう。

この法律で自動車道事業とは、一般自動車道を開設し、これを専ら自動車の一般交通の用に供する事業をいう。

この法律で、自動車道とは、専ら自動車の一般交通の用に供する通路(一般自動車道)及び自動車運送事業者が専らその事業用自動車の用に供する通路(専用自動車道)をいう。

第二章 監 理

(行政廳)

第三條 行政廳は、この法律の規定するところに従い、道路運送に關し、第一條の目的を達成するため必要な監理をする。

第四條 この法律中主務大臣とあるのは、自動車道事業に關しては運輸大臣及び内務大臣、その他に關してはこの法律に別段の定めのある場合を除いて、運輸大臣とする。

この法律において行政官廳の職權に屬させた事項の一部で都府

縣の区域内又は政令の定める道内の区域内におけるものを掌理させるため、都府縣廳の所在地、札幌市、函館市、室蘭市、帯廣市、釧路市、北見市及び旭川市に道路運送監理事務所を置く。

前項の道路運送監理事務所中特定の道路運送監理事務所は、前項に規定する事項の外、政令の定めるところにより、この法律において行政官廳の職権に属させた事項の一部で一定の区域内における二以上の都府縣の区域又は二以上の前項に規定する政令の定める道内の区域にわたるものその他の事項を掌理することができる。

前二項に規定するものの外、道路運送監理事務所に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

この法律に規定する主務大臣の職権の一部は、政令の定めるところにより、左の各号の区分に従い、各々その号に定める下級の行政廳に委任することができる。

一 第三章及び第七章に規定する職権については道路運送監理事務所長

二 第五章に規定する職権については道路運送監理事務所長及び都道府縣知事

第四章、第五章及び第八章に規定する行政廳は、政令の定めるところを除いて、左の各号に定める区分による。

一 貨物軽車両運送事業に関する事項及び自動車に関する第八章に規定する事項については道路運送監理事務所長

二 旅客軽車両運送事業に関する事項及び旅客軽車両に関する第

所在すると認める場所に臨検し、車両を検査し、又は質問をすることが出来る。

前項の場合には、車両検査官は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

(道路運送委員会)

第八條 この法律の適正な運用を図るため、道路運送委員会を置く。

道路運送委員会は、中央道路運送委員会及び地方道路運送委員会とし、地方道路運送委員会は、第四條第三項に規定する一定区域ごとにこれを置く。

中央道路運送委員会は、委員九人を以て、地方道路運送委員会は、委員若干人を以てこれを組織する。

道路運送委員会に委員の互選による委員長を置く。

中央道路運送委員会の委員は、地方道路運送委員会の委員長を以てこれに充て、地方道路運送委員会の委員は、各都道府縣知事の推薦に基く運輸大臣の申出により、内閣総理大臣が、これを命ずる。

前項の各都道府縣知事の推薦すべき人員は、都府縣にあつては二人、北海道にあつては若干人とする。

官吏又は吏員であつた者は、その退職後一年間は道路運送委員会の委員となることができない。

道路運送委員会の委員の任期は、三年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任されることを妨げな

一 新制定法

八章に規定する事項については都の区又は市町村長
三 自動車道の工事のために土地の立入及び使用に関する事項については都道府縣知事

(免許等の條件)

第五條 免許、許可又は認可には、條件を附することができる。

前項の條件は、公共の福祉を確保するため必要があるときは、これを変更することができる。

(調査及び臨検検査)

第六條 当該行政廳は、必要があると認めるときは、道路運送事業者その他車両を所有し、若しくは使用する者、自動車道事業者又はこれらの者の組織する団体に、事業又は車両の所有若しくは使用に関し、届出をさせ、報告をさせ、又は書類を提出させることができる。

当該行政廳は、必要があると認めるときは、当該官吏員に事業場その他の場所に臨検し、事業若しくは車両の所有若しくは使用の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、又は質問をさせることができる。

前項の場合には、当該官吏員は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

(車両検査官)

第七條 当該行政廳は、所部の官吏員の中から車両検査官を命じ、第八章の規定による職権の行使を補助させることができる。

車両検査官は、必要があると認めるときは、車庫その他車両の

い。

道路運送委員会の委員は、在職中道路運送委員会の承認及び運輸大臣の同意のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事し、又は商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

道路運送委員会の委員が現に経営中の道路運送事業につき著しい経済的な利害関係を有し、又は道路運送事業に関し他の者と競争的若しくは対立的立場にあると認められる場合において、当該道路運送委員会においてその委員を罷免すべき旨の議決をしたときは、運輸大臣の申出により、内閣総理大臣が、これを解任する。

道路運送委員会の委員が心身の故障のため職務を執ることができず、又はその職務を怠り、若しくはその職務に対し不正の行爲をしたと認められる場合において、当該道路運送委員会においてその委員を罷免すべき旨の議決をしたときは、運輸大臣の申出により、内閣総理大臣が、これを解任する。

道路運送委員会の委員の報酬及び旅費については、命令でこれを定める。

行政官廳は、左の事項で重要なものは、道路運送委員会の意見を徴し、その意見を尊重してこれを行ななければならない。

一 この法律を改正する法律案及びこの法律に基く政令案の立案並びにこの法律に基く命令の制定及び改正

二 自動車運送事業の免許に関する基準の設定及び変更

第五 經濟法

四二四

- 三 自動車運送事業の免許
 - 四 自動車運送事業の停止及び免許の取消
 - 五 自動車運送事業に係る第五十條第一項の協議に対する承諾
- 道路運送委員会は、道路運送の改善に関し、関係行政廳に建議をすることができる。

道路運送委員会は、その職務を行うため必要があるときは、公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体その他の関係者に対し、必要な報告、情報又は資料を求めることができる。

道路運送委員会は、その職務を行うため必要があるときは、公務所、道路運送事業者若しくはその組織する団体又は学識経験のある者に必要な調査を嘱託することができる。

道路運送委員会は、第十三項の規定による職務を行うには、事件関係人又は参考人に対し、出頭を求めてその意見又は報告を徴しなければならない。

この法律に規定するものの外、道路運送委員会の組織、運用その他道路運送委員会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(訴願)

第九條 この法律又はこの法律に基いて発する命令に規定する事項につき行政廳のした処分不服のある者は、訴願をすることができる。

第三章 自動車運送事業

(自動車運送事業の種類)

第十條 自動車運送事業の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 一般自動車運送事業(特定自動車運送事業以外の自動車運送事業)
 - (一) 一般乗合旅客自動車運送事業
 - (二) 一般貸切旅客自動車運送事業
 - (三) 一般積合貨物自動車運送事業
 - (四) 一般貸切貨物自動車運送事業
- 二 特定自動車運送事業(特定の者の需用に應じ特定の旅客又は物品を運送する自動車運送事業)
 - (一) 特定乗合旅客自動車運送事業
 - (二) 特定貸切旅客自動車運送事業
 - (三) 特定積合貨物自動車運送事業
 - (四) 特定貸切貨物自動車運送事業

(免許)

第十一條 自動車運送事業を営しようとする者は、命令の定めるところにより、事業計画を定め、主務大臣の免許を受けなければならない。

前項の免許は、前條に掲げる種類ごとに、これを受けなければならない。

(免許基準)

第十二條 主務大臣は、自動車運送事業の免許に関し必要な基準を定め、これを公示しなければならない。

主務大臣は、前項の基準に適合する申請があつたときは、左の場合を除いては、事業の免許をしなければならない。

一 事業を営しようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者でその執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないものであるとき。

二 事業を営しようとする者が事業の免許の取消を受けた者でその取消の日から二年を経過しないものであるとき。

三 事業を営しようとする者が破産の宣告を受け復権を得ない者であるとき。

四 事業を営しようとする者が法人である場合において、その法人の役員に前三号の一に掲げる事由のあるとき。

五 事業を営しようとする者の資力信用が不十分なため事業の確実な経営が著しく困難であると認められるとき。

六 当該事業の経営に因り公共の福祉に反する結果を生ずるような競争がひきおこされる虞のあるとき。

(物品の附随運送)

第十三條 旅客自動車運送事業者は、命令の定めるところにより、旅客の運送に附随して物品を運送することができる。

(運賃及び料金)

第十四條 自動車運送事業の運賃及び料金については、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

(運送約款)

第十五條 貨物自動車運送事業者は、命令の定めるところにより、運送約款を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

運送約款においては、少くとも運賃、料金その他の運送条件及

一新制定法

び運送に関する事業者の責任に関する事項を定めなければならない。

(運送条件及び運送約款の公示)

第十六條 運賃、料金その他の運送条件及び運送約款は、命令の定めるところにより、これを公示しなければならない。

(運輸開始)

第十七條 自動車運送事業の免許を受けた者は、主務大臣の指定する期間内に運輸を開始しなければならない。

専用自動車道を開設して自動車運送事業を営しようとする者は、命令の定めるところにより、工事方法を定め、主務大臣の指定する期間内に工事施行の認可を申請しなければならない。

天災その他やむを得ない事由に因り、第一項の期間内に運輸を開始することができないとき、又は前項の期間内に同項の認可を申請することができないときは、主務大臣は、申請に因り期間を伸長することができる。

(公共の福祉に反する行為の禁止)

第十八條 自動車運送事業者は、事業計画に定める自動車の運行を怠り、不当な運送条件によることを求めその他公共の福祉に反する行為をしてはならない。

自動車運送事業者は、自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

主務大臣は、前二項に規定する行為があるときは、自動車運送事業者に対し、当該行為の取止その他公共の福祉を確保するため

四二五

必要な措置を命ずることができる。

(運送引受義務)

第十九條 自動車運送事業者は、左の場合を除いては、運送の引受を拒絶してはならない。

一 当該運送に関し旅客又は荷送人から特別な負担を求められたとき。

二 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。

三 天災その他やむを得ない事由に因る運送上の支障のあるとき。

四 前各号に掲げる場合を除いて、命令の定める正当な事由のあるとき。

(物品運送の順序)

第二十條 物品の運送は、その申込の順序により、これをしなければならぬ。但し、正当な事由があるときは、この限りでない。

(事業計画等の変更)

第二十一條 自動車運送事業者は、事業計画、運送約款又は専用自動車道の工事方法を変更しようとするときは、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

(運輸及び会計)

第二十二條 自動車運送事業における自動車の使用、運輸施設の整備その他運輸に関し必要な事項及び経理の合理化、帳簿書類の整備保存その他会計に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十五條 第二十三條の認可を受けて行う正当な行爲及び前條第一項(他の運送事業者又は小運送業者との連絡運輸、共同経営及び運輸に関する協定に関する部分に限る。)の規定による命令によつて行う正当な行爲には、昭和二十二年法律第五十四号の規定を適用しない。

(運送に関する命令)
第二十六條 主務大臣は、旅客又は物品の運送を確保するため必要があるときは、自動車運送業者に対し、運送すべき旅客若しくは物品及び運送条件を定めてその運送を命じ、又は旅客若しくは物品を定めてその運送を制限し、若しくは禁止することができる。主務大臣は、旅客又は物品の運送を確保するため必要があるときは、自動車運送業者に対し、旅客又は物品の運送の順序を定めて、これによるべきことを命ずることができる。

(名義の利用、事業及び車両の貸借並びに事業の管理の受委託)
第二十七條 自動車運送事業者の名義は、自動車運送事業を営むるため、他人がこれを利用し、又は他人にこれを利用させてはならない。

自動車運送事業は、これを貸借してはならない。
自動車運送事業の管理の委託及び受託並びに自動車運送事業用自動車の貸渡については、主務大臣の許可を受けなければならない。

前項の管理の委託及び受託に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

(運輸に関する協定)

第二十三條 自動車運送事業者は、他の運送事業者若しくは小運送業者と連絡運輸若しくは共同経営に関する契約その他運輸に関する協定をし、又はこれを変更するには、主務大臣の認可を受けなければならない。

(事業改善の命令)

第二十四條 主務大臣は、公共の福祉を確保するため必要があるときは、自動車運送事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることができる。

一 事業計画、運賃、料金その他運送条件、運送約款又は専用自動車道の工事方法を変更すること。

二 他の運送事業者又は小運送業者と設備の共用、連絡運輸、共同経営又は運輸に関する協定をすること。

三 旅客又は物品の運送に関する損害につき保険に付すること。

四 前各号に掲げるものを除いて、事業の改善をすること。

前項第二号の場合において、その実施方法又は各事業者が取得し、若しくは負担すべき金額につき協議が調わないときは、主務大臣は、申請に因りこれを裁定する。
前項の規定による裁定に係る金額に不服のある者は、他の事業者に対し、裁定のあつたことを知つた日から六箇月以内に、訴を以てその金額の増減を請求することができる。但し、裁定のあつた日から三年を経過したときは、訴を提起することができない。
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

(事業の譲渡等)

第二十八條 自動車運送事業の譲渡は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

自動車運送事業を営むる会社の合併又は解散に関する株主總會若しくは社員總會の決議若しくは総社員の同意は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

自動車運送事業を営むる会社の合併があつたときは、合併後存続する会社又は合併に因り設立された会社は、免許に基く権利義務を承継する。

自動車運送事業者が死亡したときは、相続人は、免許に基く権利義務を承継する。

自動車運送事業者は、主務大臣の許可を受けなければ、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(地方公共団体の区域内における乗合旅客自動車運送事業)

第二十九條 主務大臣は、事業区域が東京都の区に存する区域内又は政令の定める市の区域内に限られる乗合旅客自動車運送事業につき第十一條、第十四條、第二十一條、第二十三條、第二十七條第三項又は前條第一項、第二項若しくは第五項の規定による処分をするには、都知事又は当該市長の意見を徴しなければならない。

(事業の停止及び免許の取消)

第三十條 自動車運送事業者が左の各号の一に該当するときは、主務大臣は、自動車運送事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又

は免許の全部若しくは一部を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基く命令若しくは処分又は免許、許可若しくは認可に附した条件に違反したとき。

二 許可又は認可を受けた事項を故なく実施しないとき。

三 前二号の場合を除いて、公共の福祉に反する行爲をしたとき。

四 事業経営の不確実又は資産状態の著しい不良その他の事由に因り事業を継続するのに適しないとき。

(免許の失効)

第三十一條 左の場合には、自動車運送事業の免許は、その効力を失う。

一 第十七條第一項の期間内に運輸を開始しないとき。

二 第十七條第二項の期間内に同項の認可を申請しないとき。

三 第十七條第二項の規定による申請に対し認可の処分を受けるとき。

四 事業の廃止の許可を受けたとき。

(特定自動車運送事業)

第三十二條 特定自動車運送事業には、第十五條乃至第十七條、第十九條、第二十條、第二十一條(事業計画に関する部分を除く)、第二十八條第五項及び前條の規定を適用しない。

特定自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なくこれを主務大臣に届け出なければならない。この場合においては、免許は、事業の廃止の届出があつた時にその効

力を失う。

第四章 軽車両運送事業

(事業に関する届出)

第三十三條 軽車両運送事業を営もうとする者は、命令の定めるところにより、事業計画を具えて行政廳に届け出なければならない。事業計画を変更しようとするときも同様とする。

第三十四條 軽車両運送事業者は、左の場合には、命令の定めるところにより、遅滞なくこれを行政廳に届け出なければならない。

一 他の運送事業者と連絡運輸若しくは共同経営に関する契約その他運輸に関する協定をし、又はこれを変更したとき。

二 事業を譲り受けたとき。

三 会社の合併又は解散があつたとき。

四 相続に因る事業の承継があつたとき。

五 事業を休止し、又は廃止したとき。

(事業停止の命令)

第三十五條 軽車両運送事業者が公共の福祉に反する行爲をしたときは、行政廳は、命令の定めるところにより、その事業の停止を命ずることができる。

(準用規定)

第三十六條 軽車両運送事業には、第十八條及び第二十四條乃至第二十六條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは、「行政廳」と読み替へるものとする。

第五章 自動車道及び自動車道事業

(免許)

第三十七條 自動車道事業を営もうとする者は、命令の定めるところにより、事業計画を定め、主務大臣の免許を受けなければならない。

(一般自動車道の使用料金)

第三十八條 一般自動車道の使用料金については、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

(一般自動車道の工事)

第三十九條 自動車道事業の免許を受けた者は、一般自動車道の工事を必要とするときは、工事方法を定め、主務大臣の指定する期間内に工事施行の認可を申請しなければならない。

天災その他やむを得ない事由に因り前項の期間内に認可を申請することができないときは、主務大臣は、申請に因り期間を延長することができる。

第四十條 自動車道事業者は、工事施行の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期間内に、一般自動車道の工事に着手し、これを完成しなければならない。

前項の期間の伸長には、前條第二項の規定を準用する。

(自動車道の工事のための土地の立入及び使用)

第四十一條 自動車道に関する工事のため必要があるときは、自動車道事業者又は自動車運送事業者は、行政廳の許可を受け、沿道の土地に立ち入り、又はその土地を一時材料置場として使用することができる。

前項の規定により立入又は使用をしようとするときは、やむを得ない事由がある場合を除いて、予め土地の占有者にその通知をしなければならない。

第一項の規定による立入又は使用に因つて生じた損害は、立入又は使用の後、遅滞なく事業者においてこれを補償しなければならない。

前項の規定に基いて補償すべき損害は、第一項の規定による立入又は使用に因り通常生ずべき損害とする。

第三項の規定による補償について協議が調わないときは、行政廳は、申請に因りこれを裁定する。

前項の規定による裁定に係る補償金額に不服のある者は、裁定のあつたことを知つた日から六箇月以内に、訴を以てその金額の増減を請求することができる。但し、裁定のあつた日から三年を経過したときは、訴を提起することができない。

前項の訴においては、事業者又は補償を受くべき者を被告とする。

(自動車道の供用開始)

第四十二條 自動車道は、主務大臣の認可を受けなければ、その供用を開始してはならない。

(一般自動車道の供用義務)

第四十三條 自動車道事業者は、命令の定める正当な事由のある場合を除いては、一般自動車道の供用を拒絶してはならない。

(事業計画及び工事方法の変更)

第五 経済法

第四十四條 自動車道事業者は、事業計画又は一般自動車道の工事方法を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(自動車道の構造、設備及び管理)

第四十五條 自動車道の構造、設備及び管理に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(事業改善の命令)

第四十六條 主務大臣は、公共の福祉を確保するため必要があるときは、自動車道事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることができる。

一 事業計画又は一般自動車道の使用料金若しくは工事方法を変更すること。

二 一般自動車道又はその附属物件の改善をすること。

(免許の失効)

第四十七條 左の場合には、自動車道事業者の免許は、その効力を失う。

一 第三十九條第一項の期間内に同項の認可を申請しないとき。

二 第三十九條第一項の規定による申請に対し不認可の処分を受けたとき。

三 事業の廃止の許可を受けたとき。

(准用規定)

第四十八條 自動車道事業者には、第十六條(運送条件に關する部分に限る)、第二十二條(會計に關する部分に限る)、第二十七條、

六條、第十一條、第十二條、第十四條、第十五條、第十七條、第十八條、第二十一條、第二十二條(會計に關する部分に限る)、

第二十三條乃至第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十二條

第二項、第三十七條乃至第四十條、第四十二條、第四十四條、第

四十六條、第四十七條及び第四十八條(第十六條の規定の準用に

關する部分を除く。)の規定を適用しない。

(補償)

第五十一條 路線を定める自動車運送事業を國において經營したため、これと路線を共通にする自動車運送事業者が、その部分につき事業を継続することができなくなつたとき、又は著しく収益を減少するようになつたときは、政府は、政令の定めるところにより、その事業者が受けた損失を補償することができる。残存路線のみにつき事業を継続することができなくなつたときも同様とする。

第七章 家用自動車の使用

(有償運送の禁止及び賃貸の制限)

第五十二條 自動車運送事業用自動車以外の自動車(以下家用自動車という。)は、対價を得てこれを運送の用に供してはならない。

家用自動車は、主務大臣の許可を受けなければ、対價を得てこれを貸し渡してはならない。

(使用の制限及び禁止の処分)

第五十三條 主務大臣は、家用自動車(命令の定める乗車定員を有する乗用自動車を除く。)の使用がこの法律の目的に照らし適正でないとき、その使用を制限し、又は禁止することができる。

一 新制定法

第二十八條及び第三十條の規定を準用する。

(自動車道に接続する道路等の造設)

第四十九條 政府又は政府の許可を受けた者が、自動車道に接続し、若しくは接近し、又はこれを横断して道路法による道路、自動車道、橋、川、運河、鉄道、軌道、索道等を造設しようとするときは、自動車道事業者又は自動車運送事業者は、これを拒むことができない。

主務大臣は、前項の場合において、公共の福祉を確保するため必要があると認めるときは、自動車道事業者又は自動車運送事業者に対し、設備の供用又は変更を命ずることができる。

前二項の場合において、その実施方法及び費用の負担につき協議が調わないときは、主務大臣は、申請に因りこれを裁定する。自動車道事業者又は自動車運送事業者が受けた損害の補償についても同様とする。

第一項及び第二項の場合には、第四十一條第三項及び第四項の規定を、前項の場合には、第四十一條第六項及び第七項の規定を準用する。

第六章 國營自動車運送事業及び國營自動車道事業者(事業の經營)

第五十條 國において自動車運送事業又は自動車道事業者を經營しようとするときは、当該官廳は、主務大臣に協議をしなければならない。國において經營する自動車運送事業及び自動車道事業者には、第

四三〇

第八章 車両

(車両の検査)

第五十四條 自動車及び旅客の運送の用に供する軽車両(以下旅客軽車両という。)は、命令の定めるところにより、使用に適する構造、装置及び性能を有するかどうかについて、行政廳の検査を受けなければならない。

行政廳は、前項の検査の結果車両が使用に適すると認めるときは、命令の定める場合を除いて、車両検査証を交付し、且つ、車両番号を指定しなければならない。

第一項に規定する車両は、命令の定めるところにより、車両検査証を備え付け、且つ指定された車両番号を表示したものでなければ、これを使用してはならない。

車両検査証及び車両番号の指定の有効期間は、命令でこれを定める。

車両検査証の書換、再交付及び返納に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(車両の整備)

第五十五條 自動車及び旅客軽車両については、命令の定める整備をしなければならない。

行政廳は、前項に規定する車両が使用に適しないと認めるときは、必要な整備を命ずることができる。

行政廳は、前項の規定による命令に従わない者に当該車両の使

第五 經濟法

四三二

用を制限し、若しくは禁止し、又は車両検査証の提出若しくは返還を命じ、又は車両番号の指定を取り消すことができる。

(自動車の登録)

第五十六條 自動車を所有する者は、当該自動車につき行政官廳の登録を受けなければならない。

行政官廳は、前項の登録を申請した者が当該自動車の真正な所有者であると認めるときは、命令の定めるところにより、登録をした後その者に自動車登録証を交付しなければならない。

自動車を運轉するには、当該自動車の自動車登録証を携帯しなければならない。

本條に定めるものの外、登録並びに自動車登録証の書換、再交付及び返納に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第九章 罰則

第五十七條 第十一條又は第三十七條の規定に違反して事業を経営した者は、これを一万円以下の罰金に処する。第二十七條第一項又は第二項(第四十八條において準用する場合を含む。)の規定に違反した者も同様とする。

第五十八條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

- 一 第二十八條第一項(第四十八條において準用する場合を含む。)の認可を受けずに事業を譲り渡し、又は譲り受けた者
- 二 第三十條(第四十八條において準用する場合を含む。)の規定による停止の処分に違反した者

三 第四十二條又は第五十六條第一項の規定に違反した者

第五十九條 左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

一 第五條の規定により附した條件又はその條件に基いてした処分に違反した者

二 第六條第一項の規定による届出、報告若しくは書類の提出を怠り、又は虚偽の届出若しくは報告をし、若しくは虚偽の記載をした書類を提出した者

三 第六條第二項又は第七條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十四條、第十五條第一項、第十九條乃至第二十一條、第二十三條、第二十七條第三項(第四十八條において準用する場合を含む。)、第二十八條第五項(第四十八條において準用する場合を含む。)、第三十三條、第三十三條、第三十八條、第四十三條、第四十四條又は第五十二條の規定に違反した者

五 第十八條第三項(第三十六條において準用する場合を含む。)、第二十四條第一項(第三十六條において準用する場合を含む。)、第二十六條(第三十六條において準用する場合を含む。)、第三十五條、第四十六條、第四十九條第二項又は第五十三條の規定による処分に違反した者

六 第五十四條第五項又は第五十六條第四項の規定に基いて発する命令に違反した者

七 第五十六條第三項の規定に違反した者

第六十條 左の各号の一に該当する者は、これを三箇月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

- 一 第五十四條第三項の規定に違反した者
- 二 第五十五條第三項の規定による処分に違反した者

過失に因り前項第一号の罪を犯した者は、これを拘留又は科料に処する。

第六十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する車両に關し、第五十七條乃至前條(第五十九條第七号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑又は科料刑を科する。

第六十二條 自動車道若しくはその標識を損壞し、又はその他の方法で自動車道における自動車の往來の危険を生ぜしめた者は、これを五年以下の懲役に処する。

第六十三條 人の現在する乗合旅客自動車運送事業用自動車を轉復させ、又は破壞した者は、これを十年以下の懲役に処する。

前項の罰を犯し因つて人を傷けた者は、これを一年以上の有期懲役に処し、死亡させた者は、これを無期又は三年以上の有期懲役に処する。

第一項の未遂罪は、これを罰する。

第六十四條 第六十二條の罪を犯し因つて自動車を轉復させ、又は

破壞した者も前條の例による。

第六十五條 過失に因り第六十二條第一項又は第六十三條第一項の罪を犯した者は、これを三百円以下の罰金に処する。その業務に従事する者が犯したときは、これを一年以下の禁錮又は五百円以下の罰金に処する。

第六十六條 左の各号の一に該当する者は、これを五百円以下の罰金に処する。

一 乗合旅客自動車運送事業用自動車の乗務員の職務の執行を妨げた者

二 乗合旅客自動車運送事業用自動車に石類を投げつけた者

第六十七條 道路運送事業者及び自動車道事業者は、左の各号の一に該当するときは、これを三千円以下の過料に処する。

一 第十六條(第四十八條において準用する場合を含む。)の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をしたとき

二 第二十二條(第四十八條において準用する場合を含む。)又は第四十五條の規定に基いて発する命令により許可を受くべき事項をこれを受けなかったとき

三 第二十二條(第四十八條において準用する場合を含む。)又は第四十五條の規定に基いて発する命令による届出若しくは報告を怠り、又は虚偽の届出若しくは報告をしたとき

四 第三十二條第二項又は第三十四條の規定に違反したとき

附則

第一條 第一條乃至第三條、第四條第二項乃至第四項及び第六項

一 新制定法

四三三

第五 經濟法

(第八章に關する部分に限る。)、第六條(車両の所有及び使用に關する部分に限る。)、第七條、第九條、第五十四條乃至第五十六條、第五十九條第二号第三号第六号第七号、第六十條、第六十一條、附則第三條第一項(昭和八年内務省令第二十三号自動車取締令に關する部分に限る。)、並びに第四條の規定は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第八條の規定施行の期日は、この法律公布の日から四十五日を超えない期間内において、政令でこれを定める。但し、運賃及び料金に關する法令の立案、制定及び改正についての第八條第十三項第一号の施行の期日は、物價統制令が効力を失う日の翌日とする。

前二項の規定により施行する規定以外の規定は、昭和二十三年三月十五日から、これを施行する。但し、第二十九條中第十四條の規定による処分に關する部分の施行の期日は、物價統制令が効力を失う日の翌日とする。

第二條 自動車交通事業法は、これを廢止する。

第三條 旧法、旧法に基いて発する命令又は昭和八年内務省令第二十三号自動車取締令によりした処分、手續その他の行爲は、この法律中これに相當する規定がある場合には、命令の定めるところにより、この法律によりこれをしたものとみなす。

第三十三條の規定施行の際現に輕車両運送事業を經營する者は、同條の規定施行後三箇月以内に、同條の規定による届出をすれば足りる。

四三四

第四條 自動車運送事業組合及び自動車運送事業組合聯合会は、解散する。

第五條 自動車運送事業組合及び自動車運送事業組合聯合会の清算及び課税、附則第二條の規定施行の際現に存する自動車交通事業財團並びに同條の規定施行前にした行爲に対する罰則の適用については、旧法は、同條の規定施行後でも、なおその効力を有する。

第六條 陸上交通事業調整法の一部を次のように改正する。

第一條中「旅客自動車運輸事業」を「路線ヲ定ムル一般乗合旅客自動車運送事業」に改める。

第九條中「自動車交通事業法」を「道路運送法」に改める。

第七條 國有鐵道事業特別會計法の一部を次のように改正する。

第八條第一項第三号中「旅客自動車運輸事業又は事業区間を定める貨物」を削る。

第八條 商工組合中央金庫法の一部を次のように改正する。

第一條第一項中、「貿易組合聯合會、自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會」を「及貿易組合聯合會」に改める。

第三條第一項中「自動車運送事業組合聯合會」を削り、同條

第三項及び第四項中、「貿易組合聯合會又ハ自動車運送事業組合聯合會」を「又ハ貿易組合聯合會」に改める。

第七條第一項中、「貿易組合聯合會、自動車運送事業組合又ハ

自動車運送事業組合聯合會」を「又ハ貿易組合聯合會」に改める。

第二十七條第一項但書中、「貿易組合及自動車運送事業組合」を「及貿易組合」に改める。

第九章 雜則

附則

海難審判法

第一章 總則

第一條 この法律は、海難審判所の審判によつて海難の原因を明らかにし、以てその發生の防止に寄與することを目的とする。

第二條 左の各号の一に該当する場合には、この法律による海難が發生したものとす。

一 船舶に損傷を生じたとき、又は船舶の運用に關連して船舶以外の施設に損傷を生じたとき。

二 船舶の構造、設備又は運用に關連して人に死傷を生じたとき。

三 船舶の安全又は運航が阻害されたとき。

第三條 海難審判所の審判においては、左の事項にわたつて、海難の原因が、探究されなければならない。

一 人の故意又は過失に因つて發生したものであるかどうか。

二 船舶の乗組員の員数、資格、技能、労働條件又は服務に係る事由に因つて發生したものであるかどうか。

三 船体若しくは機関の構造、材質若しくは工作又は船舶の装束若しくは性能に係る事由に因つて發生したものであるかどうか。

四 水路図誌、航路標識、船舶通信、氣象通報又は救難施設等の航海補助施設に係る事由に因つて發生したものであるかどうか。

(111) 海難審判法

(昭和二十二年十一月十九日(運輸大)法律第百三十五号(臣署名))

海難審判法目次

- 第一章 總則
- 第二章 海難審判所の組織及び管轄
- 第三章 補佐人
- 第四章 審判前の手續
- 第五章 地方海難審判所の審判
- 第六章 高等海難審判所の審判
- 第七章 海難審判所の裁決に対する訴
- 第八章 裁決の執行

一新制定法

第五 経済法

か。

五 港灣又は水路の状況に係る事由に因つて発生したものであるかどうか。

第四條 海難審判所は、海難の原因について取調を行い、裁決を以てその結論を明らかにしなければならない。

海難審判所は、海難が海技免狀又は水先免狀を受有する者の職務上の故意又は過失に因つて発生したものであるときは、裁決を以てこれを懲戒しなければならない。

海難審判所は、必要と認めるときは、前項の者以外の者で海難の原因に係るものに対し勸告をする旨の裁決をすることが出来る。

第五條 懲戒は、左の三種とし、その適用は、所爲の輕重に従つてこれを定める。

- 一 免狀行使の禁止
- 二 免狀行使の停止
- 三 戒告

免狀行使の停止の期間は、一箇月以上三年以下とする。

第六條 海難審判所は、第四條第二項に規定する場合において、海難の性質若しくは状況又はその者の履歴その他の情狀を徴し、懲戒の必要がないと認めるときは、特にこれを免除することが出来る。

第七條 海難審判所は、本案につき既に確定裁決のあつた事件については、審判を行うことはできない。

審判に参加する審判員の審判手続上の職務及び権限は、審判長以外の審判官と同一とする。

第十五條 地方海難審判所は、第一審の審判所とし、高等海難審判所は、第二審の審判所とする。

第十六條 地方海難審判所は、審判官三名を以て構成する審判所で審判を行う。但し、簡易な事件については、地方海難審判所は、命令の定めるところにより、理事官の請求に基いて、一名の審判官で審判を行う。

高等海難審判所は、審判官五名を以て構成する審判所で審判を行う。

高等海難審判所は、命令の定めるところにより、第十四條第二項に規定する事件については、第一項本文又は第二項に規定する審判官及び各海難審判所長の指定する参審員二名を以て構成する審判所で審判を行う。

第一項本文、第二項及び前項の場合においては、審判官のうち一人を審判長とする。

第十七條 各海難審判所に通じて政令の定める員数の海難審判所理事官を置く。

海難審判所理事官は、審判の請求及び裁決の執行に關することを掌る。

海難審判所理事官は、その職務を行うについては、高等海難審判所理事官にあつては運輸大臣、地方海難審判所理事官にあつては、運輸大臣及び高等海難審判所理事官の命を受ける。

一 新制定法

四三六

第二章 海難審判所の組織及び管轄

第八條 海難審判所は、運輸大臣の所轄に屬する。

第九條 海難審判所は、地方海難審判所及び高等海難審判所の二とする。

地方海難審判所の名称、位置及び管轄区域並びに高等海難審判所の位置は、政令でこれを定める。

第十條 各海難審判所に通じて政令の定める員数の海難審判所審判官及び海難審判所事務官を置く。

海難審判所事務官は、上司の命を受けて、海難審判所の事務を掌る。

海難審判所審判官の任命及び敘級の資格に關する事項は、政令でこれを定める。

第十一條 海難審判所審判官は、獨立してその職務を行う。

第十二條 運輸大臣は、各海難審判所の海難審判所審判官のうち一人に各海難審判所長を命ずる。

第十三條 各海難審判所に海難審判所書記を置き、海難審判所事務官の中から、高等海難審判所長が、これを補する。

海難審判所書記は、海難審判所審判官の命を受けて、事件に關する書類の作成、保管及び送達に關する事務を掌る。

第十四條 各海難審判所に政令の定める員数の参審員を置き、その職務に必要な學識経験を有する者の中から、各海難審判所長が、これを命ずる。

参審員は、原因の探究が特に困難な事件の審判に参加する。

海難審判所理事官の任命及び敘級の資格に關する事項は、政令でこれを定める。

第十八條 各海難審判所長は、海難審判所事務官の中から、海難審判所理事官の職務を補助すべき者を命ずる。

前項の者は、その職務を行うについては、海難審判所理事官の命を受ける。

第十九條 審判に附すべき事件の管轄権は、海難の発生した地点を管轄する地方海難審判所に屬する。但し、海難の発生した地点が明らかでない場合には、その海難に係る船舶の船籍港を管轄する地方海難審判所に屬する。

同一事件が二以上の地方海難審判所に係属するときは、最初に審判開始の申立を受けた地方海難審判所においてこれを審判する。

國外で発生する事件の管轄については、政令の定めるところによる。

第二十條 地方海難審判所は、事件がその管轄に屬しないと認めるときは、決定を以てこれを管轄地方海難審判所に移送しなければならない。

前項の規定により移送を受けた地方海難審判所は、更に事件を他の地方海難審判所に移送することはできない。

第一項の場合には、事件は、初から移送を受けた地方海難審判所に係属したものとみなす。

第二十一條 理事官又は受審人は、命令の定めるところにより、高

第五 經濟法

等海難審判所に管轄の移轉を請求することができる。

高等海難審判所は、前項の規定による請求があつた場合において、審判上便益があると認めるときは、決定を以て管轄を移轉することができる。

第二十二條 海難審判所の事務処理に関する事項は、命令でこれを定める。

第三章 補佐人

第二十三條 受審人は、命令の定めるところにより、補佐人を選任することができる。

第二十四條 補佐人は、この法律に定めるものの外、命令の定める行為に限り、独立してこれを行うことができる。

第二十五條 補佐人は、高等海難審判所に海事補佐人として登録した者の中からこれを選任しなければならない。但し、審判所の許可を受けたときは、この限りでない。

海事補佐人の資格及び登録に関する事項は、命令でこれを定める。

第二十六條 海事補佐人は、誠実にその職務を行わなければならない。

海事補佐人は、職務上知り得た秘密を守らなければならない。

第二十七條 海事補佐人は、高等海難審判所長の監督を受ける。

第四章 審判前の手続

第二十八條 管海官廳、警察官吏及び市町村長は、第二條の各号に該当する事実があつたことを認知したときは、直ちに、これをそ

は、地方海難審判所に対して、審判開始の申立をしなければならない。但し、理事官は、事実発生の後五年を経過した海難については、審判開始の申立をすることはできない。

前項の申立は、海難の事実を示して、書面でこれをしなければならない。

第三十四條 理事官は、海難が海技免状又は水先免状を受有する者の職務上の故意又は過失に因つて発生したものであると認めるときは、その者を前條第二項の書面に受審人として示さなければならない。

理事官は、前項の場合においては、命令の定めるところにより、審判開始の申立をした旨を受審人に通告しなければならない。

第五章 地方海難審判所の審判

第三十五條 地方海難審判所は、理事官の審判開始の申立に因つて、審判を開始する。

第三十六條 審判の対審及び判決は、公開の審判廷でこれを行う。

第三十七條 審判長は、開廷中審判を指揮し、審判廷の秩序を維持する。

審判長は、審判を妨げる者に対し退廷を命じその他審判廷の秩序を維持するため必要な措置を執ることができる。

第三十八條 地方海難審判所は、審判期日に受審人を召喚し、これを該問することができる。

第三十九條 受審人があるときは、判決は、口頭弁論に基いてこれをしなければならない。但し、受審人が正当の理由なく審判期日

一 新制定法

四三八

の事務所の所在地を管轄する地方海難審判所の理事官に報告しなければならない。

第二十九條 領事官は、國外で第二條各号の一に該当する事実があつたことを認知したときは、直ちに、証拠を集取し、高等海難審判所の理事官に報告しなければならない。

第三十條 地方海難審判所の理事官は、この法律によつて審判を行わなければならない事実があつたことを認知したときは、直ちに、事実を調査し、且つ、証拠を集取しなければならない。

第三十一條 理事官は、事実の調査及び証拠の集取については、秘密を守り、関係人の名誉を傷つけないように注意しなければならない。

第三十二條 理事官は、その職務を行うため必要があるときは、左の各号の処分をすることができる。

一 海難関係人に出頭をさせ、又は質問をすること。

二 船舶その他の場所を検査すること。

三 海難関係人に報告をさせ、又は帳簿書類その他の物件の提出を命ずること。

四 公務所に対して報告又は資料の提出を求めること。

五 鑑定人、通訳人若しくは翻譯人に出頭をさせ、又は鑑定、通訳若しくは翻譯をさせること。

理事官は、前項第二号の処分をするには、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

第三十三條 理事官は、事件を審判に付すべきものと認めたとときに

に出頭しないときは、その陳述を聴かないで判決をすることができる。

第四十條 地方海難審判所は、申立に因り又は職権で、必要な証拠を取り調べるることができる。

証拠については、簡易裁判所における刑事訴訟に関する法令の規定を準用する。但し、審判所は、勾引、押收、搜索その他人の身体、物若しくは場所についての強制の処分をし、若しくはさせ、又は過料の決定をすることはできない。

地方海難審判所は、前項に規定するものの外、左の方法により、必要な証拠を取り調べるることができる。

一 船舶その他の場所を検査すること。

二 帳簿書類その他の物件の提出を命ずること。

第三十四條 地方海難審判所は、左の場合には、判決を以て審判開始の申立を棄却しなければならない。

一 事件について審判権を有しないとき。

二 審判開始の申立がその規定に違反してされたとき。

三 第七條又は第十九條第二項の規定により審判を行うべきでないとき。

第四十二條 判決には、理由を附さなければならない。

第四十三條 本案の判決には、海難の事実及び原因を明らかにし、且つ、証拠によつてその事実を認められた理由を示さなければならない。但し、海難の事実がなかつたと認めるときは、その旨を明ら

第五 経済法

かにすれば足りる。

第四十四條 裁決の告知は、審判廷における言渡によつてこれをす

る。
第四十五條 この法律に定めるものの外、地方海難審判所の審判の

手続に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第六章 高等海難審判所の審判

第四十六條 理事官又は受審人は、地方海難審判所の裁決に対し

て、命令の定めるところにより、高等海難審判所に第二審の請求

をすることが出来る。
補佐人は、受審人のため、獨立して前項の請求をすることがで

きる。但し、受審人の明示した意思に反してこれをするとはで

きない。
第一項の請求は、裁決の言渡の日から七日以内にこれをしなけ

ればならない。
第四十七條 理事官又は受審人は、裁決があるまで、第二審の請求

を取り消すことができる。
第四十八條 高等海難審判所は、第二審の請求の手續がその規定に

違反したときは、裁決を以てその請求を棄却しなければならな

い。
第四十九條 高等海難審判所は、地方海難審判所が不法に審判開始

の申立を棄却したときは、裁決を以て事件を地方海難審判所に差

し戻さなければならない。
第五十條 高等海難審判所は、地方海難審判所が第四十一條各号の

裁判所の裁判において裁決取消の理由とした判断は、その事件

について高等海難審判所を拘束する。
第八章 裁決の執行

第五十七條 裁決は、確定の後これを執行する。
第五十八條 裁決は、その裁決をした海難審判所の理事官が、これ

を執行する。
第五十九條 免狀行使の禁止の裁決があつたときは、理事官は、免

狀を取り上げ、これを主務官廳に送付しなければならない。
第六十條 免狀行使の停止の裁決があつたときは、理事官は、免狀

を取り上げ、期間満了の後これを本人に還付しなければならな

い。
第六十一條 免狀行使の禁止又は停止を言い渡された者が理事官に

免狀を差し出さないときは、理事官は、その免狀の無効を宣し、

これを官報に告示しなければならない。
第六十二條 審判長は、勸告をする旨の裁決があつたときは、勸告

書を作成して、これを理事官に交付しなければならない。
理事官は、前項の勸告書を裁決書の謄本とともに勸告を受くべ

き者に送付しなければならない。
理事官は、命令の定めるところにより、勸告する旨の裁決の内

容を公示しなければならない。
第六十三條 勸告を受けた者は、その勸告を尊重し、努めてその趣

旨に従い必要な措置を執らなければならない。
第九章 雜則

一 新制定法

四四C

一に該当する場合において、審判開始の申立を棄却しなかつた

ときは、裁決を以てこれを棄却しなければならない。
第五十一條 高等海難審判所は、前三條の場合を除いては、本案に

ついて更に裁決をしなければならない。
第五十二條 高等海難審判所の審判については、この章に定める場

合を除いて、第五章の規定を準用する。
第七章 海難審判所の裁決に対する訴

第五十三條 高等海難審判所の裁決に対する訴は、東京高等裁判所

の管轄に専屬する。
前項の訴は、裁決の言渡の日から三十日以内に、これを提起し

なければならない。
地方海難審判所の裁決に対しては、訴を提起することができな

い。
第五十四條 前條第一項の訴においては、高等海難審判所の理事官

が、高等海難審判所を代表する。
第五十五條 第五十三條第一項の訴の提起は、裁決の執行を停止し

ない。但し、裁判所は、必要と認めるときは何時でも、申立に因

り又は職権で、決定を以て裁決の執行の停止を命じ、又はその命

令を取り消すことができる。
第五十六條 裁判所は、請求が理由があると認めるときは、裁決を

取り消さなければならない。
前項の場合には、高等海難審判所は、更に審判を行わなければ

ならない。
第六十四條 この法律の規定により出頭した証人、鑑定人、通訳人

及び翻譯人には、命令の定めるところにより、旅費、日当及び宿

泊料を支給する。
第六十五條 左の各号の一に該当する者は、非訟事件手続法によ

り、三千円以下の過料に処する。
一 審判所から受審人として再度の召喚を受け、正当の理由がな

いのに出頭しない者
二 審判所から証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人として召喚を受

け、正当の理由がないのに出頭せず、又はその義務を盡さない

者
三 審判所の検査を拒み、妨げ又は忌避した者
四 審判所から提出を命ぜられた帳簿書類その他の物件を提出せ

ず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者
第六十六條 第三十七條第二項の規定による審判長の命令に従わな

かつた者は、非訟事件手続法により、これを千円以下の過料に処

する。
附則
この法律施行の期日は、政令でこれを定める。但し、その期日

は、昭和二十三年三月一日以後であつてはならない。
この法律は、この法律施行前に発生した海難については、これを

適用しない。
海員懲戒法は、これを廢止する。
水先法の一部を次のように改正する。

四四一

第十九條乃至第二十一條 削除

この法律施行前に発生した事案に基き審判については、旧法及び改正前の水先法第十九條乃至第二十一條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法及びこれらの規定中「海員審判所」とあるのは「海難審判所」と読み替えるものとする。

高等海員審判所においてした事件に関する手続は、これを高等海難審判所においてした事件に関する手続と、地方海員審判所においてした事件に関する手続は、これをその地方海員審判所の所在地を管轄する地方海難審判所においてした事件に関する手続とみなす。

(112) 横須賀港を開港に指定する等の法律

(昭和二十二年十二月十六日) (大蔵大臣署名) 法律第九十二号

開港法別表に掲げるものの外、開港及び開港の港域を別表の通り定める。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

道府縣	港名	港域
神奈川	横須賀	小柴崎、それから九十度三キロの地点、観音崎燈台から九十度一キロの地点、海濱島燈台及び千駄崎を順次連結した線以内

和歌山	和歌山下津邊	田倉崎から観音崎に引いた一線以内
和歌山	田邊	大鼻から番所崎に引いた一線以内
廣島	吳	豆倉鼻から小麗女島西南端を経て鍋舞々尻鼻に至る一線以内
廣島	廣島	観音崎、畔島南端、似島東南端、同島地獄鼻、大カクマ島南端、津久根島南端及び八幡川口の東岸を順次連結した線以内
香川	坂出	坂出港西防波堤燈台を中心として一海里の半径を有する円圏の一弧以内
愛媛	新居濱	御代島の北端から正東に引いた一線、御代島西端から西端島の島頂に引いた一線及び西端島の島頂から正南に引いた一線以内
徳島	小松島	和田ノ鼻から大崎に引いた一線以内
山口	岩國	阿多田島東端長浦鼻から今津川口の南岸に引いた一線及び同鼻から小瀬川口の南岸に引いた一線以内
山口	徳山下松	茶臼山の山頂から笠戸島東端鎌石岬に引いた一線、同島西端龜岩から大津島南端金崎に引いた一線及び同島北端丸山崎から四十鼻に引いた一線以内
長崎	佐世保	向後崎から水尻鼻に引いた一線及び猪首ノ鼻から朽木崎に引いた一線以内
京都	舞鶴	金ヶ崎から博奕崎に引いた一線以内
山形	酒田	酒田燈台を中心として一海里の半径を有する円圏の一弧以内
北海道	稚内	天測点を中心として一海里半の半径を有する円圏の一弧以内

(113) 海運組合法を廃止する法律

(昭和二十二年八月十九日) (大蔵大臣署名) 法律第九十四号

海運組合法は、これを廃止する。

附則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

海運組合及び海運組合連合会の清算及び課税並びにこの法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

(114) 造船事業法を廃止する法律

(昭和二十二年十二月十三日) (大蔵大臣署名) 法律第九十七号

造船事業法及びこれに基いて発した命令は、これを廃止する。

附則

この法律は、昭和二十三年三月三十一日から、これを施行する。

造船組合及び造船組合連合会の課税及び清算並びにこの法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法及びこれに基いて発した命令は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

一新制定法

(115) 日本國沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律

(昭和二十二年十月八日) (運輸大臣署名) 法律第一百十六号

第一條 昭和二十年八月十五日以後において日本國沿岸に置き去られた船舶で運輸大臣が適當な調査をした後置き去られた船舶として指定したもの(以下指定船舶という)の措置については、他の法令の規定にかかわらず、この法律の定めるところによる。

前項の規定による指定は、告示によりこれを行う。連合國人の所有に属することの明らかな船舶又はその所有に属することの正当に推定される船舶及び他の法令の規定により没収すべき船舶については、第一項の規定による指定は、これを行わない。

第二條 前條第一項の規定による指定があつたときは、管海官廳は、当該指定船舶を管理しなければならない。

管海官廳は、命令の定めるところにより、当該船舶が指定されたことを公告し、その公告においては、左に掲げる者に対しては、この法律の定めるところにより公告の日から三箇月以内に当該指定船舶の返還又は支拂を請求することができる旨を、所有者に対しては、第三項の規定により一箇月の期間(以下猶予期間と

いう。内に費用を負担しないで当該指定船舶の返還を請求することができる旨を告知し、又、これらの者で知れた者に対しては、各別にこれを告知しなければならない。

一 指定船舶の所有者

二 指定船舶の上に担保権を有する者

三 指定船舶が置き去られた後において当該指定船舶を拾得した者

四 指定船舶が置き去られた後において公の機関の指示により当該指定船舶を管理した者

五 指定船舶が置き去られた後において当該指定船舶に因り損害を受けた者

前項の規定により公告の日又は各別の告知の日のうちいずれか遅い方の日の翌日から一箇月以内に当該指定船舶の所有者がその返還を請求したときは、管海官廳は、遅滞なく当該指定船舶をその所有者に引き渡さなければならない。この場合には、当該指定船舶の所有者は、第三條第一項の金額を負担することを要せず、又、前項第三号及び第四号に掲げる者は、第三條第一項第二号及び第三号の金額の支拂を受けることができない。

この法律施行前に、置き去られた船舶として管海官廳に届出があり、且つ、管海官廳の調査によつてもなおその所有者の知れなかつた船舶については、前項の規定を適用しない。

第三條 前條第二項の規定により当該指定船舶の返還を請求した所有者で猶予期間内に返還を請求しなかつたものは、同項に規定す

この場合には、管海官廳は、運輸大臣の指定する鑑定人に当該指定船舶を評價させ、その評價した公正な時價を以て最低入札價格としなければならない。

前項の規定による賣却に因つて、当該指定船舶の上に存する権利は、消滅し、これを買ひ受けた者は、その所有権を取得する。

第一項の規定による指定船舶を買ひ受けた者は、命令の定めるところにより、指定船舶の所有者としてその登記を受けることができる。

第五條 管海官廳は、第三條第一項の金額又は前條第一項の規定による賣却代金を受け取つたときは、遅滞なく第三條第一項第二号及び第三号の金額を夫々第二條第二項第三号及び第四号に掲げる者で同項の規定により支拂を請求したものに支拂わなければならない。

第三條第一項第一号及び第四号の金額は、管海官廳が同項の金額又は前條第一項の規定による賣却代金を受け取つた時に、國庫に帰属し、前條第一項の規定による賣却の費用に相当する金額は、同條第一項の規定による賣却代金を受け取つた時に、國庫に帰属する。

第六條 第二條第二項第二号又は第五号に掲げる者が同項の規定により支拂を請求したときは、管海官廳は、第四條第一項の規定による賣却代金から第三條第一項の金額及び第四條第一項の規定による賣却の費用に相当する金額を控除した残額（以下控除残額という。）を供託しなければならない。

る請求期間経過後三箇月以内に限り、当該指定船舶の引渡を受けることができる。この場合には、左に掲げる金額は、当該指定船舶の所有者の負担とする。

一 管海官廳のした公告、告知及び管理に要した費用に相当する金額

二 前條第二項第三号に掲げる者で同項の規定により支拂を請求したものがあるときは、当該指定船舶の價格の十分の一に相当する金額

三 前條第二項第四号に掲げる者で同項の規定により支拂を請求したものが適当な範囲内において当該指定船舶の救助、引揚又は修繕をしたときは、その費用に相当する金額

四 第二項の規定による鑑定に相当する金額

前項第二号の指定船舶の價格は、運輸大臣の指定する鑑定人の評價した公正な時價による。

管海官廳は、第一項の金額の全部を受け取らなければ、当該指定船舶をその所有者に引き渡してはならない。但し、運輸大臣が費用の負担に関する困難及び不正を避けるため必要があると認め支拂期間を三箇月延期したときは、この限りでない。

第四條 指定船舶の所有者が第二條第二項及び第三條第一項の規定により当該指定船舶の引渡を請求しなかつたときは、管海官廳は、その適当で信頼するに足りると認める海運業者、漁業者その他海上企業に密接な関係を有する者に対し、命令の定めるところにより、入札の方法によつて、これを賣却しなければならない。

第七條 第二條第二項第二号又は第五号に掲げる者で同項の規定により支拂を請求したものは、第四條第一項の規定による賣却の日の翌日から二年以内に限り、前條の規定によつて供託された金額に対しその権利を行うことができる。この場合には、第二條第二項第二号に掲げる者は、同項第五号に掲げる者に優先する。

第二條第二項第五号に掲げる者が数人ある場合において、前條の規定により供託された金額がその債権の總額を弁済するに足りないときは、各々その債権額の割合に應じてその権利を行うことができる。

第八條 第二條第二項第二号及び第五号に掲げる者が同項の規定により支拂を請求しなかつたときは、控除残額は、管海官廳が第四條第一項の規定による賣却代金を受け取つた時に、國庫に帰属する。

第二條第二項第二号又は第五号に掲げる者が同項の規定により支拂を請求したときは、第六條の規定により供託された金額は、これらの者が前條の規定によりその権利を行つた金額を除いて、同條第一項の規定による期間満了の時に、國庫に帰属する。

第九條 管海官廳は、第五條第一項の場合には、第三條第一項第二号及び第三号の金額を第五條第一項の規定による支拂の時まで、第六條の場合には、控除残額を同條の規定による供託の時まで歳入歳出外現金として保管することができる。

第十條 第一條第一項の規定による指定のあつた後において、指定船舶の原所有者が連合國人であることが知れたときは、その者は、

管海官廳にその権利を証明して、当該指定船舶の返還を請求することができる。この場合には、第三條第一項の金額を負担することを要しない。

前項の場合において当該指定船舶が第四條第一項の規定により既に賣却されているときは、前項に規定する者は、同條第一項の規定による賣却の日から五年以内に限り、前項の規定による請求をすることができる。この場合において当該指定船舶の返還の請求があつたときは、管海官廳は、同條第一項の規定による賣却代金の全額を前項に規定する者に支拂つて、当該指定船舶の返還の義務を免れることができる。

第一項に規定する者が所有権を放棄した場合、又は第一條第一項の指定のあつた後において所有者が連合國の國籍を取得し、若しくは連合國人が当該指定船舶の所有権を取得した場合には、前二項の規定を適用しない。

第十一條、第四條第一項の規定により賣却された指定船舶の原所有者で連合國人でないものが、一時日本國にいなくなつたため、第二條第二項の規定による請求をすることができなかつたときは、その者は、日本國に帰還した日の翌日から六箇月以内に限り、運輸大臣にその不在の事実を証明して、管海官廳に対し第八條の規定により國庫に帰属した金額の支拂を請求することができる。

附則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

六 郵便事業を行うため、財政及び會計に関する法令の定めるところに従い、必要な契約をすること。

七 前各号に掲げるものを除いて、郵便に關し逓信大臣の職責として法令の定める事項を掌理すること。

第三條(逓信大臣の職權の委任) 逓信大臣は、この法律に定める職權で細目の事項に關するものを、條件を定めて、逓信局長又は郵便局長に委任することができる。

第四條(郵便の業務に従事する官吏) 郵便の業務に従事する官吏(特定郵便局長を含む。)の身分、給與及び服務に關する事項並びに特定郵便局長の郵便局の運営に關する事項は、この法律でこれを定めず、別に法律でこれを定める。

第五條(事業の独占) 何人も、郵便の業務を業とし、又、國の行ふ郵便の業に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならない。但し、逓信大臣が、法律の定めるところに従い、契約により逓信官署のため郵便の業務の一部を行わせることを妨げない。何人も、信書の送達を營業としてはならない。

運送營業者、その代表者又はその代理人その他の従業者は、その運送方法により他人のために信書の送達をしてはならない。但し、貨物に添付する無封の添状又は送状は、この限りでない。

第六條(利用の公平) 何人も、郵便の利用について差別されることがない。

第七條(利用の制限及び業務の停止) 逓信大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な郵便物の取扱を確保す

一 新制定法

(116) 郵便法

(昭和二十二年十二月十二日) (逓信大法律第六十五号) (署名)

郵便法

第一章 総則

第一條(この法律の目的) この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

第二條(郵便の國營及び逓信大臣の職責) 郵便は、國の行ふ事業であつて、逓信大臣が、これを管理する。

逓信大臣は、この法律の目的を達成するため、左の職責を有する。

- 一 郵便に關する條約及び法律に従い、省令を發すること。
- 二 法律に觸れない範圍において、郵便局を設置し、又は廃止し、郵便局の窓口取扱時間及び取扱事務の範圍を定めること。
- 三 郵便物の取集、運送及び配達に關する施設をすること。
- 四 郵便の業務に従事する者とその職務につき指揮監督すること。
- 五 法律に觸れない範圍において、郵便の業務に従事する者の能率の向上を図るため必要な厚生、保健その他の施設をし、且つ、郵便の業務に従事する者の訓練を行うこと。

るため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することができる。

第八條(檢閲の禁止) 郵便物の檢閲は、これをしてはならない。

第九條(秘密の確保) 逓信官署の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない。

郵便の業務に従事する者は、在職中郵便物に關して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

第十條(郵便物運送の義務) 左の者は、郵便物の運送に關する法律の定めるところにより、逓信大臣の要求があつたときは、郵便物の運送をしなければならない。

- 一 國の經營する鉄道、船舶又は路線を定める一般自動車運送事業を管理する者
 - 二 地方鉄道法による地方鉄道業者
 - 三 軌道法による軌道經營者
 - 四 一般交通の用に供するため航路を定め定期に船舶を運航して運送業を営む者
 - 五 路線を定める一般自動車運送事業を営む者
 - 六 索道事業を営む者
 - 七 前各号に掲げるものを除いて、一般交通の用に供するため航路又は路線を定め定期に舟車馬を運行して運送業を営む者
- 前項の場合には、逓信大臣は、郵便物の運送に關する法律の定めるところにより、相当の運送料金を支拂わなければならない。

第五 経済法

第十一條(海損の分担の免除) 郵便物及びその取扱に必要な物件は、海損を分担しない。

第十二條(検疫の優先) 郵便物が検疫を受くべき場合には、他の物件に先だつて、直ちに検疫を受ける。

第十三條(郵便に関する條約) 郵便に関し條約に別段の定のある場合には、その規定による。

第二章 郵便物及びその料金

第一節 通則

第十四條(郵便禁制品) 左の物は、これを郵便物として差し出すことができない。

一 爆発性、発火性その他の危険性のある物で通信大臣の指定するもの

二 毒薬、劇薬、毒物及び劇物(官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物業者が差し出すものを除く。)

三 生きた病原体及び生きた病原体を含有し、又は生きた病原体が附着していると認められる物(官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除く。)

四 法令に基き移動又は頒布を禁止された物

第十五條(省令による差出の禁止) 通信大臣は、郵便の業務に従事する者又は他の郵便物に対する傷害又は損害を避けるため必要があると認めるときは、省令で物を指定して、その物を郵便物として差し出すことを禁止することができる。

第十六條(郵便物の種類) 郵便物は、通常郵便物及び小包郵便物と

し、通常郵便物は、第一種乃至第五種とする。

第十七條(容積及び重量の制限) 郵便物の容積及び重量は、左の制限を超えることができない。

一 通常郵便物

容積	長さ 幅 厚さ	四十五センチメートル 三十七センチメートル 十五センチメートル
重量		四キログラム

(イ) 第一種 千二百グラム

(ロ) 第三種乃至第五種(イに掲げるものを除く。) 三百グラム

(ハ) 第四種のうち
商品の見本及びひな形
官人用点字のみを掲げた印刷物
三キログラム

二 小包郵便物

容積 長さ、幅及び厚さ各々五十センチメートル又は長さ一

メートル、幅及び厚さ各々二十センチメートル

重量 四キログラム

通信大臣は、取扱上支障がないと認めるときは、必要な取扱条件を定め、容積において前項の長さ、幅及び厚さの各々二倍を、重量において二十キログラムを超えない小包郵便物を取り扱うことができる。

第十八條(包装の仕方及びあて名等の記載方) 通信大臣は、省令で、郵便物 包装の仕方及びあて名その他郵便物の取扱上必要な事項の記載方を定めることができる。

第十九條(通貨及び貴重品の差出方) 通貨を郵便物として差し出すときは、これを保険扱の郵便物としなければならない。

通信大臣の指定する貴金属、宝玉石その他の貴重品を郵便物として差し出すときは、これを書留又は保険扱の郵便物としなければならない。但し、通貨とともに包装するときは、前項の規定による。

第二十條(無料郵便) 郵便、通信、電話、郵便爲替、郵便貯金、郵便替貯金、簡易生命保険、郵便年金、年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡及は収入印紙の賣さばきの事務に関する郵便物で左のものは、無料でこれを差し出すことができる。

一 通信官署から差し出されるもの

二 通信官署の依頼により通信官署にあてて差し出されるもの
無料郵便物は、他の法律に規定のあるもの及び通信大臣が指定するものを除いて、これを特殊取扱とすることができない。

第二節 通常郵便物

第二十一條(第一種郵便物) 左の郵便物は、第一種郵便物とする。

一 筆書した書状(特定の人にあてた通信文を紙又はこれに類する物)に筆書(印章又はタイプライターによる場合を含む。)したもので、郵便葉書でないものを内容とするもの

二 郵便切手、返信切手券、料額印面のついた郵便葉書、収入印紙、紙幣、銀行券、公債証券、社債券、株券、貨物引換証、船荷証券、倉庫証券、爲替手形、約束手形、小切手、郵便爲替証書、商品券又はこれらに類する証券、証券若しくは証書で通信

一 新制定法

大臣の指定するものを内容とするもの

三 他の種類の郵便物に該当しないもの

第一種郵便物の料金は、重量二十グラム又はその端数ごとに一円二十銭とする。

第二十二條(第二種郵便物) 郵便葉書は、第二種郵便物として、通常葉書及び往復葉書とする。

第二種郵便物の料金は、通常葉書にあつては五十銭、往復葉書にあつては一円とする。

郵便葉書は、通信大臣が、省令でその規格及び様式を定めて、これを発行する。但し、省令の定めるところにより、通信大臣の発行する郵便葉書の規格及び様式を標準として、これを私製することを妨げない。

郵便葉書は、その表面に差出人及び受取人の氏名及び住所又は居所以外の事項を記載し、他の物を添附し、又は原形を変えてこれを差し出すことができない。但し、通信大臣は、省令で別段の定をすることができる。

前項の規定に違反して差し出された郵便葉書は、これを第一種郵便物として取り扱う。

第二十三條(第三種郵便物) 第三種郵便物の認可のあることをあらわす文字を掲げた定期刊行物を内容とする郵便物で開封とするものは、第三種郵便物とする。

第三種郵便物とすべき定期刊行物は、通信大臣の認可のあるに限る。

通信大臣は、左の条件を具備する定期刊行物につき前項の認可をする。

- 一 毎月一回以上号を逐つて定期に発行するものであること。
- 二 掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないものであること。
- 三 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発賣されるものであること。

第三種郵便物の料金は、重量百グラム又はその端数ごとに五十銭とする。但し、毎月三回以上発行する新聞紙、官報及び公報で発行人又は賣さばき人から差し出されるその一日分又は一部を内容とするものの料金は、重量百グラム又はその端数ごとに十五銭とする。

第二項の認可を受けた者は、直ちにその料金として二百円を納付しなければならない。

第二十四條(第三種郵便物の認可の取消) 通信大臣は、前條第二項の認可をした定期刊行物が同條第三項の条件を具備しなくなつたときは、その認可を取り消すことができる。

第二十五條(第三種郵便物の題号等の変更) 第二十三條第二項の認可を受けた定期刊行物の題号、掲載事項の種類又は発行人の変更については、省令の定めるところにより、通信大臣の認可を受けなければならない。

前項の認可を受けた者は、直ちにその料金として、一事項の変更の場合にあつては百円、二事項以上の変更の場合にあつては百

五十円を納付しなければならない。

第二十六條(第四種郵便物) 左の物を内容とする郵便物で開封とするものは、第四種郵便物とする。

- 一 印刷物(盲人用点字のみを掲げたものは、これを印刷物とみなす)。
- 二 業務用書類(特定の人にあてた通信文でない事項を紙又はこれに類する物に記載した物)。
- 三 写真、書、画及び図。
- 四 商品の見本及びひな形並びに学術上の標本。

第四種郵便物の料金は、重量百グラム又はその端数ごとに一円二十銭とする。但し、盲人用点字のみを掲げた印刷物を内容とするものの料金は、重量一キログラム又はその端数ごとに十五銭とする。

第二十七條(第五種郵便物) 左の物を内容とする郵便物で開封とするものは、第五種郵便物とする。畜種を内容とする郵便物で通信官署の承認のもとに密閉したものも、同様とする。

- 一 省令の定める植物種子、苗、苗木、茎及び根、樹皮並びにきのこで栽培又は培養の用に供するもの。
- 二 蜜種、家さんの卵、蜂及び食用がえるで繁殖又は飼養の用に供するもの。
- 三 法令の規定に基づいて行方食糧の検査のため官公署相互間に發送する食糧の標本。

第五種郵便物の料金は、重量百グラム又はその端数ごとに十五

銭とする。

第二十八條(第三種乃至第五種郵便物の記載事項等(制限)) 第三種郵便物、第四種郵便物及び第五種郵便物の外部には、差出人及び受取人の氏名及び住所又は居所以外の事項を記載し、又は他の物を添付することができない。但し、通信大臣は、省令で別段の定

前項に規定する郵便物の内容たる物には、省令の定めるところにより、その物の送付にあたり必要な事項を記載し、又は他の物を添附することができる。

前二項の規定に違反して差し出された郵便物は、これを異種の通常郵便物とともに包装したものとみなす。

第二十九條(異種混合装) 異種の通常郵便物とともに包装したものは、これをその種類中の最高料金を納付すべき郵便物として取り扱う。但し、第二種郵便物を他種の郵便物とともに包装した郵便物は、これを第一種郵便物として取り扱う。

第三節 小包郵便物

第三十條(要件) 信書以外の物を内容とする郵便物で、その包装の表面のみやすい所に小包なる文字を掲げたものは、小包郵便物とする。

小包郵便物には、第二十八條等一項及び第二項の規定を準用する。

第三十一條(料金) 小包郵便物の料金は、重量二キログラムまで五円とし、二キログラムを超える二キログラム又はその端数ごとに

一 新制定法

三円を増す。

通信大臣は、省令で、都の区に存する区域内、同一特別市内又は同一市町村内のみにおいて發着する小包郵便物の料金を前項の料金の半額まで低減することができる。

第三章 郵便に関する料金の納付及び還付

第三十二條(料金納付の方法及び時期) 郵便に関する料金は、この法律に別段の定めのある場合を除いて、郵便切手でこれを前納しなければならない。

料額印面のついた郵便葉書については、これを郵便物として差し出したときに、その印面にあらわされた金額の限度において料金の納付があつたものとする。

郵便に関する料金は、省令の定めるところにより、これを通貨で納付することができる。又、郵便物の料金及び特殊取扱の料金は、省令の定めるところにより、一箇月内に差し出す郵便物の料金及び特殊取扱の料金の概算額の三倍以上の額に相当する通貨を担保としてこれを後納することができる。

第三十三條(切手類の發行及び賣さばき) 郵便切手その他郵便に関する料金をあらわす証票は、通信大臣が、これを發行し、郵便局及び別に法律の定める賣さばき人において、これを賣りさばく。

第三十四條(切手類の記号) 郵便切手その他郵便に関する料金をあらわす証票は、通信大臣の承認を受けて、記号を施してこれを使用することができる。

前項の記号に関する事項は、通信大臣が、省令でこれを定め

る。

第一項の承認を受けた者は、直ちにその料金として百円を納付しなければならない。

第三十五條(無効な切手類) 汚染し、若しくはき損された郵便切手又は料額印面の汚染し、若しくはき損された郵便葉書は、これを無効とする。

第三十六條(料金納付の義務の消滅) 郵便に関する料金納付の義務は、その納付すべき日から六箇月以内に納付の告知を受けないこと因つて消滅する。

第三十七條(料金の不納金額の徴収) 郵便に関する料金の不納金額は、通信大臣が、国税滞納処分例によりこれを徴収する。前項の不納金額につき、通信大臣は、国税に次いで先取特権を有する。

第三十八條(料金の還付) 郵便に関する既納の料金は、左のものに限り、これを納付した者の請求に因りこれを還付する。

- 一 過納の料金
- 二 特殊取扱その他この法律に定める特別の取扱をする郵便物について、不可抗力に因る場合を除いて、通信官署がその取扱をしなかつた場合、又はその取扱をしないのと同様の結果を生じた場合における特殊取扱その他特別の取扱の料金
- 三 通信大臣が損害賠償をしなければならぬ場合における当該郵便物の料金及び特殊取扱の料金(書留料及び保険扱料を除く。)

定する通信官署において、その郵便物を開くことができる。但し、封かんした第一種郵便物は、開かないで差出人にこれを還付する。

第四十二條(危険物の処置) 通信官署は、その取扱中に係る郵便物が第十四條第一号乃至第三号に掲げる物と内容とするときは、危険の発生を避けるため棄却その他必要な処置をすることができ、この場合には、直ちに差出人にその旨を通知しなければならない。

第四十三條(あて名変更及び取もどし) 郵便物の差出人は、当該郵便物の配達前又は交付前に限り、あて名の変更又は取もどしを差出郵便局に請求することができる。

- あて名変更料及び取もどし料は、左の通りとする。
 - 一 当該郵便物の発送準備完了前であるとき 二円五十銭
 - 二 当該郵便物の発送準備完了後であるとき
 - 郵便によるもの 五円
 - 電信によるもの 四十円
 - あて名変更取もどし 三十円
 - 三 差出郵便局が当該郵便物を配達すべきとき 二円五十銭

第四十四條(轉送) 郵便物の受取人がその住所又は居所を変更した場合において、あらたな住所又は居所が判明しているときは、その郵便物は、これをそのあらたな住所又は居所に轉送する。

書留、保険扱若しくは速達とした通常郵便物又は小包郵便物を轉送したときは、通信官署は、配達の際あらたに受取人に当該郵便物の料金及び書留料、保険扱料又は速達料を納付させる。受取人が納付しないときは、差出人が、これを納付しなければならぬ。

一 新制定法

四 郵便差出箱の私設又は郵便私書箱の使用を廃止した場合における廃止した月の翌月以後の料金

第三十九條(料金の還付の請求) 前條の規定による料金の還付の請求は、前條第一号及び第二号の料金については、その料金を納付した日から一年、同條第三号の料金については、通信大臣から損害賠償をする旨の通知を受けた日から六箇月、同條第四号の料金については、私設又は使用を廃止した日から、六箇月を経過したときは、これを行うことができない。

第四章 郵便物の取扱

第四十條(引受の際の申告及び開示) 通信官署は、郵便物引受の際、郵便物の内容たる物の種類及び性質につき、差出人に申告を求めることができる。

前項の場合において、郵便物が差出人の申告と異なりこの法律又はこの法律に基く省令の規定に違反して差し出された疑があるときは、通信官署は、差出人にその開示を求めることができる。差出人が第一項の申告又は前項の開示を拒んだときは、通信官署は、その郵便物の引受をしないことができる。

第四十一條(取扱中に係る郵便物の開示) 通信官署は、その取扱中に係る郵便物がこの法律又はこの法律に基く省令の規定に違反して差し出された疑があるときは、差出人又は受取人にその開示を求めることができる。

差出人又は受取人が前項の開示を拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開示を求めることができないときは、通信大臣の指示を受けることができる。

第四十五條(受取人の証明) 通信官署は、郵便物の受取人の眞偽を調査するため、受取人に対して必要な証明を求めることができる。

第四十六條(正当の交付) この法律又はこの法律に基く省令に規定する手続を経て郵便物を交付したときは、正当の交付をしたものとみなす。

第四十七條(郵便差出箱の私設) 郵便差出箱は、通信官署の承認を受けて、これを私設することができる。

前項の郵便差出箱の私設に関する条件は、通信大臣が、省令でこれを定める。

第四十八條(私設郵便差出箱の取集料) 私設郵便差出箱の取集料の額は、一年につき、左の金額の合計額とする。

- 一 一日の取集度数による金額
 - 六度以上のもの 三百六十円
 - 三度以上のもの 三百円
 - 二度以下のもの 二百四十円
- 二 一日の取集路程による金額
 - 当該郵便差出箱の設置に因り取集のための路程がのびた場合において、そののびた路程に一日の取集度数に乘じたものの百メートル又はその端数ごとに 二十円

前項第二号の路程は、通信官署の定めるところによる。

設の承認があつた場合におけるその期の取集料及び一年にみたない期間を限り設置する私設郵便差出箱の取集料は、月割額による。

第四十九條第一項に規定する期中の途中において取集度数又は取料路程に異動を生じたときは、その期の料金は、これを改定しない。

第四十九條(私設郵便差出箱の料金の納付期日) 前條の取集料は、四月一日から九月三十日まで及び十月一日から翌年三月三十一日までの二期に分ち、毎期分を当該期の初日の前日までに納付しなければならぬ。

前項の期中の途中において郵便差出箱私設の承認があつた場合におけるその期の取集料は、これを直ちに、一年に満たない期限を限り設置する私設郵便差出箱の取集料は、その全額をその期間の初日の前日までに納付しなければならぬ。

第五十條(郵便私書箱) 通信大臣は、郵便局に郵便私書箱を設け、省令でその使用に関する条件を定めることができる。

郵便私書箱の使用料は、一年につき、左の通りとする。

- 一 当該郵便局に設けられた郵便私書箱の数が二百以上であるとき 二百円
- 二 当該郵便局に設けられた郵便私書箱の百以上二百未満であるとき 二百四十円
- 三 当該郵便局に設けられた郵便私書箱の数が百未満であるとき 八十円

同一の郵便私書箱について二箇以上のかぎを貸與するときは、前項の使用料は、かぎ一箇を超える一箇ごとに二十円を増す。

郵便私書箱の使用料には、第四十八條第三項及び第四項並びに前條の規定を準用する。

第五十一條(料金未納又は料金不足の通常郵便物) 料金未納又は料金不足の通常郵便物で特殊取扱としないものは、受取人が、その不納金額の二倍に相当する額の料金を納付してこれを受け取るることができる。

第五十二條(郵便物の還付) 受取人に交付することができない郵便物は、これを差出人に還付する。

この法律又はこの法律に基く省令の規定に違反して差し出された郵便物は、第二十二條第五項及び第八十一條に規定する場合、第四十二條の規定により棄却された場合並びに前條の規定により受取人が受け取つた場合を除いて、これを差出人に還付する。

郵便物の差出人が還付すべき郵便物の受取を拒んだときは、その郵便物は、國庫に帰属する。

第五十三條(郵便物の還付の際の料金) 書留若しくは保険扱とした通常郵便物又は小包郵便物を差出人に還付すべきときは、差出人は、あらたに当該郵便物の料金及び書留料又は保険扱料を納付しなければならぬ。

前條の規定により郵便物を差出人に還付すべきときは、差出人は、左の各号の区分に従い、夫々その号に掲げる額の料金を納付しなければならぬ。

一 料金が未納又は不足であるとき

その不納金額の二倍に相当する額

二 当該郵便物が第十九條の規定に違反して差し出されたとき 書留料の二倍に相当する額

第五十四條(還付不納の郵便物) 差出人に還付すべき郵便物で、差出人不明その他の事由に因り還付することができないものは、通信大臣の指定する通信官署において、これを開くことができる。

前項の規定により開いても、なお配達することも還付することもできない郵便物は、通信大臣の指定する通信官署において、これを保管する。

前項の規定により保管した郵便物で有價物でないものは、その保管を開始した日から三箇月以内にその交付を請求する者がなくときは、これを棄却し、有價物で滅失若しくは損のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものは、直ちにこれを賣却し、その賣却代金の一割に相当する金額を以て賣却手数料に充てた上その残額を保管する。

前項の規定により賣却された有價物以外の有價物及び同項の規定により保管される賣却代金は、当該郵便物の保管を開始した日から一年以内にその交付を請求する者がなくときは、國庫に帰属する。

第五十五條(誤配達郵便物の処理) 郵便物の誤配達を受けた者は、その郵便物にその旨を表示して郵便差出箱に差し入れ、又はその旨を通信官署に通知しなければならない。

一新制定法

前項の場合において誤つてその郵便物を開いた者は、これを修補し、且つ、その旨並びに氏名及び住所又は居所を郵便物に表示しなければならぬ。

第五十六條(省令への委任) この法律に規定するものの外、郵便物の差出、交付及び配達に關し必要な事項は、通信大臣が、省令でこれを定める。

第五章 郵便物の特殊取扱

第五十七條(特殊取扱の種類) 通信大臣は郵便物の特殊取扱として、この章に定めるところにより、書留、保険扱、速達、引受時刻証明、配達証明、内容証明、代金引換、特別送達及び年賀特別郵便の取扱を実施する。

第五十八條(書留) 書留の取扱においては、通信官署において、当該郵便物の引受から配達に至るまでの経路を明かにしておくため必要な記録をする。

書留の取扱は、保険扱とする郵便物以外の郵便物につき、これをするものとする。

書留料は、五円とする。

第五十九條(保険扱) 保険扱においては、通信官署において、当該郵便物の引受から配達に至るまでの経路を明かにしておくため必要な記録をし、若し、送達の途中において当該郵便物を亡失し、又は損した場合には、差出の際通信官署に申出のあつた損害要額の全部又は一部を賠償する。

保険扱は、書留とする郵便物以外の郵便物につき、これをする

第五 経済法

ものとする。

第一項の損害要償額は、五千円以下とし、郵便物の内容たる物が、通貨であるときは、その金額を、通貨以外の物であるときは、その時價を超えることができない。

保険扱料は、左の通りとする。

一 損害要償額が五百円以下であるとき、

通貨 十五円

通貨以外のもの 十円

二 損害要償額が五百円を超えるとき

五百円又はその端数ごとに五百円を前号の料金額に加えた金額

第六十條(速達) 速達の取扱においては、通信官署において、当該郵便物を他の郵便物に優先して送達する。

速達の取扱は、配達郵便局から陸路四キロメートル以内の場所に配達すべき通常郵便物につき、これをするものとする。

速達料は、四円とする。

第二項に規定する路程は、通信官署の定めるところによる。

第六十一條(引受時刻証明) 引受時刻証明の取扱においては、通信官署において、当該郵便物を引き受けた時刻を証明する。

引受時刻証明の取扱は、書留又は保険扱とする郵便物につき、これをするものとする。

引受時刻証明料は、十円とする。

第六十二條(配達証明) 配達証明の取扱においては、通信官署にお

いて、当該郵便物を配達し、又は交付した事実を証明する。

配達証明の取扱は、書留又は保険扱とする郵便物につき、これをするものとする。

配達証明の取扱は、郵便物を差し出した後でも、その差出の日から六箇月以内に限り、これをするのできる。

配達証明料は、十円とし、前項の規定による取扱をするときは、十円を増す。

第六十三條(内容証明) 内容証明の取扱においては、通信官署において、当該郵便物の内容たる文書の内容を省令の定める謄本によつて証明する。

内容証明の取扱は、仮名、漢字、数字その他省令の定める文字又は記号を記載した文書一通のみを内容とする通常郵便物で書留とするものにつき、これをするものとする。

内容証明料は、当該郵便物の内容たる文書の謄本が一枚であるときは、十円とし、一枚を超える一枚ごとに五円を増す。

二箇以上の郵便物でその内容たる文書の内容を同じくするもの並びに内容たる文書のうち各あて人の氏名及び住所又は居所のみを異にする二箇以上の郵便物で夫々その名あて人にあてたものについての内容証明料の額は、そのうち一箇は前項に規定する額とし、その他は一箇ごとにその半額とする。

第六十四條(代金引換) 代金引換の取扱においては、通信官署において、当該郵便物を差出人の指定した額の金銭と引き換えに名あて人に交付し、その額の金銭を差出人の指定に従つて郵便爲替又

は郵便振替貯金により差出人に送付する。

代金引換の取扱は、書留又は保険扱とする郵便物につき、これをするものとする。

第一項の規定により引き換える金額は、五千円以下とする。

代金引換料は、十円とする。但し、この料金は、第一項に規定する郵便爲替及び郵便振替貯金の料金を含まない。

第六十五條(代金引換の取消及び引換金額の変更) 代金引換の郵便物の差出人は、当該郵便物の交付前に限り、代金引換の取消又は引換金額の変更を差出郵便局に請求することができる。

代金引換の取消料の額は、第四十三條第二項に規定する取もどし料と同額とし、引換金額の変更料の額は、同項に規定するあて名変更料と同額とする。

第六十六條(特別送達) 特別送達の取扱においては、通信官署において、当該郵便物を民事訴訟法第六十九條、第七十一條及び第七十七條に掲げる方法により、送達し、その送達の事実を証明する。

特別送達の取扱は、法律の規定に基いて民事訴訟法第六十九條、第七十一條及び第七十七條に掲げる方法により送達すべき書類を内容とする通常郵便物で書留とするものにつき、これをするものとする。

特別送達料は、十円とする。

第六十七條(年賀特別郵便) 通信大臣は、省令で年賀特別郵便の取扱に關し必要な事項を定めることができる。

一 新制定法

第六章 損害賠償

第六十八條(事由及び金額) 通信大臣は、この法律に基く省令の規定に従つて差し出された郵便物が左の各号の一に該当する場合に限り、その損害を賠償する。

一 書留又は保険扱とした郵便物の全部若しくは一部を亡失し、又はき損したとき。

二 引換金を取り立てないで代金引換とした郵便物を交付したとき。

前項の場合における賠償金額は、左の通りとする。

一 書留として郵便物の全部若しくは一部を亡失し、又はき損したとき

百円(実損額が百円未満であるときは、その実損額)

二 保険扱とした郵便物の全部を亡失したとき

損害要償額の全部

三 保険扱とした郵便物の全部若しくは一部をき損し、又はその一部を亡失したとき

損害要償額を限度とする実損額

四 引換金を取り立てないで代金引換とした郵便物を交付したとき

引換金額

第六十九條(免責) 損害が差出人若しくは受取人の過失、当該郵便物の性質若しくは欠陥又は不可抗力に因り発生したものであるときは、通信大臣は、前條の規定にかかわらず、その損害を賠償し

ない。

第七十條(無損害の推定) 郵便物を交付する際外部に破損の跡がなく、且つ、重量にvariがないときは、損害がないものと推定する。

第七十一條(損害の検査) 逓信大臣の賠償すべき損害があると認められる場合において、郵便物の受取人又は差出人がその郵便物の受取を拒んだときは、逓信官署は、その者の出頭を求め、その立会のもとに当該郵便物を開いて、損害の有無及び程度につき検査をしなければならない。

前項の場合において、当該郵便物の受取を拒んだ者が受取を拒んだ日から十日以内に正当の事由なく立会のため出頭しなかつたときは、逓信官署は、その郵便物をその者に配達し、又は還付する。

第七十二條(郵便物受取に因る損害賠償請求権の消滅) 郵便物の受取人又は差出人は、その郵便物を受け取つた後、又は前條第一項の規定により受取を拒んだ場合において、同條第二項に規定する期間内に正当の事由なく立会のため出頭しなかつたときは、その郵便物につき、損害賠償の請求をすることができない。

第七十三條(損害賠償の請求権者) 損害賠償の請求をすることができるときは、当該郵便物の差出人又はその承諾を得た受取人とする。

第七十四條(損害賠償を請求することができる期間) 損害賠償の請求権は、当該郵便物を差し出した日から一年間これを行使しないこと

に郵便の用に供する物件に対し損傷その他郵便の障害となるべき行為をした者は、これを五年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第七十九條(郵便物の取扱をしない等の罪) 郵便の業務に従事する者がことさらに郵便の取扱をせず、又はこれを遅延させたときは、これを一年以下の懲役又は二千円以下の罰金に処する。

郵便の業務に従事する者が重大な過失に因つて郵便物を失つたときは、これを二千円以下の罰金に処する。

第八十條(信書の秘密を侵す罪) 逓信官署の取扱中に係る信書の秘密を侵した者は、これを一年以下の懲役又は二千円以下の罰金に処する。

郵便の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、これを二年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第八十一條(郵便禁制品を差し出す罪)

第十四條の規定の違反があつたときは、その違反行為をした者を五千円以下の罰金又は科料に処し、その郵便物として差し出した物を没収する。

第八十二條(第三種郵便物の認可をいつわる罪) 第三種郵便物の認可のない定期刊行物に第三種郵便物の認可のあることをあらわす文字を掲げたときは、その定期刊行物の発行人を三千円以下の罰金に処する。

第八十三條(料金を免かれる罪) 不法に郵便に関する料金を免かれ、又は他人にこれを免かれさせた者は、これを二千円以下の罰

一 新制定法

とに因つて消滅する。

第七十五條(損害賠償後の郵便物発見) 逓信官署は、損害賠償があつた後その郵便物の全部又は一部を発見したときは、その旨をその賠償受領者に通知しなければならない。この場合において、賠償受領者は、その通知を受けた日から三箇月以内に、省令の定めるところにより、賠償金の全部又は一部を返付して、その郵便物の交付を請求することができる。

第七章 罰則

第七十六條(事業の独占をみだす罪)

第五條の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

前項の場合において、金銭物品を取得したときは、これを没収する。既に消費し、又は譲渡したときは、その償額を追徴する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に關し、第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

第七十七條(郵便物を開く等の罪) 逓信官署の取扱中に係る郵便物を正当の事由なく開き、き損し、隠匿し、放棄し、又は受取人でない者に交付した者は、これを三年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。但し、刑法第二百五十八條又は第二百五十九條に該当する場合には、同條の刑に処する。

第七十八條(郵便物物件を損傷する等の罪) 郵便専用の物件又は現

金又は科料に処する。

郵便の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、これを一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第八十四條(切手類を偽造する等の罪)

行使の目的を以て逓信大臣又は外國政府の発行する郵便切手その他郵便に關する料金をあらわす証票を偽造し、若しくは改造し、又はその使用の跡を除去した者は、これを十年以下の懲役に処する。偽造し、改造し、若しくは使用の跡を除去した郵便切手その他郵便に關する料金をあらわす証票を行使し、又は行使の目的を以てこれを輸入し、他人に交付し、若しくはその交付を受ける者も、同様とする。

前項の規定は、何人でも國外でその罪を犯した者に、これを適用する。

第八十五條(未遂罪及び予備罪) 第七十六條乃至第七十八條、第八十條、第八十三條及び前條の未遂罪は、これを罰する。

前條の罪を犯す目的でその予備をした者は、これを二年以下の懲役又は千円以下の罰金に処し、その用に供した物は、これを没収する。

附則

第八十六條 この法律は、第十條の規定を除いて、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第十條の規定施行の期日は、政令でこれを定める。但し、期日その他は、昭和二十三年四月一日以前でなければならぬ。

項の規定による資産の譲渡に関する事項」に、同條第十号中「及び特別損失」を、「特別損失」に「並びに第八條の規定による評價換に關する事項」を、「第八條の規定による評價換に關する事項及び第三十四條の四第一項の規定により留保する積立金の額」に改め、同條第十八号を次のように改める。

十八 前號に規定する資本の減少の場合の外、存続する場合において、資本を減少するときには、その旨並びに株主の選擇により、株金額の拂戻に代へて、又は株式の消却の際支拂ふべき金額の支拂に代へて、株主に第七號の規定による會社（以下第二會社といふ。）の株式を交付するときには、その旨及びその株式の交付價格
同條第十九号を第二十二号とし、第十八号の次に左の三号を加える。

十九 解散する場合において、株主の選擇により殘餘財産の分配として株主に第二會社の株式を交付するときには、その旨及びその株式の交付價格
二十 資本の増加に關する事項並びに第二十九條の三第一項の規定による金銭を交付する場合におけるその金額の計算に關する事項又は新株の引受權の内容及び第二十九條の四の規定によるその引受權の譲渡に關する事項
二十一 特別經理株式會社の事業設備の新設、擴張又は改良に關する事項
同條に左の一項を加える。

整備計畫には、左に掲げる事項について記載した書類を添附しなければならない。

- 一 存続する場合には、今後の會社に事業計畫及び資金計畫並びに豫想される株主及び債權者の氏名又は名稱
 - 二 合併をする會社の一方が合併後存続する場合には、存続する會社の事業計畫及び資金計畫並びに豫想される株主及び債權者の氏名又は名稱
 - 三 合併に因り會社を設立する場合には、設立する會社の事業計畫及び資金計畫並びに豫想される株主及び債權者の氏名又は名稱
 - 四 第二會社を設立し、又は第二會社に資産を出資若しくは譲渡する場合には、第二會社の事業計畫及び資金計畫並びに豫想される株主及び債權者の氏名又は名稱
 - 五 會社經理應急措置法第十四條第一項の舊債權の辨濟その他の處理の計畫に關する事項
 - 六 整備計畫を行ふについての計畫に關する事項
 - 七 その他命令の定める事項
- 第十條第二項中「前項の債務の承繼」を「第一項の規定による債務の承繼及び前項の規定による資産の譲渡」に改め、同條第一項の次に左の一項を加える。
- 特別經理株式會社は、前項の規定により債務を承繼する者に對し、當該債務の額に相當する資産を譲渡しなければならない。

第十三條中「第六條第七號の規定による會社（以下第二會社といふ。）を「第二會社」に改める。

第十三條の二 特別經理株式會社の特別管理人は、第五條第一項の規定による整備計畫の認可を申請する場合において、利害關係人が當該特別管理人に對し當該整備計畫に定める事項と異なる意見を文書により表明したときには、その意見の内容を當該整備計畫に附記しなければならない。

第十四條第一項中「第六條第十號」を「第六條第一項第十號」に改め、「當該整備計畫を記載した書類」の下に「同條第二項に掲げる事項を記載した書類及び主務大臣の定める經理に關する書類」を加え、同條第二項中「株主及び債權者」を「利害關係人」に改める。

第十五條第二項中「申出のあつた場合において」を「申出のあつた事項について」に改め、「認可することができる。」の下に「同項の規定による申出のない場合においても、株主又は債權者の權利に直接關係のない事項について、同様である。」を加え、同條第三項中「前項」を「前二項」に改め、同條第二項の次に左の一項を加える。

主務大臣は、前項に規定する場合の外、會社經理應急措置法及びこの法律の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、第六條第一項に掲げる事項で當該整備計畫に定めないものを追加して認可することができる。

二 一部改正

第十六條中「同條第三項」を「同條第四項」に改める。

第十七條第一項中「ふたたび整備計畫の」を「同條の規定により認可を申請した整備計畫につき」に、「その解散を命ずることができる。」を「その解散を命じ、又は當該會社の特別管理人に對し期限を定めて第五條第一項の規定による認可を申請すべきことを命ずることができる。」に、同條第二項中「前項の規定による命令」を「前二項の規定による解散命令」に「同項の規定による命令」を「その命令」に改め、同條第一項の次に左の一項を加える。

前項の規定は、同項の規定により認可を申請すべきことを命ぜられた特別經理株式會社の特別管理人が同項の規定による期限までに認可の申請をしない場合及び同項の規定により認可を申請した整備計畫につき不認可の處分を受けた場合に、これを準用する。

第十八條中「第十五條第一項又は第二項」を「第十五條第一項乃至第三項」に、「第六條第十號」を「第六條第一項第十號」に改める。

第十八條の二第一項中「第十五條第一項又は第二項の規定による認可」を「前條の規定による公告」に、同條第三項中「異議のある」を「異議のある指定時後當該特別經理株式會社の新勘定の負擔となつた債務の」に改める。

第五 経済法

の規定による公告の日から一箇月以内に事由を具して主務大臣にその旨を申し出ることができる。

主務大臣は、前項の規定による申出のあつた場合において必要があると認めるときは、当該特別経理株式会社に対して、当該申出に係る事項について整備の實行を停止することができる。

主務大臣は、第一項の規定による申出について正當の事由があるとき認めるときには、遅滞なく、自ら決定整備計畫を變更し、又は当該特別経理株式會社の特別管理人に對し第二十條の規定により決定整備計畫の變更の認可を申請すべきことを命じなければならない。

第十八條の規定は、前項の規定により主務大臣が決定整備計畫を變更した場合には、これを準用する。

第十九條第一項中「第六條第十号」を「第六條第一項第十號」に、「第十五條第一項又は第二項」を「第十五條第一項乃至第三項」に改める。

第二十條第一項中「特別管理人」の下に「(第四十七條の二第三項の規定による申請に對し認可のあつた場合には、取締役又は清算人)」を加え、同條第二項中「第十四條乃至第十八條の二」を「第十三條の二乃至第十八條の三」に改める。

第二十一條第二項中「第十四條、第十五條、第十八條、第十八條の二」を「第十三條の二乃至第十五條、第十八條乃至第十八條の三」に、「同條第三項中「第十五條第三項」を「第十五條第四項」

に改める。

第二十二條中「第十五條第一項又は第二項」を「第十五條第一項乃至第三項」に改め、「以下同じ。」の上に「第三十六條第一項第一號の場合を除くの外」を加える。

第二十四條中「第六條第七號乃至第九號」を「第六條第一項第七號乃至第九號」に改める。

第二十六條第二項中「第十九條の規定により消滅した債權額」の下に「(第二十九條の三の規定により會社経理應急措置法第十四條第一項の舊債權の債權者に交付せられる金銭のある場合においては、当該債權額から当該金銭の額を控除した額)」を加え、「會社経理應急措置法第十四條第一項の舊債權」を「同項の舊債權の債權者」に改め、同條第二項中「前項の規定による」を「第一項の規定による」に、「同項の規定により債權者に帰屬せしめる額」を「前二項の規定により債權者又は株主に帰屬せしめる額」に改め、同條第一項の次に左の一項を加える。

特別経理株式會社は、前項の規定に該當する場合において、同項の規定による超過額から同項の規定により債權者に帰屬せしめる額を控除してなお残額があるときには、その残額に相當する金額を、決定整備計畫の定める方法により、株主の負擔額として計算せられる特別損失の額につき第三十四條第二項の規定により減少された資本の額の限度において、株主に帰屬せしめなければならない。

第二十七條中「及び昭和二十一年運輸省令第三十二號」を、「昭

和二十一年運輸省令第三十二號及び昭和二十二年農林省令第一號」に改める。

第二十九條第一項中「又は定款の定」を「定款の定又は既存の契約の條項」に改め、同條第二項を次のように改める。

決定整備計畫の定は、特別経理株式會社の株主、第二會社の發起人、株式引受人及び株主並びに特別経理株式會社の債權者を拘束する。

前項の規定は、第十八條の二第二項(同條第三項において準用する場合を含む。)の規定により同條第一項の期間内に異議を述べた債權者に對する同條第二項(同條第三項において準用する場合を含む。)の規定による商法第百條第三項の規定の準用を妨げない。

第二十九條の二 第六條第一項第十一號、第十八號又は第十九號の規定により決定整備計畫に定をなしたときは、当該決定整備計畫の定により、會社経理應急措置法第十四條第一項の舊債權の條件又は株主の權利は、變更せられる。

第六條第一項第十八號の規定により決定整備計畫に定をなしたときは、商法第二百八條第一項及び第二百九條第三項の規定は、株主が受くべき第二會社の株式及びその株券について、これを準用する。

第二十九條の三 特別損失の額について株主又は會社経理應急措

文商工
農林省令第一
號

置法第十四條第一項の舊債權の債權者の負擔額の計算をする特別経理株式會社の資本増加に當り額面以上の價額を以て株式を發行する場合においては、新株の引受人とならない當該の株主又は債權者は、當該特別経理株式會社に對して、その額面を超える金額から株式の發行のために必要な費用を控除した金額のうち決定整備計畫に定めるところにより計算した額の金銭の交付を請求することができる。但し、第二十九條の四第一項の規定によりその新株の引受權を他に譲渡した場合においては、この限りでない。

前項の規定により、債權者に對し交付せられる金銭は、第十九條の規定により消滅した債權の額を超えることができない。商法第二百八十八條第二項の規定は、第一項の規定により交付せられる金銭の額については、これを適用しない。

第一項の規定により株主又は債權者に對して、金銭を交付しようとするときは、特別経理株式會社は、主務大臣の許可を受けなければならない。

第二十九條の四 特別経理株式會社の資本増加に當つては、決定整備計畫の定めるところにより、株主又は會社経理應急措置法第十四條第一項の舊債權の債權者は、新株の引受權を他に譲渡することができる。

第二十九條の五 第二會社に出資又は讓渡された資産につき工場財團その他の財團を設ける場合において、財團目録を調製しようとするときは、第二會社の設立又は資本増加の登記の日から

一年を限り、政令の定めるところにより、その財團を組成すべき機械、器具その他の附屬物については、これを一括して表示することができる。

民法第九十二條乃至第九十四條の規定は、前項の規定により同項の財團目録に一括して表示された物件が第三者に引き渡された場合に、これを準用する。

第二十九條の六 特別經理株式會社の役員又は解任は、商法第二百五十四條第一項及び第二百五十七條（同法第二百八十条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特定の役員を選任又は解任しようとする旨を整備計畫に定めるところにより、これを行ふことができる。

前項の規定による選任又は解任は、第十五條第一項乃至第三項の規定による認可の日に、その効力を生ずる。

第一項の規定により選任される特別經理株式會社の役員任期は、整備計畫において、これを定めなければならない。但し、その任期は、前任者の残任期間（法令若しくは定款に任期の定めない場合、前任者の残任期間が六箇月に満たない場合又は前任者が任期満了により退任すべき場合においては、六箇月）を超えることができない。

第二十九條の七 解散する特別經理株式會社の清算人として決定整備計畫に定められた者は、商法第四百十七條の規定にかかわらず、当該特別經理株式會社の清算人となる。

第三十一條中一第六條第七號を一第六條第一項第七號一に改め、特別經理株式會社における役員又は従業員としての在職期間は、退職金の計算については、これを当該第二會社における役員又は従業員としての在職期間とみなす。

第三十四條の四 特別經理株式會社は、決定整備計畫の定めるところにより、會社經理應急措置法第五條の貸借対照表の負債の部に計上した積立金のうちで、第十五條第一項乃至第三項の規定による認可の日において当該特別經理株式會社の従業員であつた者に対して当該特別經理株式會社又は第二會社が退職金を支給するため留保を必要とする金額を定めることができる。

前項の規定により定められた金額は、第三條の規定にかかわらず、同條第二號の金額中に、これを合計することを要しない。

第一項の規定により留保すべき積立金の金額を定めた場合において、当該特別經理株式會社は、決定整備計畫の定めるところにより、第二會社に對し当該積立金の全部又は一部の金額に相當する資産を譲渡しなければならない。

前項の場合において、第二會社は、同項の規定により譲り受けた資産に相當する金額を積み立てなければならない。

特別經理株式會社が決定整備計畫の定めるところにより留保した積立金及び第二會社が前項の規定により積み立てた積立金は、清算及び破産の場合を除くの外、主務大臣の認可を受けなければ、第十五條第一項乃至第三項の規定による認可の日において当該特別經理株式會社の従業員であつた者に対する退職金

める。

第三十四條第二項中「を下らない額」及び同條第四項中「同法第三百七十七條乃至第三百七十九條の規定に準じ、」を削り、同條第八項中「資本の減少」の下に「及び第四項の規定による株式の併合」を加え、同條第五項を削る。

第四章第三十四條の次に左の六條を加える。

第三十四條の二 第二會社を設立し、又は第二會社に資産を出資若しくは譲渡する特別經理株式會社は、第十五條第一項乃至第三項の規定による認可を受けた日以後退職する役員又は従業員（以下退職者といふ。）に對しては、法令の規定、定款の定又は既存の契約の條項にかかわらず、退職金を支給してはならない。

前項に規定する特別經理株式會社は、同項の規定にかかわらず、退職者であつて第三十六條第一項第一號但書の規定による新勘定及び新勘定の併合の日までに第二會社の役員又は従業員とならなかつた者に対して、その翌日以後退職金を支給することができる。

前項の規定により支給する退職金には、退職の日以後の利息を附することができる。

第三十四條の三 前條第一項に規定する特別經理株式會社の退職者であつて第十五條第一項乃至第三項の規定による認可の日以後第三十六條第一項第一號但書の規定による新勘定及び新勘定の併合の日までに第二會社の役員又は従業員となつた者の当該

の支拂以外の目的に、これを使用してはならない。

第三十四條の五 特別經理株式會社は、決定整備計畫の定めるところにより、第三條第二號の合計金額に第八條第三項の規定により加算した合計金額が第三條第一號の合計金額を超える場合におけるその超過金額と新勘定において利益金を生ずる場合におけるその利益金額との合計額の範圍内において主務大臣の定める限度内において、第二會社に對して、当該超過金額又は当該利益金額の全部又は一部の金額に相當する資産を譲渡することができる。

前項の場合において、第二會社は、同項の規定により譲り受けた資産に相當する金額を商法第二百八十八條第一項の規定による準備金に同項の額に達するまで組み入れ、又はこれを積み立てなければならない。

第三十四條の六 特別經理株式會社が第三十四條の四第三項若しくは前條第一項の規定により第二會社に譲渡した資産に相當する金額又は第二會社が第三十四條の四第四項若しくは前條第二項の規定により積み立て、若しくは組み入れた金額は、法人税法による各事業年度の普通所得又は地方税法により營業税を課する場合における各事業年度の純益の計算上、これを損金又は益金に算入しない。

第三十四條の七 特別經理株式會社が、決定整備計畫の定めるところにより、會社經理應急措置法第十四條第一項の舊債權に對する債務の履行として社債を取得せしめるため、社債を發行す

る場合においては、當該社債の額は、商法第二百九十七條の規定の適用については、社債の總額中に、これを算入しない。

第三十五條第三項中「第九條第二項」を削り、「及び第十五條第二項」を「第十五條、第十八條の二第三項（合併に關する部分を除く。）及び第四項、第十八條の三並びに第三十四條第二項乃至第七項」に、「前二項」を「前三項」に改め、同條第四項及び第五項を削り、同條第二項の次に左の一項を加える。

特別經理株式會社は、第一項の規定による認可を申請したときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ當該申請事項を記載した書類を當該會社の本店及び支店に備へ置き、利害關係人の閲覧に供しなければならぬ。

第三十五條の二 前條第一項の規定により認可を申請した特別經理株式會社は、同條第四項において準用する第十五條第一項の規定により不認可の處分を受けた場合には、前條第四項において準用する第十五條第四項の規定により不認可の文書に附記される理由に基き、所要の修正を加へ、不認可の處分の日から一箇月以内にあつたためて前條第一項の規定による認可を申請しなければならぬ。

第三十五條の三 主務大臣は、第三十五條第一項の規定の適用を受ける特別經理株式會社が、同項の命令の定める期間内又は前條の期間内に認可を申請しない場合及び同條の規定による認可の申請に對し不認可の處分を受けた場合並びに第二十一條第三項の規定の適用を受ける特別經理株式會社の特別管理人が、同

項の期間内に認可の申請をしない場合及び同項の規定により認可を申請した整備計畫につき不認可の處分を受けた場合には、當該會社に對し、その解散を命じ、又は期限を定めて第三十五條第一項の規定による認可を申請すべきことを命ずることができぬ。

前項の規定は、同項の規定により認可を申請すべきことを命ぜられた特別經理株式會社が同項の規定による期限までに認可の申請をしない場合及び同項の規定による認可の申請に對し不認可の處分を受けた場合に、これを準用する。

第十七條第三項の規定は、第二項の場合に、これを準用する。

第三十五條の四 特別經理株式會社は、第三十五條第四項において準用する第十五條第一項乃至第三項の規定による認可があつた場合には、遅滞なくその旨を公告し、且つ當該認可事項を記載した書類を當該會社の本店及び支店に備へ置き、利害關係人の閲覧に供しなければならぬ。

第三十五條の五 第三十五條第四項において準用する第十五條第一項乃至第三項の規定による認可を受けた特別經理株式會社が、第三十五條第四項において準用する第三十四條第二項の規定により資本を減少する場合においては、商法第三百四十二條第一項の規定にかかはらず、株主總會の決議を経ることを要しない。

第三十六條第一項第一号中「第十五條第一項又は第二項」を

ない。

第四十五條中「第十五條第一項又は第二項」を「第十五條第一項乃至第三項」に、「第十七條第一項又は」を「第十七條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）又は第三十五條の三第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）の規定による解散命令、」に改める。

第四十六條中「勅令」を「政令」に改める。

第四十七條の二 特別經理株式會社の特別管理人は、決定整備計畫の全部の實行を終る日まで決定整備計畫中第六條第一項第八號、第九號、第十五號及び第二十號に定める事項の實行に關し、當該特別經理株式會社の役員若しくは清算人から報告をとり、又は當該特別經理株式會社の帳簿、書類その他必要な物件を檢査することができる。

特別管理人は、前項に規定する事項に關し決定整備計畫に違反する行爲があつたことを知つたときは、遅滞なく、主務大臣に、これを報告しなければならない。

特別經理株式會社は、決定整備計畫の全部の實行を終る日前においても、前二項の規定の適用を必要としないと認めるときは、主務大臣に前二項の規定の適用の除外を申請することができる。

前項の規定による申請に對し認可のあつたときは、當該特別經理株式會社については、會社經理應急措置法第六條、第十七條乃至第二十二條及び第二十三條第二項の規定は、これを適用

「第十五條第一項乃至第三項（第二十一條第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第二号乃至第七号を次のように改める。

二 第十七條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）の規定により解散を命ぜられた特別經理株式會社においては、その解散の日

三 第三十五條第一項の規定による認可を受けた特別經理株式會社においては、その認可を受けた日

四 第三十五條の三第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）の規定により解散を命ぜられた特別經理株式會社においては、その解散の日

五 閉鎖機關令第一條の規定により指定を受けた特別經理株式會社においては、その指定を受けた日

同條に左の一項を加える。
第一項第五號の規定による舊勸定及び新勸定の併合については、命令を以て別段の定をすることができぬ。

第三十九條第二項中「營業税法による」を「舊營業税法による各事業年度の純益、地方税法により營業税を課する場合における」に改める。

第四十條及び第四十條の二第一項中「第十五條第一項又は第二項」を「第十五條第一項乃至第三項」に改める。

第四十條の三 特別經理株式會社は、主務大臣の定める期間ごとに、決定整備計畫の實行状況を主務大臣に報告しなければなら

第五 経済法

しない。

第四十九條の二 主務大臣は、昭和二十二年法律第五十四號（私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）第十五條又は第十六條に規定する事項（特別經理株式會社と第二會社との間においてなされる場合を除く。）について定をなす整備計畫について、第十五條第一項乃至第三項の規定による處分をなす場合には、公正取引委員會の意見を求めなければならない。

第五十三條第二項中「第十五條第一項又は第二項」を「第十五條第一項乃至第三項」に改める。
第五十四條の二第二項中「第一號」の上に「第一項」を加え及び第十五號乃至第十七號」を「第十五號乃至第十七號及び第二十號並びに第二項第五號」に、「第十條第二項、」を「第十條第二項及び第三項、」に改め、「第二十九條、」の下に「第二十九條の二（會社經理應急措置法第十四條第一項の舊債權の條件に關する部分を除く。）、第二十九條の五、」を、「第三十一條、」の下に「第三十四條の二、第三十四條の三、第三十四條の四第一項、第三項及び第四項、第三十四條の六、第四十條の三、」を加え、並びに第四十九條」を「第四十九條並びに第四十九條の二」に、「第六條第七號一」を「第六條第一項第七號」に改める。
第五十六條第二号中「第六條第十號」を「第六條第一項第十號」に改める。

第五十八條中「第十六條又は」を「第十六條若しくは」に、「認可の申請を怠つたとき」を「認可の申請を怠つたとき、又は第十

四七〇

七條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して認可の申請を怠つたとき」に改める。

第六十條第一号中「第二十條第二項」の上に「第十八條の第三項、」を、「第三十七條第一項」の上に「第三十五條第三項、第三十五條の四、」を加え、同條第二号中「又は第十八條」を、「第十八條、第三十五條第三項又は第三十五條の四」に改め、同條第五号中「又は第五項」を削り、「なす、又は資本の増加をしたとき」を「なさないとき」に改め、同條第七号中「第四十一條第一項」の上に「第四十條の三又は」を加え、同條中第六号及び第七号を夫々第十一号及び第十二号とし、第五号の次に左の五号を加える。

- 六 第三十四條の二第二項（第五十四條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して退職金を支給したとき
 - 七 第三十四條の四第五項の規定に違反して積立金を使用したとき
 - 八 第四十七條の二第二項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき
 - 九 正当な事由がなく、第四十七條の二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき
 - 十 第四十七條の二第二項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき
- 第二條 會社經理應急措置法の一部を次のように改正する。
第十二條第二項中「新勘定に所屬する會社財産が、鐵道財團、

工場財團、飲業財團、軌道財團、運河財團、漁業財團又は自動車交通事業財團に屬している場合には」を「鐵道財團、工場財團、礦業財團、軌道財團、運河財團、漁業財團又は自動車交通事業財團に屬する會社財産の一部を新勘定に所屬せしめる場合には當該會社財産は」に改め、同條第三項乃至第五項を次のように改める。

特別經理會社の舊勘定及び新勘定の併合の日から、第一項の先取特權、質權若しくは抵當權は、その目的であつた會社財産について消滅せず、又は前項の會社財産は、當該財團から除かれなかつたものとみなす。但し、新勘定に所屬せしめられた會社財産が當該會社以外の者の所有に歸した場合又は同項の會社財産が當該財團以外の財團に屬せしめられ、若しくは第三者の權利の目的となつた場合においては、この限りでない。

前項の先取特權、質權又は抵當權とこれらの權利の目的であつた會社財産が新勘定に所屬せしめられた後當該會社財産の上に生じた先取特權、質權又は抵當權との間の順位に關しては、同項の先取特權、質權又は抵當權は、舊勘定及び新勘定の併合の日において、設定せられたものとみなす。

第四項但書の場合において、同項但書の會社財産に對して先取特權、質權又は抵當權を有した者は、當該特別經理會社の總財産について、他の債權者に先立つて當該舊債權（企業再建整備法第十九條第一項の規定の適用を受ける場合においては、同項の規定によつて確定する額の債權）の辨濟を受ける權利を有する。

二 一部改正

前項の規定は、民法の一般の先取特權の行使を妨げない。
同條第一項の次に左の一項を加える。

鐵道財團、工場財團、礦業財團、軌道財團、運河財團、漁業財團又は自動車交通事業財團に屬する會社財産の全部が新勘定に所屬せしめられた場合においては、當該財團は、抵當權の消滅により消滅することはないものとする。

第三條 昭和二十二年法律第八號（有價證券の處分の調整等に関する法律）の一部を次のように改正する。
第十一條の二 特別經理株式會社の株主又は債權者は、企業再建整備法第二十九條の四の規定による新株の引受權の譲渡を協議會に委託することができる。

第十二條中「前條」を「第十一條」に改め、「支拂はなければならぬ。」の下に「前條の規定により、協議會に對し、權利の譲渡の委託をする者も、また同様とする。」を加える。

第十二條の二 協議會は、指定證券を發行する會社及び第十一條の二の規定により協議會が譲渡の委託を受けた權利に係る新株を發行する特別經理株式會社に對し、その業務及び財産の狀況その他協議會の職務を執行するについて参考となるべき事項に關し、報告又は資料の提出を求めることができる。
第二十條中第三號を第四號とし、第二號の次に左の一號を加える。

三 第十二條の二の規定による報告若しくは資料の提出を怠り、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

四七一

第五 經濟法

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、會社經理應急措置法第十二條の改正規定は、同法施行の日から、これを適用する。

この法律施行前企業再建整備法第五條第一項、第二十一條第一項又は第五十四條の二第一項の規定により認可を申請した整備計畫は、同法第六條第一項の改正規定により定をした整備計畫及び同條第二項の改正規定によりこれに添附した書類とみなす。

この法律施行前改正後の會社經理應急措置法第十二條第二項に規定する財團に屬する會社財産の全部又は一部が、當該會社以外の者の所有に歸し、當該財團以外の財團に屬せしめられ、その他第三者の権利の目的となつた場合においては、同項の改正規定は、當該會社財産については、これを適用しない。

(119) 企業再建整備法の一部を改正する法律

(昭和二十二年十二月二十日) (大藏・商工) 法律第二百二十号 (大臣署名)

企業再建整備法の一部を次のように改正する。

第二十七條中「昭和二十年勅令第六百五十七号」の上に「臨時石炭鑛業管理法」を加える。

第三條第一項中「六千万圓」を「三千万圓」に改める。

第二十三條第八項乃至第十項を削る。

第二十四條中「第五項又は第八項」を「又は第五項」に改める。

第二條 配炭公團法の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「三億圓」を「二億圓」に改める。

第三條 産業復興公團法の一部を次のように改正する。

第二十四條第八項乃至第十項を削る。

第二十五條中「第五項又は第八項」を「又は第五項」に改める。

第四條 貿易公團法の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「三千万圓」を「二千万圓」に、「二千万圓」を「千五百万圓」に改める。

第五條 肥料配給公團令の一部を次のように改正する。

第三條第八項中「六千五百万圓」を「五千万圓」に改める。

第二十三條第八項乃至第十項を削る。

第二十四條中「第五項又は第八項」を「又は第五項」に改める。

附則

第六條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第七條 石油配給公團、配炭公團、貿易公團及び肥料配給公團は、この法律施行の日から二箇月以内に、改正規定による基本金の金額を超えて出資を受けている部分に相當する金額を國庫に納付し

二 一部改正

附則

この法律は、昭和二十三年四月一日から、これを施行する。

(120) 配炭公團法の一部を改正する法律

(昭和二十二年十二月二十七日) (商工) 法律第二百四十三号 (大臣署名)

配炭公團法の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「コークス」を「コークス(半成コークスを含む。以下同じ。)」に、「別表第一に掲げる亜炭」を「別表第一に掲げる亜炭及び亜炭コークス」に改める。

別表第一中「發熱量三、五〇〇カロリー以上の亜炭」を「亜炭及び亜炭コークス(泥炭その他主務大臣が指定する亜炭及び亜炭コークスを除く。)」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

(121) 石油配給公團法等の一部を改正する法律

(昭和二十二年十二月十九日) (内閣總理・大藏・農) 法律第二百十三号 (林・商工大臣署名)

第一條 石油配給公團法の一部を次のように改正する。

なければならない。

(122) 農地調整法の一部を改正する法律

(昭和二十二年十二月二十六日) (司法・農林) 法律第二百四十七号 (大臣署名)

農地調整法の一部を次のように改正する。

「地方長官」を「都道府縣知事」に、「勅令」を「政令」に改める。

第一條中「農地關係」を「農地關係等」に改める。

第二條に次の三項を加える。

本法ニ於テ薪炭林トハ耕作者ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木、枝條、落枝等ノ採取ノ目的ニ供セラルル土地(其ノ上ニ在ル立木ヲ含ム)ヲ謂フ

本法ニ於テ採草地トハ肥料若ハ飼料又ハ此等ノ原料ニ用フル草又ハ落葉ノ採取ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ

本法ニ於テ放牧地トハ家畜ノ放牧ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ

第三條第一項中「市町村農業會」を削る。

第四條第一項中「農地」の下に「採草地又ハ放牧地(農地タル採草地又ハ放牧地並ニ植林ノ目的其ノ他採草及家畜ノ放牧以外ノ目的ニ主トシテ供セラルル採草地又ハ放牧地ヲ除ク)」を加える。

第五條第二号中「都道府縣又ハ農地開發營團」を「又ハ都道府縣」に改める。

第六條ノ二第一項及び第六條ノ四第一項中「地租法」を「土地台帳法」に改める。

第九條第三項中「解約」を「解約(合意解約ヲ含ム以下同シ)」に、同條第四項中「前項」を「第三項」に改め、同條第三項の次に次の一項を加える。

前項ノ承認ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第九條ノ二第一項但書を削る。

第十條、第十一條第一項及び第十二條第一項中「小作官」を「小作官又ハ小作主事」に改める。

第十四條ノ二 第八條、第九條及第九條ノ十ノ規定ハ薪炭林、採草地又ハ放牧地ノ賃貸借其ノ他其ノ使用收益ヲ目的トスル有償ノ契約ニ付之ヲ準用ス

第十四條ノ三 耕作者又ハ省令ヲ以テ定ムル團體自家用ノ薪若ハ木炭ノ原料ニ用フル原木、枝條、落葉等ノ採取、自家用ノ肥料若ハ飼料若ハ此等ノ原料ニ用フル草又ハ落葉ノ採取又ハ耕作者ガ耕作ニ附随シテ生産シ若ハ飼育スル家畜ノ放牧ヲ目的トスル土地又ハ立木ノ使用收益ノ權利(以下使用權ト稱ス)ヲ取得スルノ必要アルトキハ市町村農地委員會ノ承認ヲ受ケ土地又ハ立木ノ所有者(政府ヲ除ク)其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者ニ對シ使用權ノ設定ニ關スル協議ヲ求ムルコトヲ得

市町村農地委員會前項ノ承認ヲ爲サントスルトキハ省令ノ定ムル所ニ依リ同項ノ土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者、同項ノ承認ヲ受ケントスル者、當該市町村ノ長及都道府縣

農地委員會、都道府縣開拓委員會又ハ當該市町村ノ區域ヲ其ノ地區ノ全部若ハ一部トスル森林組合、牧野組合其ノ他省令ヲ以テ定ムル團體ヲ代表スル者ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第一項ノ場合ニ於テ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ同項ノ承認ヲ受ケタル者ハ省令ノ定ムル所ニ依リ當該土地又ハ立木ニ關スル使用權ノ設定ニ關シ市町村農地委員會ノ裁定ヲ申請スルコトヲ得但シ同項ノ承認ヲ受ケタル日ヨリ二月ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條ノ四 前條第三項ノ規定ニ依ル裁定ノ申請アリタルトキハ市町村農地委員會ハ當該申請ニ係ル土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者ニ其ノ旨ヲ通知シ且省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ公示スベシ

前條第三項ノ規定ニ依ル裁定ノ申請ニ係ル土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者ハ前項ノ公示ノ日ヨリ二週間内ニ市町村農地委員會ニ意見書ヲ差出スコトヲ得

市町村農地委員會ハ前項ノ期間ヲ經過シタル後審議ヲ開始スベシ裁定ハ其ノ申請ノ範圍ヲ超ユルコトヲ得ズ

裁定ニ於テハ左ノ事項ヲ定ムルコトヲ要ス

- 一 設定ヲ爲スベキ使用權ノ内容及存續期間並ニ當該權利ノ目的タル土地又ハ立木
- 二 對價並ニ其ノ支拂ノ方法及時期
- 三 土地又ハ立木ノ引渡ノ時期
- 四 使用收益開始ノ時期

合

市町村農地委員會裁定ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ前條第二項ニ掲グル者ニ通知シ且省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ公示スベシ

前項ノ公示アリタルトキハ裁定ノ定ムル所ニ依リ當事者間ニ協議調ヒタルモノト看做ス

民法第二百七十二條但書及第六百十二條ノ規定ハ前項ノ場合ニハ之ヲ適用セズ

第十四條ノ五 前二條ノ規定ハ自作農創設特別措置法第三十條又ハ第三十七條ノ規定ニ依リ買収ヲ爲ス目的ヲ以テ省令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ指定シタル土地(其ノ上ニ在ル立木ヲ含ム)ニ付テハ之ヲ適用セズ

市町村農地委員會ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外耕作者ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木ノ採取ヲ目的トスル使用權ノ設定ニ係ル第十四條ノ三第一項ノ承認ヲ爲スコトヲ得ズ但シ政令ヲ以テ定ムル場合ニ於テ都道府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 昭和二十年十一月二十三日以後耕作者ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木ノ採取ヲ目的トスル賃貸借其ノ他ノ契約ノ解除、解約又ハ更新ノ拒絶ノアリタル土地又ハ立木ニ關シ同日現在ニ於テ使用權ヲ有シタル者ガ當該土地又ハ立木ニ關スル使用權ノ設定ニ關シ協議ヲ求メントスル場合

二 薪炭林ニ付慣行ニ依リ原木ノ採取ヲ爲ス耕作者又ハ其ノ團體當該薪炭林ニ關スル使用權ノ設定ニ關シ協議ヲ求メントスル場合

二 一部改正

第十四條ノ六 耕作者又ハ省令ヲ以テ定ムル團體第十四條ノ三第一項ノ承認ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ノアリタル日ヨリ二月内ニ同項ノ承認ナキトキハ都道府縣農地委員會ニ市町村農地委員會ニ對シ同項ノ承認ヲ爲スベキ旨ヲ指示スベキコトヲ請求スルコトヲ得

第十四條ノ七 第十四條ノ三第一項ノ承認ニ係ル土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者同項ノ規定ニ依リ協議ヲ受ケタルトキハ當該協議ガ調フニ至ル迄ハ當該承認ニ係ル使用權ノ設定ニ付支障ヲ及ボサザル場合ヲ除クノ外都道府縣知事ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ當該土地若ハ立木ニ付權利ヲ設定シ、當該土地ノ形質ヲ變更シ又ハ立木ヲ損壞シ若ハ收去スルコトヲ得ズ但シ當該協議調ハザル場合ニ於テ同條第三項但書ノ期間内ニ同項ノ規定ニ依リ裁定ノ申請ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條ノ八 第十四條ノ三第二項ニ掲グル者第十四條ノ四ノ規定ニ依リ裁定ニ對シ不服アルトキハ同條第六項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ一月内ニ都道府縣知事ニ訴願スルコトヲ得

都道府縣知事前項ノ訴願ヲ受理シタルトキハ同項ノ期間滿了後一月内ニ裁定ヲ爲スベシ

都道府縣知事前項ノ判決ヲ爲サントスルトキハ都道府縣薪炭林等委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

都道府縣薪炭林等委員會ニ關スル規程ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條第二項中「市町村農地委員會ハ」の下に「主務大臣及」

を加える。

第十五條ノ二第三項第二号中「其ノ所有スル農地ニ付」を削り、同條第四項中「戸主若ハ家族」を「親族若ハ其ノ配偶者」に、同條第五項中「戸主又ハ家族」を「親族又ハ其ノ配偶者」に改め、同條第十項を削る。

第十五條ノ三第一項中「戸主若ハ家族」を「親族若ハ其ノ配偶者」に改める。

第十五條ノ四 左ニ掲グル者ハ選舉權及被選舉權ヲ有セズ

一 未成年者

二 禁治産者及準禁治産者

三 懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受ケルコトナキニ至ル迄ノ者

第十五條ノ五 選舉ニ關スル事務ハ地方自治法第八十一條ニ規定スル市町村ノ選舉管理委員會之ヲ管理ス

第十五條ノ七中「年齢多キ者ヲ取り年齢モ亦同ジトキハ」を削る。

第十五條ノ十五を削る。

第十五條ノ十八を第十五條ノ二十二とし、第十五條ノ十七を第十五條ノ二十一とする。

第十五條ノ十六中「第十五條ノ十三」を「第十五條ノ十五」に改め、同條を第十五條ノ十九とする。

第十五條ノ十四第三項を削り、同條を第十五條ノ十六とし、第十五條ノ十三を第十五條ノ十五とする。

第十五條ノ十二中「及自己ト同一戸籍内ニ在ル者」を「並ニ同居ノ親族及其ノ配偶者」に改め、同條を第十五條ノ十三とする。

第十五條ノ十一を第十五條ノ十二とし、第十五條ノ十を第十五條ノ十一とする。

第十五條ノ九第二項中「市町村長」を「市町村ノ選舉管理委員會」に改め、同條第四項に次の但書を加え、同條を第十五條ノ十とする。

但シ同項本文中總委員トアルハ總委員ノ過半数トス

第十五條ノ八を第十五條ノ九とする。

第十五條ノ八 前六條ニ規定スルモノノ外市町村農地委員會ノ選舉ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條ノ十四 都道府縣知事ハ都道府縣農地委員會ノ請求ニ因リ市町村農地委員會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ市町村農地委員會ノ解散アリタルトキハ解散ノ日ヨリ二週間内ニ選舉ヲ行フコトヲ要ス

第十五條ノ十七 第十五條ノ二第三項乃至第六項第八項第九項本文

及第十五條ノ三乃至第十五條ノ十四ノ規定ハ都道府縣農地委員會ニ之ヲ準用ス但シ第十五條ノ二第六項中五人トアルハ十人、三人トアルハ六人、二人トアルハ四人、同條第八項中三人トアルハ五人、第十五條ノ五及第十五條ノ十第二項中市町村ノ選舉管理委員會トアルハ都道府縣ノ選舉管理委員會、第十五條ノ二第八項、第十五條ノ十第三項及第十五條ノ十四第一項中都道府縣知事トアルハ主務大臣、第十五條ノ十第二項中當該區分ニ屬シ選舉權ヲ有ス

ル者トアルハ當該區分ニ屬シ選舉權ヲ有スル者（選舉區ノアル場合ニ在リテハ同一選舉區ニ屬スル者ニ限ル）、委員トアルハ委員（選舉區ノアル場合ニ在リテハ當該選舉區ニ屬スル委員ニ限ル）、第十五條ノ十四第一項中都道府縣農地委員會トアルハ中央農地委員會トス

第十五條ノ十八 都道府縣知事都道府縣農地委員會又ハ市町村農地委員會ノ議決ガ法令ニ違反シ又ハ著シク不當ナリト認ムルトキハ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スルコトヲ得但シ議決ノアリタル日ヨリ一月ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

都道府縣知事前項ノ規定ニ依リ都道府縣農地委員會又ハ市町村農地委員會ノ議決ガ仍法令ニ違反シ又ハ著シク不當ナリト認ムルトキハ中央農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ニ對シ其ノ取消ヲ請求スルコトヲ得

第一項但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

中央農地委員會又ハ都道府縣農地委員會第二項ノ規定ニ依リ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ請求ノアリタル日ヨリ一月内ニ其ノ取消ノ可否ヲ議決スベシ

第十五條ノ二十 市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ノ委員及其ノ事務ニ従事スル者ハ登記所、土地臺帳所管廳、家屋臺帳所管廳又ハ市町村ノ事務所ニ就キ無償ニテ第十五條又ハ第十五條ノ十五ニ規定スル事項ヲ處理スルニ必要ナル簿書ノ閱覽又ハ謄寫ヲ求ムルコトヲ得

第十七條ノ三 本法中都道府縣又ハ都道府縣知事ニ關スル規定ハ特

別市ノ指定アリタルトキハ政令ヲ以テ定ムル時期迄ハ當該特別市ノ區域ヲ含ム指定前ノ都道府縣又ハ其ノ知事ニ、市町村又ハ市町村長ニ關スル規定ハ特別區ノ存スル地ニ在リテハ特別區又ハ特別區ノ區長ニ、地方自治法第五十五條第二項ノ市ニ在リテハ區又ハ區長ニ、特別市ニ在リテハ行政區又ハ行政區ノ區長ニ、全部事務組合又ハ役場事務組合ノ存スル地ニ在リテハ組合又ハ組合管理ニ之ヲ適用ス

第十七條ノ五第二号中「第九條第三項」の下に「第十四條ノ二ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」を加え、同條第三号を第四号とし、同條第二号の次に次の一号を加える。

三 第十四條ノ七ノ規定ニ違反シタル者

第十七條ノ六中「若ハ第三號前段」を「第三號若ハ第四號前段」に改める。

附則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、改正後の第十五條ノ二第四項第五項及び第十五條ノ三第一項の規定は、昭和二十二年五月三日から、これを適用し、改正後の第十五條ノ十七の規定中第十五條ノ二第三項乃至第五項及び第十五條ノ三乃至第十五條ノ五の規定を準用する部分は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第二條 第四條の改正規定は、この法律施行の際現に存する採草地又は放牧地（農地たる採草地又は放牧地並びに植林の目的その他採草及び家畜の放牧以外の目的に主として供せられている採草地

又は放牧地を除く。以下同じ。に關する契約で当該契約に係る權利の設定又は移轉に關する登記及び当該採草地又は放牧地の引渡のいずれもが完了していないものについても、これを適用する。

第三條 昭和二十年十一月二十三日現在における農地の賃借人で同日以後第九條第三項の改正規定施行の日前に貸借の解除、解約（合意解約を含む。以下同じ。）又は更新の拒絶に因つて当該農地の賃借人でなくなつたものは、市町村農地委員会の承認を受け、当該農地の昭和二十年十一月二十三日現在における所有者又はその承継人（同日現在における当該貸借の賃借が所有権に基いてされたものでない場合には、賃借人又はその賃借の基礎となつた權利の承継人。以下同じ。）に対し、当該農地につき貸借契約を締結することに關し協議を求めることが出来る。

- 一 前項の貸借の解除、解約又は更新の拒絶に係る農地が昭和二十年十一月二十三日現在における当該農地の所有者又はその承継人以外の者の耕作の業務の目的に供されている場合
- 二 都道府縣農地委員会において前項の貸借の解除、解約又は更新の拒絶のあつたときにおける当該所有者又は承継人及び賃借人に就いての事情を調査して当該貸借の解除、解約又は更新の拒絶を適法且つ正当であると認められた場合
- 三 前二号の外市町村農地委員会において前項の承認の申請が信義に反すると認められた場合

四 前項の承認を申請した者が所有権、賃借権、使用貸借による權利又は永小作権に基いて自作農創設特別措置法第三條第一項第三号の面積又は同條第三項の規定により当該区域につき定められた同号の面積に代るべき面積を超える面積の農地に就き現に耕作の業務を営んでいる場合

五 昭和二十年十一月二十三日現在における第一号の農地の所有者又はその承継人が現に当該農地に就き耕作の業務を営む場合に於ては、その者が当該農地に就いての耕作の業務をやめるときは、その生活状態が前項の承認を申請した者の生活状態に較べて著しくわるくなる場合

第一項の場合において、協議が調わず、又は協議をすることができないときは、同項の承認を受けた者は、命令の定めるところにより、当該農地の貸借に關し市町村農地委員会の裁定を申請することができる。但し、同項の承認を受けた後二箇月を経過したときは、この限りでない。

市町村農地委員会は、前項の裁定をしたときは、遅滞なく第一項の規定による協議の当事者にその旨を通知しなければならぬ。

第三項の裁定に対し不服ある者は、前項の通知を受けた日から一箇月以内に都道府縣農地委員会に訴願することができる。都道府縣農地委員会は、前項の訴願を受理したときは、同項の期間満了後一箇日以内に裁決してなければならない。

第一項の請求に係る農地につき、第三項の規定により賃借権を過したときは、同條の規定にかかわらず、訴を提起することができない。

前項の訴の提起は、前二條の規定による処分を停止しな

第六條 第九條第三項の改正規定施行後命令で定める時期までは、改正後の第九條第三項（第十四條ノ二において準用する場合を含む。以下同じ。）中「市町村農地委員會ノ承認」とあるのは、「都道府縣農地委員會ノ許可」と、改正後の同條第四項及び第五項中「承認」とあるのは、「許可」と読み替へるものとする。

都道府縣知事は、改正後の第九條第三項及び前項の規定による許可をするには、農地に係る場合にあつては、都道府縣農地委員會の意見、薪炭林、採草地又は放牧地に係る場合にあつては、都道府縣薪炭林等委員會の意見を聴かなければならない。

第七條 第十五條ノ十四の改正規定施行の際現に都道府縣農地委員會の委員たる者は、改正前の同條第三項第一号乃至第三号の規定により互選された委員にあつては改正後の第十五條ノ十七において準用する第十五條ノ二第三項各号の規定により選出されたものとみなし、改正前の第十五條ノ十四第三項第四号の規定により選任された委員にあつては改正後の第十五條ノ十七において準用する第十五條ノ二第八項の規定により選任されたものとみなす。

前項の規定は、委員の任期に影響を及ぼさない。

第八條 第十五條ノ十八の改正規定施行前にした都道府縣農地委員會又は市町村農地委員會の議決については、同條第一項但書の期

前項の場合には、前條第二項の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「市町村農地委員會」とあるのは「都道府縣農地委員會」と読み替へるものとする。

第五條 前二條の規定による処分が違法なものの取消又は変更を求め、当事者がその処分があつたことを知つた日から一箇月以内にこれを提起しなければならない。但し、処分の日から二箇月を経

間は、この法律施行の日から、これを起算する。

(123) 自作農創設特別措置法の一部を改正する法律

(昭和二十二年十二月二十六日(司法・農林)法律第二百四十一号(大臣署名))

自作農創設特別措置法の一部を次のように改正する。

「地方長官」を「都道府縣知事」に、「勅令」を「政令」に改める。

第一條中「創設し、」の下に「又、土地の農業上の利用を増進し、」を加える。

第二條第一項を次のように改める。

この法律において、農地とは、耕作の目的に供される土地をいひ、牧野とは、家畜の放牧又は採草の目的に供される土地(農地並びに植林の目的その他家畜の放牧及び採草以外の目的に主として供される土地を除く。)をいう。

同條第三項中「前項」及び「同項」を「前二項」に、「耕作の業務を営む者の同居の戸主若しくは家族又は耕作の業務を営む者の戸主若しくは家族」を「耕作若しくは養畜の業務を営む者の同居の親族若しくはその配偶者又は耕作若しくは養畜の業務を営む者の親族若しくはその配偶者」に、「耕作」を「耕作又は養畜」に改め、同

條第二項の次に次の一項を加える。

この法律において、自作牧野とは、耕作又は養畜の業務を営む者が所有権に基き家畜の放牧又は採草の目的に供している牧野をいひ、小作牧野とは、耕作又は養畜の業務を営む者が賃借権、使用貸借による権利、永小作權又は質權に基き家畜の放牧又は採草の目的に供している牧野をいう。

第三條第一項第一号中「以下同じ」を「以下本條、第四條及び第七條第二項において同じ」に、同條第四項中「第七號」を「第七號及び第八號」に改め、同條第五項第一號中「第三号の面積」の下に「(第三項の規定により当該區域につき定められた同號の面積に代るべき面積があるときは、その面積)」を加え、同條に次の一項を加える。

前項第一號又は第三號の規定の適用については、左の場合に限る。當該自作農又は法人その他の團體の営む耕作の業務は、これを適正なものとする。

一 自作農については、その者が當該農地を効率的に耕作することに十分な自家勞力を有している場合又は當該農地を分割して耕作することに因つてその生産の減退が必至であると認められる場合

二 法人その他の團體については、當該農地を分割して耕作することに因つてその生産の減退が必至であると認められ、且つその耕作の業務が法人その他の團體の主たる業務の運営に缺くことのできないものである場合

第四條第一項中「戸主若しくは家族」を「親族若しくはその配偶者」に、同項及び同條第二項中「第二條第三項」を「條二條第四項」に改める。

第五條第二号中「都道府縣農業會、市町村農業會、農事實行組合、農地開發營團」を削り、同條第三号中「又は農事指導の目的」を「若しくは農事指導の目的又は主として省令で定める耕作以外の目的」に、同條第四号中「施行する土地」を「施行する土地その他主務大臣の指定するこれに準ずる土地」に、同條第五号中「指定」を「指定し、又は都道府縣農地委員會の指定」に、同條第六号中「當該農地」を「當該農地但し、その自作農の所有する農地の面積が第三條第一項第三號の面積又は同條第三項の規定により當該區域につき定められた同號の面積に代るべき面積を超えるときは、その面積を超えない面積の當該農地に限る。」に改め、同條第七号を第八号とし、同條第六号の次に次の一号を加える。

七 第四十條の二の規定による買収のあつた牧野の所有者がその買収のあつた後において所有する牧野を以て開發した自作地

第五條の二 都道府縣が農業技術の現地指導の目的に供するため昭和二十一年十二月二十九日以後において賃借権、使用貸借による權利又は永小作權を取得した農地については、前條第一號の規定は、これを適用しない。但し、これらの權利の取得の當時當該農地の所有者が當該農地に就いて耕作の業務を営む自作農である場合において、當該農地と當該自作農が現に耕作の業務を営む自作地との面積の合計が第三條第一項第三號の面積(同條第三項の規

定により當該區域につき定められた同號の面積に代るべき面積があるときは、その面積以下本條において同じ。)を超えないときは、當該農地の全部、同號の面積を超えるときは、當該農地のうち當該自作農の面積との合計が同號の面積に達するまでの部分については、この限りでない。

第六條第三項中「地租法」を「土地台帳法」に、同條第五項中「市役所又は町村役場」を「市町村の事務所」に改める。

第六條の二 昭和二十年十一月二十三日現在において小作地に就き耕作の業務を営んでいた小作農(その小作農が當該小作地につき同日現在において有していた賃借権、使用貸借による權利又は永小作權を當該小作農から譲り受けた者を含む。以下本條において同じ。)で同日以後において當該小作地に就いての耕作の業務をやめたもの若しくは同日現在における小作地で同日現在におけるその所有者若しくはその所有者の住所が同日以後において變更したものに就き同日以後引き続き耕作の業務を営んでいる小作農又はこれらの者の相續人が、市町村農地委員會に對して當該小作地の同日現在における所有者が同日現在において所有していた小作地につき同日現在における事實に基いて前條の規定による農地買収計畫を定めるべきことを請求したときは、市町村農地委員會は、當該所有者が同日現在において所有していた小作地につき同日現在における事實に基いて農地買収計畫を定めなければならない。前項の請求があつた場合において、市町村農地委員會は、同項の規定による農地買収計畫において左の各號の一に該當する小作

地を買収すべきことを定めることはできない。

一 昭和二十年十一月二十三日現在における小作地の同日現在におけるその所有者又はその承継人が同日以後において当該小作地の賃貸借の解除若しくは解約（合意解約を含む。以下同じ。）をし、又は更新を拒絶した場合において、都道府県農地委員会が当該賃貸借の解除若しくは解約又は更新の拒絶のあつたときにおける当該所有者又は承継人及び小作農に就いての事情を調査して当該解除若しくは解約又は更新の拒絶を適法且つ正當であると認められた場合、当該解除若しくは解約又は更新の拒絶に係る小作地

二 前號の外市町村農地委員会において前項の請求が信義に反すると認められた場合、その請求をした者が昭和二十年十一月二十三日現在において耕作の業務を営んでいた小作地

三 前項の小作農又はその相續人が所有権、賃借権、使用貸借による権利又は永小作權に基いて第三條第一項第三號の面積又は同條第三項の規定により当該區域につき定められた同號の面積に代るべき面積を超える面積の農地に就き現に耕作の業務を営んでいる場合、その請求をした者が昭和二十年十一月二十三日現在において耕作の業務を営んでいた小作地

四 昭和二十年十一月二十三日現在における事実に基づいて定められた農地買収計畫によつて買収をするときは、当該小作地の同日現在における所有者又はその承継人で同日以後において当該小作地に就き耕作の業務を営むものの生活状態が同項の請求を

した者の生活状態に較べて著しくわるくなる場合、その請求をした者が同日現在において耕作の業務を営んでいた小作地

第六條の三 市町村農地委員会が前條第一項の請求を受けた日から二箇月以内に当該請求に係る小作地の昭和二十年十一月二十三日現在における所有者が同日現在において所有していた小作地につき同項の規定により農地買収計畫を定めない場合において、当該請求をした者がその期間經過後一箇月以内に都道府県農地委員会に對して当該市町村農地委員会に同項の規定により農地買収計畫を定めるべき旨を指示すべきことを請求したときは、都道府県農地委員会は、当該市町村農地委員会に對して同項の規定により農地買収計畫を定めるべき旨を指示しなければならない。

前項の場合には、前條第二項の規定を準用する。この場合において、同項第二號中「市町村農地委員会」とあるのは、「都道府県農地委員会」と読み替へるものとする。

第六條の四 前二條の規定の適用については、昭和二十年十一月二十三日現在において第三條第五項第二號に規定する自作地に就き請負その他の契約に基いて耕作の業務を営んでいた者で同日以後当該自作地に就いての耕作の業務をやめたものは、これを小作農とみなし、当該自作地は、これを小地作とみなす。

第六條の五 昭和二十年十一月二十三日現在と第六條の規定による農地買収計畫を定める時期とにおいて、所有権、賃借権、使用貸借による権利若しくは永小作權その他の權原に基いて耕作の業務を営む者が異なり、又は所有者若しくは所有者の住所が異なる農地

及び同日現在における農地で同日以後において農地でなくなつたものについては、市町村農地委員会は、第六條の二第一項の請求がない場合でも、同日現在における事實に基いて第六條の規定による農地買収計畫を定めることができる。

前項の場合には、第六條の二第二項の規定を準用する。

市町村農地委員会は、第一項の農地につき第六條の二第一項の規定により農地買収計畫を定めることの可否につき審議しなければならない。

市町村農地委員会は、前項の審議において第一項の規定により農地買収計畫を定めることを否としたときは、その理由を議事録に記載しなければならない。

第七條第一項中「前條」を「第六條」に、同條第二項中「前項」を「第一項」に、「前條第五項」を「第六條第五項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項の農地につき所有権を有する者が当該農地のある市町村の区域内に住所を有するときは、その者が当該市町村の区域内において所有する農地に就き耕作の業務を営む小作農についても、また同項と同様とする。この場合には、第四條第一項の規定を準用する。

第八條中「同條第二項」を「同條第三項」に、「同條第三項」を「同條第四項」に、「同條第四項」を「同條第五項」に改める。

第九條第三項を削る。

第十二條第二項中「地役権があるときは、」の下に「第十二條の

二第二項の場合を除いて、」を加える。

第十二條の二 前條第一項の規定により政府の取得した農地がその取得の当時電氣事業法による電氣事業者又は同法第三十條第二項の事業を営む者（以下電氣事業者と總稱する。）の所有に屬し、電線路（電線の支持物を除く。以下本條において同じ。）の施設の利用に供されているものであるときは、その取得の時に当該電氣事業者のために当該電線路の施設を目的として、当該電線路に近接する發電所、變電所、開閉所又は電線の支持物の用地で当該電氣事業者の所有するものを要役地とし、当該農地を承役地とする地役権が設定されたものとみなす。

前條第一項の規定により政府が取得した農地につきその取得の當時電氣事業者が電線路の施設のためにする賃借権、使用貸借による権利又は地上權を有するときは、その取得の時に当該電氣事業者のために当該電線路の施設を目的として、当該電線路に近接する發電所、變電所、開閉所又は電線の支持物の用地で当該電氣事業者の所有するものを要役地とし、当該農地を承役地とする地役権が設定されたものとみなす。但し、その地役権の存續期間は、從前の権利の存續期間とする。

前二項の地役権は、承役地の所有者が工作物の設備その他電線路の施設の妨げとなる行為をしないことを内容とする。

第一項又は第二項の規定により地役権が設定された場合において、その設定の當時その要役地が抵当權の目的である工場財團、鐵道財團又は軌道財團に屬しているときは、その地役権は、当該

抵當權の目的となるものとする。

第十三條第一項但書中「抵當権がある場合において、當該權利を有する者の請求があるとき、又は當該權利を有する者が知れないときは」を「抵當権があるときは、當該權利を有する者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除いて、政府は」に、同條第三項中「當該都道府縣別の面積又は同條第三項の規定により當該區域につき定められた當該都道府縣別の面積に代るべき面積を超えるときは、當該都道府縣別の面積又は當該都道府縣別の面積に代るべき面積」を「面積を超えるときは、同號の面積」に改める。
第十四條 第三條の規定により買収した農地の對價の額に不服ある者は、訴を以てその増額を請求することができる。但し、令書の交付又は第九條第一項但書の公告のあつた日から一箇月を経過したときは、この限りでない。

前項の訴においては、國を被告とする。

第十五條第一項本文中「買収する農地」の下に「若しくは第十六條第一項の命令で定める農地」を、「農業用施設、」の下に「水の使用に關する權利、立木、」を、同項第一号中「農地」の下に「又は第十六條第一項の命令で定める農地」を、「農業用施設」の下に「水の使用に關する權利又は立木」を、同項第二号中「農地」の下に「又は第十六條第一項の命令で定める農地」を加え、同号及び同條第三項中「採草地」を「牧野」に、同條第二項中「第十二條」を「第十二條の二」に改める。
第十六條第二項を次のように改める。

規定により消滅した權利を取得した者」を加える。

同條第六項を次のように改める。

第四項の補償金額に不服ある者は、訴を以てその増額を請求することができる。但し、前項の通知を受けた日から一箇月を経過したときは、この限りでない。

前項の訴においては、國を被告とする。

第二十六條の二 政府は、命令の定めるところにより、第十六條の規定により賣り渡した農地の對價の徴收を市町村にさせることができる。

市町村が避られない災害に因つて前項の規定による徴收金を失つたときは、政府は、省令の定めるところにより、その責任を免除することができる。

第一項の對價の支拂期限を過ぎてその對價を支拂はない者があるときは、政府は、命令の定めるところにより、これを督促し、督促手数料及び延滞金を徴收する。

第一項の對價並びに前項の督促手数料及び延滞金は、國稅滯納處分の例によりこれを徴收することができる。但し、先取特權の順位は、國稅に次ぐものとする。

第二十八條第一項中「又はその相続人が當該農地に就いての自作をやめようとするとき」を「若しくはその者から當該農地の所有權を承継した者が當該農地に就いての自作をやめようとするとき、又は同條第二項の省令で定める團體が同條第三項の省令に違反したとき」に改め、同條第二項中「第六條第三項」の下に「及

政府は、特別の事情があるときは、前項に掲げる農地を省令で定める團體に賣り渡すことができる。

前項の規定による賣渡を受けた團體が行う農地の管理又は賣渡に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第十八條第四項中「市役所又は町村役場」を「市町村の事務所」に改める。

第十九條第二項中「第二項乃至第四項」を「第三項乃至第五項」に、「同條第二項」を「同條第三項」に、「前條」を「第六條」に改める。

第二十一條第二項中「準用する。」の下に「この場合において、同條第一項中「増額」とあるのは、「減額」と読み替へるものとする。」を加える。

第二十二條第一項中「第十六條の規定による賣渡があつた農地につき第十二條第二項の規定により設定された權利がある場合」を「第三條の規定により買収した農地で第十二條第二項の規定による權利の設定があつたもの及び第十六條第一項の命令で定める農地で賃借權、使用貸借による權利、永小作權、地上權又は地役權の設定されているものにつき同條の規定による賣渡があつた場合」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、電氣事業者のために電線路の施設を目的として設定されている當該農地に關する權利は、この限りでない。

同條第二項但書中「取得した者」の下に「又は第十六條第一項の命令で定める農地につき、省令で定める公告のあつた後前項の

び第十四條」を加え、同條に次の三項を加える。

政府は、第一項の規定による買取により農地を取得したときは、命令で定める場合を除いて、遲滞なく自作農として農業に精進する見込のある者に當該農地を賣り渡さなければならぬ。

前項の規定による賣渡については、第十條、第十六條第二項第三項、第十七條乃至第二十一條及び第二十六條乃至前條の規定を準用する。この場合において、第十七條中「前條」とあるのは、「第二十八條第三項」と読み替へるものとする。

第三項の規定により賣り渡した農地については、前四項の規定を準用する。

第二十九條中「土地又は建物」を「水の使用に關する權利、立木、土地若しくは建物又は政府の所有に屬する農業用施設、水の使用に關する權利、立木、土地若しくは建物で命令で定めるもの」に、「及び第二十六條」を、第二十六條、第二十六條の二及び前條」に改める。

第二十九條の二 第三條若しくは第十五條の規定により買収した土地、農業用施設、水の使用に關する權利、立木若しくは建物又は政府の所有に屬する土地、農業用施設、水の使用に關する權利、立木若しくは建物で命令で定めるものの借賃、小作料、地代その他の使用料の徴收については、第二十六條の二の規定を準用する。

第三十條第一項中「創設」の下に「し、又は土地の農業上の利用を増進」を、同項第三号中「農地」の下に「又は牧野」を加え、同

項第一号中「農地以外」を「農地及び牧野以外」に改め、同項に次の二号を加える。

- 八 第一號及び第三號の土地を除く外農地の開發上必要な土地
- 九 公有水面の埋立をする權利

同條第二項中「又は第七號」を「乃至第八號」に改める。

第三十條の二 主務大臣は、前條の規定による買収又は使用をするため必要があるときは、期間を定め、買収又は使用豫定地域を指定することができる。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を公告しなければならない。

第一項の規定による指定があつたときは、同項の規定により定められた期間内には、當該買収又は使用豫定地域内において左の各號の一に該當する行爲をしようとする者は、都道府縣知事の許可を受けなければならない。但し、省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 土地の形質の変更
 - 二 竹木の植栽若しくは伐採又は土地に定着する物件の移轉、除去若しくは損壞
 - 三 土地又は土地に定着する物件の讓渡
- 前項の許可を受けないでした同項第三號に該當する行爲は、その効力を生じない。
- 政府は、第一項の規定による指定に因つて通常生ずべき損失を

補償しなければならない。

第三十一條第一項中「前條」を「第三十條」に、同條第四項中「市役所又は町村役場」を「市町村の事務所」に、同條第五項中「第七條第二項」を「第七條第三項」に、「前條第五項」を「第六條第五項」に改める。

第三十二條第二項中「當該官吏」を「當該官吏員」に改める。

第三十二條の二 當該官吏員又は都道府縣農地委員會の委員若しくはその事務に従事する者は、登記所、漁業免許に關する登録、土地臺帳若しくは家屋臺帳の所管廳又は市町村の事務所に就き、無償で第三十條の規定による買収又は使用に關し必要な簿書の閲覧又は謄寫を求めることができる。

第三十四條に次の一項を加える。

第三十條第一項の規定による買収に係る土地が、その買収の當時電氣事業者が所有權、賃借權、使用貸借による權利又は地上權に基き電線路の施設の用に供しているものである場合には、前項において準用する規定の外、第十二條第二項第三項及び第十二條の二の規定を準用する。

第三十八條第二項中「及び第三十二條第一項」を「、第三十二條第一項及び第三十二條の二」に、「第七條第二項」を「第七條第三項」に、「前條第五項」を「第六條第五項」に改める。

第三十九條第三項中「第二十二條第三項乃至第七項」を「第二十二條第三項乃至第八項」に改める。

第四十條の二 左に掲げる牧野は、政府が、これを買収する。

- 一 牧野の所有者がその住所のある市町村の區域（その隣接市町村の區域を含む。以下第二號及び第四號において同じ。）外において所有する小作牧野
 - 二 牧野の所有者がその住所のある市町村の區域内において、北海道にあつては一町歩、都府縣にあつては中央農地委員會が都府縣別に定める面積を超える小作牧野を所有する場合、その面積を超える面積の當該區域内の小作牧野
 - 三 牧野の所有者が所有する自作牧野の面積（その者が農地を所有する場合にあつては、その者が第三條の規定による買収を受けることのない農地の面積を加算して得た面積以下同じ。）が、北海道にあつては二十町歩、都府縣にあつては中央農地委員會が都府縣別に定める面積を超えるときは、その面積を超える面積の自作牧野
 - 四 牧野の所有者がその住所のある市町村の區域内において所有する小作牧野の面積とその他の所有する自作牧野の面積の合計が前號に規定する面積を超えるときは、その面積を超える面積の當該區域内の小作牧野
- 前項第二號又は第三號の規定の適用については、第三條第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同條第二項中「前項」とあるのは、「第四十條の二第一項」と、「一町歩」とあるのは、「三段歩」と、「三町歩」とあるのは、「五町歩」と、同條第三項中「第一項」とあるのは、「第四十條の二第一項」と讀み替へるものとする。

- 第一項第三號の都府縣別の面積又は前項において準用する第三條第三項の規定により都道府縣農地委員會が定める同號の面積に代るべき面積は、四十町歩を超えてはならない。
- 第一項の牧野の外左に掲げる牧野で、都道府縣農地委員會又は市町村農地委員會が自作農の創設上政府において買収することを相當と認めたものは、政府が、これを買収する。
 - 一 農地を所有しない者又は耕作若しくは養畜の業務を営まない者の所有する小作牧野
 - 二 自作牧野の所有者が牧野を集約的に利用することに因つて第一項第三號の面積（その者が農地を所有する場合にあつては、その者が第三條の規定による買収を受けることのない農地の面積を控除して得た面積以下本號において同じ。）以下において、省令の定めるところにより、都道府縣農地委員會又は市町村農地委員會において定める一定面積の牧野を以て同號の面積の牧野と同程度の生産をあげることができると認められる場合、同號の面積からその一定面積を控除して得た面積の當該自作牧野
 - 三 耕作又は養畜を主たる業務としない法人その他の團體の所有する牧野
 - 四 牧野で所有權その他の權原に基きこれを家畜の放牧又は採草の目的に供することのできる者が現に當該目的に供していないもの
 - 五 前各號に掲げるものを除く外牧野でその所有者が市町村農地委員會に對し政府において買収すべき旨を申し出たもの

第一項乃至前項の規定の適用については、第四條第一項の規定を、第一項の規定の適用については、同條第二項の規定を準用する。この場合において、同條中「市町村の區域」とあるのは「市町村の區域（その隣接市町村の區域を含む。）」と読み替えるものとする。

政府は、必要があると認めるときは、左に掲げるものを買収することができる。

一 第一項又は第四項の規定により買収する牧野の上にある立木又は建物その他の工作物

二 第一項若しくは第四項の規定により買収する牧野又は當該牧野を以て造成される農地の利用上必要な農業用施設又は水の使用に關する權利

第四十條の三 政府は、左の各號の一に該當する牧野については、前條の規定による買収をしない。

一 都道府縣又は市町村の所有に屬し、公共用又は公用に供してゐる牧野で主務大臣の指定したもの

二 市町村、財産區又は農業協同組合（主務大臣の指定するものを除く。）の所有に屬し、共同利用に供してゐる牧野（前條第一項第三號の面積に當該牧野を共同利用してゐる者の人数を乗じて得た面積からそれらの者の所有してゐる牧野でそれらの者が前條の規定による買収を受けることのないものの面積の合計を控除して得た面積を超える面積の牧野を除く。）

三 都道府縣又は主務大臣の指定する教育機關の所有に屬し、専ら試験研究の目的に供してゐる牧野

前項の對價は、省令の定めるところにより、牧野にあつては當該牧野の近傍類似の農地の時價を參酌し、牧野以外のものにあつては時價を參酌してこれを定める。

市町村農地委員會は、牧野買収計畫を定めたときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ公告の日から二十日間第四十條の二の規定により買収すべきものの所在地の市町村の事務所において左の事項を記載した書類を縦覧に供しななければならない。

一 買収すべき牧野、立木、工作物又は權利の所有者の氏名又は名稱及び住所

二 買収すべき牧野については、その所在、地番、地目及び面積、立木については、その樹種、數量及び所在の場所、工作物については、その種類及び所在の場所

三 對價

四 買収の時期

牧野買収計畫については、第六條の二、第六條の三及び第六條の五乃至第八條の規定を準用する。この場合において、第一項の省令で定める場合にあつては、これらの規定中「市町村農地委員會」とあるのは、「都道府縣農地委員會」と、「都道府縣農地委員會」とあるのは、「都道府縣知事」と、「承認」とあるのは、「認可」と読み替へるものとし、第七條第一項及び第八條中「同條第五項」とあり、又は第七條第三項中「第六條第五項」とあるのは、「第四十條の四第四項」と、第七條第二項中「市町村の區域」とあるのは、「市町村の區域（その隣接市町村の區域を含む。）」

ら試験研究の目的に供してゐる牧野

四 前各號に掲げるものの外、省令の定めるところにより、主務大臣の指定した牧野

五 自作牧野を家畜の放牧又は採草の目的に供してゐた者が第五條第六號に規定する事由に因つてその自作牧野を自ら家畜の放牧又は採草の目的に供することができないため一時當該自作牧野につき賃借權又は使用貸借による權利を設定した場合、都道府縣農地委員會又は市町村農地委員會が、その自作牧野の所有者が近く當該牧野を自ら家畜の放牧又は採草の目的に供するものと認め、且つそのことを相當と認める當該牧野但し、その者が所有する牧野の面積（その者が農地を所有する場合にあつては、その者が第三條の規定による買収を受けることのない農地の面積を加算して得た面積）が前條第一項第三號の面積又は同條第二項において準用する第三條第三項の規定により當該區域につき定められた同號の面積に代るべき面積を超えるときは、その面積を超えない面積の當該牧野に限る。

第四十條の四 政府が第四十條の二の規定による買収をするには、市町村農地委員會（省令で定める場合にあつては、都道府縣農地委員會以下第四項において同じ。）の定める牧野買収計畫によらなければならない。

牧野買収計畫においては、買収すべき牧野、立木、建物その他の工作物又は權利並びに買収の時期及び對價を定めなければならない。

と読み替へるものとする。

第四十條の五 第四十條の二の規定による買収については、第九條乃至第十二條の二、第十三條第一項第二項、第十四條及び第三十二條乃至第三十三條の規定を準用する。この場合において、第三十二條第一項中「都道府縣農地委員會」とあるのは、前條第一項の省令で定める場合を除いて、「市町村農地委員會」と読み替へるものとする。

政府は、前項において準用する第三十二條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。以下第三項において同じ。）の規定による行爲、前項において準用する第三十三條第一項の規定による收去又は同條第四項において準用する第三十二條第一項の規定による權利の消滅に因つて生じた損失を補償しなければならない。

第一項において準用する第三十二條第一項の規定による行爲に係る補償の場合を除いて、前項の規定による補償を受けるべき者は、第一項において準用する第三十三條第一項の規定による收去の場合にあつては、當該物件に關し擔保權以外の權利を有した者、第一項において準用する第三十三條第二項の規定による買収の場合にあつては、當該土地、權利又は立木、工作物その他の物件に關し所有權及び擔保權以外の權利を有した者に限る。但し、その者が第四十條の四第四項の規定による公告のあつた後當該權利を取得した者であるときは、この限りでない。

第五 經濟法

町村農地委員會」とあるのは、第一項において準用する第三十二條第一項の規定による行爲に係る補償については、同項の規定により市町村農地委員會がした行爲に係る場合を除いては、「都道府縣農地委員會」と、その他の補償については、「都道府縣知事」と読み替えるものとする。

第四十條の六 第四十條の二の規定による買収のあつた牧野で都道府縣農地委員會が、省令の定めるところにより、指定するものにつき、前條第一項において準用する第十二條第二項の規定により設定された権利がある場合において、當該牧野を開闢して自作農を創設するため第四十一條の規定による當該牧野の賣渡がある前に當該權利を消滅させる必要があるときは、都道府縣農地委員會は、當該權利の消滅すべき時期を指定することができる。
前項に規定する權利は、同項の規定により指定された時期に消滅する。

前項の場合には、第二十二條第二項乃至第八項の規定を準用する。この場合において、同條第二項中「第十六條第一項の命令で定める農地」とあるのは、「第四十一條第一項第二號に掲げる牧野」と、「第六條第五項」とあるのは、「第四十條の四第四項」と読み替えるものとする。
第一項に規定する牧野については、第四十條の規定を準用する。

第四十一條第一項を次のように改める。
政府は、左に掲げるものを農業に精進する見込のある者その他

第一項の規定により賣り渡す場合には、前項において準用する規定の外第十條、第十八條第四項及び第十九條の規定を準用する。

第一項の規定により同項に規定する土地を賣り渡す場合には、前二項において準用する規定の外、第二十六條、第二十七條及び第二十八條第一項乃至第三項第四項本文第五項の規定を準用する。この場合において、第二十八條第三項中「自作農として農業に精進する見込のある者」とあるのは、「第四十一條第一項に規定する者」と、同條第四項中「第十條、第十六條第二項第三項、第十七條乃至第二十一條及び第二十六條乃至前條」とあるのは、「第四十一條第二項第三項」と読み替えるものとする。

第一項の規定により牧野を賣り渡す場合には、前三項において準用する規定の外、第二十二條の規定を準用する。この場合において、同條第一項及び第二項中「第十六條第一項の命令で定める農地」とあるのは、「第四十一條第一項第二號に掲げる牧野」と、第二十二條第二項中「第六條第五項」とあるのは、「第四十條の四第四項」と読み替えるものとする。

第一項の規定により賣り渡した土地については、土地帳帳法第十八條の規定は、これを適用しない。

第四十一條の二 政府は、前條第一項の處分をするまで、同項に規定する者の申出により同項第一號、第三號又は第四號に掲げるものを都道府縣知事の定める條件によりその者に使用させることができる。

前項の使用は、無償とする。但し、命令で定める場合は、この

四九〇

省令で定める者に賣り渡し、又は賃貸することができる。

一 第三十條、第三十三條第二項（第四十條の五第一項において準用する場合を含む。）、第三十六條又は第四十條の二の規定により買収し、又は使用した土地、權利又は立木、工作物その他の物件

二 政府の所有に屬する牧野若しくはその上にある立木、建物その他の工作物又は牧野の利用上必要な農業用施設若しくは水の使用に關する權利で、政令の定めるところにより、農業に精進する見込のある者その他省令で定める者に賣り渡すべきものと決定されたもの

三 政府の所有に屬する土地物件で、政令の定めるところにより、農地の開發又は開發後における土地の利用に供すべきものと決定されたもの

四 公有水面埋立法により主務大臣が造成した埋立地

同條第二項中「第二十六條」を「第二十六條の二」に、「第三十一條の規定による未墾地買収計畫により買収し、又は使用した土地（第三十條第一項第二號に規定する土地を含む。）、權利、立木又は工作物の賣渡又は賃貸については」を「第十七條中前條」とあるのは、「第四十一條第一項」と、「同條」とあるのは、「同項」と読み替えるものとし、市町村農地委員會の定めた未墾地買収計畫又は牧野買収計畫により買収した土地を賣り渡し、又は賃貸する場合を除いては」に改め、同條第三項を次のように改める。
市町村農地委員會が定めた牧野買収計畫により買収した牧野を

限りでない。この場合には、第二十六條の二の規定を準用する。

前條第一項第三號の決定前において政府の所有に屬する土地物件を同項に規定する者に使用させる場合も、前二項と同様とする。

第四十一條の三 第三十七條の規定により買収し、若しくは使用した土地（當該土地の上にある立木を含む。以下本條において同じ。）又は政府の所有に屬する土地で、命令の定めるところにより、第三十七條第一項に掲げる者に賣り渡し、若しくは賃貸すべきものと決定されたものの賣渡又は賃貸は、都道府縣知事が賣渡又は賃貸の相手方に對し通知書を交付して、これをするものとする。

前項の場合には、第十七條、第二十條第二項、第二十一條及び第二十六條の二の規定を準用する。

第二項に規定する賣渡のあつた土地の對價の支拂は、命令で定める均等年賦支拂の方法によるものとする。但し、當該土地を買収した者の申出のあるときは、その對價の全部又は一部につき一時支拂の方法によるものとする。

第四十二條中「又は第三十一條第四項（第三十七條第二項及び第三十八條第二項において準用する場合を含む。）」を、「第三十一條第四項（第三十七條第二項及び第三十八條第二項において準用する場合を含む。）」又は「第四十條の四第四項」に改める。

第四十三條中「又は第三十七條」を、「第三十七條又は第四十條の二」に、「第二十二條第二項又は第三十九條第一項」を「第二十

第五 經濟法

する第三十一條第四項及び第四十條の四第四項中「市町村の事務所」とあるのは、「地區農地委員會の事務所」と讀み替へる」に改める。

第四十九條 この法律中都道府縣又は都道府縣知事に關する規定は、特別市の指定があつたときは、命令で定める時期までは、當該特別市の區域を含む指定前の都道府縣又はその知事に、市町村又は市町村長に關する規定は、特別區のある地にあつては特別區又は特別區の區長に、地方自治法第五十五條第二項の市にあつては區又は區長に、特別市にあつては行政區又は行政區の區長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者にこれを適用する。

第五十條中第一号を第二号とし、以下順次繰り下げ、同條に第一号として次の一号を加える。

一 第三十條の二第三項の規定に違反して同項各號の一に該當する行爲をした者

附則第二項を削る。

附則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、改正後の第二條第四項及び第四條第一項の規定は、昭和二十二年五月三日から、第四十一條の二第二項第三項の規定は、同年四月一日から、これを適用する。

第二條 この法律施行前に改正前の附則第二項の規定による農地買収計画に關してされた手続は、第六條の二、第六條の三又は第六條の五の規定によりされた手続とみなす。

前二項の規定は、昭和二十二年法律第七十五号第八條の規定の適用を妨げない。

(124) 食糧管理法の一部を改正する法律

（昭和二十二年十二月三十日）内閣總理大臣藏、農林大臣署名、法律第二百四十七号

食糧管理法の一部を次のように改正する。

「勅令」を「政令」に改める。

第二條中「小麥」の下に、「甘藷（其ノ加工品タル食糧ヲ含ム以下同ジ）、馬鈴薯（其ノ加工品タル食糧ヲ含ム以下同ジ）、雜穀」を加える。

第三條第一項中「又ハ小麥（以下米麥ト稱ス）を「小麥、甘藷、馬鈴薯又ハ雜穀（以下米麥等ト總稱ス）」に改め、「又ハ土地ニ付權利ヲ有シ小作料トシテ之ヲ受タル者」を削り、「其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米麥」を「其ノ生産シタル米麥等」に改める。

第四條第一項中「米麥」を「米麥等」に、「食糧營團」を「食糧配給公團」に改める。

第五條第一項及び第八條第一項中「米麥」を「米麥」等に改める。

第十一條第一項及び第二項中「米麥」を「米穀、大麥、稷麥又ハ小麥」に、同條第四項中「米麥」を「米穀、大麥、稷麥及小麥」に改める。

二 一部改正

四九五

第三條 この法律施行前に政府が第三條、第十五條、第三十條第一項又は第三十七條第一項の規定により買収した土地については、第十二條の二の規定を適用する。

第四條 この法律施行前に政府が第三條の規定により買収した農地の所有者であつた者に対し、第十三條第三項の規定により報償金を交付する場合には、改正後の同項の規定を適用する。

第五條 この法律施行前に政府が第十六條（第二十九條第二項において準用する場合を含む。）又は第四十一條第一項の規定により賣り渡した土地については、第二十二條第一項但書の規定を適用する。

第六條 この法律施行前に政府が、第三條、第十五條、第三十條第一項、第三十三條第二項、第三十六條若しくは第三十七條の規定による買収、第二十三條の規定による交換又は第二十八條第一項（改正前の第四十一條第三項において準用する場合を含む。）の規定による買収に因つて取得した土地又は建物については、第四十條の三及び第四十四條の四の規定を適用する。

第七條 この法律施行前にした自作農創設特別措置法による行政處の処分違法なもの取消又は変更を求め訴は、この法律施行前にその処分があつたことを知つた者にあつては、第四十七條の二第一項の規定にかかわらず、この法律施行の日から一箇月以内これを提起することができる。

前項に規定する行政處の処分については、第四十七條の二第一項但書の期間は、この法律施行の日から、これを起算する。

第十三條に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ當該官吏又ハ吏員ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十四條 食糧配給公團ハ經濟安定本部總務長官ノ定ムル食糧配給ニ關スル基本計畫ニ基キ農林大臣ノ定ムル實施計畫ニ從ヒ主要食糧ノ適正ナル配給ヲ行フコトヲ目的トス

第十五條 食糧配給公團ハ主タル事務所ヲ東京都ニ、從タル事務所ヲ都道府縣ニ置ク

第十六條 食糧配給公團ノ基本金ハ八千萬円トス

前項ノ基本金ハ政府ニ於テ全額之ヲ出資ス
食糧配給公團ノ運營資金ハ必要ニ應ジ復興金融庫ヨリ之ヲ借入ルモノトス

第十七條 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所ノ所在地
- 四 基本金額ニ關スル事項
- 五 役員ニ關スル事項
- 六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
- 七 會計ニ關スル事項
- 八 公告ノ方法

定款ハ農林大臣及經濟安定本部總務長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得

第十八條 食糧配給公團ハ政令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十九條 食糧配給公團ニハ所得税及法人税ヲ課セズ

都道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズルモノハ食糧配給公團ノ事業ニ對シ地方税ヲ課スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條 食糧配給公團ハ昭和二十四年三月三十一日又ハ經濟安定本部總務長官ノ命令アリタル日ニ解散ス

前項ニ定ムルモノノ外食糧配給公團ノ解散及清算ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一條 食糧配給公團ニ非ザル者ハ食糧配給公團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第二十二條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及第五十七條並ニ非訟事件手續法第三十五條第一項ノ規定ハ食糧配給公團ニ之ヲ準用ス

第二十三條 食糧配給公團ニ役員トシテ總裁、副總裁各一人、理事二人以上及監事一人以上ヲ置ク

總裁ハ食糧配給公團ヲ代表シ第二十八條ノ規定ニ基キ其ノ業務ヲ總理ス

副總裁ハ定款ノ定ムル所ニ依リ食糧配給公團ヲ代表シ總裁ヲ補佐シテ食糧配給公團ノ業務ヲ掌理シ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ食糧配給公團ヲ代表シ總裁及副總裁ヲ補佐シテ食糧配給公團ノ業務ヲ掌理シ總裁及副總裁共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁及副總裁共ニ缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ食糧配給公團ノ業務ヲ監査ス

第二十四條 總裁、副總裁、理事及監事ハ農林大臣之ヲ命ズ

第二十五條 總裁、副總裁及理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ食糧配給公團ノ職員ノ中ヨリ主タル事務所又ハ從タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第二十六條 食糧配給公團ノ役員及職員ハ主要食糧ノ保管、加工若ハ輸送ヲ業トスル會社ノ株式ヲ所有シ又ハ此等ノ會社其ノ他ノ企業ノ業務ニ從事シ若ハ其ノ營業ニ付一切ノ利害關係ヲ有スルコトヲ得ズ

第二十七條 食糧配給公團ノ役員及職員ハ官吏其ノ他ノ政府職員トス

總裁タル者ハ農林次官ト同級又ハ同格トシ其ノ他ノ役員タル者ハ一級又ハ之ト同格トシ職員タル者ハ一級、二級若ハ三級又ハ此等ト同格トシ此等ノ定員ハ農林大臣之ヲ定ム

食糧配給公團ノ役員及職員ハ官吏ニ關スル一般ノ法令ニ從フモノ

第三十條ノ二 食糧配給公團ノ事業年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トシ之ヲ前期及後期ニハツ

第三十條ノ三 食糧配給公團ハ前條ノ各期毎ニ財産目録、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ每期經過後二箇月以内ニ之ヲ經濟安定本部總務長官ニ提出シテ其ノ承認ヲ受クベシ

經濟安定本部總務長官前項ノ承認ヲ爲サントスルトキハ農林大臣及大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ承認ノ最終責任ハ經濟安定本部總務長官ニ在ルモノトス

食糧配給公團第一項ノ規定ニ依リ經濟安定本部總務長官ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ財産目録、貸借對照表及損益計算書ヲ公告シ且之ヲ定款ト共ニ各事務所ニ備置クベシ

前項ノ財産目録、貸借對照表及損益計算書ニ付テハ會計検査院ノ検査ヲ受ケ其ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

食糧配給公團ハ經濟安定本部總務長官ノ承認ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ剩餘金ヲ國庫ニ納付スベシ

食糧配給公團ハ帳簿書類其ノ他一切ノ記録ヲ整然且明瞭ニ記載シ會計検査院、經濟安定本部及主務官廳ノ検査ヲ受ケ得ル如ク整備シ置クベシ

第三十條ノ四 經濟安定本部總務長官又ハ農林大臣主要食糧ノ適正ナル配給ヲ確保スル爲必要アリト認ムルトキハ食糧配給公團ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

經濟安定本部總務長官又ハ農林大臣必要アリト認ムルトキハ食糧配給公團ヲシテ報告ヲ爲サシメ又ハ當該官吏ヲシテ業務ノ狀況、

二 一部改正

トス但シ農林大臣經濟安定本部總務長官ノ承認ヲ受ケ給與、服務其ノ他必要ナル事項ニ關シ特例ヲ定メタルトキハ之ニ依ルモノトス

第二十八條 食糧配給公團ハ經濟安定本部總務長官ノ定ムル食糧配給ニ關スル基本計畫ニ基キ農林大臣ノ定ムル實施計畫ニ從ヒ其ノ監督下ニ左ノ業務ヲ行フ

一 主要食糧ノ買入及賣渡

二 主要食糧ノ保管、加工又ハ輸送

三 前二號ノ事業ニ附帶スル業務

農林大臣ハ前項ニ規定スル權限ニシテ必要ナルモノヲ都道府縣知事ニ委任スルコトヲ得

第二十九條 食糧配給公團ハ業務開始ノ際業務ノ方法ヲ定メ經濟安定本部總務長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同

第三十條 食糧配給公團ハ每事業年度ノ前期及後期ノ開始ニ當リ六箇月毎ノ事業計畫及資金計畫ヲ定メ經濟安定本部總務長官ニ提出シ其ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同

第五 經濟法

四九八

帳簿書類其ノ他必要ナル事項ヲ検査セシムルコトヲ得
第十三條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
前三項ノ規定ハ第二十八條第二項ノ規定ニ依リ權限ノ委任ヲ受ケ
タル都道府縣知事ニ之ヲ準用ス但シ第二項中當該官吏トアルハ當
該吏員トス

第三十條ノ五 食糧配給公團其ノ役員及職員ニ對シ特別ノ報酬ヲ與
フル必要アルトキハ其ノ報酬規程ヲ定メ經濟安定本部總務長官ノ
認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
經濟安定本部總務長官前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ農林大臣
及大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ認可ノ最終責任
ハ經濟安定本部總務長官ニ在ルモノトス

第三十條ノ六 農林大臣ハ食糧配給公團ノ役員ガ法令、定款又ハ本
法ニ基キテ爲ス命令ニ違反シタルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得
經濟安定本部總務長官ハ食糧配給公團ノ役員ガ食糧配給公團ノ目
的及業務ニ關シ其ノ任ニ適セズ又ハ其ノ職務ヲ適切ニ遂行セズト
認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

第三十條ノ七 農林大臣食糧配給公團ノ業務遂行上必要アリト認ム
ルトキハ地方食糧營團又ハ日本甘藷馬鈴薯株式會社若ハ日本澱粉
株式會社ノ清算人ニ對シ當該營團又ハ會社ノ所有ニ屬スル施設ノ
全部又ハ一部ヲ食糧配給公團ニ貸與スベキコトヲ命ズルコトヲ
得

農林大臣食糧配給公團ノ業務遂行上必要アリト認ムルトキハ其ノ
業務ニ必要ナル施設ノ所有者、占有者又ハ大藏大臣ヲ含ム管理者

ニ對シ當該施設ヲ食糧配給公團ニ貸與スベキコトヲ命ジ又ハ請求
スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル施設ノ使用料ハ經濟安定本部總務長官豫メ定
ムル方針ニ基キ適正ニ之ヲ定ムルモノトス
農林大臣食糧配給公團ノ業務遂行上必要アリト認ムルトキハ地方
食糧營團又ハ日本甘藷馬鈴薯株式會社若ハ日本澱粉株式會社ノ清
算人ニ對シ當該營團又ハ會社ノ所有シ又ハ占有スル資材ノ全部又
ハ一部ヲ食糧配給公團ニ讓渡シ又ハ引渡スベキコトヲ命ズルコト
ヲ得

前項ノ命令アリタルトキハ食糧配給公團ハ同項ノ資材ノ讓渡又ハ
引渡ノ日ヨリ一箇月以内ニ關係者ニ對シ正當ナル補償ヲ支拂フコ
トヲ要ス
農林大臣ハ經濟安定本部總務長官ノ承認ヲ受ケ前項ノ補償ニ關シ
必要ナル規程ヲ定メタル後ニ非ザレバ第四項ノ規定ニ依ル命令ヲ
爲スコトヲ得ズ

農林大臣ハ食糧配給公團ノ賃借シタル施設ヲ管理シ又ハ必要アリ
ト認ムルトキハ保險ヲ附スル等ノ措置ヲ食糧配給公團ヲシテ採ラ
シムルニ付監督ヲ怠ラザル責任ヲ負フモノトス
農林大臣ハ前各項ノ規定ノ實施ニ關シ食糧配給公團又ハ關係各省
大臣ヲ含ム關係者ニ對シ必要ナル措置ヲ命ジ又ハ求ムルコトヲ得

第三十一條中「五萬圓」を「十萬圓」に改める。
第三十一條ノ二 第三十條ノ七第一項、第二項又ハ第四項ノ規定ニ
依ル命令ニ違反シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金

ニ處ス

第三十一條ノ三 左ノ場合ニ於テハ其ノ違反行爲ヲ爲シタル食糧配
給公團ノ役員又ハ職員ハ五年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ
處ス

一 第二十八條第一項ニ規定スル業務以外ノ業務ヲ行ヒタル場合
二 第三十條ノ四第一項(同條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含
ム)ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル場合

第三十二條中「一萬圓」を「三萬圓」に改める。
第三十三條 本法ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又
ハ本法ノ規定ニ依ル當該官吏若ハ吏員ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌
避シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條ノ二 第十三條第一項ノ規定ニ依ル調査ノ事務ニ從事シ
又ハ從事シタル者其ノ職務ニ關シ知得シタル人又ハ法人ノ秘密ヲ
他ニ漏泄シ又ハ窃用シタルトキハ六箇月以下ノ懲役又ハ五千圓以
下ノ罰金ニ處ス虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計若ハ威力ヲ用ヒテ同
項ノ規定ニ依ル調査ヲ妨ゲタル者亦同ジ

第三十四條 第三十一條乃至第三十三條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀
ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第三十五條中「千圓」を「一萬圓」に改め、第三號を削る。
第三十六條 削除

第三十七條中「第三十二條、第三十四條」を「第三十一條ノ二、
第三十二條、第三十三條」に改める。
第三十八條乃至第四十一條 削除

二 一部改正

第四十二條中「第十四條第三項」を「第二十一條」に、「食糧營
團」を「食糧配給公團」に、「千圓」を「一萬圓」に改める。
第四十三條 削除

附則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第二條 この法律施行前(附則第六條第一項の規定により存続する
地方食糧營團については、同條第二項の規定により効力を有する
改正前の規定の失効前)にした行爲に對する罰則の適用並びに食
糧營團の解散及び清算に關しては、改正前の規定は、この法律施
行後(附則第六條第一項の規定により存続する地方食糧營團につ
いては、同條第二項の規定により効力を有する改正前の規定の失
効後)も、なおその効力を有する。

第三條 農林大臣は、設立委員を命じて、食糧配給公團の設立に關
する事務を処理させる。

第四條 設立委員は、定款を作成して、農林大臣及び經濟安定本部
總務長官の認可を受けなければならない。

前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく基本金の拂
込を請求しなければならない。

第五條 基本金の拂込があつたときは、設立委員は、遅滞なくその
事務を食糧配給公團の總裁に引き継がなければならない。

總裁が前項の事務の引継を受けたときは、總裁、副總裁、理事
及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。
食糧配給公團は、設立の登記をすることに因つて成立する。

四九九

第六條 この法律施行の際現に存する地方食糧営團は、この法律施行後も、なお存続する。

前項の規定により存続する地方食糧営團について、改正前の第四條、第十四條、第二十五條乃至第二十八條、第二十九條において準用する第十五條第三項、第十七條、第十九條第三項、第二十二條、第二十一條及び第二十三條並びに第三十條の規定は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

第七條 食糧配給公團が成立したときは、前條第一項の規定により存続する地方食糧営團は、その成立の日以後に解散する。

地方食糧営團は、清算の目的の範囲内においては、その清算の終了するまでなお存続するものとみなす。

第八條 食糧配給公團が成立したときは、日本甘藷馬鈴薯株式会社及び日本澱粉株式会社は、その成立の日以後に解散する。

第九條 大藏大臣及び農林大臣は、食糧配給公團の業務開始の日、地方食糧営團、日本甘藷馬鈴薯株式会社及び日本澱粉株式会社を閉鎖機関令による閉鎖機関に指定しなければならぬ。

第十條 日本甘藷馬鈴薯株式会社は、政令の定めるところにより、その解散の際における剰余金を食糧配給公團に納付しなければならない。

前項の規定による納付金は、法人税法による所得の計算上これを益金に算入しない。

第十一條 食糧配給公團でない者でこの法律施行の際現に食糧配給公團又はこれに類似の名称を用いているものについては、この法

律施行後六箇月を限り、第四十二條の規定を適用しない。

(125) 漁業法の一部を改正する法律

(昭和二十二年十二月二十九日(農林大)法律第二百四十六号(臣署名))

漁業法の一部を次のように改正する。

「行政官廳」を「行政廳」に、「勅令」を「政令」に改める。

第二十四條第一項中、「水底電線ノ敷設者ハ國防其ノ他ノ軍事上ニ」を「若ハ水底電線ノ敷設ノ」に改める。

第三十四條第一項中「地方長官」を「都道府縣知事」に、「命令ヲ發スル」を「規則ヲ制定スル」に、同條第三項中「前二項」を「二項」に改め、同條第二項の次に次の二項を加える

前項ノ規定ニ依ル命令ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得

前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ三月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金若ハ科料トス

第四十一條第一項中「海軍艦艇乗組將校、」を削る

第五十八條ノ二 第三十四條第一項ノ規定ニ依ル規則ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

前項ノ場合ニ於テハ犯人ノ所有シ又ハ所持スル漁獲物、製品、漁具及第三十四條第一項第七號ノ水産動植物ハ之ヲ沒收スルコトヲ得但シ犯人ノ所有シタル前記物件ノ全部又ハ一部を沒收スルコト

能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

(126) 特許法等の一部を改正する法

律 (昭和二十二年九月八日(司法・商工)法律第百五号(大臣署名))

第一條 特許法の一部を次のように改正する。

第六十五條第一項第一号乃至第五号を次のように改める。

- 一 第一年乃至第三年 毎年 三十圓
- 二 第四年乃至第六年 毎年 五十圓
- 三 第七年乃至第九年 毎年 百圓
- 四 第十年乃至第十二年 毎年 二百圓
- 五 第十三年乃至第十五年 毎年 四百圓

同條第二項中「百圓」を「千圓」に、「百五十圓」を「千五百圓」に、「二百圓」を「二千圓」に、同條第三項中「三十圓」を「百圓」に、「六十圓」を「六百圓」に改める。

第二百二十九條中「五千圓」を「五萬圓」に、第三百十條中「三千圓」を「二萬圓」に、第三百三十三條中「千圓」を「五千圓」に改める。

第二條 実用新案法の一部を次のように改正する。

第二十條中「七圓」を「三十圓」に、「十五圓」を「四十圓」

二 一部改正

に、「二十五圓」を「八十圓」に改める。

第二十七條中「三千圓」を「三萬圓」に、第二十八條中「千圓」を「一萬圓」に、第三十一條中「千圓」を「五千圓」に改める。

第三條 意匠法の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「三圓」を「二十圓」に、「五圓」を「四十圓」に、同條第二項中「三圓」を「二十圓」に改める。

第二十六條中「三千圓」を「三萬圓」に、第二十七條中「千圓」を「一萬圓」に、第三十條中「千圓」を「五千圓」に改める。

第四條 商標法の一部を次のように改正する。

第二十條中「三十圓」を「三百圓」に、「五十圓」を「五百圓」に改める。

第三十二條中「百圓」を「千圓」に、「百五十圓」を「千五百圓」に改める。

第三十四條中「五千圓」を「五萬圓」に、第三十五條中「三千圓」を「二萬圓」に改める。

附則

この法律は、公布の日からこれを施行する。

この法律施行前に既に納付し、又は納付しなければならない期限を經過した特許料又は登録料については、なお従前の規定を適用する。

(127) 金融機関再建整備法の一部を改正する法律

(昭和二十二年九月十三日) (大蔵・司法・農林・法律 第百七十七号) (商工・運輸大臣署名)

金融機関再建整備法の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項第三号及び第八号中「株主」を「その株主」に改める。

第二十六條の二 金融機関經理應急措置法第二十二條第二項の規定により主務大臣の認可を受けて資本を増加した金融機関については、第十三條第一項第二號、第二十四條第一項第三號及び第八號、第二十五條第一項第三號並びに第二十六條第一項及び第七項の資本には、その増加した資本を含まない。

前條第二項乃至第六項及び第八項の規定は、前項の金融機関に、これを適用しない。

第一項の金融機関が第五十七條第一項に規定する金融機関である場合において、當該金融機関の會員又は組合員が、第二十四條の規定により、その出資の全額に相當する確定損を負担して當該金融機関の會員又は組合員でなくなつたときは、その者は、新勘定及び舊勘定の區分の消滅後六箇月を限り、資金の貸付、施設の利用その他當該金融機関の會員又は組合員の受ける利益を受ける

に準ずるものを含む。以下同じ。に記載のある者は、その株券を一定期間内に當該金融機関に提出すべき旨を公告しなければならぬ。

前項の期間は、一箇月以上二箇月の範圍内で、これを定めなければならない。

第二十五條第一項第三號の規定による資本の減少は、第二十七條第一項の認可を受けた最終處理方法書(以下決定最終處理方法書といふ)に定めるところにより未拂込株金(未拂込出資金を含む。以下同じ)の拂込をなさしめる金融機関(以下未拂込株金徴收金融機関といふ)については第二十五條の五第一項の拂込期日、その他の金融機関については第一項の期間満了の日(株券を發行していないものについては新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日)において、その效力を生ずる。

第二十五條第一項第三號の規定による資本の減少があつた場合においては交付すべき新株券は、第一項の規定により提出のあつた新株券につき、これに記載された一株の金額その他の事項に所要の變更を加へたものを以て、これに充てるものとする。

第二十五條の四 未拂込株金徴收金融機関は、決定最終處理方法書に定めるところにより未拂込株金の拂込をなさしめる株式について、第二十七條第一項の認可を受けた後遅滞なく、指定時において株主として株主名簿に記載された者(指定時において第五十七條第一項に規定する金融機関以外の金融機関の株主として株主名簿に記載された者)について相續又は分割若しくは合併のあつた場合

二 一部改正

ことができる。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

(128) 金融機関再建整備法の一部を改正する法律

(昭和二十二年十二月十一日) (大蔵・司法・農林・法律 第百六十二号) (商工大臣署名)

金融機関再建整備法の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項第三号中「勅令の定めるところにより」を削り、同條第五項を削る。

第二十五條の二 前條第一項第三號の規定により各株式につき拂込をなさしめる金額は、各株式につき計算された確定損の整理負擔額から當該株式の拂込済金額を控除した金額を超える金額でなければならぬ。但し、當該株式の未拂込金額を超えることができない。

第二十五條の三 資本の減少を行はなければならない金融機関で株券(出資證券及び基金證券を含む。以下同じ)を發行しているものは、第二十七條第一項の認可を受けた後、第二十八條第一項の公告とともに、當該金融機関の確定損を負担すべき株主又は當該株主の株式に質權を有する者で株主名簿(出資者名簿その他これ

においては、その一般承継人(以下指定時株主といふ)以外の株主(指定時株主でその後株主たざることとなり當該株式を再び取得した株主を含む)に對し、前條第一項の期間(株券を發行していない金融機関については、第二十八條第一項の公告の日から一箇月以上二箇月の範圍内でその定める期間)内に決定最終處理方法書に定める當該株式の未拂込株金の拂込をなすべき旨を催告し、同時に、その株主及びその株主の株式につき株主名簿に質權者として記載された者に対し、株主がその拂込をしないときはその催告は効力を失ひその株主はその株式につき株主の權利を失ふ旨を通知しなければならない。

前項の場合において、同項の規定による催告を受けた株主が同項の規定による拂込をしないときは、その催告は効力を失ひ、その株主はその株式につき株主の權利を失ひ、その株式は、前項の期間満了の時において、指定時株主(指定時において信託法第三條第二項の規定により株主名簿に信託財産である旨の記載のあつた株式又は金融機関經理應急措置法第八條第一項の規定により公證人の認證を受けた信託會社又は信託業務を兼營する銀行の指定時における信託勘定の新勘定に屬する資産の目録に記載のあつた株式)については、その際その株式につき信託の委託者であつた者(以下同じ)に歸屬する。但し、第五十七條第一項に規定する金融機関の指定時株主がその會員又は組合員の資格を有しない者であるときは、その株式は、當該未拂込株金徴收金融機関に歸屬する。

前項本文の規定により株式が歸屬すべき者が存しないときは、

五〇三

その株式は、當該未拂込株金徴収金融機關に歸屬する。

第二十五條の五 未拂込株金徴収金融機關は、第二十五條の四第一項の期間満了後二週間以内に、決定最終處理方法書に定めるところにより拂込期日を定め、株主（前條第一項の規定により拂込のあつた株式の株主及び外國に住所を有する指定時株主を除く。）に對し、未拂込株金の拂込をなすべき旨を催告しなければならぬ。

前項の場合において、前條第二項の規定により株式の歸屬した指定時株主（指定時株主でその後株主たざることとなり當該株式を再び取得した株主を除く。）に對する催告は、決定時においてその株式の株主として株主名簿に記載された者に對し、株主名簿に記載されたその者の住所に宛てて、これをなせば足りる。但し、指定時株主がその氏名及び住所を金融機關に通知したときは、この限りでない。

第一項の拂込期日は、第二十五條の四第一項の期間満了後二週間を經過した時から一箇月以上二箇月の範圍内で、これを定めなければならない。

金融機關又は會社經理應急措置法の特別經理會社（會社經理應急措置法第三十九條の規定により、同法の規定を準用される者を含む。）以下特別經理會社といふが、左の各號に掲げる株式について、第一項の規定により未拂込株金の拂込をなすべき旨の催告を受けた場合において、同項の拂込催告が當該金融機關（第二號の株式については同號の金融機關以下本條中同じ。）の新勘定及び

舊勘定の區分の消滅の日又は當該特別經理會社（第二號の株式については同號の特別經理會社 以下本條中同じ。）の舊勘定及び新勘定の併合（舊勘定のみを設ける特別經理會社については舊勘定の廢止 以下同じ。）の日以前になされたときは、當該株主に對する拂込期日は、同項の規定にかかわらず、當該金融機關の新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日又は當該特別經理會社の舊勘定及び新勘定の併合の日後一箇月を經過した日とする。

一 金融機關又は特別經理會社の所有する株式 但し、信託法第三條第二項の規定により株主名簿に信託財産である旨の記載のある株式又は金融機關經理應急措置法第八條第一項の規定により公證人の認證を受けた信託會社（信託業務を兼營する銀行を含む。）の指定時における信託勘定の新勘定に屬する資産の目録に記載のある株式（以下信託株式といふ。）を除く。

二 信託株式で、金融機關又は特別經理會社がその信託の委託者であるもの。

第二十五條の六 前條第一項の規定により催告があつた株式が左の各號の一に該當するものである場合において、その株主が拂込期日までに拂込をしないときは、その株主は、同項の催告に係る株金（出資金を含む。以下同じ。）拂込の義務を免れるとともに、拂込をしないその株式につき株主の權利を失ふ。

一 法人（國を含む、相続人のあることが明かでない場合において法人とせられた相続財産を除く。以下同じ。）以外の者の所有する株式

二 閉鎖機關令第一條に規定する閉鎖機關（以下閉鎖機關といふ。）の所有する株式

三 信託株式で、前二號に掲げる者がその信託の委託者であるもの

第二十五條の七 第二十五條の五第一項の規定により催告があつた株式が前條各號に掲げるもの以外のものである場合において、その株主が拂込期日までに拂込をしないときは、未拂込株金徴収金融機關は、その株主が未拂込株金の拂込をしない株式を、競賣法の規定に従ひ競賣し、又は他の方法により賣却することができる。この場合において、損害賠償及び定款を以て定めた違約金の請求をなすことは、これを妨げない。

商法第二百四條第二項及び第三項の規定（讓渡人の責任に關する部分を除く。）は、前項の場合に、これを準用する。

商法第三百九十二條及び第三百九十三條並びに非訟事件手續法第三百三十五條ノ二十四及び第三百三十五條ノ四十三乃至第三百三十五條の四十六の規定は、未拂込株金徴収金融機關が第一項の株主に株金の拂込をなさしめる場合に、これを準用する。

第一項の規定により競賣をなすもその結果を得られなかつたとき又は相當の期間内に同項の規定による賣却をなさなかつたときは、未拂込株金徴収金融機關は、同項の株主に對しその旨を通知することができる。

前項の通知があつたときは、當該株主はその權利を失ふ。この場合においては、商法第二百四條第三項の規定（讓渡人の責任

に關する部分を除く。）を準用する。

第二十五條の五第二項の規定は、第四項の通知に、これを準用する。

第二十五條の八 第二十五條の五第一項の規定により催告を受けた株主（信託株式についてはその委託者）が金融機關である場合において、當該金融機關に對し第二十四條第一項第七號又は第九號の規定の適用があるときは、その催告のあつた株式を、株式を發行した者、株式の種類及び拂込催告額の異なるものごとに區分し、その區分の異なるごとに、同項第七號又は第九號の規定により確定損の整理負擔額を計算し、その計算額を當該區分に屬する株式の一株当り拂込催告額で除して得た數（一未滿の端數があるときは、その端數は切り上げる。）の當該區分に屬する株式について、その株主は、當該金融機關の新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日において第二十五條の五第一項の催告に係る株金拂込の義務を免れるとともに、株主の權利を失ふ。この場合においては、同項の規定による催告のあつたその他の株式に係る株金拂込請求權は、第二十五條第三項の規定にかかわらず、消滅しない。

前項の場合において、當該株主がいづれの株式について株主の權利を失ふかを確定するために必要な事項は、主務大臣がこれを定める。

第二十五條の九 第二十五條の五第一項の規定により催告を受けた株主（信託株式についてはその委託者）が特別經理會社である場合において、當該特別經理會社に對し企業再建整備法第十九條の

規定の適用又は準用があるときは、その催告のあつた株式を、株式を發行した者、株式の種類及び拂込催告額の異なるものごとに區分し、當該區分に屬する株式の數に同法第十八條の決定整備計畫に定める同法第六條第十號の割合を乗じて得た數（未滿の端數があるときは、その端數は切り上げる。）の當該區分に屬する株式について、その株主は、當該特別經理會社の舊勘定及び新勘定の併合の日（同法第三十六條第一項第一號及び同號の規定を準用する場合の特別經理會社が舊勘定及び新勘定の併合の日後整備計畫の全部の實行を終る日前にその催告を受けた場合においては拂込期日）において、第二十五條の五第一項の催告に係る株金拂込の義務を免れるとともに、株主の權利を失ふ。

前條第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二十五條の十 企業再整備法の特別經理株式會社（同法第五十二條の規定により同法の規定を準用される者を含む。）の發行する株式のうち企業再整備法第十二條の規定に基づく命令の定めるところにより金融機關が株金拂込の義務を免れるとともに株主の權利を失つた株式以外の株式に係る株金拂込請求權は、第二十五條第三項の規定にかかわらず消滅しない。

第二十五條の十一 金融機關（金融機關が信託の委託者である場合における信託株式については受託者）が、當該金融機關（金融機關が信託の委託者である場合における信託株式については委託者たる金融機關、以下本條中同じ。）の新勘定及び舊勘定の區分の消滅後に、第二十五條の五第一項の規定により催告を受けた場合に

において、當該金融機關に對し前に第二十四條第一項第七號又は第九號の規定の適用があつたときは、若し當該催告が當該金融機關の新勘定及び舊勘定の區分の消滅前であつたならば、第二十五條の八第一項の規定によりその株主が株主の權利を失ふべきであつた株式について、その株主は、その拂込期日において、第二十五條の五第一項の催告に係る株金拂込の義務を免れるとともに、株主の權利を失ふ。

第二十五條の八第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二十五條の十二 特別經理會社（特別經理會社が信託の委託者である場合における信託株式についてはその受託者）が、當該特別經理會社（特別經理會社が信託の委託者である場合における信託株式については委託者たる特別經理會社、以下本條中同じ。）の舊勘定及び新勘定の併合の日（企業再整備法第三十六條第一項第一號及び同號の規定を準用する場合の特別經理會社については整備計畫の全部の實行を終つた日、以下本條中同じ。）後に、第二十五條の五第一項の規定により催告を受けた場合において、當該特別經理會社に對し前に同法第十九條の規定の適用又は準用があつたときは、若し當該催告がその舊勘定及び新勘定の併合の日前であつたならば第二十五條の九第一項の規定により當該特別經理會社が株主の權利を失ふべきであつた株式について、その株主は、その拂込期日において、第二十五條の五第一項の催告に係る株金拂込の義務を免れるとともに、株主の權利を失ふ。

第二十五條の八第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二十五條の十三 第二十五條の六乃至第二十五條の九又は前二條の規定により株主がその權利を失つた株式は、株主がその權利を失つた日において、未拂込株金徵收金融機關に歸屬する。

閉鎖機關が第二十五條の六の規定により株主の權利を失つた株式について、主務大臣の指定する日までに、第二十五條の五第一項の規定による當該株式の拂込催告額に相當する金額を提供してこれを買ひ受けることを申し出たときは、未拂込株金徵收金融機關は、その金額を以て、當該閉鎖機關にその株式を讓渡しなければならない。

第一項又は第二十五條の四第二項但書若しくは第三項の規定により未拂込株金徵收金融機關に歸屬した株式は、前項に規定する株式については同項の規定により主務大臣の指定する日後、その他の株式については當該金融機關に歸屬した日後の相當の時期に、決定最終處理方法書に定めるところにより、競賣その他の方法により、これを處分しなければならない。第二十五條の四第二項本文の規定により、未拂込株金徵收金融機關に歸屬した株式がある場合において、その株式についても、また同様とする。

第二項に規定する株式については、同項の規定により主務大臣の指定する日以前に處分をなすも、その處分は效力を有しない。

第二十五條の十四 閉鎖機關が第二十五條の六の規定により株主の權利を失つた場合においては、商法第二百四十一條第二項の規定

にかかわらず、未拂込株金徵收金融機關は、前條第一項の規定により當該金融機關に歸屬した株式について、同條第二項の規定により主務大臣の指定する日（同日以前に閉鎖機關に讓渡された株式については、その讓渡のあつた日）まで、議決權を有する。

前項の場合においては、未拂込株金徵收金融機關は、主務大臣の定めるところにより、同項の株式について、その議決權の行使を、閉鎖機關令第九條の規定による當該閉鎖機關の特殊整理人に委任しなければならない。この場合においては、當該特殊整理人は、その委任を受けることを拒むことができない。

第二十五條の十五 第二十五條の四第二項の規定により株主の權利を失つた者がその權利を失つた株式を有償で取得した者である場合においては、當該株主は、當該株式の讓渡人（その者が指定時における信託株式の受託者であつた場合においてはその委託者以下同じ。）に對し、當該株式の對價に相當する金額の返還を請求することができる。但し、當該株式を有償で取得した者が左の各號の一に該當する場合は、この限りでない。

- 一 法人
- 二 證券取引法第十五條の規定による證券業者
- 三 當該株式について第二十五條第一項第三號の規定による未拂込株金の拂込の催告のあるべきことを知ることができる地位にある者が命令で定めるもの

前項の場合において讓渡人が當該株式の對價に相當する金額を返還したときは、その者は、當該株式を有償で取得した者である

場合に限り、當該株式の譲渡人に對し、その者が請求に應じて返還した金額の範圍内において、當該株式を取得した場合における對價に相當する金額の返還を請求することができる。但し、指定時株主又は前項但書各號の一に該當する者で昭和二十二年五月十三日以後當該株式を譲渡した者は、その對價に相當する金額の返還を請求することができない。

第一項の規定による請求権は、その株主の権利を失つた日から、前項の規定による請求権は、請求に應じて返還をなした時から、一年間これを行はないときは、時效によつて消滅する。

第二十五條の十六 第二十五條の四第一項又は第二十五條の五第一項の規定により拂込の催告を受けた株主は、商法第二百條第二項の規定（これに準ずる他の法令の規定を含む。）にかかはらず、株金の拂込につき相殺をなすことができる。

第二十五條の四第一項又は第二十五條の五第一項の規定により拂込の催告を受けた株主が未拂込株金徴収金融機關に對する債權（當該債權に對する債務が當該金融機關の舊勘定に屬するものであるときは、金融機關經理應急措置法第十六條但書の規定により辨済することのできるものに限る。）を擔保の目的たるもの以外のもを有するときは、その辨済期前において、未拂込株金の拂込につき、その債權を以て相殺をなすことができる。この場合において、當該債權及び未拂込株金の拂込請求權は、相殺の意思表示をなした時において、その對當額につき消滅する。

商法第二百二十五條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に、

これを準用する。

未拂込株金の拂込請求權その他主務大臣の指定する債權は、第一項及び第二項の規定にかかはらず、これを以て、株金拂込につき相殺をなすことができない。

未拂込株金徴収金融機關は、相殺により消滅した債務（舊勘定に屬するものを除く。）の額に相當する金額を、新勘定の舊勘定に對する借として整理しなければならない。

第二十五條の十七 未拂込株金徴収金融機關の株主は、株主の拂込に代へ、當該金融機關に、國債、地方債その他主務大臣の指定する有價證券を交付することができる。この場合においては、その交付は、株金の拂込と同一の效力を有する。

前項の場合における國債、地方債その他の有價證券の評價額は、主務大臣の定めるところによる。

第二十五條の十八 第二十五條第一項第三號の規定による拂込の場合に關しては、商法第二百十三條乃至第二百二十條の規定は、これを適用しない。

第五十三條の二 金融機關經理應急措置法第二十二條第二項の規定により認可を受けて解散した株式會社たる金融機關（以下解散金融機關といふ。）の清算人は、商法第四百十九條に規定する財産目録及び貸借對照表を作成するについては、新勘定の資産及び負債に關するものを作成し、同法第四百二十一條及び第四百二十二條第一項の規定による債權申出の催告をするについては、新勘定に屬する債務に對する債權（解散後舊勘定から移し換へられたもの

を除く。）を有する者に對してなせば足りる。

第五十三條の三 金融機關經理應急措置法第十六條及び第十七條の規定は、解散金融機關の新勘定に屬する債務に、これを準用する。

第五十七條の二 前條第一項に規定する金融機關の會員又は組合員が、第二十五條の四、第二十五條の六乃至第二十五條の九、第二十五條の十一又は第二十五條の十二の規定により出資者の權利を失ひ當該金融機關の會員又は組合員でなくなつたときは、その者は、その出資者の權利を失つた日から六箇月を限り、資金の貸付施設の利用その他當該金融機關の會員又は組合員の受ける利益と同様の利益を受けることができる。

附則第二項の次に次の一項を加える。
第二十五條の十五の規定の適用については、有價證券取扱締法第一條に規定する有價證券業を営む者は、證券取引法第十五條の規定の施行されるまでの間は、これを第二十五條の十五第一項但書第二號に規定する者とみなす。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

(129) 金融機關再建整備法の一部を改正する法律

(昭和二十二年十二月十九日(農林・商工)法律第二百一十一号(大臣署名))

金融機關再建整備法の一部を次のように改正する。

第四十二條の二 第二十六條第二項、第四十條第一項又は第四十一條第一項の規定により他の金融機關（以下讓受金融機關といふ。）に新勘定の事業の全部若しくは一部を讓渡し、又は新勘定の保險契約の全部若しくは一部を移轉する金融機關（以下讓渡金融機關といふ。）は、第二十六條第二項の規定の適用を受ける讓渡金融機關については、第二十七條第一項の認可を受けた日、その他の讓渡金融機關については、第四十條第一項の認可又は第四十一條第一項の命令のあつた日以後に退職する役員又は従業員（以下退職者といふ。）に對しては、法令の規定、定款の定又は契約の條項にかかはらず、退職金を支給してはならない。

讓渡金融機關は、前項の規定にかかはらず、退職者で新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日までに讓受金融機關の役員又は従業員とならなかつたものに對して、その翌日以後退職金を支給することができる。

前項の規定によつて支給する退職金には、退職の日以後の利息

を附することができる。

第四十二條の三 讓渡金融機關の退職者で第二十七條第一項の認可又は第四十條第一項の認可若しくは第四十一條第一項の命令のあつた日以後新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日までに讓受金融機關の役員又は従業員となつたものの當該讓渡金融機關における役員又は従業員としての在職期間は、退職金の計算については、これを當該讓受金融機關における役員又は従業員としての在職期間とみなす。

第四十二條の四 金融機關は、任意積立金の三分の一に相當する金額と厚生年金保險法附則第十條乃至第十二條の規定による舊退職積立金及退職手當法により積み立てた退職手當積立金又は準備積立金の金額との合計金額の範圍内において、主務大臣の認可を受けて、第二十七條第一項の認可又は第四十條第一項の認可若しくは第四十一條第一項の命令のあつた日において當該金融機關の従業員である者に對して當該金融機關又は讓受金融機關が退職金を支給するため留保を必要とする積立金の金額を定めることができる。

前項の規定により定められた積立金の金額は、第十三條第一項第二號の合計額に加算するものとし、第十八條第一號イ、第二十條第一項第二號、第二十四條第一項第二號及び第二十五條第一項第二號の積立金には、これを含めないものとする。

第一項の規定により留保すべき積立金の金額を定めた場合において、當該金融機關が讓受金融機關に對し新勘定の事業の全部若

しくは一部の讓渡又は新勘定の保險契約の全部若しくは一部の移轉をなしたときは、當該金融機關は、主務大臣の認可を受けて、當該積立金の全部又は一部を取り崩してこれに相當する資産を當該讓受金融機關に讓渡しなければならない。

前項の場合において、讓受金融機關は、同項の規定により譲り受けた資産に相當する金額を積み立てなければならない。

金融機關が第一項の規定により留保した積立金又は讓受金融機關が前項の規定により積み立てた積立金は、第三項の場合又は清算若しくは破算の場合を除く外、主務大臣の認可を受けなければ、第二十七條第一項の認可又は第四十條第一項の認可若しくは第四十一條第一項の命令のあつた日において第一項の金融機關の従業員であつた者に對する退職金の支拂以外の目的に、これを使用してはならない。

第四十二條の五 讓渡金融機關が前條第三項の規定により讓受金融機關に讓渡した資産に相當する金額又は讓受金融機關が前條第四項の規定により積み立てた金額は、法人税法による各事業年度の普通所得、特別法人税法による各事業年度の餘剰金又は地方税法により營業税を課する場合における各事業年度の純益の計算上、これを損金又は益金に算入しない。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

(130) 復興金融庫法の一部を改正

する法律 (昭和二十二年九月五日) (大藏大臣署名)

復興金融庫法の一部を次のように改正する。
第三條及び第四條第一項中「二百五十億圓」を「五百五十億圓」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

(131) 開拓者資金融通法の一部を改正する法律

(昭和二十二年十月二日) (大藏・農林大臣署名)

開拓者資金融通法の一部を次のように改正する。
第一條に次の一号を加える。
三 開拓者の共同の利用に供する施設(前二号に掲げるものを除く)を取得し、又は設置するのに必要な資金
第二條に次の一項を加える。
前項の据置期間は、貸付の日の属する会計年度の初日から起算

二 一部改正

(132) 國民貯蓄組合法の一部を改正

する法律 (昭和二十二年九月一日) (大藏大臣署名)

國民貯蓄組合法の一部を次のように改正する。
第一條第一号中「市町村(町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキモノ)」を「市町村、特別區若ハ特別市ノ行政區」に改め、同條第三号中「商業組合、工業組合」を「商工協同組合」に改める。

第二條第一項第三号中「生命保險中央會若ハ」を削り、同項第五号中「掛金ノ拂込」の下に「又ハ預ケ金」を加え、同項第九号を削り、第十号を第九号とする。

第四條中「市街地信用組合貯金」の下に「無盡會社ノ預ケ金」を加え、「二萬圓」を「三萬圓」に改め、「社債又ハ外國有價證券」を「又ハ社債」に改める。
第四條ノ二を削る。

第六條 削除

第七條中「組合規約ノ變更、組合ノ代表者ノ改任其ノ他」を削る。

第八條第一項中「地方長官」を「都道府縣知事又ハ特別市長」に、同條第二項中「地方長官」を「都道府縣知事又ハ特別市長」に、「市町村長（市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ區長、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキモノ）」を「市町村長又ハ特別區若ハ特別市の行政區の區長」に改める。

第九條第二項を削る。

第十條 削除

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第四條ノ二の改正規定は、政令で定める日から、これを施行する。

第四條の改正規定中所得税の免除に関する部分は、同條の規定施行後支拂われる利子又は利益について、これを適用する。

従前の第四條ノ二の規定により國民貯蓄組合の斡旋によるものとみなされた市町村農業会その他の團體への貯金については、同條の改正規定施行の日から八箇月以内に支拂われる利子に限り、改正後の第四條の規定による。

(133) 地方鉄道法の一部を改正する法律

(昭和二十二年十一月二十四日)運輸大(法律第百三十九号)臣署名

地方鉄道法の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「地方鐵道ニ接續スルモノ」の下に「及索道」を加える。

第二十九條 削除

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

(134) 船舶法及び船舶安全法の一部を改正する法律

(昭和二十二年十二月十九日)運輸大(法律第百二十四号)臣署名

船舶法の一部を次のように改正する。

第二十一條に次の二項を加える。

前項ノ命令ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得

前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ千圓以下ノ罰金トス

第二十一條ノ二 管海官廳ハ船舶ノ積量、登録又ハ標示ニ關シ必要

アリト認ムルトキハ何時ニテモ當該官吏ヲシテ船舶ニ臨檢セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ハ其ノ身分ヲ證明スヘキ證票ヲ携帶スヘシ

第二十二條第一項中「百圓以上千圓」を「一萬圓」に改める。

第二十三條中「二百圓以上二千圓」を「一萬圓」に改める。

第二十四條 官吏ヲ欺キ船舶原簿ニ不實ノ登録ヲ爲サシメタル者ハ二月以上三年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二十五條中「十圓以上千圓」を「一萬圓」に改める。

第二十六條及び第二十七條中「五圓以上五百圓」を「五千圓」に改める。

第二十七條ノ二 第二十一條ノ二ノ規定ニ依ル臨檢ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九條中「數人共犯ノ例」を「第六十條乃至第六十二條ノ規定」に改める。

第三十條 第二十七條ノ規定ハ船舶所有者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其法定代理人ニ之ヲ適用ス但營業ニ關シ成年者ト

同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限ニ在ラス

第二條 船舶安全法の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「著手シタル時ヨリ」の下に「命令ノ定ムル所ニ依リ」を加える。

第十條第二項中「效力ヲ有ス」の下に「此ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」を加える。

二 一部改正

二 一部改正

第十條ノ二 管海官廳ハ船舶ノ檢査ニ關スル事項ヲ記録スル爲最
初ノ定期檢査ニ合格シタル船舶ニ對シテ船舶檢査手帳ヲ交付ス
第十條ノ三 最大搭載人員、制限汽壓、船舶檢査證書、特殊船檢
査證書及船舶檢査手帳ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定
ム
第十二條第一項の次に次の一項を加える。
管海官廳ハ必要アリト認ムルトキハ船舶所有者又ハ船長ヲシテ
船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ關シ命令ノ定ムル所ニ依リ届出ヲ
爲サシムルコトヲ得
第十四條中「勅令」を「政令」に改める。
第十七條中「百圓以上二千圓」を「一萬圓」に改める。
第十八條中「百圓以上二千圓」を「一萬圓」に改め、同條第一
號中「船舶檢査證書」の上に「命令ノ定ムル場合ヲ除キ」を加え
る。
第十九條及び第二十條中「千圓」を「五千圓」に改める。
第二十一條中「五百圓」を「千圓」に改める。
第二十一條ノ二 船舶所有者又ハ船長第十二條第二項ノ規定ニ依
ル届出ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキハ千圓以下ノ罰
金ニ處ス
第二十二條中「五百圓」を「千圓」に改める。
第二十四條ノ二 第十條第二項、第十條ノ三及第二十八條ニ規定
スル命令ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得
前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ五千圓以下ノ罰金トス

第五 経済法

第二十五條中「道府縣」を「都道府縣」に改める。

第二十七條第一項中「勅令」を「政令」に改め、同條第二項を削る。

第二十九條中「地方長官」を「都道府縣知事」に改める。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第六 文化法

第六 文化法

新制定法

(135) 財団法人理化学研究所に関する措置に関する法律

(昭和二十二年十一月十七日) (司法・商工)
法律第百三十一号 (大臣署名)

第一條 財団法人理化学研究所は、産業の再建及び科学技術の振興に資するために、商工大臣の認可を受け、株式会社の発起人となり、現物出資をすることができる。

第二條 商工大臣が前條の認可をする場合においては、同條の現物出資の目的たる財産の種類、数量及び価格を指定して、これを行うものとする。

前條の現物出資については、民法第四百二十四條の規定による取消及び破産法の規定による否認は、これを行うことができない。

新制定法

第三條 財団法人理化学研究所の債務のうち会社経理應急措置法第一條第一項に規定する指定時後の原因に基いて生じた債務は、第一條の規定による株式会社の成立の時、当該株式会社が、これを承継する。

第四條 財団法人理化学研究所は、第一條の規定による株式会社の成立の時、解散する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律の規定は、第一條に規定する株式会社が昭和二十三年三月三十一日までに成立しない場合には、これを適用しない。

(136) 大学等へ死体交付に関する法律

(昭和二十二年九月二十二日) (文部・厚生)
法律第百一十号 (大臣署名)

第一條 昭和二十二年厚生省令第一号(死因不明死体の死因調査に関する件)に基き監察医が検案又は解剖をなした死体であつて、死因調査終了後も、なお引取者が無いものについては、都道府縣知事は、医学又は歯学に関する学校教育法若しくは大学令による大学(大学の学部を含む。)又は専門学校令による専門学校の長(以下学校長という。)から、医学又は歯学の教育のため交付の要求があつたときは、これを交付することができる。

五一七

第六 文化法

五一八

第二條 前條の規定によつて死体の交付を受けた学校長は、その死体について、監察医が検案を開始した後、四十八時間以内に、引取者から引渡の要求があつたときは、これを引取者に引き渡さなければならぬ。

この法律は、公布の日から、これを施行する。

第三條 第一條の規定によつて交付を受けた死体について、前條に規定する期間内に、引取者からの引渡の要求がないときは、学校長は、これを解剖させ、又は標本とすることができる。

第四條 第二條に規定する期間を経過した後においても、死者の相続人その他死者と相当の関係のある引取者から要求があつたときは、学校長は、特別の事情のない限り、その死体の全部又は一部をその引取者に引き渡さなければならぬ。

第五條 第一條の規定によつて学校長に交付する死体についても、行旅病人及行旅死亡人取扱法に規定する市町村長は、遅滞なく同法所定の手続を行わなければならない。但し、同法第七條に規定する埋火葬については、この限りでない。

第六條 学校長は、交付を受けた死体の取扱に当つては、特に礼意を失わないことに注意しなければならない。

第七條 学校長は、第一條の規定によつて交付を受けた死体については、行旅病人及行旅死亡人取扱法第十一條及び第十三條の規定にかかわらず、その運搬に関する諸費、埋火葬に関する諸費及び墓標費であつて、死体の交付を受ける際及びその後に必要なものを、負担しなければならない。

附則

第七 社会法

第七 社会法

一 新制定法

(137) 職業安定法

(昭和二十二年十一月三十日
法律第四百四十一号)

(内務・大藏・司法・文部・
運輸・労働大臣署名)

職業安定法目次

- 第一章 総則
 - 第二章 政府の行う職業紹介、職業指導及び職業補導
 - 第一節 通則
 - 第二節 職業紹介
 - 第三節 職業指導
 - 第四節 職業補導
 - 第三章 政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業
- 一 新制定法

第一節 職業紹介

第二節 労働者の募集

第三節 労働者供給事業

第四章 雑則

第五章 罰則

附則

職業安定法

第一章 総則

(法律の目的)

第一條 この法律は、公共に奉仕する公共職業安定所その他の職業安定機関が、関係行政廳又は関係団体の協力を得て、各人に、その有する能力に適當な職業に就く機会を與えることによつて、工業その他の産業に必要な労働力を充足し、以て職業の安定を図るとともに、經濟の興隆に寄與することを目的とする。

(職業選択の自由)

第二條 何人も、公共の福祉に反しない限り、職業を自由に選択することができる。

(均等待遇)

第三條 何人も、人種、國籍、信條、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業指導等について、差別的取扱を受けることがない。但し、労働組合法の規定によつて、雇用主と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定のある場合は、この限りでない。

(政府の行う業務)

第四條 政府は、第一條の目的を達成するために、左の業務を行う。

- 一 國民の労働力の需要供給の適正な調整を図ること及び國民の労働力を最も有効に發揮させるために必要な計画を樹立すること。
- 二 政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集又は労働者供給事業を労働者及び公共の利益を増進するように、指導監督すること。
- 三 求職者に対し、迅速に、その能力に適當な職業に就くことをあつ旋すること。
- 四 求職者に対し、必要な職業指導又は職業補導を行うこと。
- 五 労働力の需要供給に関する情報その他の資料を集め、又はこれを周知させること。
- 六 個人、団体、学校又は関係行政の協力を得て、公共職業安定所の業務の運営の改善向上を図ること。
- 七 失業保険法の規定によつて、給付を受けるべき者について、職業紹介、職業指導又は職業補導を行い、失業保険制度の健全な運用を図ること。

(定義)

第五條 この法律で職業紹介とは、求人及び求職の申込を受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあつ旋することをいう。

この法律で職業指導とは、職業に就こうとする者に対し、その者に適當な職業の選択を容易にさせ、及びその職業に対する適應性を大ならしめるために必要な実習、指示、助言その他の指導を行うことをいう。

この法律で職業補導とは、特別の知識技能を要する職業に就こうとする者に対し、その職業に就くことを容易にさせるために必要な知識技能を授けることをいう。

この法律で労働者の募集とは、労働者を雇用しようとする者が、自ら又は他人をして、労働者とならうとする者に対し、その被用者となることを勧誘することをいう。

この法律で労働者供給とは、供給契約に基いて労働者を他人に使用させることをいう。

第二章 政府の行う職業紹介、職業指導及び職業補導

第一節 通則

(職業安定局及び職業安定事務所)

第六條 労働省職業安定局長は、労働大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に関する事項について、職業安定事務所長及び都道府県知事を指揮監督するとともに、公共職業安定所の指揮監督に関する基準の制定、重要産業に対する労働者募集計画の樹立及び実施、失業対策の企画及び実施、労働力の需要供給を調整するための主要労働力需要供給圏の決定、職業指導及び職業補導に関する政策の樹立その他この法律の施行に關し必要な事務を掌り、所屬の職員を指揮監督する。

労働大臣は、必要があると認めるときは、職業安定事務所を設置し、二以上の都道府県にわたる業務の連絡に当らせ、又は公共職業安定所関係の事務に従事する都道府県の職員に対し、その技術に関する事務について、適當な指示若しくは助言をさせることができる。

(都道府県知事の権限)

第七條 都道府県知事は、労働大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に關し、公共職業安定所の業務の連絡統一に関する業務を掌り、所部の職員及び公共職業安定所長を指揮監督する。

(公共職業安定所)

第八條 政府は、職業紹介、職業指導、職業補導、失業保険その他この法律の目的を達成するために必要な事項を行わせるために、無料で公共に奉仕する公共職業安定所を設置する。

公共職業安定所は、労働大臣の管理に属する。公共職業安定所長は、都道府県知事の指揮監督を受けて、所務を掌理し、所屬の職員を指揮監督する。

公共職業安定所の位置、名称、管轄区域、事務取扱の範囲、職員の定員その他公共職業安定所について必要な事項は、労働大臣がこれを定める。

(職員の任用その他の人事)

第九條 公共職業安定所その他の職業安定機関の行う業務を効果あらしめるために、國、都道府県又は公共職業安定所において、専らこの法律を施行する業務に従事する官吏その他の職員は、労働

一 新制定法

大臣の定める資格又は経験を有する者でなければならない。

前項に規定する官吏その他の職員については、職業安定機関に通ずる一定の基準によつて、勤続年数の計算及び補職、給與その他の人事を行い、並びにその意に反して、職業安定機関以外の機関の職に轉じさせることはないものとする。

第一項に規定する國の官吏その他の職員は、労働大臣がこれを任命し、同項に規定する都道府県及び公共職業安定所の二級官である官吏は、都道府県知事の内申に基いて、労働大臣がこれを任命し、同項に規定する都道府県及び公共職業安定所の三級官である官吏その他の職員は、都道府県知事がこれを任命する。

(連絡委員)

第十條 公共職業安定所の業務を補助させるために、連絡委員を置く。

前項の連絡委員は、都道府県知事が、これを命ずる。

前二項に定めるものの外、連絡委員について必要な事項は、命令でこれを定める。

(市町村長の職務)

第十一條 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ)は公共職業安定所長の指示に従い、左の事務を行う。

- 一 公共職業安定所に直接申し込むことのできない求人又は求職の申込について、これを公共職業安定所に取り次ぐこと。
- 二 求人者又は求職者の身元等の調査に關し、公共職業安定所から照会があつた場合これを調査すること。

三 公共職業安定所からの求人又は求職に関する通報について、これを周知させること。

(職業安定委員会)

第十二條 公共職業安定所の業務その他この法律の施行に関する重要事項を審議させるために、中央職業安定委員会、都道府縣職業安定委員会及び特別地区職業安定委員会を置く。

労働大臣は、前項に規定する職業安定委員会の外、関係都道府縣知事の申請に基いて必要があると認めるときは、都道府縣内の一部を管轄区域とする地区職業安定委員会を置くことができる。

中央職業安定委員会は、労働大臣の諮問に、特別地区職業安定委員会は、労働大臣又は関係都道府縣知事の諮問に、都道府縣及び地区職業安定委員会は、関係都道府縣知事の諮問に應じて第一項に規定する事項を調査審議する外、必要に應じ、関係行政廳に建議することができる。

公共職業安定所長は、関係がある特別地区職業安定委員会及び地区職業安定委員会に対し、意見を求めることができる。

職業安定委員会は、労働者を代表する者、雇用主を代表する者及び公益を代表する者、各々同数でこれを組織する。職業安定委員会の委員のうち一名以上は、女子でなければならない。

中央職業安定委員会の委員は、労働大臣がこれを命じ、都道府縣職業安定委員会、特別地区職業安定委員会及び地区職業安定委員会の委員は、関係都道府縣知事が推薦した者について、労働大臣がこれを命ずる。

都道府縣職業安定委員会、特別地区職業安定委員会及び地区職業安定委員会は、一箇月に一回以上、中央職業安定委員会は、三箇月に一回以上、これを招集しなければならない。

職業安定委員会は、必要があると認めるときは、その業務に関する事項について、関係行政廳に、報告を求めることができる。職業安定委員会の委員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする。

前項の旅費、日当及び宿泊料の金額は、両議院の労働委員会の合同審査会の議を経て、國會の議決を得なければならない。その金額を変更するときも同様とする。

前各項に定めるものの外、職業安定委員会について必要な事項は、命令でこれを定める。

(業務報告の様式)

第十三條 職業安定所長は、都道府縣及び公共職業安定所が、この法律の規定によつてなす業務報告の様式を定めなければならない。

都道府縣及び公共職業安定所の業務報告は、前項の様式に従つて、これをしなければならない。

(労働力の需給に関する調査)

第十四條 職業安定所長は、都道府縣及び公共職業安定所の労働力の需給に関する調査報告により、雇用及び失業の状況に関する資料を集め、その研究調査の結果を公表するとともに、研究調

査の結果に基いて、労働力の需給の調整を図り、以て雇用量を増大することに努めなければならない。

(職業調査及び産業に対する奉仕)

第十五條 職業安定所長は、労働者の募集、選考、配置轉換等に関する問題の処理について、雇用主から指導を求められた場合においては、職業に関する調査の結果に基いて、その処理に必要な資料、方法及び基準を指示し、以て産業の進展に奉仕することに努めなければならない。

職業安定所長は、公共職業安定所に共通して使用されるべき標準職業名を定め、職業解説及び職業分類表を作成しなければならない。

第二節 職業紹介

(求人者の申込)

第十六條 公共職業安定所は、いかなる求人者の申込も、これを受理しなければならない。但し、その申込の内容が法令に違反するときは、又はその申込の内容をなす賃金、労働時間その他の労働条件が、通常の労働条件と比べて、著しく不適當であると認めるときは、その申込を受理しないことができる。

公共職業安定所は、必要があると認めるときは、求人者に対し、その求人数、労働条件その他求人者の条件について、指導することができる。

(求職の申込)

第十七條 公共職業安定所は、いかなる求職の申込についても、こ

れを受理しなければならない。但し、その申込の内容が法令に違反するときは、その申込を受理しないことができる。

公共職業安定所は、必要があると認めるときは、求職者に対し、その就職先、労働条件、就職地その他求職の条件について、指導することができる。

公共職業安定所は、特殊な業務に対する求職者の適否を決定するため必要があると認めるときは、試問及び技能の検査を行うことができる。

(労働条件等の明示)

第十八條 求人者は、求人者の申込に当り、公共職業安定所に対し、公共職業安定所は、紹介に当り、求職者に対し、その従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

(紹介の原則)

第十九條 公共職業安定所は、求職者その能力に適合する職業に紹介するように努めなければならない。公共職業安定所は、求職者に対し、できるだけその住所又は居所の変更を必要としない就職先に、これを紹介するよう努めなければならない。

公共職業安定所が、その管轄区域内において、求人者の希望する求職者又は求人数を充足することができないときは、近接する公共職業安定所に連絡し、その公共職業安定所において、充足が困難なときは、他の公共職業安定所に連絡しなければならない。

公共職業安定所間の連絡に関する手続について必要な事項は、命令でこれを定める。

(労働争議に対する不介入)

第二十條 公共職業安定所は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所に、求職者を紹介してはならない。

前項に規定する場合の外、労働委員会が公共職業安定所に対し、事業所において、同盟罷業又は作業所閉鎖に至る虞の多い争議が発生していること及び求職者を無制限に紹介することによつて、当該争議の解決が妨げられることを通報した場合においては、公共職業安定所は当該事業所に対し、求職者を紹介してはならない。但し、当該争議の発生前、通常使用されていた労働者の員数を維持するため必要な限度まで労働者を紹介する場合は、この限りでない。

(施行規定)

第二十一條 職業紹介の手続その他職業紹介に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三節 職業指導

(職業指導の原則)

第二十二條 公共職業安定所は、身体に障害のある者、あなたに職業に就こうとする者その他職業に就くについて特別の指導を加えることを必要とする者に対し、職業指導を行わなければならない。

(適性検査)

第二十三條 公共職業安定所は、必要があると認めるときは、職業指導を受ける者について、適性検査を行うことができる。

(学校に対する協力)

第二十四條 公共職業安定所は、学校を卒業する者に対し学校の行う職業指導に、協力しなければならない。

(施行規定)

第二十五條 職業指導の方法その他職業指導に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四節 職業補導

(職業補導の原則)

第二十六條 職業補導は、労働力の需要供給の状況に應じて、必要な職業種目について行わなければならない。身体に障害のある者その他特別の職業補導を加えることを必要とする者については、その者の能力に適するよう補導の種目及び方法が選定されなければならない。

職業補導には、共同作業施設及び共同作業特別施設における作業の訓練を含むものとする。

(職業補導所の設置)

第二十七條 都道府県知事は、前條の職業補導を行うため、職業補導所を設置して、自らこれを経営し、又は公共団体その他の者に、その経営を委託することができる。

労働大臣は、都道府県において職業補導事業を行うことが必要

第三十一條 前五條に定めるものの外、職業補導事業に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三章 政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集

及び労働者供給事業

第一節 職業紹介

(有料、営利職業紹介事業)

第三十二條 何人も、有料で又は営利を目的として職業紹介事業を行つてはならない。但し、美術、音楽、演藝その他特別の技術を必要とする職業に従事する者の職業をあつ旋することを目的とする職業紹介事業について、労働大臣の許可を得て行う場合は、この限りでない。

労働大臣が、前項の許可をなすには、予め中央職業安定委員会に諮問しなければならない。

有料で又は営利を目的として職業紹介事業を行う者は、労働大臣の許可を受けた金額を超える手数料その他の報償金を受けてはならない。

第一項の許可の有効期間は、一年とする。

第一項の許可の申請の手続その他有料で又は営利を目的として行う職業紹介事業に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(無料職業紹介事業)

第三十三條 無料の職業紹介事業を行わうとする者は、労働大臣の許可を受けなければならない。

労働大臣が前項の許可をなすには、予め中央職業安定委員会に

であると認める場合において、当該都道府県知事がその職業補導事業を行わないときその他特別の事情があるときは、職業補導所を設置して、自らこれを経営し、又は公共団体その他の者に、その経営を委託することができる。

(補助金等)

第二十八條 政府は、都道府県知事が設置する職業補導施設の経営に要する費用について、その全部又は一部を補助することができる。

政府は、職業補導所において職業補導を受ける者に対して、手当を支給することができる。

(職業補導の基準の制定等)

第二十九條 労働大臣は、公共団体その他の者の行う職業補導事業に關し、職業補導所の規模、補導種目、補導内容及び補導期間に關し必要な基準を定め、教科書の編纂、設備又は資材の確保その他職業補導所の経営に關し必要な事項について、これを援助しなければならない。

公共職業安定所は、前項の職業補導所において補導を受けるべき者の選考及びあつ旋を行わなければならない。

(都道府県知事の行う援助)

第三十條 都道府県知事は、工場事業場等が、労働基準法に規定する技能者養成以外の作業の訓練計画を実施しようとするときは、これに対し、必要な技術につき、援助をしなければならない。

(施行規定)

諮問しなければならない。但し、労働組合法による労働組合に対し許可をなす場合には、この限りでない。

第一項の許可の有効期間は、二年とする。

第一項の許可の申請手続その他無料の職業紹介事業に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

(帳簿書類の作成等)

第三十四條 第十六條から第十八條まで、第十九條第一項及び第二十條の規定は、政府以外の者の行う職業紹介事業について、これを準用する。

前二條の規定によつて職業紹介事業を行う者は、その業務に関して、命令で定める帳簿書類を作成し、その事務所において置かなければならない。

第二節 労働者の募集

(文書による募集)

第三十五條 新聞紙、雑誌その他の刊行物に掲載する広告又は文書の掲出若しくは頒布による労働者の募集は、自由にこれを行うことができる。但し、通常通勤することができる地域以外の地域から、労働者を募集しようとする場合においては、募集を行う者は、募集の内容を、公共職業安定所長に通報しなければならない。

(文書以外の方法による募集)

第三十六條 労働者を雇用しようとする者が、前條に規定する方法以外の方法で、自ら労働者を募集し、又はその被用者をして労働

者を募集せようとするときは、労働大臣の許可を受けなければならない。但し、通常通勤することができる地域から、労働者を募集する場合は、この限りでない。

(委託募集)

第三十七條 労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして労働者の募集を行わせようとするときは、労働大臣の許可を受けなければならない。

被用者以外の者をして労働者の募集を行わせようとする者が、その被用者以外の者に報償金を與えようとするときは、労働大臣の許可を受けなければならない。

(募集の制限)

第三十八條 公共職業安定所長は、労働力の需要供給を調整するため必要があるときは、第三十五條の規定による募集に関し、募集地域又は募集時期について、文書による理由を附して制限することができる。

労働大臣は、前二條の規定によつて労働者の募集を許可する場合においては、労働者の募集を行わうとする者に対し、募集地域、募集人員その他募集方法に関し必要な指示をなすことができる。

(募集地域の原則)

第三十九條 労働者の募集を行わうとする者は、通常通勤することができる地域から、労働者を募集し、その地域から、労働者を募集することが困難なときは、その地域に近接する地域から、労働

者を募集するように努めなければならない。

(報償受領の禁止)

第四十條 募集を行う者又は第三十六條若しくは第三十七條第一項の規定によつて労働者の募集に従事する者は、募集に應じた労働者から、第三十二條第三項の手数料その他の報償金の外、その募集に関し、いかなる名義でも、財物又は利益を受けてはならない。

(財物等の給與の禁止)

第四十一條 労働者の募集を行う者は、第三十六條又は第三十七條第一項の規定によつて労働者の募集に従事する者に対し、同條第二項の規定によつて労働大臣の許可を受けた報償金又は実費弁償その他被用者に支給する賃金若しくは給料及びこれらに準ずるものを除いては、財物又は利益を與えてはならない。

(労働条件等の明示、労働争議に対する不介入)

第四十二條 第十八條及び第二十條の規定は、労働者の募集について、これを準用する。

(施行規定)

第四十三條 労働者の募集に関する許可の申請手続その他労働者の募集に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三節 労働者供給事業

(労働者供給事業の禁止)

第四十四條 何人も、第四十五條に規定する場合を除くの外、労働者供給事業を行つてはならない。

一 新制定法

(労働者供給事業の許可)

第四十五條 労働組合法による労働組合が、労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。

(労働条件等の明示、労働争議に対する不介入)

第四十六條 第十八條及び第二十條の規定は、前條の労働組合の行う労働者供給事業について、これを準用する。

(施行規定)

第四十七條 労働者供給事業に関する許可の申請手続その他労働者供給事業に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四章 雑則

(報告の請求)

第四十八條 行政廳は、必要があると認めるときは、労働者を雇用する者から、労働者の雇入又は離職の状況、賃金その他の労働条件等職業安定に関し必要な報告をさせることができる。

(検査)

第四十九條 行政廳は、許可を受けて職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行う者に対し、事業又は業務に関する報告をさせ、当該官吏をして、その事業所又は事務所を臨検し、事業若しくは業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項に規定する検査を行う場合において、当該官吏は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。

(事業の停止又は許可の取消)

第七 社会法

第五十條

労働大臣は、許可を受けて職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行う者が、法令若しくはこれに基く行政廳の処分違反し、又はその事業若しくは業務が公害を害する處があると認めるときは、その事業若しくは業務を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(秘密の嚴守)

第五十一條

公共職業安定所の業務又は政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集若しくは労働者供給事業に関して、労働者、雇用主その他の者から知り得た労働者又は雇用主の個人的な情報は、すべて秘密とし、これを他に漏らしてはならない。但し、職業安定局長の指示に基いて公表する場合は、この限りでない。

(職員の教養訓練)

第五十二條

政府は、その行う職業紹介、職業指導、職業補導その他この法律の施行に関する事務に従事する職員を教養し、及びその訓練を行うため、計画を樹立し、必要な施設を、設けなければならない。

(官廳間の連絡)

第五十三條

政府は、この法律に規定する職業紹介、職業指導、職業補導、労働力の需要供給に関する調査又は労働者の募集について、関係官廳の事務の調整を図り、及び國民の労働力を最も有効に發揮させる方法を協議するため必要があると認めるときは、連絡委員会を設置することができる。

(雇入方法等の指導)

第五十四條

労働大臣は、労働者の雇入方法を改善し、及び労働力を事業に定着させることによつて生産の能率を向上させることについて、工場事業場等を指導することができる。

(費用の支出)

第五十五條

政府は、公共職業安定所その他の職業安定機關がこの法律を施行するために必要な経費を支出しなければならない。労働大臣は、前項の規定によつて都道府縣に配賦すべき同項の経費の配賦基準を定め、都道府縣知事の申請により、その基準に基いて、これを配賦しなければならない。

都道府縣知事又は市町村長は、この法律の規定によつて行うその業務の改善向上を図るため、前項の規定によつて配賦を受けた國の経費の外必要な経費を支出することができる。

(都道府縣知事に対する監督)

第五十六條

労働大臣は、都道府縣知事のした処分が、その法律若しくはこの法律の規定に基いて発する命令又はこれらに基いてなす処分違反すると認めるときは、文書を以て、当該都道府縣知事にその旨を通告し、且つ、その文書を受領した後三十日以内に当該違反の事項を是正すべきことを命令しなければならない。その文書には、当該都道府縣知事の違反事項を明記しなければならない。

第五十七條

前條の命令を受けた都道府縣知事が、同條に規定する期間内に当該違反事項を是正しないときは、労働大臣は、当該都道府縣を管轄する高等裁判所に対し、当該都道府縣知事に違反事

項の是正を命ずべきことを請求することができる。

労働大臣は、高等裁判所に対し、前項の規定による請求をしたときは、直ちに文書を以て、これを当該都道府縣知事に通告するとともに、高等裁判所に対し、その通告をした日時、場所及び方法を通知しなければならない。

高等裁判所は、第一項の規定による請求を受けたときは、審理の期日に当事者を呼び出さなければならない。審理の期日は、第一項の規定による請求を受けた日から、二十日以内とする。

高等裁判所は、労働大臣の請求が理由があると認めるときは、当該都道府縣知事に対し、二十日以内に、当該違反事項を是正すべきことを命ずる旨の裁判をしなければならない。

第五十八條

都道府縣知事が、前條第四項の裁判に従い違反の事項を是正しないときは、労働大臣は、同條第一項の高等裁判所に対し、その事実の確認の裁判を求めることができる。

労働大臣は、前項の確認の裁判があつた後、必要があると認めるときは、この法律の規定により、当該都道府縣内に設置された公共職業安定所その他の職業安定機關を直接に指揮監督するとともに、所屬の官吏をして、都道府縣知事に代わつて、この法律の規定によりその行うべき職務を行わせることができる。

前條第四項の裁判を受けた都道府縣知事は、同條第一項の高等裁判所に対し、当該裁判に従い違反の事項を是正したことを証明して、前項の規定による労働大臣の権限を消滅させることを請求することができる。

一 新制定法

前二條の規定による裁判に対しては、最高裁判所の定めるところにより、上訴することができる。

前項の規定による上訴は、執行停止の効力を有しない。

前二條に規定する最高裁判所の審理及び裁判の手續は、最高裁判所がこれを定める。

前三條に規定する手續については、労働大臣は、必要があると認めるときは、司法大臣に協力及び援助を求めることができる。

(権限の委任)

この法律に規定する労働大臣の権限は、命令の定めるところによつて、これを行政廳に委任することができる。

(船員に対する適用除外)

この法律は、船員法第一條に規定する船員については、これを適用しない。

第五章 罰則

左の各号の一に該当する者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二千元以上三万円以下の罰金に処する。

一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によつて、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者又はこれらに従事した者

二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者又はこれらに従事した者

第六十四條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第三十二條第一項本文の規定に違反した者又は同項但書の規定に違反して労働大臣の許可を受けず有料で若しくは営利を目的として職業紹介事業を行った者

二 第三十三條第一項の規定に違反した者

三 第三十六條又は第三十七條第一項の規定に違反した者

四 第四十四條の規定に違反した者

五 第四十五條の規定に違反して主務大臣の許可を受けず、又は有料で労働者供給事業を行った者

第六十五條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第三十七條第二項の規定に違反した者

二 第三十八條の規定による制限又は指示に従わなかつた者

三 第四十條又は第四十一條の規定に違反した者

四 虚偽の廣告をなし、又は虚偽の条件を呈示して、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者又はこれらに從事した者

五 労働条件が法令に違反する工場事業場等のために、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者、又はこれに從事した者

第六十六條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第三十四條第二項の帳簿書類を作成せず、若しくは備えて置かなかつた者又は虚偽の帳簿書類を作成した者

二 第四十八條の規定に違反して、故なく報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第四十九條第一項の規定に違反して、故なく報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十七條 この法律の違反行為をした者が、法人又は人の事業又は業務について、当該法人又は人のために行為をした代理人又は被用者である場合においては、行為者を罰する外、当該法人の代表者又は人が普通の注意を拂えば、その違反行為を知ることができるときは、その法人の代表者又は人に対しても各本條の罰金を科する。

法人又は人が違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講じなかつた場合、違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた場合又は違反を教唆した場合においては、当該法人の代表者又は人も行為者として、これを罰する。

附則

この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

この法律施行の際、現に行政廳の許可を受けて、職業紹介事業又は労働者供給事業を行う者は、この法律施行後三箇月を限り、引き続きその事業を行うことができる。職業紹介法は、これを廢止する。

(138) 失業保険法

(昭和二十二年十二月一日) (大藏・運輸・法律第四百四十六号) (労働大臣署名)

失業保険法目次

- 第一章 総則
- 第二章 被保険者
- 第三章 保険給付
- 第四章 費用の負担
- 第五章 失業保険委員会
- 第六章 審査の請求、訴願及び訴訟
- 第七章 雜則
- 第八章 罰則
- 附則

失業保険法

第一章 総則

(法律の目的)

第一條 失業保険は、被保険者が失業した場合に、失業保険金を支給して、その生活の安定を図ることを目的とする。

(保険者)

第二條 失業保険は、政府が、これを管掌する。
(失業の意義)

一 新制定法

第三條 この法律で失業とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。

この法律で離職とは、被保険者について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

(賃金)

第四條 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞與その他名称の如何を問はず、労働の対償として事業主が労働者に支拂うすべしとするものをいう。但し、賃金中臨時に支拂われるもの、三箇月を超え期間ごとに支拂われるもの及び通貨以外のもので支拂われるものであつて命令で定める範囲外のもの、この限りでない。

前項但書の賃金中通貨以外のもので支拂われるものの評價に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第五條 保険料及び失業保険金の額は、被保険者の賃金に基づいて、これを算定する。

第二章 被保険者

(当然被保険者)

第六條 左の各号に規定する事業所に雇用される者は、失業保険の被保険者とする。

一 左に掲げる事業の事業所であつて、常時五人以上の従業員を雇用するもの

(イ) 物の製造、改造、加工、修理、淨洗、選別、包装、裝飾、仕上、販賣のためにする仕立、破壊若しくは解体又は材料の

第七 社会法

変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは傳導の事業及び水道の事業を含む。）

(ハ)(ロ) 鉱業、砂鉱業、石切業その他土石又は鉱物採取の事業
道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業

(ニ) 船きよ、船舶、岩壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱の事業

(ホ) 物品の販売、配給、保管又は賃貸の事業

(ト) 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は廣告の事業
焼却、清掃又は、と殺の事業

二 法人の事務所であつて、常時五人以上の従業員を雇用するもの。

三 前各号に該当しない官公署

(國及び地方公共団体に雇用される者に関する特別指定)

第七條 國、都道府縣、市町村その他これに準ずるものに雇用される者が離職した場合に、他の法令、條例、規則等に基づいて支給を受けるべき恩給、退職料その他これらに準ずる諸給與の内容が、この法律に規定する保険給付の内容を超えたと認められる場合には、前條の規定にかかわらず、政令の定めるところによつて、これを失業保険の被保険者としな。

(任意包括被保険者)

第八條 第六條に規定する事業所以外の事業所の事業主は、労働大臣の認可を受けて、その事業所に雇用される従業員を包括して、

失業保険の被保険者となることが出来る。

前項の認可を申請するには、被保険者となるべき者の二分の一以上の同意を得なければならない。

被保険者となるべき者の二分の一以上が希望するときは、事業主は、第一項の認可を申請しなければならない。

第一項の認可があつたときは、その事業所に雇用される従業員は、失業保険の被保険者とする。

第九條 第六條の事業所が同條の規定に該当しなくなつたときは、その事業所に雇用される者は、前條の規定による被保険者となつたものとみなす。

(被保険者から除外される者)

第十條 第六條、第八條及び前條の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する者は、これを被保険者としな。但し、第一号に該当する者が、一箇月を超えて引き続き同一事業主に雇用されるに至つたとき、又は第二号若しくは第三号に該当する者が、所定の期間を超えて引き続き同一事業主に雇用されるに至つたときは、この限りでない。

- 一 一日雇入れられる者
- 二 二箇月以内の期間を定めて雇用される者
- 三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて雇用される者
- 四 船員保険の被保険者
- 五 十四日以内の期間試みに雇用される者
- 六 事業所の所在地の一定しない事業に雇用される者

(被保険者資格の取得)

第十一條 第六條又は第八條の規定によつて被保険者となるべき者は、その事業所に雇用されるに至つた日、当該事業所が第六條の規定に該当するに至つた日又は前條但書の規定に該当するに至つた日から、その資格を取得する。

(被保険者資格の喪失)

第十二條 被保険者は、死亡し、若しくは離職した日又は第十條本文の規定に該当するに至つた日の翌日から、その資格を喪失する。但し、その事実のあつた日に更に前條の規定に該当するに至つたときは、その日からその資格を喪失する。

第十三條 第八條の規定による被保険者を雇用する事業主は、労働大臣の認可を受けて、同條の規定による被保険者の全部をして、その資格を喪失させることができる。

前項の認可を申請するには、被保険者の四分の三以上の同意を得なければならない。

第一項の認可があつたときは、被保険者は、認可があつた日の翌日から、その資格を喪失する。

(被保険者期間の計算)

第十四條 被保険者であつた期間は、月を以て計算し、各月において労働した日数（賃金が、月、週その他一定の期間によつて定められた場合においては、賃金支拂の基礎となつた日数。以下同じ。）が十一日以上あるときは、その月は、これを一月として計算し、その日数が十一日未満のときは、その月は、被保険者期間

一 新制定法

に算入しない。

第三章 保険給付

(受給要件)

第十五條 被保険者が、失業した場合において、離職の日以前一年間に、通算して六箇月以上被保険者であつたときは、保険給付として、失業保険金を支給する。

前項の規定によつて、失業保険金の支給を受けることができる者が、第十八條に規定する一年の期間内に再び就職した後離職した場合においては、前項の規定に該当しなときでも、前の資格に基く失業保険金の支給を受けることができる。

第十六條 前條の規定に該当する者（以下受給資格者という。）が、失業保険金の支給を受けるには、離職後、政令の定めるところによつて、公共職業安定所に出頭し求職の申込をした上、失業の認定を受けなければならない。

(給付額)

第十七條 失業保険金は、被保険者の離職した月前において、被保険者期間として計算された最後の月及びその前月（月の末日において離職し、その月が被保険者期間として計算される場合は、その月及びその月前において被保険者期間として計算された最後の月）に支拂われた賃金の総額をその期間の総日数で除した額によつて算定する。但し、その二箇月間における後の月に支拂われた賃金が、法令又は労働協約若しくは就業規則に基く昇給その他これに準ずる賃金の増加によつて、その前の月に支拂われた賃金よ

り高いときは、その後の月に支拂われた賃金の総額をその期間の
総日数で除して得た額によつて算定する。

前項の額が左の各号の一によつて計算した額に満たないときは
は、失業保険金は、前項の規定にかかわらず、左の各号の一によ
つて計算した額によつて算定する。

一 賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出
來高拂制その他の請負制によつて定められた場合においては、
前項の期間に支拂われた賃金の総額をその期間中に労働した日
数で除した金額の百分の七十

二 賃金の一部が、月、週その他一定の期間によつて定められた
場合においては、その部分の総額をその期間の総日数で除した
金額と前号の金額との合算額

失業保険金は、労働大臣の定める失業保険金額表における賃金
等級に属する賃金に應じて定められた定額とする。但し、失業保
険金算定の基礎となる賃金の最高額は、一日につき、百七十円を
超えてはならない。

失業保険金の額は、第一項及び第二項の規定によつて算定した
賃金の額が、四十円以上八十円未満の賃金等級に属する場合に
は、その賃金の額の百分の六十に相当する額、その賃金の額が八
十円以上百七十円以下の賃金等級に属する場合には、百七十円に
ついで百分の四十を最低の率として逡減した率によつて算定した
額、又はその賃金の額が十円（十円未満のものを含む。）以上四
十円未満の賃金等級に属する場合には、十円について百分の八十

を最高の率として逡増した率によつて算定した額を基準とした金
額とする。

労働大臣は、総理府統計局の発表する毎月勤労統計に示された
工場労働者の平均給与額が、失業保険金額表の制定又は改正がそ
の効力を生ずる月におけるその統計に示された当該平均給与額の
百分の百二十五を超えるに至つたことを認めるときは、失業保険
金額表を改正し、その平均給与額の上昇した比率に應じて、前項
の賃金等級に属する賃金額を引き上げ、その賃金等級に應ずる失
業保険金の額をあらたに定めなければならない。但し、前項の賃
金等級における失業保険金の額と賃金額との比率は、これを変え
てはならない。

前項の規定によつて失業保険金額表が改正され、その効力が生
じた後においては、失業保険金は、第三項及び第四項の規定にか
かわらず、改正された当該失業保険金額表によつて支給されるも
のとする。

受給資格者は、第十六條の規定によつて公共職業安定所におい
て認定を受けた失業の期間中、自己の労働によつて収入を得るに
至つた場合において、その収入の額が失業保険金算定の基礎とな
つた賃金の百分の八十に相当する額を基準とする金額に達しない
ときは、失業保険金の支給を受けることができる。この場合にお
ける失業保険金算定の方法は、政令でこれを定める。

受給資格者が、健康保険法第五十五條の規定によつて傷病手当
金の支給を受ける場合においては、失業保険金は、その者に支給

すべき失業保険金の額からその支給を受けるべき傷病手当金の額
を控除した残りの額を支給する。

(受給期間)

第十八條 失業保険金の支給を受ける期間は、受給資格者が第十五
條第一項の規定に該当するに至つた後における最初の離職の日の
翌日から起算して、一年間とする。

前項の期間内において、受給資格者が再び就職し、あらたに第
十五條第一項の規定に該当するに至つた後離職したときは、前項
の期間は、その離職の日から、あらたにこれを起算するものとす
る。

(待期)

第十九條 失業保険金は、受給資格者が公共職業安定所に離職後最
初に求職の申込をした日以後において、失業の日数が通算して七
日に満たない間は、これを支給しない。但し、失業保険金の支給
を受けることができる者が前條に規定する一年の期間内において
再び就職した後離職した場合は、この限りでない。

(給付日数)

第二十條 失業保険金は、第十八條に規定する一年の期間内におい
て、通算して百八十日分を超えては、これを支給しない。

受給資格者が第十八條第二項の規定に該当するに至つたとき
は、前の資格に基づく失業保険金は、これを支給しない。

(給付の制限)

第二十一條 受給資格者が、公共職業安定所の紹介する職業に就く

一新制定法

こと又はその指示した職業の補導を受けることを拒んだときは、
その拒んだ日から起算して一箇月間は、失業保険金を支給しな
い。但し、左の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- 一 紹介された職業又は補導を受けることを指示された職業が、
受給資格者の能力からみて不適当と認められるとき。
- 二 就職するために、現在の住所又は居所を変更することを要す
る場合において、その変更が困難であると認められるとき。
- 三 就職先の賃金が、同一地域における同種の業務及び技能につ
いて行われる一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。
- 四 職業安定法第二十條の規定に違反して、労働争議の発生して
いる事業所に受給資格者を紹介したとき。
- 五 その他正当な理由のあるとき。

公共職業安定所は、受給資格
者について、前項各号の一に該当するかしないかを認定しよう
とするときは、労働大臣が失業保険委員会の意見を聞いて定め
た基準によらなければならない。

第二十二條 被保険者が、自己の責に帰すべき重大な事由によつて
解雇され、又はやむを得ない事由がないと認められるにもかかわらず
自己の都合によつて退職したときは、第十九條に規定する期
間の満了後一箇月以上二箇月以内の間において公共職業安定所の
定める期間は、失業保険金を支給しない。

公共職業安定所は、被保険者の離職が前項に規定する事由によ
るかどうかを認定しようとするときは、労働大臣が失業保険委員
会の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。

第二十三條 受給資格者が、詐欺その他不正の行爲によつて、失業保険金の支給を受け、又は受けようとしたときは、失業保険金を支給しない。

前項の場合において、政府は、失業保険金の支給を受けた者又はその相続人に対し、当該支給金額に相当する金額の返還を命ずることができる。

(支給方法及び支給期日)

第二十四條 失業保険金は、公共職業安定所において、一週間に一回、その日以前の七日分(失業の認定を受けなかつた日分を除く)を支給する。但し、労働大臣は、必要であると認めるときは、失業保険委員会の意見を聞いて、失業保険金の支給について別段の定めをすることができる。

公共職業安定所は、各受給資格者について失業保険金を支給すべき日を定め、これをその者に知らせなければならない。

(受給権の譲渡及び差押の禁止)

第二十五條 失業保険金の支給を受ける権利は、これを譲り渡し、又は差し押えることはできない。

(租税その他の公課の非課税)

第二十六條 失業保険金を標準として、租税その他の公課は、これを課さない。

(費用の支給)

第二十七條 受給資格者が、公共職業安定所の紹介した職業に就くため、その住所又は居所を変更する場合においては、政府は、受

給資格者及びその者により生計を維持されている同居の親族(届出をしないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む)の移轉に要する費用を支給することができる。

前項の費用の支給に關し必要な事項は、労働大臣が、失業保険委員会の意見を聞いて、これを定める。

第二十三條の規定は、第一項の場合に、これを準用する。

第四章 費用の負担

(國庫の負担)

第二十八條 國庫は、保険給付に要する費用の三分の一を負担する。

國庫は、前項の費用の外、毎年度予算の範囲内において、失業保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

(保険料の徴收)

第二十九條 政府は、失業保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴收する。

(保険料率)

第三十條 保険料率は、被保険者及び被保険者を雇用する事業主について、各々千分の十一とする。

労働大臣は、政令の定める場合においては、失業保険委員会の意見を聞いて、保険料率を変更する手続をとらなければならない。但し、毎年三月末日又は九月末日において、過去六箇月間に徴收した保険料総額と支給した保険給付総額との差額を失業保険特別会計の積立金に加減した金額が、当該月の翌月から四箇月間

に支給せらるべきものと予測される保険給付額に満たないと認められる場合において、緊急の必要があるときは、労働大臣は、失業保険委員会の意見を聞いて、保険料率を変更することができる。

前項但書の場合には、労働大臣は、次の國會において、保険料率を変更する手続をとらなければならない。この場合において、その変更のあつた日から一年以内に、その変更に關して、國會の議決がなかつた場合には、同項但書の規定によつて変更された保険料率は、その変更のあつた日から一年を経過した日から、第一項に規定する保険料率に変更されたものとみなす。

(保険料額及び保険料の負担)

第三十一條 保険料額は、各月につき、被保険者に支拂われた賃金の額に保険料率を乗じて得た金額を基準として労働大臣の定めた保険料額表に示す賃金等級別の定額とする。但し、保険料算定の基礎となる賃金の最高額は、一月につき、五千百円を超えてはならない。

第十七條第五項及び第六項の規定は、前項の最高額の変更に關して、これを準用する。

被保険者及び被保険者を雇用する事業主は、各々同額の保険料を負担する。

(保険料納付義務者)

第三十二條 事業主は、その雇用する被保険者の負担する保険料を納付しなければならない。

一 新制定法

新制定法

新制定法

第三十六條 前條の規定によつて、督促をしたときは、政府は、徴収金額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。但し、督促状に指定した期限までに徴収金及び督促手数料を完納したときその他政令で定める場合は、この限りでない。

第三十七條 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、市町村その他これに準ずるものの徴収金に次ぎ、他の公課に先だつものとする。

第三十八條 保険料その他この法律の規定による徴収金に関する書類の送達については、國稅徵收法第四條ノ七及び第四條ノ八の規定を準用する。

第五章 失業保険委員会
(失業保険委員会)

第三十九條 失業保険に関する重要事項を審議させるため、失業保険委員会を置く。

労働大臣は、失業保険事業の運営に関する重要事項については、予め失業保険委員会の意見を聞いて、これを決定しなければならない。

失業保険委員会は、労働大臣に対するその職能を完うするため、必要に應じ、失業保険事業の運営に関し、関係行政官廳に建議し、又はその報告を求めることができる。

失業保険委員会は、被保険者を代表する者、事業主を代表する者及び公益を代表する者につき、労働大臣が各々同数を委嘱した

者でこれを組織する。

前各項に定めるものの外、失業保険委員会の事務に関する事項は、政令でこれを定める。

第六章 審査の請求、訴願及び訴訟
(不服の申立)

第四十條 失業保険金の支給に関する処分不服のある者は、失業保険審査官の審査を請求し、その決定に不服のある者は、失業保険審査会に審査を請求し、その決定に不服のある者は、裁判所に訴訟を提起することができる。

前項の審査の請求は、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

(失業保険審査官)

第四十一條 失業保険審査官は、労働大臣がこれを任命する。失業保険審査官の職務は、この法律の定めるところによるものとする。

失業保険審査官は、必要があると認める場合においては、職権で審査をすることができる。

失業保険審査官は、審査のため必要があると認める場合においては、失業保険金の支給に関する処分をした官吏に対して、意見を求め、又は受給資格者若しくはその事業主であつた者に対して、報告をさせ、若しくは出頭を命ずることができる。

(訴願)

第四十二條 保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課又は

徴収の処分不服のある者は、労働大臣に訴願することができる。

前項の規定による訴願の提起があつたときは、労働大臣は、失業保険審査会の審査を経て、これを裁決する。

(失業保険審査会)

第四十三條 失業保険審査会は、被保険者を代表する者、事業主を代表する者及び公益を代表する者につき、労働大臣が各々同数を委嘱した者でこれを組織する。

(証拠調)

第四十四條 失業保険審査官又は失業保険審査会は、審査のため必要がある場合においては、証人又は鑑定人の尋問その他の証拠調をすることができる。

証拠調については、民事訴訟法の証拠調に関する規定並びに民事訴訟費用法第九條及び第十一條乃至第十三條の規定を準用する。但し、過料に処し、又は拘引を命ずることができない。

(申立の期間)

第四十五條 審査の請求、訴の提起又は訴願の提起は、処分の通知又は決定書の交付を受けた日から六十日以内に、これをしなければならない。この場合において、審査の請求については、訴願法第八條第三項の規定を、訴の提起については、民事訴訟法第一百五十八條第二項及び第一百五十九條の規定を準用する。

(施行規定)

第四十六條 この章に定めるものの外、失業保険審査官及び失業保

険審査会の事務に関する事項は、政令でこれを定める。

第七章 雜則

第四十七條 保険料を徴収し、又はその還付を受ける権利及び失業保険金を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

前項の時効について、その中断、停止その他の事項に関しては、民法の時効に関する規定を準用する。

命令の定めるところによつて、行政廳のなす保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知は、民法第一百五十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

(印紙税の非課税)

第四十八條 失業保険に関する書類には、印紙税を課さない。

(報告の義務)

第四十九條 行政廳は、命令の定めるところによつて、被保険者を雇用する事業主に、被保険者の異動、賃金その他失業保険事業の運営に必要なる報告又は文書を提出させることができる。

離職した被保険者は、命令の定めるところによつて、従前の事業主に対し失業保険金の支給を受けるために必要な証明書の交付を請求することができる。その請求があつたときは、事業主は、その請求にかかる証明書を交付しなければならない。

第五十條 行政廳は、被保険者又は受給資格者に、失業保険事業の運営に必要なる報告若しくは文書の提出をさせ、又は出頭させ

せることができる。

(質問及び検査)

第五十一條 行政廳は、必要があると認める場合においては、当該官吏に、被保険者又は受給資格者を雇用し、又は雇用した事業所に立入つて、被保険者又は受給資格者の雇用関係及び賃金について、関係者に対して質問し又は帳簿書類の検査をさせることができる。

前項の場合において、当該官吏は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。

(権限の委任)

第五十二條 この法律に定める労働大臣の職権の一部は、政令の定めるところによつて、行政廳に委任することができる。

第八章 罰則

第五十三條 事業主が、故なく左の各号の一に該当するときは、これを六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第八條第三項の規定に違反した場合

二 第三十二條の規定に違反して被保険者の賃金から控除した保険料をその納付期日に納付しなかつた場合

三 第四十九條第二項の規定による証明を拒んだ場合

四 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合

五 この法律の規定による当該官吏の質問に対して、答弁せず、

若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第五十四條 被保険者、受給資格者その他の関係者が、故なく左の各号の一に該当するときは、これを六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

一 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合

二 この法律の規定による当該官吏の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第五十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に對し、各本條の罰金刑を科する。

附則

この法律は、昭和二十二年十一月一日から、これを適用する。

失業手当法第二條の規定に該当する者が、同法の規定によつて失業手当又は失業保険金の支給を受けたときは、その支給を受けるに對して計算された同條第一項第一号の期間中被保険者であつた期間は、第十五條第一項の被保険者であつた期間に、これを加算しない。

失業手当法の規定によつて失業手当金の支給を受ける者が、昭和

二十三年五月一日以後同法第二條第一項の規定により失業保険金の支給を受けるに至つた場合においては、その失業保険金の額は、失業手当金の額と同額とし、同法第六條に規定する一年の期間内において、百二十日から既に失業手当金の支給を受けた日数を控除した残りの日数を超えては、これを支給しない。

(139) 失業手当法

(昭和二十二年十二月一日) (大藏・労働) 法律第四百四十五号 (大臣署名)

失業手当法

(法律の目的)

第一條 この法律は、失業保険の被保険者が失業した場合に、失業手当又は失業保険金を支給することを目的とする。

前項の失業保険金は、失業保険法の規定にかかわらず、この法律の定めるところによつて、これを支給するものとする。

(失業手当又は失業保険金の支給)

第二條 政府は、失業保険の被保険者が左に掲げる事項に該当するときは、昭和二十三年四月三十日までは、失業手当金を、同年五月一日以後は、失業保険金を支給する。

一 離職の日まで六箇月以上、失業保険法に規定する事業所(昭和二十二年十一月一日前の期間については、継続して同一の事業所)に雇用されたこと。

一新制定法

二 前号に該当する者が、昭和二十二年十一月一日から、昭和二十三年四月三十日までの間において離職し、失業保険法第十五條第一項の規定に該当しないこと。

前項の規定によつて失業手当金(同項に規定する失業保険金を含む。第十六條の場合を除いて、以下同じ。)の支給を受けることができる者が、第六條に規定する期間内に、再び就職した後離職した場合においては、同項に掲げる事項に該当しないときでも、失業手当金を支給する。

(失業の意義)

第三條 この法律で失業とは、労働者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。

この法律で離職とは、労働者について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

(支給要件)

第四條 第二條の規定に該当する者(以下受給資格者という。)が、失業手当金の支給を受けようとするときは、左の手續をしなければならない。

一 第二條第一項の規定に該当することを証明する文書その他必要の文書を公共職業安定所に提出すること。

二 離職後、政令の定めるところによつて、公共職業安定所に出頭し求職の申込をした上、失業の認定を受けること。(支給金額)

第五節

失業手当金は、失業保険の被保険者の離職した月前において、被保険者期間として計算された最後の月及びその前月（月の末日において、離職し、その月が被保険者期間として計算される場合は、その月及びその月前において被保険者期間として計算された最後の月）に支拂われた賃金の総額をその期間の総日数で除した額によつて算定する。但し、その二箇月間における後の月に支拂われた賃金が、法令又は労働協約若しくは、就業規則に基く昇給その他これに準ずる賃金の増加によつて、その前の月に支拂われた賃金より高いときは、その後の月に支拂われた賃金の総額をその期間の総日数で除して得た額によつて算定する。

前項の額が左の各号の一によつて計算した額に満たないときは、失業手当金は、前項の規定にかかわらず、左の各号の一によつて計算した額によつて算定する。

一 賃金が労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高拂制その他の請負制によつて定められた場合においては、前項の期間に支拂われた賃金の総額をその期間中に労働した日数で除した金額の百分の七十

二 賃金の一部が、月、週その他一定の期間によつて定められた場合においては、その部分の総額をその期間の総日数で除した金額と前号の金額との合算額

失業手当金は、労働大臣の定める失業手当金額表における賃金等級に属する賃金に應じて定められた定額とする。但し、失業手当金算定の基礎となる賃金の最高額は、一日につき、百七十円を

超えてはならない。

失業手当金の額は、第一項及び第二項の規定によつて算定した賃金の額が、四十円以上八十円未満の賃金等級に属する場合には、その賃金の額の百分の五十五に相当する額、その賃金の額が八十円以上百七十円以下の賃金等級に属する場合には、百七十円について百分の三十五を最低の率として逡減した率によつて算定した額、又はその賃金の額が十円（十円未満のものを含む）以上四十円未満の賃金等級に属する場合には、十円について百分の七十五を最高の率として逡増した率によつて算定した額を基準とした金額とする。

受給資格者は、第四條の規定によつて公共職業安定所において認定を受けた失業の期間中、自己の労働によつて収入を得るに至つた場合において、その収入の額が失業手当金算定の基礎となつた賃金の百分の八十に相当する額を基準とする金額に達しないときは、失業手当金の支給を受けることができる。この場合における失業手当金算定の方法は、政令でこれを定める。

受給資格者が、健康保険法第五十五條の規定によつて傷病手当金の支給を受ける場合においては、失業手当金は、その者に支給すべき失業手当金の額からその支給を受けるべき傷病手当金の額を控除した残りの額を支給する。

(支給期間)

第六條 失業手当金の支給を受ける期間は、受給資格者の最初の離職の日の翌日から起算して、一年間とする。

(待期)

第七條 失業手当金は、受給資格者が公共職業安定所に離職後最初に求職の申込をした日以後において、失業の日数が通算して三十日に満たない間はこれを支給しない。但し、失業手当金の支給を受けることができる者が前條に規定する一年の期間内に再び就職した後離職した場合は、この限りでない。

(支給日数)

第八條 失業手当金は、第六條に規定する一年の期間内において、通算して百二十日分を超えては、これを支給しない。

(失業保険との調整)

第九條 受給資格者が、失業保険法第十五條第一項の規定に該当するに至つたときは、失業手当金を支給しない。

(支給の制限)

第十條 受給資格者が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又はその指示した職業の補導を受けることを拒んだときは、失業手当金を支給しない。但し、左の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 紹介された職業又は補導を受けることを指示された職業が、受給資格者の能力からみて不相当と認められるとき。

二 就職するために、現在の住所又は居所を変更することを要する場合において、その変更が困難であると認められるとき。

三 就職先の賃金が、同一地域における同種の業務及び技能について行われる一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。

一 新制定法

四 職業安定法第二十條の規定に違反して、労働争議の発生している事業所に受給資格者を紹介したとき。

五 その他正当な理由のあるとき。

公共職業安定所は、受給資格者について、前項各号の一に該当するおしなにかを認定しようとするときは、労働大臣が失業保険委員会の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。

第十一條 第二條第一項に掲げる事項に該当する者が、自己の責に帰すべき重大な事由によつて解雇され、又はやむを得ない事由がないと認められるにもかかわらず自己の都合によつて退職した者であるときは、失業手当金を支給しない。

公共職業安定所は、受給資格者の離職が前項に規定する事由によるかどうかを認定しようとするときは、労働大臣が失業保険委員会の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。

第十二條 受給資格者が、詐欺その他不正の行爲によつて、失業手当金の支給を受け、又は受けようとしたときは、失業手当金を支給しない。

前項の場合において、政府は、失業手当金の支給を受けた者又はその相続人に対し、当該支給金額に相当する金額の返還を命ずることができる。

(支給方法及び支給期日)

第十三條 失業手当金は公共職業安定所において、一週間に一回、その日以前の七日分（失業の認定を受けなかつた日分を除く。）を支給する。但し、労働大臣は、必要であると認めるときは、失業

保険委員会の意見を聞いて、失業手当金の支給について別段の基準を定めることができる。

公共職業安定所は、各受給資格者について、失業手当金を支給すべき日を定め、これをその者に知らせなければならない。

(受給権の譲渡及び差押の禁止)

第十四條 失業手当金の支給を受ける権利は、これを譲り渡し、又は差し押えることはできない。

(租税その他の公課の非課税)

第十五條 失業手当金を標準として、租税その他の公課は、これを課さない。

(費用の負担)

第十六條 失業手当金の支給に要する出費は、國庫において、全額これを負担し、第二條第一項の失業保険金の支給に要する費用については、その三分の一は、國庫において、これを負担し、その三分の二は、失業保険法の規定による保険料を以て、これに充てるものとする。

(不服の申立)

第十七條 失業手当金の支給に関する処分不服のある者は、失業手当審査官の審査を請求し、その決定に不服のある者は、失業手当審査会に審査を請求し、その決定に不服のある者は、裁判所に訴訟を提起することができる。

(前項の審査の請求は、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。)

この場合において、審査の請求については、訴訟法第八條第三項の規定を、訴の提起については、民事訴訟法第五十八條第二項及び第五十九條の規定を準用する。

(施行規定)

第二十二條 前五條に規定するものの外、失業手当審査官及び失業手当審査会の事務に関する事項は、政令でこれを定める。

(時効)

第二十三條 失業手当金の支給を受ける権利は、一年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(印紙税の非課税)

第二十四條 失業手当に関する書類には、印紙税を課さない。

(報告、出頭等の義務)

第二十五條 行政廳は、命令の定めるところによつて、受給資格者を雇用した事業主又は受給資格者に、受給資格者の異動、賃金その他この法律の施行に必要なる報告、若しくは文書を提出させ、又は受給資格者を出頭させることができる。

離職した失業保険の被保険者は、命令の定めるところによつて、従前の事業主に対し失業手当金の支給を受けるために必要な証明書の交付を請求することができる。その請求があつたときは、事業主は、その請求にかかる証明書を交付しなければならない。

(失業者の代表者)

第二十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対し、同條の罰金刑を科する。

(附則)

新制定法

五七七

この場合において、審査の請求については、訴訟法第八條第三項の規定を、訴の提起については、民事訴訟法第五十八條第二項及び第五十九條の規定を準用する。

(質問及び検査)

第二十六條 行政廳は、必要があると認める場合においては、当該官吏に、受給資格者を雇用した事業所に立入つて受給資格者の雇用関係及び賃金について、関係者に対し質問し又は帳簿書類の検査をさせることができる。

(罰則)

第二十七條 事業主、受給資格者その他の関係者が、故なく左の各号の一に該当するときは、これを六ヶ月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第二十五條第二項の規定による証明を拒んだ場合

二 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合

三 この法律の規定による当該官吏の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対し、同條の罰金刑を科する。

(附則)

新制定法

この法律は、昭和二十二年十一月一日から、これを適用する。
第六條に規定する期間は、昭和二十二年十一月一日以後この法律公布の日前に離職した者については、この法律公布の日から、これを起算するものとする。

第十四章 罰則

(140) 船員法

(昭和二十二年九月一日(内務・司法)法律第百一十号(運輸大臣署名))

船員法目次

- 第一章 総則
- 第二章 船長の職務及び権限
- 第三章 紀律
- 第四章 雇入契約
- 第五章 給料その他の報酬
- 第六章 労働時間、休日及び定員
- 第七章 有給休暇
- 第八章 食料及び衛生
- 第九章 年少船員及び女子船員
- 第十章 災害補償
- 第十一章 就業規則
- 第十二章 監督
- 第十三章 雑則

第十四章 罰則

第一章 総則

(船員)

第一條 この法律で船員とは、日本船舶又は日本船舶以外の命令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備員をいう。

前項に規定する船舶には、左の船舶を含まない。

- 一 総トン数五トン未満の船舶
- 二 湖、川又は港のみを航行する船舶
- 三 総トン数三十トン未満の漁船

第二條 この法律で海員とは、船内で使用される船長以外の乗組員で労働の対償として給料その他の報酬を支拂われる者をいう。

この法律で予備員とは、前條第一項に規定する船舶に乗り組むため雇うようされている者で船内で使用されていないものをいう。

第三條 この法律で、職員とは、航海士、機関長、機関士、船舶通信士及び命令の定めるその他の海員をいい、属員とは、職員以外の海員をいう。

(給料及び労働時間)

第四條 この法律で、給料とは、船舶所有者が船員に対し一定の金額により定期に支拂う報酬のうち基本となるべき固定給をいい、労働時間とは、上長の職務上の命令に基き航海当直その他の作業に従事する時間をいう。

(船舶所有者に関する規定の適用)

第五條 この法律及びこの法律に基いて発する命令のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には、船舶管理人に、船舶貸借の場合には、船舶借入人に、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合には、その者にこれを適用する。

(労働基準法の適用)

第六條 労働基準法第一條乃至第十一條、第十七條乃至第十九條及び第二百二十二條の規定は、船員の労働関係についても適用があるものとする。

第二章 船長の職務及び権限

(指揮命令権)

第七條 船長は、海員を指揮監督し、且つ、船内にある者に対して自己の職務を行うのに必要な命令をすることができる。

(発航前の検査)

第八條 船長は、発航前に船舶が航海に支障ないかどうかその他航海に必要な準備が整っているかいかを検査しなければならない。

(航海の成就)

第九條 船長は、航海の準備が終つたときは、遅滞なく発航し、且つ、必要がある場合を除いて、予定の航路を変更しないで到達港まで航行しなければならない。

(甲板上の指揮)

第十條 船長は、船舶が港を出入するとき、船舶が狭い水路を通過

一 新制定法

するときその他船舶に危険の虞があるときは、甲板にあつて自ら船舶を指揮しなければならない。

(在船義務)

第十一條 船長は、やむを得ない場合を除いて、自己に代わつて船舶を指揮すべき者にその職務を委任した後でなければ、荷物の積及び旅客の乗込の時から荷物の陸揚及び旅客の上陸の時まで、自己の指揮する船舶を去つてはならない。

(船舶に危険がある場合における処置)

第十二條 船長は、船舶に急迫した危険があるときは、人命、船舶及び積荷の救助に必要な手段を盡し、且つ旅客、海員その他船内にある者を去らせた後でなければ、自己の指揮する船舶を去つてはならない。

(船舶が衝突した場合における処置)

第十三條 船長は、船舶が衝突したときは、互に人命及び船舶の救助に必要な手段を盡し、且つ船舶の名称、所有者、船籍港、発航港及び到達港を告げなければならない。但し、自己の指揮する船舶に急迫した危険があるときは、この限りでない。

(遭難船舶の救助)

第十四條 船長は、他の船舶の遭難を知つたときは、人命の救助に必要な手段を盡さなければならない。但し、自己の指揮する船舶に急迫した危険がある場合及び命令の定める場合は、この限りでない。

(水葬)

第十五條 船長は、船舶の航行中船内にある者が死亡したときは、命令の定めるところにより、これを水葬に付することができる。
(遺留品の処置)

第十六條 船長は、船内にある者が死亡し、又は行方不明となつたときは、法令に特別の定めがある場合を除いて、船内にある遺留品について、命令の定めるところにより、保管その他の必要な処置をしなければならない。
(在外國民の送還)

第十七條 船長は、外國に駐在する日本の領事官が、法令の定めるところにより、日本國民の送還を命じたときは、正当の事由がなければ、これを拒むことができない。
送還費用の償還に關し必要な事項は、命令でこれを定める。
(書類の備置)

第十八條 船長は、命令の定める場合を除いて、左の書類を船内に備え置かなければならない。

- 一 船舶國籍證書又は命令の定める證書
- 二 海員名簿
- 三 航海日誌
- 四 旅客名簿
- 五 積荷に關する書類

海員名簿、航海日誌及び旅客名簿に關し必要な事項は、命令でこれを定める。
(航行に關する報告)

五 船長の許可なく端艇その他の重要な器具を使用しないこと。

六 船内の食料又は淡水を濫費しないこと。

七 船長の許可なく電氣若しくは火氣を使用し、又は禁止された場所で喫煙しないこと。

八 船長の許可なく日用品以外の物品を船内に持ち込み、又は船内から持ち出さないこと。

九 船内において争鬭、乱酔その他粗暴の行爲をしないこと。

十 その他船内の秩序をみだすようなことをしないこと。

(懲戒)
第二十二條 船長は、海員が前條の事項を守らないときは、これを懲戒することができる。

第二十三條 懲戒は、上陸禁止及び戒告の二種とし、上陸禁止の期間は、初日を含めて十日以内とし、その期間には、停泊日数のみを算入する。

第二十四條 船長は、海員を懲戒しようとするときは、三人以上の海員を立ち会わせて本人及び關係人を取り調べた上、立会人の意見を聴かなければならない。
(危険に対する処置)

第二十五條 船長は、海員が凶器、爆發又は発火しやすい物、劇薬その他の危険物を所持するときは、その物につき保管、放棄その他の処置をすることができる。

第二十六條 船長は、船内にある者の生命若しくは身体又は船舶に危害を及ぼすような行爲をしようとする海員に対し、その危害を

一新制定法

第十九條 船長は、左の各号の一に該当する場合には、命令の定めるところにより、行政官廳にその旨を報告しなければならない。
一 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき。

二 人命又は船舶の救助に従事したとき。

三 無線電信によつて知つたときを除いて、航行中他の船舶の遭難を知つたとき。

四 船内にある者が死亡し、又は行方不明となつたとき。

五 予定の航路を変更したとき。

六 船舶が抑留され、又は捕獲されたときその他船舶に關し著しい事故があつたとき。

(船長の職務の代行)

第二十條 船長が死亡したとき、船舶を去つたとき、又はこれを指揮することができない場合において他人を選任しないときは、運航に従事する海員は、その職掌の順位に従つて船長の職務を行ふ。

第三章 紀律

(船内秩序)

第二十一條 海員は、左の事項を守らなければならない。

一 上長の職務上の命令に従ふこと。

二 職務を怠り、又は他の乗組員の職務を妨げないこと。

三 船長の指定する時まで船内に乗入ること。

四 船長の許可なく船舶を去らないこと。

避けるのに必要な処置をすることができる。

第二十七條 船長は、必要があると認めるときは、旅客その他船内にある者に対しても、前二條に規定する処置をすることができる。

(強制下船)

第二十八條 船長は、海員が雇入契約の終了の公認があつた後船舶を去らないときは、その海員を強制して船舶から去らせることができる。

(行政廳に対する援助の請求)

第二十九條 船長は、海員その他船内にある者の行爲が人命又は船舶に危害を及ぼしその他船内の秩序を著しくみだす場合において、必要があると認めるときは、行政廳に援助を請求することができる。

(争議行爲の制限)

第三十條 労働關係に關する争議行爲は、船舶が外國の港にあるとき、又はその争議行爲に因り人命若しくは船舶に危険が及ぶようなときは、これをしてはならない。

第四章 雇入契約

(この法律に違反する契約)

第三十一條 この法律で定める基準に達しない労働條件を定める雇入契約は、その部分については、無効とする。この場合には、雇入契約は、その無効の部分については、この法律で定める基準に達する労働條件を定めたとみなす。

(労働条件の明示)

第三十二條 船舶所有者は、雇入契約の締結に際し、船員に対して給料、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。雇入契約の変更の際にも同様とする。

(賠償予定の禁止)

第三十三條 船舶所有者は、雇入契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

(強制貯金の禁止)

第三十四條 船舶所有者は、雇入契約に附随して、貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

船舶所有者は、船員の委託を受けてその貯蓄金を管理しようとするときは、保管及び返還の方法を定めて、行政官廳の認可を受けなければならない。

(相殺の制限)

第三十五條 船舶所有者は、船員に対する債権と給料の支拂の債務とを相殺してはならない。但し、相殺の額が給料の額の三分の一を超えないとき及び船員の犯罪行為に因る損害賠償の請求権を以てするときは、この限りでない。

(労働条件の記載及び提示)

第三十六條 船長は、雇入契約が成立したときは、雇入契約により定められた労働条件を海員名簿に記載して、これを海員に示さなければならない。雇入契約の変更があつたときも同様とする。

契約を解除することができる。

- 一 船員が著しく職務に不適任であるとき。
- 二 船員が著しく職務を怠つたとき、又は職務に関し船員に重大な過失のあつたとき。
- 三 海員が船長の指定する時まで船舶に乗り込まないとき。
- 四 海員が著しく船内の秩序をみだしたとき。
- 五 船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないとき。
- 六 前各号の場合を除いて、やむを得ない事由のあるとき。

第四十一條 船員は、左の各号の一に該当する場合には、雇入契約を解除することができる。

- 一 船舶が雇入契約の成立の時に於ける國籍を失つたとき。
- 二 雇入契約により定められた労働条件と事実とが著しく相違するとき。
- 三 船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないとき。
- 四 船員が命令の定めるところにより教育を受けようとするとき。

船舶が外國の港からの航海を終了した場合において、その船舶に乗り組む船員が、二十四時間以上の期間を定めて書面で雇入契約の解除の申入をしたときは、その期間が満了した時に、その者の雇入契約は、終了する。

海員は、船長の適当と認める自己の後任者を提供したときは、雇入契約を解除することができる。

第四十二條 期間の定めない雇入契約は、船舶所有者又は船員が二

一新制定法

第三十七條 船長は、雇入契約の成立、終了、更新又は変更があつたときは、命令の定めるところにより、遅滞なく、海員名簿を提示して、行政官廳に雇入契約の公認を申請しなければならない。前項の場合において船長が公認を申請することができないときは、船舶所有者は、船長に代わつて公認を申請しなければならない。

第三十八條 行政官廳は、雇入契約の公認の申請があつたときは、その雇入契約が航海の安全又は船員の労働関係に関する法令の規定に違反するようないかどるか、又、当事者の合意が充分であつたかどうかを審査するものとする。

(沈没等による雇入契約の終了)

第三十九條 船舶が左の各号の一に該当する場合には、雇入契約は、終了する。

- 一 沈没又は滅失したとき。
- 二 全く運航に堪えなくなつたとき。

船舶の存否が一箇月間分らないときは、船舶は、滅失したものと推定する。

第一項の規定により雇入契約が終了したときでも、船員は、人命、船舶又は積荷の應急救助のために必要な作業に従事しなければならない。この場合には、雇入契約は、なほ存続するものとなす。

(雇入契約の解除)

第四十條 船舶所有者は、左の各号の一に該当する場合には、雇入

十四時間以上の期間を定めて書面で解除の申入をしたときは、その期間が満了した時に終了する。

(船舶所有者の変更による雇入契約の終了)

第四十三條 相続その他の包括承継の場合を除いて、船舶所有者の変更があつたときは、雇入契約は、終了する。

前項の場合には、雇入契約の終了の時から、船員と新所有者との間に従前と同一条件の雇入契約が存するものとなす。この場合には、船員は、前條の規定に準じて雇入契約を解除することができる。

(雇入契約の延長)

第四十四條 雇入契約が終了した時に船舶が航行中の場合には、次の港に入港してその港における荷物の陸揚及び旅客の上陸が終る時まで、雇入契約が終了した時に船舶が停泊中の場合には、その港における荷物の陸揚及び旅客の上陸が終る時まで、その雇入契約は、存続するものとなす。

船舶所有者は、雇入契約が適当な船員を補充することのできない港において終了する場合には、適当な船員を補充することのできる港に到着して荷物の陸揚及び旅客の上陸が終る時まで、雇入契約を存続させることができる。但し、第四十一條第一項第一号乃至第三号の場合には、この限りでない。

(失業手当)

第四十五條 船舶所有者は、第三十九條の規定により雇入契約が終了したときは、二箇月の範囲内において、船員の失業期間中毎月

一回その失業日数に應じ給料の額と同額の失業手当を支拂わなければならぬ。

(雇止手当)

第四十六條 船舶所有者(第四号の場合には旧所有者)は、左の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、船員に一箇月分の給料の額と同額の雇止手当を支拂わなければならない。

一 第四十條第六号の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

二 第四十一條第一項第一号又は第二号の規定により船員が雇入契約を解除したとき。

三 第四十二條の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

四 第四十三條第一項の規定により雇入契約が終了したとき。

五 船員が第八十二條の健康証明書を受けることができないため雇入契約が解除されたとき。

(送還)

第四十七條 船舶所有者は、左の各号の一に該当する場合には、遅滞なくその費用で雇入港又は船員の希望する地まで船員を送還しなければならない。但し、送還に代えてその費用を支拂うことができる。

一 第三十九條の規定により雇入契約が終了したとき。

二 第四十條第一号又は第六号の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

三 第四十條第五号又は第四十一條第一項第三号の規定により船舶所有者又は船員が雇入契約を解除したとき。但し、船員の職務外の負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、この限りでない。

四 第四十一條第一項第一号又は第二号の規定により船員が雇入契約を解除したとき。

五 第四十二條の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

六 第四十三條第二項の規定により船員が雇入契約を解除したとき。

七 雇入契約が期間の満了に因り船員の本國以外の地で終了したとき。

八 船員が第八十一條の健康証明書を受けることができないため雇入契約が解除されたとき。

(送還の費用)

第四十八條 船舶所有者の負担すべて船員の送還の費用は、送還中の運送賃、宿泊費及び食費並びに雇入契約の終了の時から遅滞なく出発する時までの宿泊費及び食費とする。

(送還手当)

第四十九條 船舶所有者は、船員の送還に要する日数に應じ給料の額と同額の送還手当を支拂わなければならない。送還に代えてその費用を支拂うときも同様とする。

前項の送還手当は、船舶所有者が送還するときは、毎月一回、

送還に代えてその費用を支拂うときは、その際これを支拂わなければならない。

(船員手帳)

第五十條 船員は、船員手帳を受有しなければならない。

船長は、海員の乗船中その船員手帳を保管しなければならない。

船員手帳の交付、訂正、書換及び返還に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(勤務成績証明書)

第五十一條 海員は、船長に対し勤務の成績に關する証明書の交付を請求することができる。

第五章 給料その他の報酬

(給料その他の報酬の定め方)

第五十二條 船員の給料その他の報酬は、船員労働の特殊性に基き、且つ船員の経験、能力及び職務の内容に應じて、これを定めなければならない。

(給料その他の報酬の支拂方法)

第五十三條 給料その他の報酬は、法令又は労働協約に特別の定めがある場合を除いて、その全額を通貨で直接船員に支拂わなければならない。

命令の定める報酬を除いて、給料その他の報酬は、これを毎月

一回以上一定の期日に支拂わなければならない。

第五十四條 船舶所有者は、左の場合には、支拂期前でも遅滞な

一 新制定法

く、船員が職務に従事した日数に應じ、前條第二項に規定する給料その他の報酬を支拂わなければならない。

一 船員が解雇され、又は退職したとき。

二 船員、その同居の親族又は船員の收入によつて生計を維持する者が結婚、葬祭、出産、療養又は不慮の災害の復旧に要する費用に充てようとする場合において、船員から請求のあつたとき。

第五十五條 船長は、海員の給料その他の報酬が船内において支拂われるときは、直接海員にこれを手渡さなければならない。但し、やむを得ない事由のあるときは、他の職員に手渡させることができる。

第五十六條 船舶所有者は、船員から請求があつたときは、船員に支拂わらるべき給料その他の報酬をその同居の親族又は船員の收入によつて生計を維持する者に渡さなければならない。

(傷病中の給料請求権)

第五十七條 船員は、負傷又は疾病のため職務に従事しない期間についても、雇入契約存続中給料及び命令の定める手当を請求することができる。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、この限りでない。

(歩合による報酬)

第五十八條 船員の報酬が歩合によつて支拂われる場合において、その歩合による毎月の額が船舶所有者の定める一定額に達し

ないときでも、その報酬の額は、その一定額を下つてはならない。
第五十三條及び前條の規定の適用については、前項に規定する一定額の報酬は、これを給料とみなす。

船員の報酬が歩合によつて支拂われるときは、第四十五條、第四十六條、第四十九條及び第七十八條の規定の適用については、船舶所有者の別に定める額を以て一箇月分の給料の額とみなす。前項の額は、第一項の一定額以下であつてはならない。
(最低報酬)

第五十九條 行政官廳は、必要があると認めるときは、命令の定めるところにより、労働組合法による労働委員会（以下船員労働委員会という。）の議を経て、給料その他の報酬の最低額を定めることができる。

船舶所有者は、前項の規定により最低額が定められたときは、命令の定める場合を除いて、その額に達しない額の給料その他の報酬で、船員を使用してはならない。

第六章 労働時間、休日及び定員
(航海当直をする者の労働時間)

第六十條 左の者で航海当直をすべき職務を有するものが航海当直をする場合における労働時間は、一日について八時間以内、一週間について五十六時間以内とする。

- 一 総トン数二千トン以上の船舶に乗り組む甲板部及び無線部の職員並びに甲板部の属員
- 二 総トン数七百トン以上の船舶に乗り組む機関部の職員及び属員

員

船長は、前項の規定にかかわらず、左の時間労働時間を延長することができる。

- 一 甲板部又は無線部の職員が航海当直をする場合における労働時間については、一日について一時間以内
- 二 船長が特別の必要に因り甲板部又は無線部の職員の航海当直の員数を増加する場合における増加された者の労働時間については、一日について四時間以内
- 三 機関部の属員が航海当直に従事する場合における労働時間については、航海当直の通常の交代及び石炭からの投棄のために必要な時間

(停泊中の航海当直)

第六十一條 航海当直は、停泊中これをさせてはならない。但し、入港後十二時間以内又は出港予定時刻前十二時間以内であるとき及び船長が船舶の安全を図るため必要があると認めるときは、この限りでない。

(航海当直をしない者の労働時間)

第六十二條 総トン数七百トン以上の船舶に乗り組む甲板部及び機関部の職員及び属員で航海当直をすべき職務を有しない者の航行中又は入出港日における労働時間は、一日について八時間以内、一週間について四十八時間以内とする。

(停泊中の労働時間及び休日)

第六十三條 甲板部、機関部及び無線部の職員並びに甲板部及び機

関部の属員の停泊中（入出港日を除く。以下同じ。）における労働時間は、第六十一條但書の規定により航海当直をする場合を除いて、一日について八時間以内、一週間について四十八時間以内とする。

船舶所有者は、停泊中前項に規定する海員に一週間について少くとも一日の休日を取らなければならない。

船長は、やむを得ない事由のあるときは、前項の規定にかかわらず、休日においても第一項に規定する海員を必要な作業に従事させることができる。但し、そのために一週間について四十八時間以内の労働時間の制限を超えてはならない。

(事務部の属員の労働時間)

第六十四條 十二人を超える旅客定員を有する船舶に乗り組む事務部の属員は、航行中一日について少くとも十二時間これを休息させるものとする。

前項の規定による休息時間には、八時間の連続した休息時間を含むことを要する。

第六十五條 前條第一項の船舶以外の船舶に乗り組む事務部の属員の航行中及び入出港日における労働時間は、一日について八時間以内とする。但し、船長は、必要があると認めるときは、一日について二時間以内これを延長することができる。

第六十六條 事務部の属員の停泊中における労働時間は、労働協約で特別の定をした場合を除いて、一日について八時間以内とする。

一 新制定法

(時間外労働及び時間外手当)

第六十七條 船長は、臨時の必要があるときは、第六十條、第六十二條、第六十三條第一項第三項但書、第六十五條及び前條に規定する労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させ、若しくは第六十四條第一項の規定による休息時間を短縮することができる。又、同條第二項の規定にかかわらず、休息時間を八時間連続させないことができる。

船舶所有者は、前項の規定により労働時間が延長され、若しくは休息時間が短縮されたとき、又は休息時間が八時間連続させられなかつたときは、命令の定める時間外手当を支拂わなければならない。

船長は、命令の定めるところにより、船内に帳簿を備え置いて、前項の時間外手当に関する事項を記載しなければならない。
(例外規定)

第六十八條 第六十條及び第六十二條乃至前條の規定は、海員が船長の命令により、左の作業に従事する場合には、これを適用しない。

- 一 人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業
- 二 防火操練、端艇操練その他これに類似する作業
- 三 作業に従事すべき人員が負傷、疾病、死亡その他の予想し難い事故に因り減少したのに伴つて増加された作業
- 四 通関手続又は検査その他の衛生手続のために必要な作業

第七 社会法

五 船舶の正午位置測定のために必要な作業

(定員)

第六十九條 船舶所有者は、命令で定める場合を除いて、第六十條乃至第六十六條の規定を遵守するために必要を海員の定員を定め、その員数の海員を乗り組ませなければならない。

船舶所有者は、航海中海員に欠員を生じたときは、遅滞なくその欠員を補充しなければならない。

第七十條 総トン数七百トン以上の船舶に乗り組む甲板部の員で航海当直をすべき職務を有する者の定員は、九人以上とし、同時に航海当直をする者の員数は、三人以上としなければならない。但し、総トン数二千トン未満の船舶にあつては、その定員は六名で足りる。

前項の定員は、労働協約に特別の定のある場合を除いて、甲板部の勤務一年未満の者を以て、これに充ててはならない。

第一項の定員の過半数は、年齢十八年以上の者で三年以上甲板部の勤務に従事したも又は年齢十八年以上の者で行政官廳が命令の定めるところによりこれと同等の能力のあることを証明したものを以て、これに充てなければならない。

(適用範囲)

第七十一條 第六十條乃至前條の規定は、左の船舶については、これを適用しない。

一 沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数千トン未満の船舶で國內各港間のみを航海するもの(行政官廳が船員労働

委員会の議を経て指定する船舶を除く。

二 帆船

三 漁船

第七十二條 第六十條乃至第七十條の規定は、左の者には、これを適用しない。

一 甲板部、機関部又は無線部の最上位にある職員で航海当直をしない者

二 医師及び専ら調剤又は看護に従事する者

第七十三條 主務大臣は、必要があると認めるときは、船員労働委員会の決議により、第六十條乃至第七十條の規定の適用を受けない船員の労働時間、休日及び定員に関し必要な命令を発することができる。

第七章 有給休暇

(有給休暇の付與)

第七十四條 船舶所有者は、船員が同一の船舶において一年間連続して勤務(船舶の装束又は修繕中の勤務を含む。以下同じ)に従事したときは、その一年の経過後一年以内にその船員に有給休暇を與えなければならない。但し、船舶が航海の途中にあるときは、当該航海に必要な期間有給休暇を與えることを延期することができる。

船員が同一の事業に属する他の船舶へ轉船したときは、その轉船の前後の勤務は、同一の船舶において従事されたものとみなす。

船舶における勤務が中断した場合において、その中断の事由が船員の故意又は過失に因るものでなく、且つその中断の期間の合計が六週間を超えないときは、その中断の前後の勤務は、連続して従事されたものとみなす。

(有給休暇の日数)

第七十五條 有給休暇の日数は、連続した勤務一年について二十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに五日を加える。

沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶で國內各港間のみを航海するものに乗組む船員の有給休暇の日数は、前項の規定にかかわらず、連続した勤務一年について十二日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに二日を加える。

第七十六條 船舶所有者が船員に週休日、祝祭日の休日、慣習による休日又はこれらに代わるべき休日と與えているときは、その休日の日数は、これを前條の有給休暇の日数に算入しないものとする。負傷又は疾病に因り勤務に従事しない日数も同様とする。

(有給休暇の與へ方)

第七十七條 有給休暇を與うべき時期及び港については、船舶所有者と船員との協議による。

有給休暇は、労働協約の定めるところにより、期間を分けて、これを與えることができる。

(有給休暇中の報酬)

第七十八條 船舶所有者は、有給休暇中船員に給料並びに命令の定める手当及び食費を支拂わなければならない。

新制定法

船舶所有者は、有給休暇を請求することができる船員が有給休暇を與えられる前に解雇され、又は退職したときは、その者に與らべき有給休暇の日数に應じ前項の給料、手当及び食費を支拂わなければならない。

(適用範囲)

第七十九條 この章の規定は、左の船舶については、これを適用しない。

一 漁船

二 船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶

第八章 食料及び衛生

(食料の支給)

第八十條 船舶所有者は、船員の乗船中命令の定めるところにより、これに食料を支給しなければならない。

遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする船舶で総トン数七百トン以上のもの又は命令の定める漁船に乗組む船員に支給する食料は、主務大臣の定める食料表によらなければならない。

(健康証明書)

第八十一條 船舶所有者は、行政官廳の指定する医師が船内労働に適合することを証明した健康証明書を持たない者を船舶に乗り組ませることはならない。但し、やむを得ない事由のあるときは、この限りでない。

前項但書の場合には、船舶所有者は、遅滞なく、その後到着する港で健康証明書を受けさせる手続をしなければならない。

第七 社会法

の場合において健康証明書を受けることのできない者は、これを引き続き使用してはならない。

健康証明書に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(医師の乗組)

第八十二條 船舶所有者は、遠洋区域を航行区域とする総トン数五千トン以上の船舶又は遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする最大乗員百人以上の船舶に、医師を乗組ませなければならぬ。但し、やむを得ない事由のある場合において行政官廳の許可を受けたときは、期間を限つてこれに乗り組ませなくてもよい。

(衛生用品及び医療書)

第八十三條 船舶所有者は、遠洋区域、近海区域若しくは沿海区域を航行区域とする船舶又は命令の定める漁船に、主務大臣の定める医療その他の衛生用品及び医療書を備え置かなければならぬ。

第九章 年少船員及び女子船員

(未成年者の能力)

第八十四條 未成年者が船員となるには、法定代理人の許可を受けなければならない。

前項の許可を受けた者は、雇入契約に關しては、成年者と同一の能力を有する。

(最低年齢)

第八十五條 船舶所有者は、年齢十五歳未満の者を船員として使用

してはならない。但し、同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、この限りでない。

船舶所有者は、年齢十八歳未満の者を石炭を運び又はたく作業に従事する海員として使用してはならない。

船舶所有者は、年齢十八歳未満の者を船員として使用しようとするときは、その者の船員手帳に行政官廳の認証を受けなければならない。

前項の認証に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(産前産後)

第八十六條 船舶所有者は、六週間以内に出産する予定の女子の請求があつたときは、船内でその者を作業に従事させてはならない。

船舶所有者は、出産後六週間を経過しない女子を船内で使用してはならない。

船舶所有者は、妊娠中の女子の請求があつたときは、その者を他の軽易な作業に従事させなければならない。

前三項の規定は、同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、これを適用しない。

(生理休暇)

第八十七條 船舶所有者は、生理日における就業が著しく困難な女子の請求があつたときは、その者を生理日において船内で作業に従事させてはならない。

(夜間労働の禁止)

四 病院、診療所その他治療に必要な自宅以外の場所への收容 (食料の支給を含む。)

五 看護

六 移送

(傷病手当及び予後手当)

第九十一條 船員が職務上負傷し、又は疾病にかつたときは、船舶所有者は、四箇月の範囲内においてその負傷又は疾病がおおるまで毎月一回、命令の定める報酬(以下標準報酬という)の月額に相当する額の傷病手当を支拂い、その四箇月が経過してもその負傷又は疾病がおおらないときは、そのなおるまで毎月一回、標準報酬の月額の百分の六十に相当する額の傷病手当を支拂わなければならない。

船舶所有者は、前項の負傷又は疾病がおつた後遅滞なく、標準報酬の月額の百分の六十に相当する額の予後手当を支拂わなければならない。

前二項の規定は、負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失があつたときは、これを適用しない。

(障害手当)

第九十二條 船員の職務上の負傷又は疾病がおつた場合において、なおその船員の身体に障害が存するときは、船舶所有者は、なおつた後遅滞なく、標準報酬の月額に障害の程度に應じ別表に定める月数に乗じて得た額の障害手当を支拂わなければならない。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失の

新制定法

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療

第九十條 前條の療養は、左の各号のものとする。

第八十八條 船舶所有者は、年齢十八歳未満の船員又は女子の船員を午後八時から翌日の午前五時までの間に於いて作業に従事させてはならない。但し、命令の定める場合においてこれと異なる時刻の間において午前零時前後にわたり連続して九時間休息させるときは、この限りでない。

前項の規定は、第六十八條第一号及び第三号の作業に従事させる場合には、これを適用しない。

第一項の規定は、漁船及び船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、これを適用しない。

第十章 災害補償

(療養補償)

第八十九條 船員が職務上負傷し、又は疾病にかつたときは、船舶所有者は、その負傷又は疾病がおおるまで、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。

船員が雇入契約存続中職務外で負傷し、又は疾病にかつたときは、船舶所有者は、三箇月の範囲内において、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失があつたときは、この限りでない。

あつたときは、この限りでない。

(遺族手当)

第九十三條 船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、命令の定める遺族に標準報酬の月額額の三十六箇月分に相当する額の遺族手当を支拂わなければならない。船員が職務上の負傷又は疾病に因り死亡したときも同様とする。

(葬祭料)

第九十四條 船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、命令の定める遺族で葬祭を行う者に標準報酬の月額額の二箇月分に相当する額の葬祭料を支拂わなければならない。船員が職務上の負傷又は疾病に因り死亡したときも同様とする。

(他の給付との関係)

第九十五條 第八十九條乃至前條の規定により療養又は費用、手当若しくは葬祭料の支拂(以下災害補償と総称する)を受くべき者が、その災害補償を受くべき事由と同一の事由に因り船員保険法による保険給付又は命令で指定する法令に基いて災害補償に相当する給付を受くべきときは、船舶所有者は、災害補償の責を免れる。

(審査及び仲裁)

第九十六條 職務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、災害補償の金額の決定その他災害補償の実施に関して異議のある者は、行政官廳に対して審査又は事件の仲裁を請求することができる。

行政官廳は、必要があると認めるときは、職権で審査又は事件の仲裁をすることができる。

行政官廳は、審査又は事件の仲裁に際し船長その他の関係人の意見を聴かなければならない。

行政官廳は、審査又は事件の仲裁のため必要があると認めるときは、医師に診断又は検案をさせることができる。

第一項の規定による審査又は事件の仲裁の請求及び第二項の規定による審査又は事件の仲裁の開始は、時効の中断に關しては、これを裁判上の請求とみなす。

第十一章 就業規則

(就業規則の作成及び届出)

第九十七條 常時十人以上の船員を使用する船舶所有者は、命令の定めるところにより、左の事項について就業規則を作成し、これを行政官廳に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

一 給料その他の報酬

二 労働時間

三 休日及び休暇

前項の船舶所有者は、左の事項について就業規則を作成したときは、これを行政官廳に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

一 定員

二 食料及び衛生

三 被服及び日用品

四 陸上における宿泊、休養、医療及び慰安の施設

五 災害補償

六 失業手当、雇止手当及び退職手当

七 送還

八 教育

九 賞罰

十 その他の労働条件

船舶所有者を構成員とする團體で法人たるものは、その構成員の第一項の船舶所有者について適用される就業規則を作成して、これを届け出ることができる。その変更についても同様とする。

前項の規定による届出があつたときは、同項に規定する船舶所有者は、当該就業規則の作成及びその作成又は変更の届出をしなくてもよい。

第一項乃至第三項の規定による届出には、第九十八條の規定により聴いた意見を記載した書面を添附しなければならない。

(就業規則の作成の手続)

第九十八條 船舶所有者又は前條第三項に規定する團體は、就業規則を作成し、又は変更するには、その就業規則の適用される船舶所有者の使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときは、その労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは、船員の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

(就業規則の監督)

一 新制定法

第九十九條 行政官廳は、法令又は労働協約に違反する就業規則の変更を命ずることができる。

行政官廳は、就業規則が不当であると認めるときは、船員労働委員会の議を経て、その変更を命ずることができる。

(就業規則の効力)

第一百條 就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契約は、その部分については、無効とする。この場合には、雇入契約は、その無効の部分については、就業規則で定める基準に達する労働条件を定めたとみなす。

第十二章 監督

(行政官廳)

第一百一條 行政官廳は、この法律、労働基準法(船員の労働關係について適用される部分に限る。以下同じ)又はこの法律に基いて発する命令に違反する事実があると認めるときは、船舶所有者又は船員に対し、必要な処分をすることができる。

第一百二條 行政官廳は、船舶所有者及び船員の間を生じた労働關係に關する紛争(労働關係調整法第六條の労働争議を除く)の解決について、あつせんすることができる。

(外國における行政官廳の事務)

第一百三條 この法律によつて行政官廳の行うべき事務は、外國にあつては、命令の定めるところにより、日本の領事官がこれを行う。

(行政官廳の事務を行う市町村長)

第七 社会法

第四百四條 主務大臣は、この法律によつて行政官廳の行ふべき事務を市町村長に行わせることができる。

(船員労務官)

第四百五條 主務大臣は、所部の職員の中から船員労務官を命じ、この法律及び労働基準法の施行に関する事項を掌らせる。

第四百六條 船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者又は船員に対し、この法律、労働基準法及びこの法律に基いて発する命令の遵守に關し注意を喚起し、又は勧告をすることができる。

第四百七條 船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶その他の事業場に臨検し、船舶所有者若しくは船員に出頭を命じ、帳簿書類を提出させ、報告をさせ、又は質問をすることができる。

船員労務官は、必要があると認めるときは、旅客その他船内にある者に質問をすることができる。

前二項の場合には、船員労務官は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。

第四百八條 船員労務官は、この法律、労働基準法及びこの法律に基いて発する命令の違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う。

第四百九條 船員労務官は、職務上知り得た秘密を漏してはならない。船員労務官を退職した後においても同様とする。

(船員労働委員会の権限)

第四百十條 船員労働委員会は、労働組合法に定める権限を行う外、

行政官廳の諮問に應じ、この法律及び労働基準法の施行又は改正に関する事項を調査審議する。

船員労働委員会は、船員の労働条件に關して、行政官廳に建議することができる。

(報告事項)

第四百十一條 船舶所有者は、命令の定めるところにより、左の事項について、行政官廳に報告をしなければならない。

- 一 使用船員の数
- 二 給料その他の報酬の支拂状況
- 三 災害補償の実施状況
- 四 その他命令の定める事項

(船員の申告)

第四百十二條 この法律、労働基準法又はこの法律に基いて発する命令に違反する事実があるときは、船員は、命令の定めるところにより、行政官廳、船員労務官又は船員労働委員会にその事実を申告することができる。

船舶所有者は、前項の申告をしたことを理由として、船員を解雇しその他船員に対して不利益な取扱を與えてはならない。

第十三章 雜則

(就業規則等の公示)

第四百十三條 船舶所有者は、この法律、労働基準法、この法律に基いて発する命令、労働協約及び就業規則を記載した書類を船内の見やすい場所に掲示し、又は備え置かなければならない。

(報酬、補償及び手当の調整)

第四百十四條 船舶所有者は、給料その他の報酬、失業手当、送還手当又は傷病手当のうち、その二以上をともに支拂うべき期間については、いずれか一の多額のものを支拂うを以て足りる。

船舶所有者は、給料その他の報酬を支拂うべき場合において雇止手当又は予後手当を支拂うべきときは、給料その他の報酬を支拂うべき限度において、雇止手当又は予後手当の支拂の義務を免れる。

(譲渡又は差押の禁止)

第四百十五條 失業手当、雇止手当、送還の費用又は災害補償を受ける権利は、これを譲り渡し、又は差し押えることができない。給料その他の報酬及び傷病手当をともに支拂うべき期間についての給料その他の報酬を受ける権利(傷病手当の額に相当する部分に關するものに限る。)についても同様とする。

(附加金の支拂)

第四百十六條 船舶所有者は、第四十五條乃至第四十七條、第四十九條、第五十九條第二項、第六十七條第二項又は第七十八條の規定に違反したときは、これらの規定により船舶所有者が支拂うべき金額(第四十七條の場合には送還の費用)についての第二項の規定による請求の時における未拂金額(第五十九條第二項の場合には同條の規定による報酬の最低額と契約で定められた報酬の額との差額)に相当する額の附加金を船員に支拂わなければならない。船員は、裁判所に対する訴によつてのみ前項の附加金の支拂を

一 新制定法

請求することができる。但し、その訴は、同項に規定する違反のあつた時から二年以内にこれをしなければならぬ。

(時効の特則)

第四百十七條 船員の船舶所有者に対する債権は二年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。船舶所有者に対する遺族手当及び葬祭料の債権も同様とする。

(準用規定)

第四百十八條 第三十一條乃至第三十四條、第八十四條第二項及び第一百條の規定は、予備員の雇よう契約にこれを準用する。

(戸籍証明)

第四百十九條 船員、船員にならうとする者、船舶所有者又は船長は、船員又は船員にならうとする者の戸籍について、戸籍事務を管掌する者又はその代理者に対し無償で証明を請求することができる。

(國及び公共團體に対する適用)

第四百二十條 この法律、労働基準法及びこの法律に基いて発する命令は、國、都道府縣、市町村その他これに準ずるものについても適用があるものとする。

(命令の制定)

第四百二十一條 この法律に基いて発する命令は、その草案について公聴会を開いて、船員及び船舶所有者のそれぞれを代表する者並びに公益を代表する者の意見を聴いて、これを制定するものとする。

第十四章 罰則

第二百二十二條 船長がその職権を濫用して、船内にある者に対し義務のない事を行わせ、又は行ふべき権利を妨害したときは、二年以下の懲役に処する。

第二百二十三條 船長が第十二條の規定に違反したときは、五年以下の懲役に処する。

第二百二十四條 船長が第十三條の規定に違反して人命及び船舶の救助に必要な手段を盡さなかつたときは、三年以下の懲役又は三千元以下の罰金に処する。

第二百二十五條 船長が左の各号の一に該当する場合には、二年以下の懲役又は二千元以下の罰金に処する。

一 第十四條の規定に違反したとき。
二 船舶を遺棄したとき。
三 外國において海員を遺棄したとき。

第二百二十六條 船長が左の各号の一に該当する場合には、三千元以下の罰金に処する。
一 第八條、第十條、第十一條、第十六條、第十七條第一項、第三十六條、第五十條第二項又は第五十五條の規定に違反したとき。

二 第九條の規定に違反して予定の航路を変更したとき。
三 第十三條の規定に違反して告げなかつたとき。
四 第十五條の規定に基いて発する命令に違反して水葬に付したとき。

五 第十八條の規定による書類を備え置かず、又は同條第一項第二号乃至第四号の書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

六 第十九條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 第六十七條第三項の規定による帳簿を備え置かず、又は帳簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

第二百二十七條 海員が上長に対し暴行又は脅迫をしたときは、三年以下の懲役又は三千元以下の罰金に処する。

第二百二十八條 海員が左の各号の一に該当する場合には、一年以下の懲役に処する。

一 船舶に急迫した危険のある場合において、船長の許可なく船舶を去つたとき。

二 第十二條乃至第十四條に規定する場合において、船長が人命、船舶又は積荷の救助に必要な手段をとるのに当り、上長の命令に服従しなかつたとき。

三 第三十九條第三項に規定する場合において、人命、船舶又は積荷の緊急救助のために必要な作業に従事しなかつたとき。

四 外國において脱船したとき。
第二百二十九條 船舶所有者が第八十五條第一項又は第二項の規定に違反したときは、一年以下の懲役又は一万元以上の罰金に処する。

第三十條

船舶所有者が第三十三條、第三十四條第一項、第三十五條、第四十五條乃至第四十七條、第四十九條、第五十九條第二項、六十三條第二項、第六十七條第二項、第六十九條、第七十條、第七十四條、第七十八條、第八十條、第八十二條、第八十三條、第八十六條、第八十八條、第八十九條、第九十一條乃至第九十四條若しくは第九十二條第二項の規定に違反し、又は第七十三條の規定に基いて発する命令に違反したときは、六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第三十一條 船舶所有者が左の各号の一に該当する場合には、五千元以下の罰金に処する。

一 第三十二條、第三十四條第二項、第五十三條、第五十四條、第五十六條、第五十八條第一項、第八十一條第一項第二項、第八十五條第三項、第八十七條又は第九十三條の規定に違反したとき。

二 第三十四條第二項の規定により認可を受けた保管又は返還の方法に違反したとき。

三 第一百一十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第三十二條 左の各号の一に該当する者は、これを五千元以下の罰金に処する。

一 第九十七條の規定による就業規則の作成若しくは届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第九十八條の規定に違反した者

新制定法

三 第九十九條の規定による命令に違反した者
四 第一百一條の規定による処分違反した者
五 第一百七條の規定による船員労務官の臨検を拒み、妨げ若しくは忌避し、出頭の命令に應ぜず、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
六 第一百七條の規定による帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
七 第九十九條の規定に違反した者
八 第一百二條第一項に定める場合において、虚偽の申告をした者

第三十三條 左の各号の一に該当する者は、これを三千元以下の罰金に処する。

一 第三十七條の規定に違反して雇入契約の公認を申請しなかつた者

二 詐偽その他の不正行爲を以て雇入契約の公認を受けた者

三 自己の船員手帳を棄損した者

四 第五十條第三項の規定に基いて発する命令に違反した者

五 詐偽その他の不正行爲を以て船員手帳の交付、訂正又は書換を受けた者

六 他人の船員手帳を行使した者
第三十四條 この章のうち船長に適用すべき規定は、船長に代わつてその職務を行う者にこれを適用する。

第七 社会法

第三百三十五條

船舶所有者の代表者、代理人、使用人その他の従業者が船舶所有者の業務に關し第二百二十九條乃至第三百三十一條、第三百三十二條第一号乃至第三号第六号又は第三百三十三條第一号第二号の違反行爲をしたときは、その行爲者を罰する外、その船舶所有者に対して、各本條の罰金刑を科する。但し、船舶所有者（船舶所有者が法人の場合には、その代表者、船舶所有者が営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者の場合には、その法定代理人。以下この條において同じ。）が違反の防止に必要な措置をしたときは、この限りでない。

船舶所有者が前項に定める違反行爲の計画を知つてその防止に必要な措置をしなかつたとき、違反行爲を知つてその是正に必要な措置をしなかつたとき、又は違反行爲を教唆したときは、船舶所有者も行爲者として処罰する。

第九十七條第三項に規定する団体の代表者、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務に關し第三百三十二條第一号乃至第三号の違反行爲をしたときは、前二項の規定を準用する。

附則

第三百三十六條 この法律は、第十章の規定を除いて、公布の日からこれを施行する。

第十章の規定施行の期日は、命令でこれを定める。

第三百三十七條

小形船舶乗組員手帳法は、これを廃止する。

第三百三十八條 従前の船員法第六十八條第三項但書の規定は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

第三百三十九條 この法律施行前に生じた事項については、なお従前の例による。

第四百十條 第十八條の規定は、総トン数二十トン未満の船舶又は平水区域を航行区域とする船舶については、この法律施行の日から六箇月間、これを適用しない。

第四百十一條 第三十七條の規定の適用については、前條に規定する船舶に乗り組む者の雇入契約でこの法律施行の際現に存するものは、これをこの法律施行の際成立したものとみなす。

第四百十二條 第六十條乃至第七十條の規定は、戦時標準型船舶で、行政官廳においてその居住設備が第六十九條の規定による定員数の海員を乗り組ませることが困難なものと認めて、船員労働委員会の議を経て指定したものについては、これを適用しない。

第四百十三條 第八十三條の規定は、沿海区域を航行区域とする船舶については、この法律施行の日から六箇月間、これを適用しない。

第四百十四條 この法律施行前から引き続き年齢十五年未満の者を船員として、又は年齢十八年未満の者を石炭を運び若しくはたく作業に従事する海員として使用するときは、第八十五條の規定は、これらの者については、この法律施行の日から六箇月間、これを適用しない。

第四百十五條 第六十七條第三項、第九十七條及び第三百三十三條の規定は、この法律施行の日から六箇月間、これを適用しない。

第四百十六條 商法の一部を次のように改正する。

第九級	十五箇月
第十級	十二箇月
第十一級	九箇月
第十二級	六箇月
第十三級	四箇月
第十四級	二箇月

(141) 船員法戦時特例を廃止する法律

(昭和二十二年十二月十三日(運輸大)法律第百七十八号(臣署名))

船員法戦時特例は、これを廃止する。

附則

この法律は、公布の日から一箇月を経過した日から、これを施行する。

この法律施行の際現に存する雇入契約につき船員法戦時特例第二條の規定により公認を免除された更新又は変更で、この法律施行の日から最も近い時になされたものは、船員法第三十七條の規定の適用については、この法律施行の日になされたものとみなす。

別表

障害の程度	月	數
第一級	四十八箇月	
第二級	四十二箇月	
第三級	三十九箇月	
第四級	三十六箇月	
第五級	三十三箇月	
第六級	三十箇月	
第七級	二十五箇月	
第八級	二十箇月	
一新制定法		

第七百八條 削除

第七百九條 船長ハ屬具目錄及ヒ運送契約ニ關スル書類ヲ船中ニ備ヘ置クコトヲ要ス

前項ノ屬具目錄ハ外國ニ航行セサル船舶ニ限リ命令ヲ以テ之ヲ備フルコトヲ要セサルモノト定ムルコトヲ得

第七百十條 削除

第七百十一條 削除

第七百十一條 削除

他の法令の規定の適用上商法第七百八條乃至第七百十一條の規定によらなければならないときは、従前のこれらの規定によるものとする。

第四百十七條 商法施行法の一部を次のように改正する。

第二百二十二條中「逓信大臣」を「運輸大臣」に改める。

第三百十條 屬具目錄ノ書式ハ運輸大臣之ヲ定ム